

港区の地域行政 (総合支所)

令和3年度(2021年度)版 事業概要

港区

芝地区総合支所 麻布地区総合支所 赤坂地区総合支所
高輪地区総合支所 芝浦港南地区総合支所

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

はじめに

区は、より便利で、より身近に、より信頼される区役所をめざして、平成 18 年 4 月に「区役所・支所改革」を実施し、総合支所中心の区政運営をスタートしました。各総合支所は、区民にとって、より身近な窓口となるとともに、各地区の課題解決に向けた取組や、区民協働により地域の魅力を高める取組などを積極的に行っています。

また、区民参画組織の皆さんとともに、様々な角度から検討を重ね令和 3 年 3 月に策定しました港区基本計画の地区版計画書（令和 3 年度～令和 8 年度）は、「参画と協働」による計画の推進、地区を取り巻く環境変化への対応、安全・安心に向けた取組の推進、人口増加や財政収支の見通しを踏まえた事業創出を基本的な考え方としています。

各総合支所は、行政、区民、民間、全国各地域との連携の 4 つの力を組み合わせ、地区版計画書に計上した事業を着実に実行し、各地区の地域特性を生かした区政運営を力強く展開してまいります。

「区役所・支所改革」や「参画と協働」により、これまで築いてきた区民との信頼関係や、地域との絆を大切にしながら、地域の課題を地域の皆で解決し、お互いに支え合う、地域の誰もが安全に安心して心豊かに暮らすことができる「港区ならではの地域共生社会」の実現に向けて、職員一丸となって取り組んでまいります。

この「総合支所事業概要」を活用し、各総合支所の取組をご理解いただければ幸いです。

令和 3 年 8 月

芝地区総合支所、麻布地区総合支所、赤坂地区総合支所
高輪地区総合支所、芝浦港南地区総合支所

目 次

総説

港区基本構想がめざす将来像	3
芝地区版計画書の全体像	4
麻布地区版計画書の全体像	5
赤坂地区版計画書の全体像	6
高輪地区版計画書の全体像	7
芝浦港南地区版計画書の全体像	8
各総合支所の組織及び現員	9
各総合支所の主な事務	14
総合支所関係施設一覧	17
各総合支所課別事業別決算（令和2年度）	26

芝地区総合支所の事業

ふれ愛まつりだ、芝地区！	51
芝 de Meet The Art～アートに親しむまち、芝～	52
エコ芝教室【令和3年度新規事業】	55
Arc Island 竹芝【令和3年度新規事業】	56
もっと地域を豊かにする芝地区戦略会議（芝地区区民参画組織 芝会議）	57
芝地区防災力向上プロジェクト	63
地域×事業者 芝の防災底力向上プロジェクト	64
ご近所イノベーション学校～芝に幸せを呼ぶ人づくり～	65
地域をつなぐ！交流の場づくりプロジェクト	67
芝地区「地域情報誌編集会議」	69
芝地区歴史・文化の発信	70
高齢者の買い物支援	71
芝BeeBee's プロジェクト	73
芝・ネイチャー大学校	74
アロマからはじまる～高齢者セーフティネットワーク	75
未来の親体験～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～	76

麻布地区総合支所の事業

おもちゃライブラリー	79
地域間子ども交流 ～あらたなはっけん あらたなきずな～	81
区民参画組織 麻布を語る会	
全体体系図	82
「地域情報の発信分科会」	83
「麻布未来写真館分科会」	85
「麻布地区政策分科会」	87
あざぶ達人ラボ ～次世代へつなぐ麻布の魅力～	88
六本木安全安心プロジェクト～ルール違反ゼロの六本木へ～	90
みんなでまちをよくする「ミナヨク」	91

「地域と事業所」防災連携プロジェクト～更なる共助体制の構築をめざして～	92
AZABU WORLD FESTA	93
地域事業活性化プロジェクト	94
親子でエコっとプロジェクト	95
飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業	96
地域サロン「ちょこっと立ち寄りカフェ」	97

赤坂地区総合支所の事業

赤坂・青山多世代交流促進事業【令和3年度新規事業】	103
区民参画組織 赤坂・青山地区タウンミーティング	
全体体系図	104
「赤坂地区版計画推進分科会」	105
「地域情報の発信・交流分科会」	106
「いきがいつくり推進分科会」	107
赤坂青山「知伝活（ちでんかつ）」プロジェクト【令和3年度新規事業】	108
「まちのお宝発掘プロジェクト」	109
赤坂・青山会議～地元企業等による社会貢献ネットワーク～	110
赤坂・青山みんなで学ぼうさい事業【令和3年度新規事業】	112
赤坂でつながり隊【令和3年度新規事業】	113
地域デビューの集い	114
赤坂・青山 Meet up プロジェクト	116
赤坂親善大使 魅力発信プロジェクト	118
よちよち子育て交流会	119
赤坂・青山子ども共育事業	122
子ども地域間交流事業～離れていても心は一つ！～	124
赤坂・青山シニアファッションista～自分らしく素敵に～	126
赤坂・青山ふれあいサロン	127
講談を活用した地域情報の発信事業	129
赤坂青山 美しいまち マナーのまち宣言	130
違法置き看板ゼロ作戦	133

高輪地区総合支所の事業

あっぷりング高輪フェスティバル	137
たかなわ子どもコミュニティカレッジ	138
たかなわみんなのおしらせばん	139
区民参画組織 タウンミーティングTAKANAWA	
全体体系図	140
「地区版計画策定支援グループ」	141
「地域情報紙グループ」	142
「高輪今昔物語グループ」	143
「高輪みどりを育むプロジェクト」	144
港区チャレンジコミュニティ大学	146
大学連携推進事業	147
自然でつながるたかなわの輪	148
高輪地区防災ボランティア育成事業	149

たかなわ親子防災教室	151
町会・自治会潜在力向上プロジェクト	152
高輪地区商店街にぎわいプロジェクト	153
高輪ほっとひといき子育て支援事業	154
たかなわ防災コミュニティ向上プロジェクト【令和3年度新規事業】	155
高輪情報局【令和3年度新規事業】	156

芝浦港南地区総合支所の事業

芝浦港南地区 歴史と文化の継承	159
みなとパーク芝浦ふれあい空間づくり	160
区民参画組織 港区ベイエリア・パワーアッププロジェクト	
全体体系図	163
「水辺のまち魅力アップ分科会」	164
「みどりのあるまちづくり分科会」	166
「べいあっぷ編集部」	168
「地区版計画検討分科会」	170
水辺のまち魅力アップ事業	171
運河と海辺の活用推進	173
ベイエリア地域防災力向上事業	174
水辺フェスタ	175
地域がつなぐ全国連携	176
お台場発O・MO・TE・NA・SHI事業	177
知生（ちい）き人養成プロジェクト	178
地域の魅力PR事業	180
お台場ふるさとの海づくり事業	182
「泳げる海、お台場」の実現に向けた取組	184
みどりのあるまちづくり事業	185
運河に架かる橋りょうのライトアップ	186
芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト	187
みずベネット	188

管理課

区民センター関連事務	193
個別広聴事務	199
区長と区政を語る会	200
情報公開制度	201
区民協働スペース	202
伝統文化交流館	203
高齢者人材バンク事業	204
いきいきプラザ・児童高齢者交流プラザ（あいぷら）	205
児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ等	207
児童館週末施設開放	210
学童クラブ	211
放課GO→クラブ	212
緊急児童居場所づくり事業	214

学童クラブ児童見守りシステム	215
保育園	216
認定こども園	220
保育園であそぼう	221
港区保育室事業	223
一時保育	225
緊急一時保育	227
いきいきプラザ等地域訪問事業	228
港区災害対応マニュアルに基づく個別訓練（災対地区本部の設置・運営）	229
子育てひろば等事業（あっぴい）	230
みなと保育サポート事業	232

協働推進課

地区の政策形成	237
地域情報番組の制作	238
区民交通傷害保険事業	239
地域葬儀支援事業	240
災害見舞金	241
町会・自治会の支援	244
各総合支所「地域のできごと」	254
区設掲示板設置及び管理	255
清掃事業普及啓発	256
防災住民組織育成・地域防災協議会支援	257
総合防災訓練（地域訓練）	257
防災アドバイザー派遣	258
帰宅困難者対策の推進	259
家具転倒防止器具等助成及び取付支援	260
生活安全活動の支援	
（1）港区生活安全協議会・生活安全活動推進協議会	261
（2）安全・安心まちづくり推進地区の取組（六本木地区）	262
（3）安全・安心まちづくり推進地区の取組（赤坂地区）	263
防犯カメラ等の設置支援等	264
共同住宅防犯対策助成事業	265
住まいの防犯対策助成事業	266
みんなとパトロール	267
老人クラブの活動助成	268
リサイクル団体助成	269
清掃協力会支援事業	270
みなとキャンプ村	271
青少年対策地区委員会活動支援	272
にぎわい商店街事業	
（1）コミュニティ事業	273
（2）商店街活性化事業	273
（3）地域連携型商店街事業	274
（4）商店街地域力向上事業	274
（5）商店街振興アドバイザー派遣事業	275

猫の去勢・不妊手術補助	276
動物の愛護・管理	277
公害の規制・指導 [公害苦情・相談]	278
地域環境美化・みなとタバコルール推進	278
ハクビシン等対策	278

まちづくり課

道路の管理[占用]	281
道路の整備[歩車共存道路の整備]	282
道路の整備[歩道の整備]	283
道路の整備[遮熱性舗装・保水性舗装の推進]	284
道路の整備[電線類の地中化]	286
道路の整備[細街路の整備]	287
道路の維持[道路維持]	288
道路の維持[掘削道路復旧]	289
道路の維持[私道整備]	290
道路の維持[街路灯]	291
道路の維持[道路植栽]	292
道路の維持[交通安全施設・坂名標識・公衆便所]	293
橋りょうの整備・維持	294
公園等の整備・維持[公園・児童遊園の整備]	295
公園等の整備・維持[公園・児童遊園の維持等]	296
公園等の整備・維持[緑地の整備・維持]	298
公園等の整備・維持[遊び場の整備・維持]	299
子どもの遊び場づくり事業 [プレーパーク事業]	300
河川等の管理	301
水防[水防計画]	302
港区アドプト・プログラム	304
緑化推進[みどりの保護]	305
緑化推進[みどりの育成]	305
緑化推進[みどりの普及・啓発]	306
緑化推進[ビオトープづくりの推進]	306
芝地区のまちづくり[環状第二号線新橋・虎ノ門地区]	307
芝地区のまちづくり[汐留地区]	307
地区まちづくりに係る支援制度	308
屋外広告物	309
放置自転車対策	310
あき地の適正管理	316

区民課

総合窓口調整	319
住民基本台帳諸届	320
印鑑登録	323
戸籍関連事務	325
在留管理制度・特別永住者制度	329

住居表示	331
公的個人認証事務	332
電話予約サービス	333
証明書自動交付機	334
証明書コンビニ交付	337
マイナンバーカード（個人番号カード）交付	339
電子申請サービス	341
各種証明書等交付手数料収納事務	342
火葬（埋葬）・改葬許可	344
区民葬儀及び区民葬儀券の発行	345
特別区民税の徴収事務	346
軽自動車税（種別割）の徴収事務	346
臨時運行許可関係事務	346
介護保険の被保険者証の交付及び保険料の収納に関する事務	347
国民健康保険料の減免制度	348
国民健康保険療養費	348
非自発的失業者の保険料の軽減措置	349
国民健康保険その他の医療給付	350
国民健康保険医療費の一部負担金の減額・免除と徴収猶予	351
国民健康保険高額療養費	352
国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給	355
国民健康保険結核・精神医療給付金	355
国民健康保険高齢受給者証	356
後期高齢者医療制度（長寿医療制度）	357
老人性白内障の手術に係る特殊眼鏡等費用の助成	358
心身障害者医療費の助成（ 障 制度）	359
国民年金	361
民生委員・児童委員の活動	365
無料入浴券の給付	371
都営交通の無料乗車券の交付	372
コミュニティバス乗車券の発行	373
救急情報の活用支援事業（救急医療情報キット）	374
高齢者福祉相談	375
高齢者訪問電話	375
高齢者救急通報システム	376
高齢者事業者方式救急通報システム	376
認知症高齢者等おかえりサポート事業	377
高齢者徘徊探索支援	378
高齢者会食サービス	379
高齢者配食サービス	379
高齢者福祉理美容サービス	380
高齢者紙おむつ給付及びおむつ代の助成	380
高齢者寝具乾燥等消毒	381
高齢者福祉キャブ	382
緊急移送サービス利用助成事業	382
共同住宅バリアフリー化支援事業	383
高齢者日常生活用具給付事業	384

高齢者民間賃貸住宅入居支援事業	385
養護老人ホーム入所措置	386
寿商品券等贈呈	387
成年後見審判申立事業	388
高齢者単身世帯実態調査	389
地区における高齢者のセーフティネットワーク構築	390
要介護・要支援認定（申請）	391
障害者控除対象者認定	392
介護給付	393
訓練等給付	393
障害児通所支援	394
相談支援	394
移動支援	395
身体障害者手帳	395
愛の手帳（知的障害者）	396
精神障害者保健福祉手帳	396
身体障害者福祉相談	397
知的障害者福祉相談	397
自立支援医療（更生医療）	398
障害者（児）紙おむつの給付及びおむつ代の助成	399
障害者（児）寝具乾燥等消毒	400
補装具費の支給	401
障害者（児）日常生活用具及び住宅設備改善費の給付等	402
自動車運転免許取得費助成	403
自動車改造費の助成	403
福祉車両（車椅子同乗用）購入費助成	404
心身障害者（児）訪問電話	405
身体障害者等事業者方式救急通報システム	405
障害者（児）徘徊探索支援	406
心身障害者（児）福祉理美容サービス	406
障害者配食サービス	407
入浴サービス	408
NHK放送受信料減免対象世帯の証明	409
タクシー利用券の給付	410
自動車燃料費の助成	410
補助犬の給付	411
重度脳性麻痺者介護事業	412
重度身体障害者（児）居宅生活支援事業	412
重度障害児日中一時支援事業	413
重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業	414
特別障害者手当等（国制度）	415
重度心身障害者手当（都制度）	417
心身障害者福祉手当（区制度）	418
心身障害者（児）福祉キャブ	419
民営バス乗車割引証	420
有料道路障害者割引制度	421
自立支援医療（精神通院医療）	421

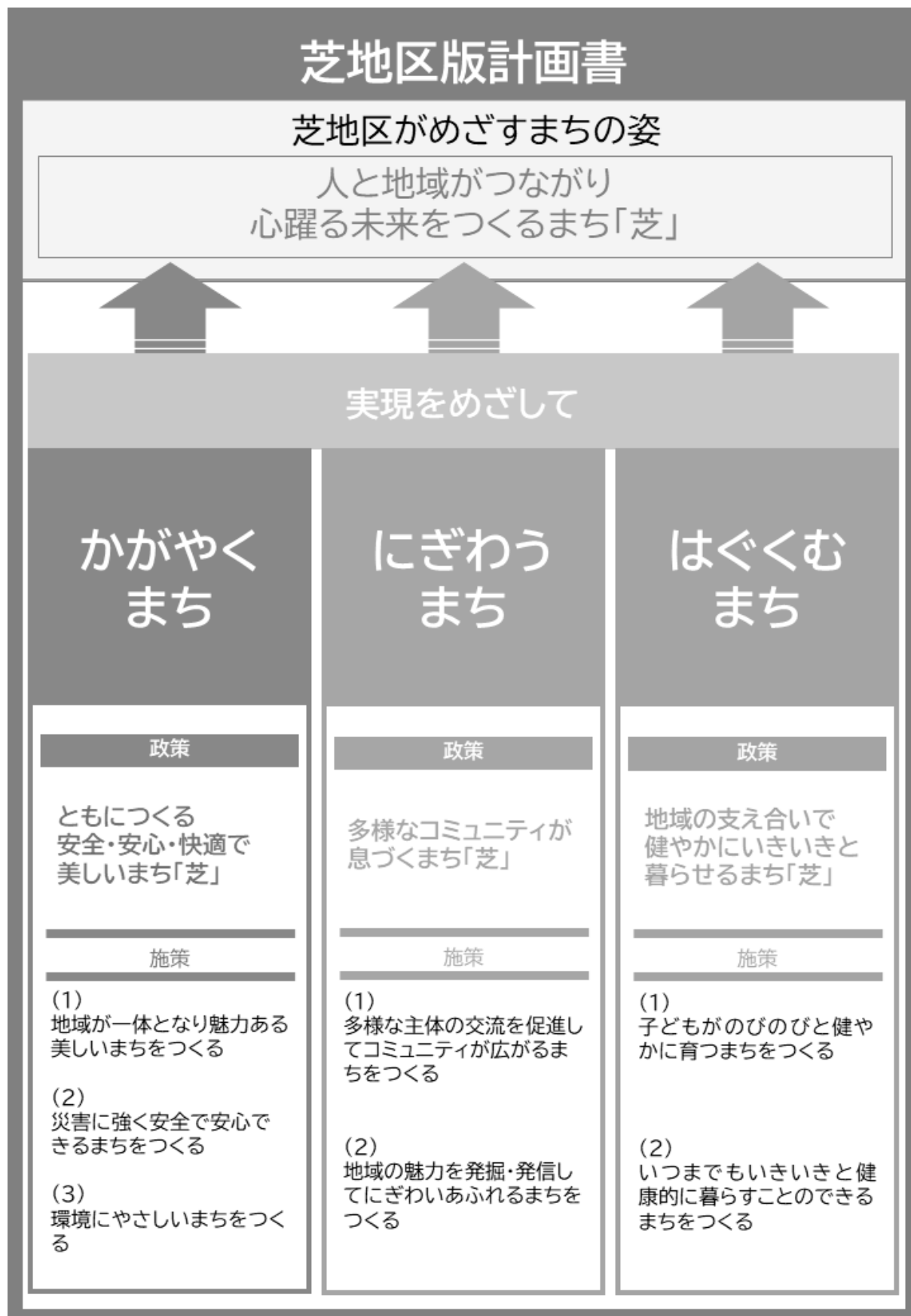
難病等医療費助成	422
小児精神障害者入院医療費助成	422
短期入所（障害者）	423
児童手当・特例給付	424
児童扶養手当	425
特別児童扶養手当	426
児童育成手当（育成手当）	427
児童育成手当（障害手当）	428
子ども医療費助成	429
ひとり親家庭等医療費助成	430
出産費用助成	431
親子ふれあい助成事業	432
狂犬病予防	433
咬傷犬事故処理	434
母子訪問指導	434
養育医療	435
育成医療・療育給付	436
小児慢性疾患医療費助成	437
母子健康手帳の交付	438
都外医療機関、助産院（都内、都外を問わない）での 妊婦健康診査又は新生児聴覚検査費用助成	439
健康手帳の交付	439
精神保健福祉事業	440
保健師・助産師・看護師・管理栄養士学生実習の受け入れ	440
保健師活動	441
生活保護事業	442
就労支援事業	443
生活保護受給者等就労自立促進事業	444
生活保護受給者等メンタルケア支援事業	444
調査訪問体制強化事業	445
法外援護事業	445
自立促進事業	446
被保護者健康管理支援事業	446
生活相談	447
中国残留邦人等支援給付事業	447
路上生活者対策事業	448
戦没者遺家族援護	449
索引	450

総説

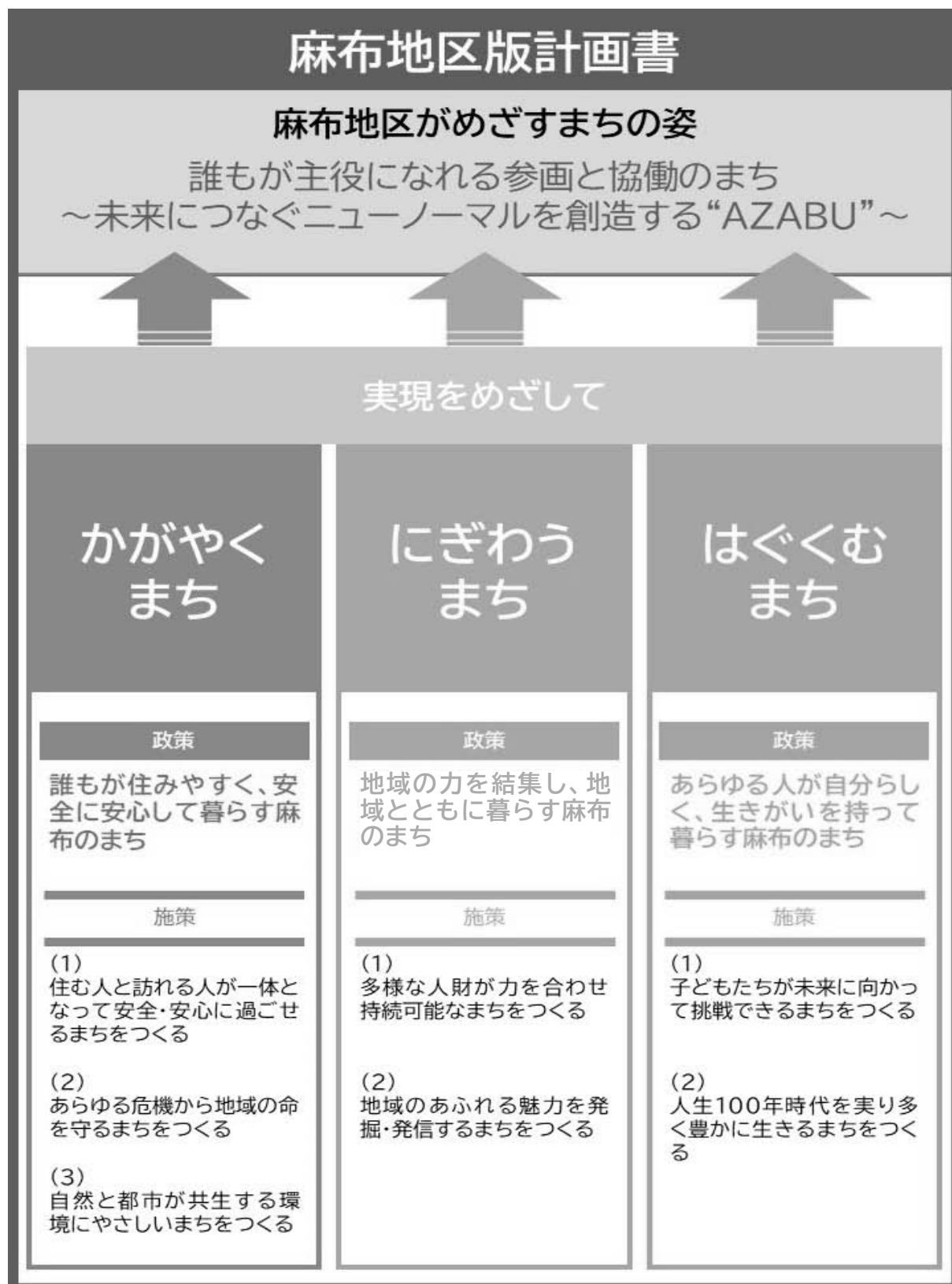
港区基本構想がめざす将来像



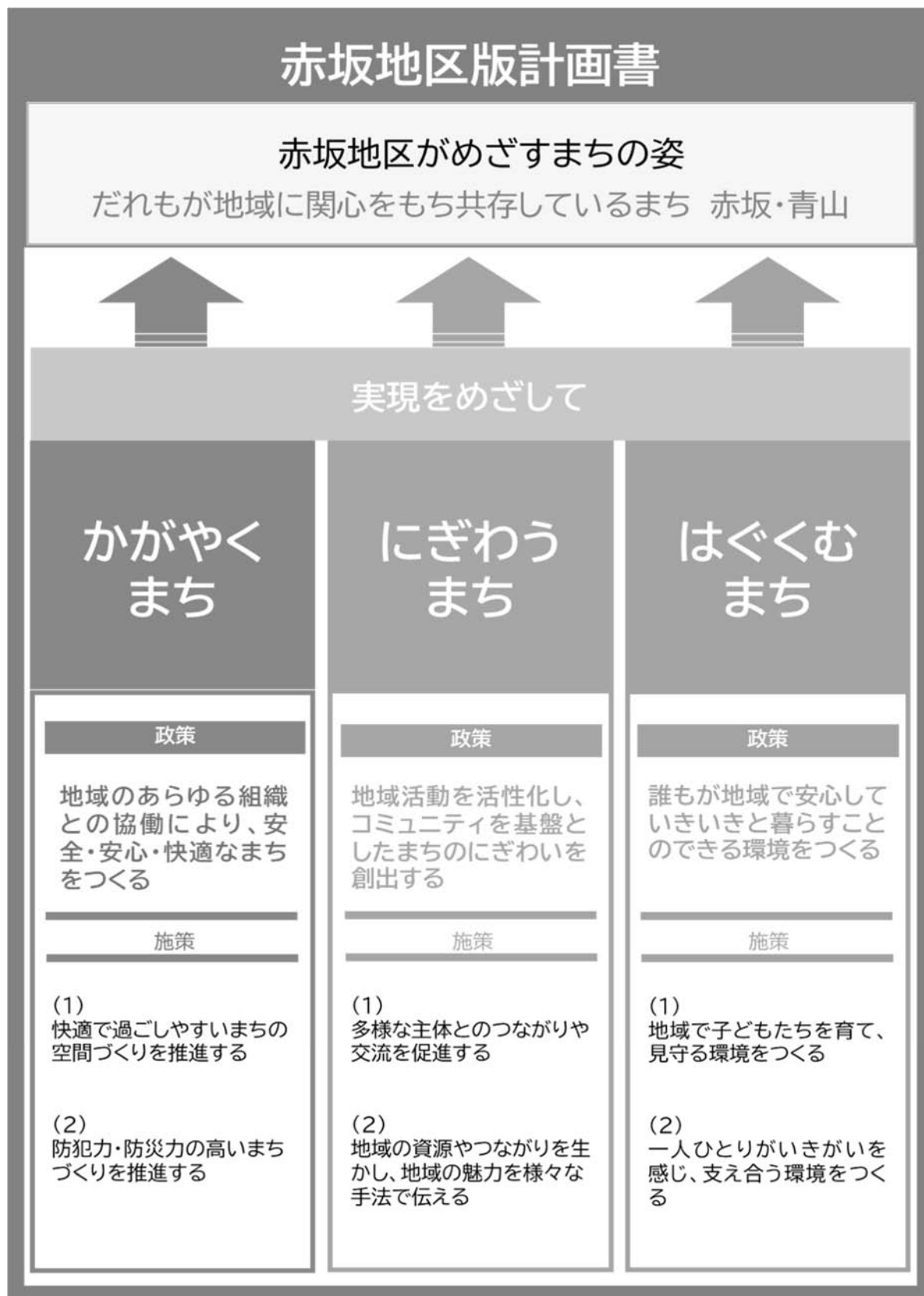
芝地区版計画書の全体像



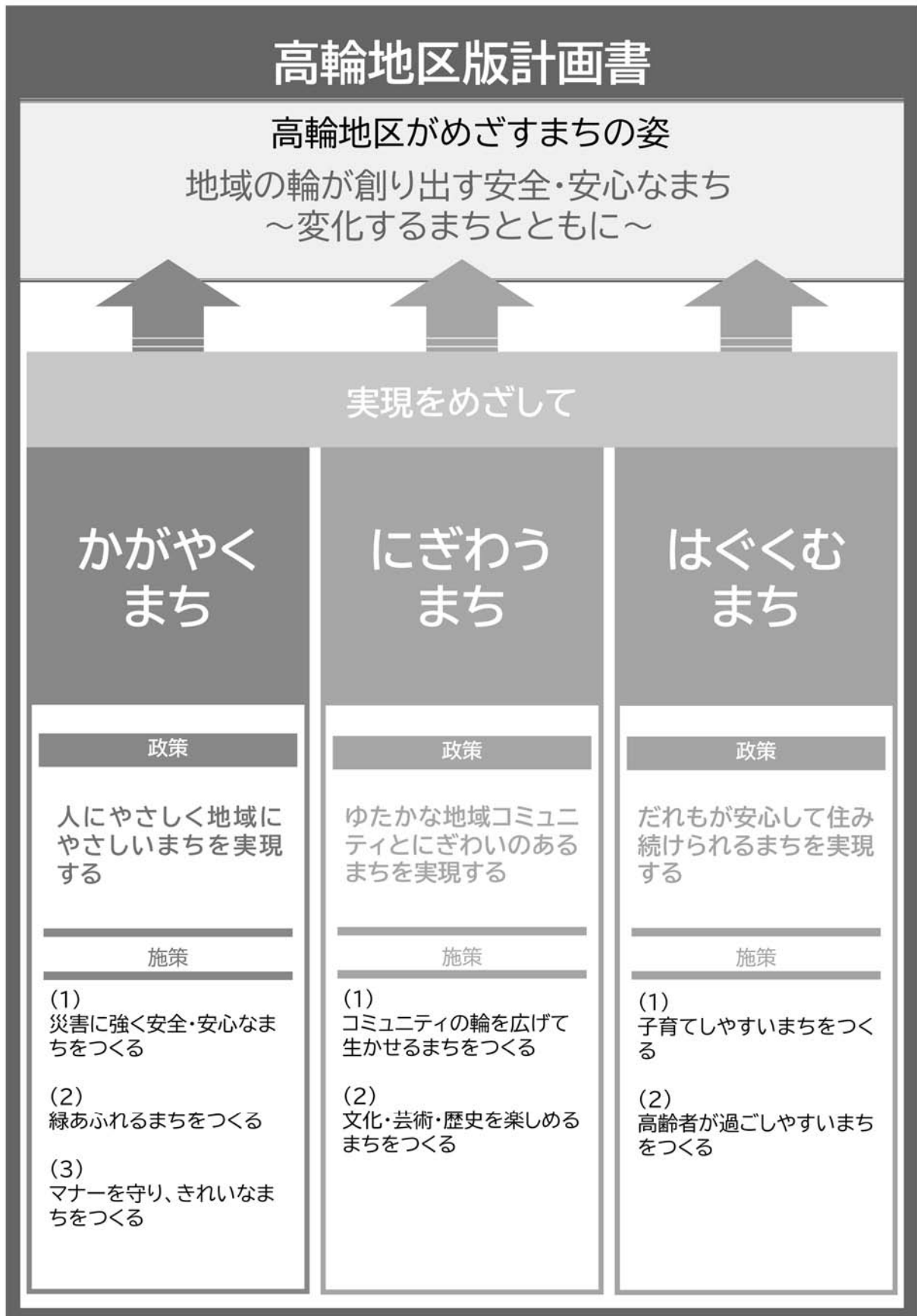
麻布地区版計画書の全体像



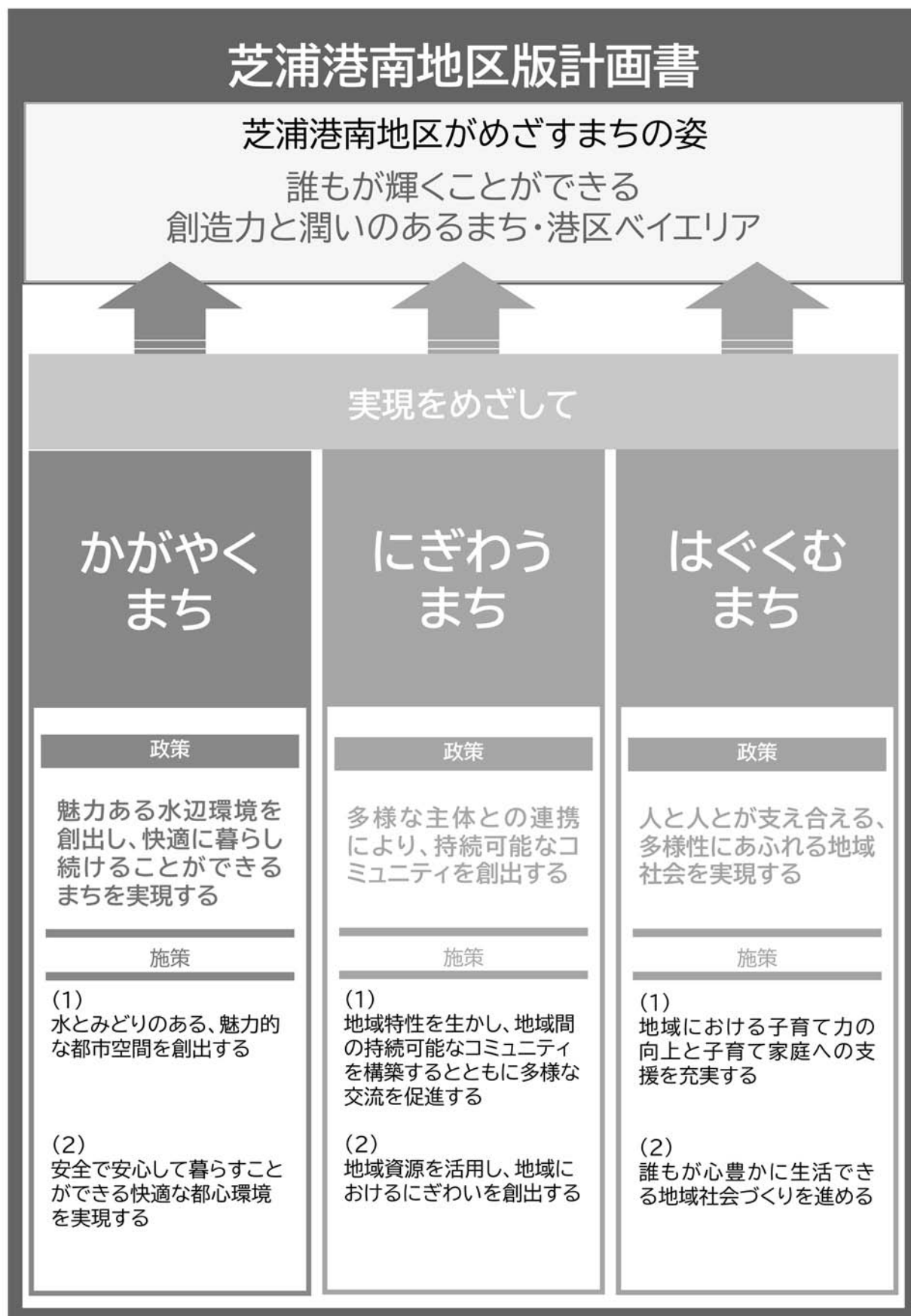
赤坂地区版計画書の全体像



高輪地区版計画書の全体像



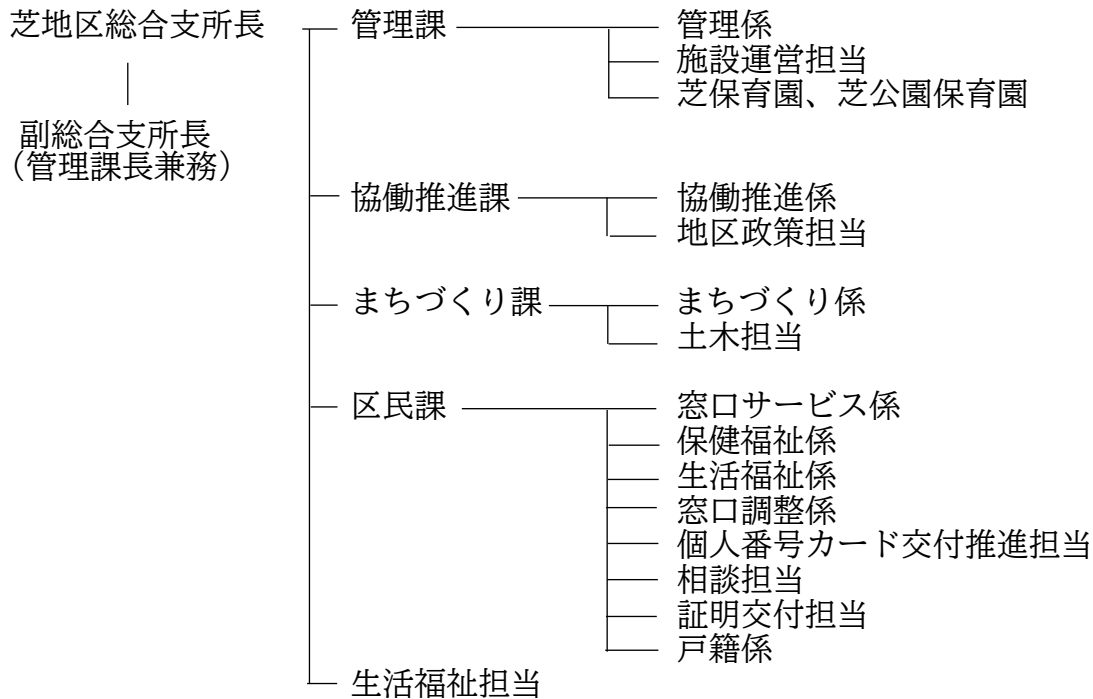
芝浦港南地区版計画書の全体像



各総合支所の組織及び現員

芝地区総合支所

令和3年4月1日現在



(単位：人)

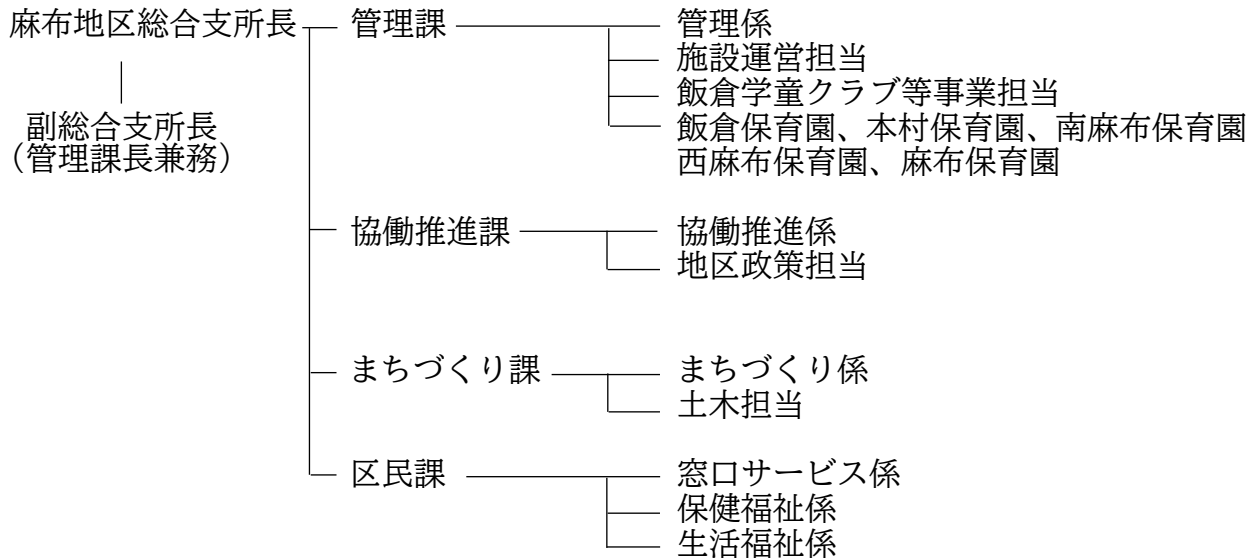
課名	係名	部長級	課長級	係長級	係員
管理課	管理係	1	1	2	4
	施設運営担当			1	
	芝保育園			6	22
	芝公園保育園			3	22
	課計	1	1	12	48
協働推進課	協働推進係		1	1	9
	地区政策担当			1	
	課計		1	2	9
まちづくり課	まちづくり係		1	1	16
	土木担当			2	
	課計		1	3	16
区民課	窓口サービス係			3	24
	保健福祉係			4	9
	生活福祉係			1	6
	窓口調整係		1	1	5
	個人番号カード交付推進担当			1	
	相談担当			1	
	証明交付担当			1	
	戸籍係			3	11
	課計		1	15	55
生活福祉担当			1		
総合支所合計	166	1	5	32	128

※総合支所長は管理課管理係に含みます。

※再任用職員を含みます。

麻布地区総合支所

令和3年4月1日現在



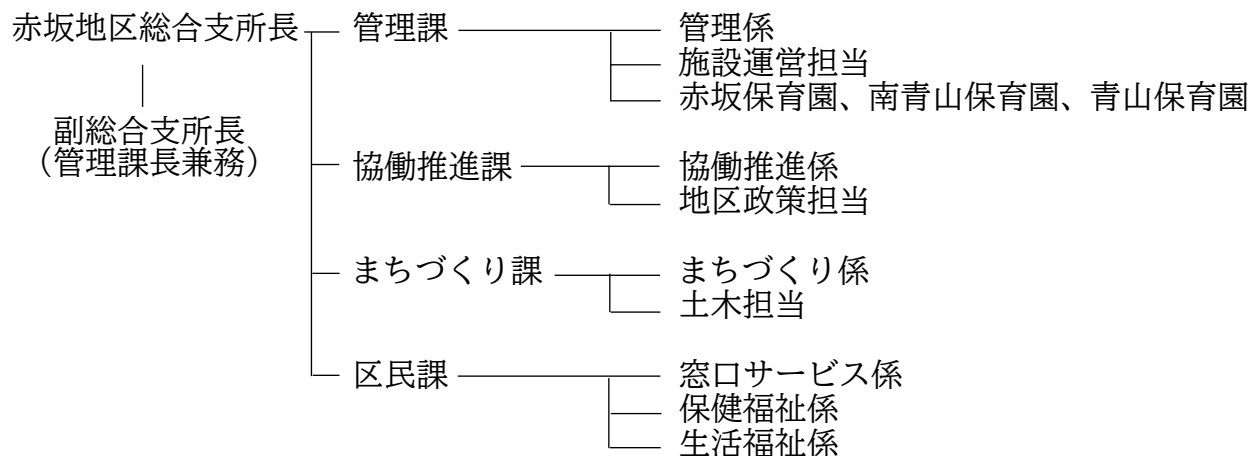
(単位：人)

課名	係名	部長級	課長級	係長級	係員
管理課	管理係	1	1	1	9
	施設運営担当			1	
	飯倉学童クラブ等事業担当			3	3
	飯倉保育園			4	20
	本村保育園			4	18
	南麻布保育園			3	18
	西麻布保育園			4	20
	麻布保育園			4	22
	課計	1	1	24	110
協働推進課	協働推進係		1	1	9
	地区政策担当			1	
	課計		1	2	9
まちづくり課	まちづくり係		1	1	15
	土木担当			2	
	課計		1	3	15
区民課	窓口サービス係		1	2	15
	保健福祉係			5	8
	生活福祉係			1	4
	課計		1	8	27
総合支所合計	203	1	4	37	161

※総合支所長は管理課管理係に含みます。
 ※再任用職員を含みます。

赤坂地区総合支所

令和3年4月1日現在



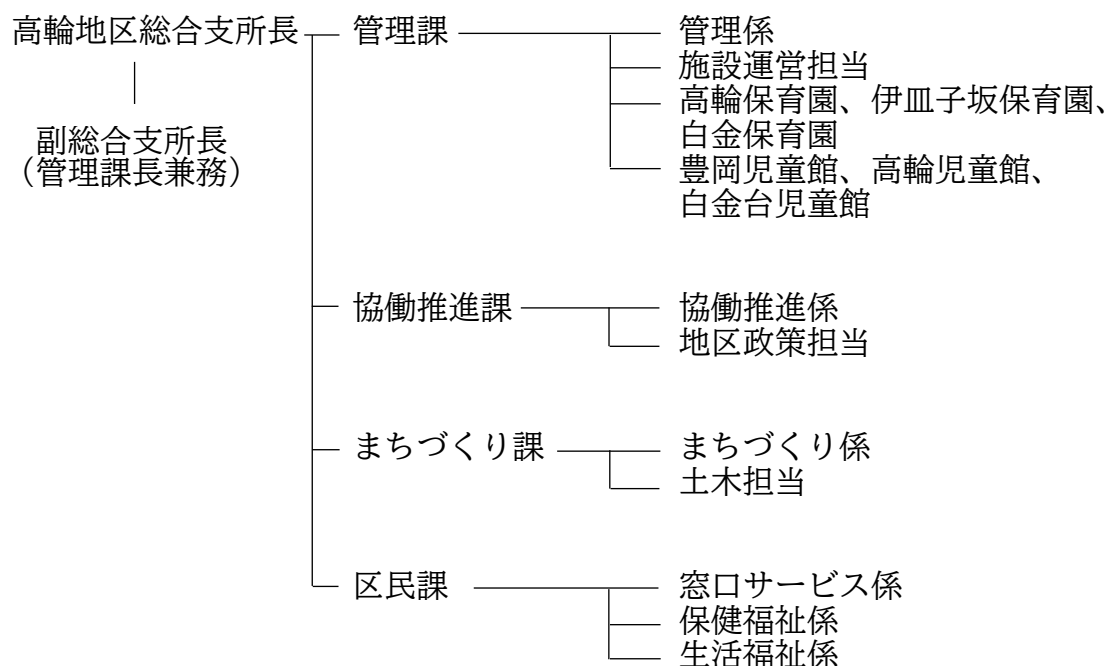
(単位：人)

課名	係名	部長級	課長級	係長級	係員
管理課	管理係	1	1	1	4
	施設運営担当			1	
	赤坂保育園			3	17
	南青山保育園			4	21
	青山保育園			4	20
	課計	1	1	13	62
協働推進課	協働推進係		1	2	8
	地区政策担当			1	
	課計		1	3	8
まちづくり課	まちづくり係		1	1	15
	土木担当			2	
	課計		1	3	15
区民課	窓口サービス係		1	2	9
	保健福祉係			3	8
	生活福祉係			1	4
	課計		1	6	21
総合支所合計	136	1	4	25	106

※総合支所長は管理課管理係に含みます。
 ※再任用職員を含みます。

高輪地区総合支所

令和3年4月1日現在



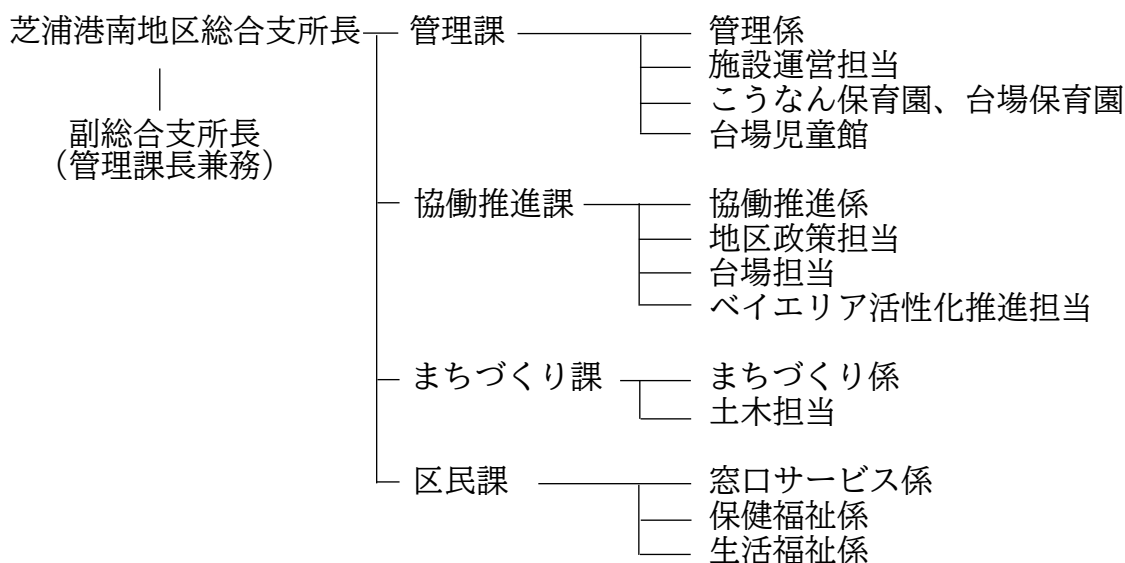
(単位：人)

課名	係名	部長級	課長級	係長級	係員
管 理 課	管 理 係	1	1	1	8
	施 設 運 営 担 当			1	
	高 輪 保 育 園			4	21
	伊 皿 子 坂 保 育 園			3	23
	白 金 保 育 園			4	16
	豊 岡 児 童 館			2	6
	高 輪 児 童 館			1	5
	白 金 台 児 童 館			2	7
	課 計	1	1	18	86
協 働 推 進 課	協 働 推 進 係		1	2	8
	地 区 政 策 担 当			1	
	課 計		1	3	8
ま ち づ くり 課	ま ち づ くり 係		1	1	14
	土 木 担 当			2	
	課 計		1	3	14
区 民 課	窓 口 サ ー ビ ス 係		1	2	13
	保 健 福 祉 係			4	11
	生 活 福 祉 係			1	6
	課 計		1	7	30
総 合 支 所 合 計	174	1	4	31	138

※総合支所長は管理課管理係に含みます。
 ※再任用職員を含みます。

芝浦港南地区総合支所

令和3年4月1日現在



(単位：人)

課名	係名	部長級	課長級	係長級	係員
管理課	管理係	1	1	2	8
	施設運営担当			1	
	こうなん保育園			3	25
	台場保育園			5	18
	台場児童館			4	5
	課計	1	1	15	56
協働推進課	協働推進係		1	1	9
	地区政策担当			1	
	台場担当			1	
	バイエリア活性化推進担当			1	
	課計		1	4	9
まちづくり課	まちづくり係		1	1	14
	土木担当			2	
	課計		1	3	14
区民課	窓口サービス係		1	2	14
	保健福祉係			5	10
	生活福祉係			2	3
	課計		1	9	27
総合支所合計	142	1	4	31	106

※総合支所長は管理課管理係に含みます。

※再任用職員を含みます。

各総合支所の主な事務

管理課

令和3年4月1日

管 理 係	<p>総合支所の予算及び決算 総合支所の調整及び管理運営 職員の服務及び福利厚生 職員の研修及び育成 文書類の收受、配布、発送及び保存 その他施設に関すること 人権問題 同和問題 情報公開 自己情報開示等請求に係る相談 ふるさと納税に係る寄付金の受領 区民の意見、要望、陳情等 区民の声を広く聴くための事業の実施 区民協働スペースの管理運営 総合支所内他の課及び課内他の係等に属しないこと</p> <p>【芝地区総合支所に限る事務】</p> <p>総合支所間の連絡調整 総合支所協議会の運営</p> <p>【芝地区総合支所を除く事務】</p> <p>区民センターの管理運営 区政資料の収集及び提供 区が発行する有償刊行物の販売</p> <p>【芝地区総合支所及び芝浦港南地区総合支所を除く事務】</p> <p>庁内管理及び庁舎の維持管理</p> <p>【芝浦港南地区総合支所に限る事務】</p> <p>庁内管理及びみなとパーク芝浦の施設全体の維持管理 台場コミュニティぷらざの維持管理 伝統文化交流館の管理運営</p>
施 設 運 営 担 当	<p>区立保育園、子ども中高生プラザ、いきいきプラザ等の施設計画 区立保育園及び港区保育室の管理運営 子ども中高生プラザの管理運営 放課後児童健全育成事業等の運営 いきいきプラザの管理運営 子育てひろば事業等の運営</p> <p>【芝地区総合支所・麻布地区総合支所・赤坂地区総合支所を除く事務】</p> <p>児童館の施設計画、管理運営</p> <p>【芝浦港南地区総合支所に限る事務】</p> <p>芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ及び芝浦アイランドこども園の管理運営</p>
飯倉学童クラブ等事業担当(麻布地区総合支所に限る。)	飯倉学童クラブ等の事業運営

協働推進課

協 働 推 進 係	<p>地区の参画及び協働 地域振興 地域自治活動組織の育成 地域振興活動に必要な情報の収集及び提供 社会を明るくする運動 老人クラブの活動支援 防災知識の普及啓発 防災住民組織の育成 地域防災訓練 防災施設の整備に係る調整及び連絡 消防団 生活安全活動等の推進 防犯協会 環境美化の推進 環境の普及啓発 環境及び公害の苦情処理及び相談並びに公害関係法令に基づく指導ごみの発生抑制、再利用及び再生利用の普及啓発及び支援 清掃協力会 青少年対策地区委員会 動物の愛護及び管理等 区民交通傷害保険 区民葬儀及び地域葬儀支援事業 商店街組織の育成指導 火災等の見舞金品等 区民向け住宅の案内地区の政策 地区の全国連携の相談 課内他の係等に属しないこと</p>
地 区 政 策 担 当	<p>地区の政策形成 区民及び特定非営利活動団体等との協働推進 区民参画の推進 地域文化の推進 地域情報の発信 地域の国際化に係る施策の推進 地域の観光資源の発掘、収集及び発信 地区教育会議の連絡調整</p>
台 場 担 当 (芝浦港南地区総合支所に限る。)	<p>芝浦港南地区総合支所協働推進課各係等が行う事務事業の台場地域における連絡調整 台場地域における住民要望の調整 台場コミュニティぷらざの維持管理に係る連絡調整</p>
ベ イ エ リ ア 活 性 化 推 進 担 当 (芝浦港南地区総合支所に限る。)	<p>地域の運河及び海辺に係る施策の推進 地域の運河及び海辺に係る関係団体との連絡調整 水辺空間活用推進会議</p>

まちづくり課

まちづくり係	住民参加のまちづくりの相談及び調整 交通対策の相談 特定地区の開発の調整 道路の通称名 樹木等の保護及び育成 緑化の普及及び啓発 土木施設の占用許可及び使用許可 屋外広告物の許可 土木施設内の放置物件及び屋外広告物の撤去等 自転車等駐車場の管理運営 自転車置場の管理 放置自転車対策 道路美化協力員の活動 空き地の管理の適正化 土木に関すること 課内他の担当に属しないこと
土木担当	土木施設の新設、改良及び維持管理 土木施設の新設、改良及び維持に係る受託工事 土木施設の災害復旧及び防災工事 道路掘削及び復旧工事の指導監督 土木施設の自費工事等及び沿道掘削の許可 私道整備 細街路の拡幅工事 港湾の埋立工事 河川等の改良及び埋立工事 水防作業及び除雪作業 道路上のへい死犬猫 防犯灯の補助 まちづくり相談等に係る支援

区民課

窓口サービス係	<p>住民基本台帳に係る届出の受付 印鑑登録に係る届出の受付 公的個人認証 転入学通知書の交付 外国人の住居地届出 特別永住者証明書 個人番号カードの交付等</p> <p>【芝地区総合支所を除く事務】</p> <p>住民基本台帳に係る証明等 住民基本台帳に係る支援措置 印鑑登録に係る証明 戸籍に係る届出の受付及び相談 戸籍に係る証明等 戸籍届出に係る証明等 住居表示の実施及び町名等の変更に伴う証明 特別区民税（個人都民税を含む。）及び軽自動車税の収納 特別区民税（個人都民税を含む。）及び軽自動車税の納税及び課税の証明 自動車臨時運行許可 原動機付自転車等の登録及び廃車 国民健康保険の資格の得喪、被保険者証の交付、保険料の収納並びに出産育児一時金及び葬祭費の申請受付 介護保険の被保険者証の交付、諸届の受付及び保険料の収納 国民年金の資格の得喪及び諸届の受付 国民年金の保険料の免除並びに未支給年金及び死亡一時金の請求 後期高齢者医療の被保険者証の交付、諸届の受付、保険料の収納及び葬祭費の申請受付 東京都心身障害者医療助成制度による医療証の交付及び諸届の受付 埋火葬及び改葬の許可 区民葬儀券の交付 課内他の係等に属しないこと</p> <p>【芝地区総合支所に限る事務】</p> <p>各総合支所の分掌する事務（住民基本台帳に係る届出の受付、印鑑登録に係る届出の受付及び公的個人認証）の調整 住民基本台帳法による通知 外国人の在留管理制度</p>
保健福祉係	<p>高齢者、障害者、ひとり親家庭及び女性のサービス受付及び相談 児童、ひとり親家庭及び障害者に係る各種手当の申請受付 養護老人ホームの入所措置等 寿商品券等及び敬老事業 高齢者及び障害者の住宅 介護保険の要介護及び要支援の認定の申請受付 地域における高齢者の支援 子ども、ひとり親家庭及び難病の患者に係る医療費助成の申請受付 出産費用の助成の申請受付 育成医療、療育給付、養育医療及び小児慢性疾患医療費助成の申請受付 配偶者からの暴力に係る相談 保育の必要性の認定 認可保育園等の入所 地域における子育て支援 成年後見審判の区長申立事業 障害者の介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具及び地域生活支援事業 身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の受付、交付等 地区保健活動 一般健康相談 母子及び乳幼児の健康相談 精神保健相談 狂犬病予防等 母子健康手帳の交付 妊婦の健康診断費用の申請受付 民生委員・児童委員</p>
生活福祉係	<p>生活相談 被保護世帯の法外援護 被保護世帯に係る無料入浴券の支給 被保護世帯に係る都営交通無料乗車券の交付 被保護世帯に係るごみ袋の交付 旧軍人及び戦没者の遺族等の援護に係る相談及び申請書等の受付</p> <p>【芝地区総合支所に限る事業】</p> <p>路上生活者に対する援護及び自立支援事業等の実施 中国残留邦人等支援給付事務</p>

<p>窓 口 調 整 係 (芝地区総合支所に 限る。)</p>	<p>住民基本台帳事務及び印鑑登録事務の計画及び調整 住居表示 住居表示の実施 及び町名等の変更に伴う証明 総合支所の分掌する前記各事務の取りまとめ 住 民基本台帳及び戸籍事務並びに印鑑登録事務の統計 課内他の係等に属しないこ と</p>
<p>個人番号カード交 付 推 進 担 当 (芝地区総合支所に 限る。)</p>	<p>個人番号カードの交付に係る事務の総合調整 多機能端末機に係るシステム 住 民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 印鑑登録システム 戸籍システム 公的個人認証システム 住民基本台帳閲覧システム 在留カード 等管理システム 総合支所の分掌する前記各事務(個人番号カードの交付に係る事 務の総合調整を除く。)の取りまとめ</p>
<p>相 談 担 当 (芝地区総合支所に 限る。)</p>	<p>特別区民税(個人都民税を含む。)及び軽自動車税の収納 自動車臨時運行許可 原 動機付自転車等の登録及び廃車 国民健康保険の資格の得喪、被保険者証の交付、 保険料の収納並びに出産育児一時金及び葬祭費の申請受付 介護保険の被保険者 証の交付、諸届の受付及び保険料の収納 国民年金の資格の得喪及び諸届の受付 国民年金の保険料の免除並びに未支給年金及び死亡一時金の請求 後期高齢者医 療の被保険者証の交付、諸届の受付、保険料の収納及び葬祭費の申請受付 東京都 心身障害者医療助成制度による医療証の交付及び諸届の受付 総合支所の分掌す る前記各事務の取りまとめ</p>
<p>証 明 交 付 担 当 (芝地区総合支所に 限る。)</p>	<p>住民基本台帳に係る証明等 住民基本台帳に係る支援措置 印鑑登録に係る証明 戸籍に係る証明等 特別区民税(個人都民税を含む。)及び軽自動車税の納税及び 課税の証明 総合支所の分掌する前記各事務の取りまとめ 住民基本台帳の閲覧 住民基本台帳に係る証明及び戸籍に係る証明の郵送請求</p>
<p>戸 籍 係 (芝地区総合支所に 限る。)</p>	<p>戸籍に係る届出の受付及び相談 戸籍届出に係る証明等 埋火葬及び改葬の許可 総合支所の分掌する前記各事務の取りまとめ 戸籍台帳及び諸届書の管理 戸籍 事務の計画及び連絡調整 戸籍事務に係る法令等の周知及び戸籍の研修計画 戸 籍の附票の記載 人口動態調査 相続税法による通知 民事刑事事項名簿 区民 葬儀券の交付</p>

芝浦港南地区総合支所台場分室では、以下の業務を取り扱っています。

<p>芝 浦 港 南 地 区 総 合 支 所 台 場 分 室</p>	<p>芝浦港南地区総合支所協働推進課各係等が行う事務事業の台場地域における連絡及 び調整 台場地域における住民要望の調整 台場コミュニティぶらぎの維持管理に 係る連絡及び調整並びに当該施設内における対応 住民基本台帳に係る届出の受付、 証明等 印鑑登録に係る届出の受付及び証明 外国人の在留管理制度に係る居住地 変更 特別永住者証明書(一部の業務を除く。) 出生届、死亡届及び死産届の受付 戸籍に係る証明等 特別区民税(個人都民税を含む。)及び軽自動車税の収納並びに 納税及び課税の証明 原動機付自転車等の登録及び廃車 国民健康保険の資格の得 喪、被保険者証の交付、保険料の収納並びに出産育児一時金及び葬祭費の申請受付 介護保険の被保険者証の交付、諸届の受付及び保険料の収納 国民年金の資格の得喪 及び諸届の受付 国民年金の保険料の免除並びに未支給年金及び死亡一時金の請求 後期高齢者医療の被保険者証の交付、諸届の受付、保険料の収納及び葬祭費の申請受 付 東京都心身障害者医療助成制度による医療証の交付及び諸届の受付 転入学通 知書の交付 埋火葬及び改葬の許可 区民葬儀券の交付 児童手当 子ども医療費 助成 母子健康手帳の交付 など</p>
--	---

総合支所関係施設一覧

※敷地面積は併設施設を含む
 ※構造 R C 鉄筋コンクリート
 SRC 鉄骨鉄筋コンクリート
 S 鉄骨

総合支所

(令和3年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	竣工年月	敷地面積	建物の構造・延床面積	備考
芝地区総合支所	芝公園 1-5-25 TEL (3578)3111	昭和 62.2	4,599.69㎡	SRC造地下3階地上11階建 29,433.51㎡	港区役所(行政棟)内 (地下1階、1・2階の一部)
麻布地区総合支所	六本木 5-16-45 TEL (3583)4151	昭和 61.11	2,636.36㎡	SRC造地下1階地上3階建 6,317.00㎡	区民センター・災害 対策職員住宅等併設
赤坂地区総合支所	赤坂 4-18-13 TEL (5413)7011	平成 7.12	2,747.00㎡	SRC造一部S造 地下2階地上16階建 19,251.00㎡	区民センター・区立 住宅・健康増進セン ター等併設
高輪地区総合支所	高輪 1-16-25 TEL (5421)7611	平成 7.2	3,832.83㎡	SRC造地下3階地上18階建 20,485.86㎡	区民センター・区立 住宅・図書館等併設
芝浦港南地区 総合支所	芝浦 1-16-1 TEL (3456)4151	平成 26.10	20,179.06㎡	S造一部SRC造、RC造 地下1階地上8階建 50,724.90㎡	消費者センター・介 護予防総合センタ ー・男女平等参画セン ター・港区スポーツ センター・しばう ら保育園分園併設
台場分室	台場 1-5-1 TEL (5500)2365	平成 8.2	18,472.51㎡ (五番街全体)	SRC造一部RC造 地下1階地上13階建 5,387.24㎡	区民センター・保育 園・児童館等併設 (UR住宅内設置)

区民センター

(令和3年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	竣工年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造・延床面積 (敷地面積)	備考
麻布区民センター	六本木 5-16-45 TEL (3583)5487	昭和 61.11	公益財団法人 港区スポーツ ふれあい文化	SRC造地下1階地上3階建 1,416.00㎡	麻布地区総合支所内
赤坂 //	赤坂 4-18-13 TEL (5413)2711	平成 7.12	健康財団 (H31.4.1~ R6.3.31:5年 間)	SRC造一部S造 地下2階地上16階建 4,046.77㎡	赤坂地区総合支所内
高輪 //	高輪 1-16-25 TEL (5421)7616	平成 7.2	社会福祉法人 奉優会 (H31.4.1~ R6.3.31:5年 間)	SRC造地下3階地上18階建 6,428.20㎡	高輪地区総合支所内

施設名	所在地・電話	竣工年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造・延床面積 (敷地面積)	備考
芝浦港南区民センター	芝浦 4-13-1 TEL (3769)8864	昭和 63.6	公益財団法人 港区スポーツ ふれあい文化 健康財団 (H31.4.1~ R6.3.31:5年 間)	RC造地下1階地上24階建 2,020.50㎡ (2,815.45㎡)	
台場 //	台場 1-5-1 TEL (5500)2355	平成 8.2		SRC造一部RC造 地下1階地上13階建 2,202.19㎡	台場分室内

伝統文化交流館

(令和3年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設 年月日	竣工年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造 ・延床面積 (敷地面積)	備考
伝統文化交流館	芝浦 1-11-15 TEL (3455)8451	令和 2.4.1	令和 元.12	伝統文化交流館 運営共同事業体 (R2.4.1~ R7.3.31:5年間)	木造一部RC造 地上2階建 550.35㎡ (642.93㎡)	

いきいきプラザ

(令和3年4月1日現在)

支所	施設名	所在地・電話	開設 年月日	竣工年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造 ・延床面積 (敷地面積)	備考
芝	三田いきいきプラザ	芝 4-1-17 TEL (3452)9421	昭和 38.10.15	平成 7.7	百葉の会・東急コミュニティー共同事業体 (H29.4.1~R4.3.31:5年間)	RC造地下1階地上3階建 1,527.65㎡ (274.57㎡)	災害対策住宅併設
	神明 //	浜松町 1-6-7 TEL (3436)2500	平成 24.9.1	平成 24.7		SRC造地下1階地上8階建 6,085.36㎡ (2,427.97㎡)	保育園・子ども中高生プラザ併設
	虎ノ門 //(とらトピア)	虎ノ門 1-21-10 TEL (3539)2941	平成 19.6.1	平成 19.4		RC造地下1階地上21階建 1,261.74㎡ (745.26㎡)	高齢者在宅サービスセンター併設 (グランスイート虎ノ門内区分所有)
麻布	南麻布 //	南麻布 1-5-26 TEL (5232)9671	平成 3.3.18	平成 2.3	セントラルスポーツ株式会社 (R3.4.1~R4.3.31:1年間)	SRC造一部RC造地下1階地上3階建 2,051.85㎡ (1,766.14㎡)	高齢者在宅サービスセンター・高齢者相談センター併設
	ありす //	南麻布 4-6-7 TEL (3444)3656	平成 26.9.1	平成 26.5		RC造一部S造4階建 2,138.65㎡ (3,922.32㎡)	保育園・子ども中高生プラザ併設
	麻布 //	元麻布 3-9-11 TEL (3408)7888	昭和 39.11.1	平成 17.4		S造プレハブ2階建 343.44㎡ (1,693.75㎡)	仮設

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造・延床面積 (敷地面積)	備考	
	西麻布いきいきプラザ	西麻布 2-13-3 TEL (3486)9166	昭和 58.2.23	平成 26.9		SRC造一部RC造, S造地下1階地上7階 建 2,116.91㎡ (1,579.46㎡)	保育園・子育てひろば・災害対策住宅等併設	
	飯倉 //	東麻布 2-16-11 TEL (3583)6366	昭和 44.4.1	平成 12.5		S造2階建 646.92㎡ (566.15㎡)		
赤坂	赤坂いきいきプラザ	赤坂 6-4-8 TEL (3583)1207	昭和 48.4.1	昭和 48.3	株式会社ピーウォッシュ ・太平ビルサービス 株式会社共同事業 体 (R3.4.1~R4.3.31 :1年間)	RC造3階建 848.70㎡ (503.09㎡)	障害者グループホーム(民設)併設	
	青山 //	南青山 2-16-5 TEL (3403)2011	昭和 58.1.19	昭和 57.11		SRC造地下2階地上2階建 2,471.33㎡ (1,152.45㎡)		
	青南 //	南青山 4-10-1 TEL (3423)4920	昭和 58.2.9	昭和 58.1		RC造2階建 654.98㎡ (499.48㎡)		
高輪	豊岡 //	三田 5-7-7 TEL (3453)1591	昭和 55.9.20	昭和 55.7	社会福祉法人 奉優会 (R3.4.1~R4.3.31 :1年間)	RC造地下1階地上4階建 1,021.24㎡ (-)	児童館内	
	高輪 //	高輪 3-18-15 TEL (3449)1643	昭和 48.8.20	平成 22.12		RC造一部S造地下1階地上3階建 565.54㎡ (-)		保育園内
	白金 //	白金 3-10-12 TEL (3441)3680	昭和 37.6.1	平成 4.5		RC造地下1階地上3階建 1,098.47㎡ (-)		
	白金台 //	白金台 4-8-5 TEL (3440)4627	昭和 55.12.10	平成 2.2		SRC造地下2階地上4階建 2,982.52㎡ (-)		
芝浦 港南	港南 //	港南 4-2-1 TEL (3450)9915	平成 14.4.1	平成 13.10	ピーウォッシュ・太平ビルサービス共同事業体 (H31.4.1~R6.3.31 :5年間)	RC造1階建 1,254.05㎡ (-)	(都営住宅内設置)	

児童高齢者交流プラザ

(令和3年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造・延床面積 (敷地面積)	備考
芝浦アイランド 児童高齢者交流プラザ(あいぷら)	芝浦 4-20-1 TEL (5443)7338	平成 19.4.1	平成 19.3	公益財団法人 東京YMCA (H29.4.1~R4.3.31 :5年間)	SRC造地下1階地上4階建 1,928.30㎡ (-)	こども園内

児童館・学童クラブ

(令和3年4月1日現在)

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物の構造・延床面積	備考
芝	新橋学童クラブ	新橋 6-12-4 TEL (6721)5762	平成 30.9.1	平成 16.6	—	SRC造地上8階建 1,279.92㎡	新橋桜川ビル内 保育室併設
麻布	飯倉 //	東麻布 1-21-2 TEL (3583)6355	平成 19.4.1	平成 19.2	—	S造一部SRC造 地下1階地上5階建 738.65㎡	保育園併設
	東麻布 //	東麻布 2-1-1 TEL (3568)1042	平成 25.4.1	昭和 42.3	—	RC造一部S造4階建 396.68㎡	東麻布二丁目複合 施設内
	南麻布 //	南麻布 2-11-10 TEL (6809)5291	平成 27.4.1	平成 5.10	—	SRC造地下1階地上 8階建 588.66㎡	0Jビル内
高輪	豊岡児童館	三田 5-7-7 TEL (3453)1592	昭和 55.9.20	昭和 55.7	615.36㎡	RC造地下1階地上 4階建 585.91㎡	いきいきプラザ併 設
	高輪 //	高輪 3-18-15 TEL (3449)1642	昭和 48.8.20	平成 22.12	—	RC造一部S造地 下1階地上3階建 930.52㎡	保育園内
	白金台 //	白金台 4-8-5 TEL (3444)1899	平成 2.2.20	平成 2.2	1,323.08㎡	SRC造地下2階地上 4階建 981.72㎡	いきいきプラザ併 設
	桂坂学童クラブ	高輪 2-12-24 TEL (6455)7973	平成 27.4.1	平成 3.10	—	RC造地下1階地上 5階建 996.62㎡	高輪桂坂ビル内
	三光 //	白金 3-18-2 TEL (3441)5273	平成 27.4.1	平成 2.2	—	RC造地下1階地上 5階建 771.50㎡	旧三光小学校内
	白金台 //(ゆかしの杜//)	白金台 4-6-2 TEL (6450)4014	平成 30.4.1	昭和 13.10	—	SRC造地下1階地上 6階搭屋4階建 326.62㎡	ゆかしの杜内
芝浦港南	台場児童館	台場 1-5-1 TEL (5500)2363	平成 8.4.1	平成 8.2	—	SRC造一部RC造 地下1階地上13階建 752.39㎡	台場分室内
	芝浦学童クラブ	芝浦 4-12-28 TEL (5439)5680	平成 26.4.1	昭和 63.1	—	SRC造地下1階地上 8階建 1,475.27㎡	芝浦中島ビル内
	五色橋 //	海岸 3-5-13 TEL (6435)2745	平成 29.9.1	昭和 61.4	—	SRC造地上8階建 1,093.19㎡	五色橋ビル内

子ども中高生プラザ

(令和3年4月1日現在)

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	指定管理者 (指定期間)	建物構造・延床面積 (敷地面積)	備考
芝	神明子ども中高生プラザ	浜松町 1-6-7 TEL (5733)5199	平成 24.9.1	平成 24.7	株式会社日本保育サービス (H29.4.1~R4.3.31 :5年間)	SRC造地下1階地上8 階建 1,325.16㎡	いきいきプラザ 併設

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	指定管理者 (指定期間)	建物構造・延床面積 (敷地面積)	備考
麻布	麻布子ども 中高生 プラザ	南麻布 4-6-7 Tel (5447)0611	平成 26.9.1	平成 26.5	公益財団法人児童育成協会 (R2.4.1~R7.3.31 :5年間)	R C造一部S造4階建 1,637.03㎡	いきいきプラザ・ 保育園併設
赤坂	赤坂 // (プラザ赤坂 なんで~も)	赤坂 6-6-14 Tel (5561)7830	平成 15.4.1	平成 15.2	社会福祉法人東京聖労院 (R3.4.1~R4.3.31 :1年間)	R C造地下1階地上4 階建 1,769.05㎡	特別養護老人 ホームサン・ サン赤坂併設
	赤坂 // 青山館 (カリッパ)	北青山 3-4-1 -201 Tel (5786) 6567	令和 2.4.1	令和 元.10	社会福祉法人東京聖労院 (R3.4.1~R4.3.31 :1年間)	R C造一部S造地上 20階建 861.49㎡	保育園併設 (都営住宅内設 置)
高輪	高輪 // たっふ (TAP)	高輪 1-4-35 Tel (3443)1555	平成 23.12.1	平成 23.10	一般財団法人本所賀川 記念館 (R3.4.1~R4.3.31 :1年間)	S造一部R C造地上4 階建 3,297.12㎡ (2,704.82㎡)	高輪図書館分室 併設
芝浦 港南	港南 // (ブラリバ)	港南 4-3-7 Tel (3450)9576	平成 18.4.1	平成 24.10	本所賀川記念館・太平ビ ルサービス共同事業体 (H30.4.1~R5.3.31 :5年間)	R C造一部S造地上3 階建 3,985.43㎡ (4,788.28㎡)	たかはま保育園 併設

放課GO→クラブ

[16 か所]

(令和3年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積*	備考
芝	放課GO→クラブおなりもん	芝公園3-2-4 Tel (3431)2767	平成 20.6.9	108.72㎡	御成門小学校内
	放課GO→クラブしば	芝2-21-3 Tel (3456)5082	平成 18.4.1	433.00㎡	芝小学校内
	放課GO→クラブあかばね	三田1-4-52 Tel (5443)0331	平成 29.4.1	112.00㎡	赤羽小学校内
麻布	放課GO→クラブあざぶ	麻布台1-5-15 Tel (3583)5883	平成 25.4.1	120.00㎡	麻布小学校内
	放課GO→クラブなんざん	元麻布3-8-15 Tel (3470)9699	平成 18.4.1	216.00㎡	南山小学校内
	放課GO→クラブほんむら	南麻布3-9-33 Tel (3473)4781	平成 20.10.1	128.00㎡	本村小学校内
	放課GO→クラブこうがい	西麻布3-11-16 Tel (3404)3301	平成 21.4.1	190.00㎡	筈小学校内
	放課GO→クラブひがしまち	南麻布1-8-11 Tel (3451)7728	平成 23.4.1	107.37㎡	東町小学校内
赤坂	放課GO→クラブあかさか	赤坂8-13-29 Tel (3404)6931	平成 29.4.1	194.00㎡	赤坂小学校内
	放課GO→クラブあおやま	南青山2-21-2 Tel (5474)2760	平成 27.4.1	183.00㎡	青山小学校内
	放課GO→クラブせいなん	南青山4-19-7 Tel (3404)8610	平成 27.11.1	355.99㎡	青山生涯学習館併設
高輪	放課GO→クラブしろかね	白金台1-4-26 Tel (3440)4321	平成 28.4.1	160.00㎡	白金小学校内
	放課GO→クラブしろかねのおか	白金4-1-12 Tel (3441)8395	平成 27.4.1	239.08㎡	白金の丘小学校内
	放課GO→クラブたかなわだい	高輪2-8-24 Tel (5449)6911	令和 2.7.1	120.40㎡	高輪台小学校内
芝浦 港南	放課GO→クラブしばうら	芝浦4-8-18 Tel (5476)6877	平成 23.4.1	118.70㎡	芝浦小学校内
	放課GO→クラブこうなん	港南4-3-28 Tel (6718)4230	平成 30.4.1	250.93㎡	港南小学校敷地内

*延床面積は、放課GO→クラブ教室として使用している部分を指す。

保育園

(令和3年4月1日現在)

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝	芝保育園	芝 5-18-1-101 TEL (3455)4669	昭和 47.7.1	昭和 48.3	3,333.26㎡	RC造14階建 1,123.49㎡	みなと子育て応援プラザ Pokke 併設 (都営住宅内設置)
	芝公園 //	芝公園 2-7-3 TEL (3438)0435	昭和 54.4.1	平成 26.3	1,470.69㎡	S造3階建 2,287.01㎡	
	神明 // ※指定管理者導入施設 指定管理者:株式会社日本保育サービス (H29.4.1~R9.3.31:10年間)	浜松町 1-6-7 TEL (5733)6822	平成 24.9.1	平成 24.7	—	SRC造地下1階地上8階建 2,496.72㎡	いきいきプラザ併設
麻布	飯倉 //	東麻布 1-21-2 TEL (3583)1786	昭和 39.4.1	平成 19.2	570.74㎡	S造一部SRC造 地下1階地上5階建 1,182.00㎡	学童クラブ併設
	本村 //	南麻布 4-6-7 TEL (3444)2385	昭和 52.4.1	平成 26.5	—	RC造一部S造4階建 1,196.33㎡	いきいきプラザ・子ども 中高生プラザ併設
	南麻布 //	南麻布 4-2-29-101 TEL (3442)8068	昭和 42.12.1	昭和 42.11	1,278.49㎡	RC造4階建 722.45㎡	(都営住宅内設置)
	西麻布 //	西麻布 2-13-3 TEL (3409)4924	昭和 46.10.1	平成 26.9	—	SRC造一部RC 造、S造 地下1階地上7階建 2,161.14㎡	いきいきプラザ・ 子育てひろば・ 災害対策住宅等併設
	麻布 //	六本木 5-16-46 TEL (5545)7135	昭和 26.11.6	平成 26.10	1,969.41㎡	RC造3階建 1,856.40㎡	
	東麻布 // ※指定管理者導入施設 指定管理者:特定 非営利活動法人 ワーカーズコープ (H29.4.1~R9.3.31:10年間)	東麻布 2-1-1 TEL (3584)3811	平成 29.4.1	昭和 42.3	—	RC造一部S造4階 建 1,383.55㎡	東麻布二丁目複合施設内
	元麻布 // ※指定管理者導入施設 指定管理者:社会 福祉法人春和会 (R2.1.1~R11.3.31: 9年3か月間)	元麻布 2-14-12 TEL (5422) 7338	令和 2.1.1	令和 元.11	2,952.79㎡	RC造一部S造 2階建 3,087.72㎡	
赤坂	赤坂 //	赤坂 5-5-26-101 TEL (3583)2155	昭和 53.10.1	昭和 54.4	3,357.67㎡	SRC造 地下1階地上9階建 792.56㎡	(都営住宅内設置)
	南青山 //	南青山 1-3-15 TEL (3401)1650	昭和 46.2.1	平成 19.3	6,784.48㎡ (青山一丁目 スクエア全体)	RC造地下2階地上 14階建 1,100.00㎡	(都営住宅内設置)
	青山 //	北青山 3-4-1-101 TEL (3401)1723	昭和 37.12.1	令和 元.10	8,817.98㎡	RC造一部S造 地上20階建 1,178.22㎡	(都営住宅内設置)

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
高輪	高輪保育園	高輪 3-18-15 Tel (3449)1641	昭和 48.9.1	平成 22.12	1,348.03㎡	RC造一部S造地下1階地上3階建 1,384.30㎡	児童館・いきいきプラザ併設
	伊皿子坂 〃	三田 4-19-30 Tel (3444)7601	平成 25.9.1	平成 25.7	1,118.04㎡	RC造3階建 1,664.82㎡	志田町保育園（平成25年8月31日まで）から移転
	白金 〃	白金 3-10-12 Tel (3441)5076	昭和 36.4.1	平成 4.5	1,133.84㎡	RC造地下1階地上3階建 1,320.35㎡	いきいきプラザ・みなど保育サポート併設
芝浦港南	こうなん 〃	港南 4-2-3-101 Tel (3450)3800	平成 14.4.1	平成 13.10	2,040.33㎡	RC造一部SRC造6階建 1,185.33㎡	(都営住宅内設置)
	台場 〃	台場 1-5-1 Tel (5500)2360	平成 8.4.1	平成 8.2	—	SRC造一部RC造地下1階地上13階建 1,237.10㎡	台場分室内
	たかはま 〃 ※指定管理者導入施設 指定管理者：株式会社日本保育サービス (H30.4.1～R10.3.31:10年間)	港南 4-3-7 Tel (5781)0255	平成 24.12.1	平成 24.10	—	RC造一部S造地上3階建 2,414.82㎡	港南子ども中高生プラザ内
	しばうら 〃 ※指定管理者導入施設 指定管理者：ShoPro-Taihei 共同事業グループ (H27.10.1～R7.3.31:9年6か月間)	芝浦 3-1-16 Tel (5232)1130	平成 27.10.1	平成 27.8	3,036.32㎡	RC造一部S造地上6階建 5,944.99㎡	子育てひろば あっぴい芝浦併設
しばうら保育園分園 ※指定管理者導入施設 指定管理者：ShoPro-Taihei 共同事業グループ (H29.4.1～R7.3.31:8年間)	芝浦 1-16-1 Tel (6453)6346	平成 29.4.1	平成 29.2	—	S造一部SRC造、RC造 地下1階地上8階建 446.11㎡	芝浦港南地区総合支所内	

認定こども園

(令和3年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	指定管理者 (指定期間)	建物の構造・延床面積 (敷地面積)	備考
芝浦アイランドこども園	芝浦 4-20-1 Tel (5443)7337	平成 19.4.1	平成 19.3	公益財団法人 東京 YMCA (H29.4.1～R9.3.31:10年間)	SRC造地下1階地上4階建 1,832.90㎡ (1,800.00㎡)	児童高齢者交流プラザ併設

港区保育室

(令和3年4月1日現在)

支所	施設名	所在地・電話	開設年月日	敷地面積	延床面積	備考
芝	新橋保育室	新橋 6-12-4 新橋 桜川ビル1~4階 TEL(6435)2088	平成 30. 9. 1	605.73㎡	1277.45㎡	学童クラブ併設
	芝公園二丁目〃	芝公園 2-12-10 TEL(3436)6611	平成 30. 4. 1	578.74㎡	735.72㎡	
麻布	南麻布三丁目〃	南麻布 3-5-15 TEL(3443)5711	平成 27. 4. 1	1,107.28㎡	709.10㎡	
赤坂	青南〃	南青山 4-19-18 TEL(5770)3933	平成 22. 4. 1	1,179.37㎡	997.92㎡	
	第二青南〃	南青山 4-19-5 TEL(5770)5366	平成 27. 8. 1	922.22㎡	994.68㎡	
高輪	志田町〃	白金 1-11-16 TEL(6277)2582	平成 26. 4. 1	1,749.80㎡	920.16㎡	
	桂坂〃	高輪 3-19-36 TEL(5475)6646	平成 23. 5. 1	3,160.27㎡	2,201.27㎡	
	白金三丁目〃	白金 3-7-13 TEL(6455)7171	平成 30.11.1	376.52㎡	409.20㎡	
	三光〃	白金 3-18-2 TEL(5860)2116	平成 30.12.1	1,148.27㎡	1,147.09㎡	
芝浦 港南	たまち〃	芝浦 3-4-1 グランパークプ ラザ棟 2階 TEL(5484)6088	平成 22. 6. 1	—	819.88㎡	
	港南四丁目〃	港南 4-2-4 TEL(5796)8863	平成 25. 4. 1	—	299.70㎡	(都営住宅内設置)
	五色橋〃	海岸 3-5-13 五色橋ビル1階 TEL(6435)3201	平成 29. 9. 1	—	663㎡	
	芝浦橋〃	芝浦 4-6-8 田町ファースト ビル 2階 TEL(6865)1004	平成 25.12.1	—	1,501.45㎡	

子育てひろば

(令和3年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備考
みなと子育てサポートハウス「あい・ぼーと」	南青山 2-25-1 TEL (5786)3250	平成 15.9.16	750.00 m ²	
みなと子育て応援プラザ Pokke	芝 5-18-1-102 TEL (6435)0411	平成 20.10.30	821.64 m ²	都営住宅内
子育てひろば あっぴい台場	台場 1-7-1 アクアシティお台場 4階 TEL (5520)9061	平成 20.8.20	86.18 m ²	アクアシティお台場内
子育てひろば あっぴい麻布	六本木 5-12-24 TEL (5114)9900	平成 20.12.16*	309.50 m ²	麻布図書館内
子育てひろば あっぴい港南	港南 2-3-13 品川フロン トビルキッズ館 3階 TEL (6712)0688	平成 23.1.4	131.54 m ²	品川フロントビルキッズ館内
子育てひろば あっぴい港南四丁目	港南 4-2-4 TEL (5796)8862	平成 25.4.1	90.00 m ²	都営住宅内
子育てひろば あっぴい新橋	新橋 6-4-2 TEL (5425)7525	平成 26.4.1	553.66 m ²	きらきらプラザ新橋内
子育てひろば あっぴい西麻布	西麻布 2-13-3 TEL (5467) 7175	平成 26.11.1	356.77 m ²	西麻布いきいきプラザ内 面積に子どもふれあいル ーム部分を含む
子育てひろば あっぴい芝浦	芝浦 3-1-16 TEL (5730) 3252	平成 27.10.1	652.54 m ²	しばうら保育園内
子育てひろば あっぴい赤坂	赤坂 9-4-2 パークコート 赤坂檜町ザタワー 2階 TEL (3475)3900	平成 30.3.26	370.00 m ²	面積にみなと保育サポー ト赤坂部分を含む
子育てひろば あっぴい白金台	白金台 4-6-2 ゆかしの杜 1階 TEL (6450)4249	平成 30.4.1	430.08 m ²	面積にみなと保育サポー ト白金台部分を含む

※現施設での開設は平成26年7月1日です。

みなと保育サポート

(令和3年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備考
みなと保育サポート白金	白金 3-10-12 TEL (5423)4909	平成 24.4.1	127.68 m ²	白金保育園内
みなと保育サポート 港南四丁目	港南 4-2-4 TEL (5796)8861	平成 25.4.22	66.80 m ²	都営住宅内
みなと保育サポート東麻布	東麻布 2-1-1 TEL (5544)8461	平成 26.4.1	61.32 m ²	東麻布二丁目複合施設内
みなと保育サポート赤坂	赤坂 9-4-2 パークコート 赤坂檜町ザタワー 2階 TEL (3475)3902	平成 30.3.26	370.00 m ²	面積に子育てひろばあっ ぴい赤坂部分を含む
みなと保育サポート白金台	白金台 4-6-2 ゆかしの杜 1階 TEL (6450)4298	平成 30.4.1	430.08 m ²	面積に子育てひろばあっ ぴい白金台部分を含む

子どもふれあいルーム

(令和3年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備考
子どもふれあいルーム	西麻布 2-13-3 TEL (5467)7176	平成 26.11.1	356.77 m ²	西麻布いきいきプラザ内 面積に子育てひろばあっ ぴい西麻布部分を含む

各総合支所課別事業別決算（令和2年度）

芝地区総合支所 管理課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					1,657,503,592
総務費					35,860,321
総務管理費					35,860,321
一般管理費					
芝地区芝de Meet The Art					2,696,550
芝地区地域ふれあい事業					0
芝地区区民協働スペース管理運営					29,282,481
芝地区区関係団体交流					0
芝地区見舞金等支給					40,000
芝地区総合支所感謝状贈呈					9,350
広報費					
芝地区区長と区政を語る会					2,200
支所費					
芝管理課運営					3,829,740
防災対策費					
災対芝地区本部					0
民生費					1,621,643,271
社会福祉費					403,301,439
社会福祉施設費					
芝地区いきいきプラザ（3館）管理運営					403,301,439
児童福祉費					1,218,341,832
児童福祉総務費					
芝地区放課GO→クラブ					112,603,383
芝地区保育園地域開放					58,546
神明子ども中高生プラザ管理運営					109,402,617
芝地区区立保育園（2園）維持管理					80,387,475
神明保育園管理運営					285,417,303
芝地区港区保育室事業					513,622,472
芝地区区立保育園（2園）事業					7,198,318
芝地区学童クラブ（港区学童クラブ）					109,651,718

芝地区総合支所 協働推進課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額	
一般	会	計			283,028,414	
			総務費		232,733,852	
			総務管理費		232,733,852	
			一般管理費	芝地区生活安全活動推進事業	10,551,100	
				青色防犯パトロール	157,835,287	
				芝地区町会等活動支援	16,341,812	
				芝地区生活安全・環境美化活動推進事業	672,362	
				芝地区掲示板管理	3,429,085	
				芝地区もっと地域を豊かにする芝地区戦略会議	1,156,542	
				芝地区地域をつなぐ！交流の場づくりプロジェクト	13,250,000	
				芝地区ご近所イノベーション学校	3,400,000	
				芝地区地区組織活動助成	0	
				芝地区芝BeeBee'sプロジェクト	3,607,060	
				芝地区芝・ネイチャー大蔵校	634,750	
				芝地区区民参画組織運営	662,403	
				区民交通傷害保険	596,111	
				広報費	芝地区地域情報の発信	4,715,205
			企画調査費	芝地区港区基本計画（地区版計画書）策定	7,042,076	
			支所費	芝協働推進課運営	3,875,872	
				防災対策費	芝地区地域防災力向上	1,241,985
					芝地区総合防災訓練	4,202
					芝地区事業者向け防災セミナー	3,718,000
			芝地区地域×事業者 芝の防災底力向上プロジェクト		0	
			環境清掃費		46,950,885	
			環境費		41,224,225	
			環境総務費	芝地区みなとタバコルール推進	39,273,080	
				芝地区環境美化啓発	1,848,000	
			公害対策費	芝地区公害防止指導	103,145	
				芝地区環境改善	0	
			清掃費		5,726,660	
			リサイクル推進費	芝地区リサイクル団体助成	5,726,660	
			民生費		2,596,677	
			社会福祉費		2,596,677	
			老人福祉費	芝地区老人クラブ助成	2,596,677	
				応急救助費	芝地区災害見舞金	0
			衛生費		747,000	
			保健衛生費		747,000	
			環境衛生費	芝地区動物相談・指導	747,000	

芝地区総合支所 まちづくり課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額	
一般会計					750,233,833	
総務費					401,500	
総務管理費					401,500	
一般管理費					芝地区歴史・文化の発信	401,500
環境清掃費					1,649,750	
環境費					1,649,750	
環境総務費					芝地区保護樹木・樹林助成	1,154,750
					芝地区緑化普及啓発	495,000
民生費					820,450	
社会福祉費					820,450	
社会福祉総務費					芝地区高齢者の買い物支援	820,450
土木費					747,362,133	
土木管理費					150,139,979	
土木総務費					芝地区放置自転車対策	71,951,220
					芝地区まちづくり課運営	6,574,252
					芝地区土木車両管理	1,107,290
					芝地区土木資材置場等維持管理	151,696
土木施設管理費					芝地区自転車等駐車場管理運営	70,355,521
道路橋りょう費					380,136,714	
道路橋りょう総務費					芝地区占用業務	6,975,573
道路維持費					芝地区道路清掃	80,056,193
					芝地区動物死体処理	198,000
					芝地区道路・側溝等維持管理	152,495,306
					芝地区公衆便所維持管理	12,791,370
					新橋駅西口広場維持管理	923,197
					芝地区街路灯維持管理	36,206,808
					芝地区交通安全施設維持管理	13,324,870
					芝地区自転車利用環境整備推進	1,078,616
道路新設改良費					芝地区歩道整備	4,161,300
					芝地区電線類地中化整備	19,020,210
					芝地区区道バリアフリー化の推進	2,594,746
					芝地区遮熱性舗装等の整備	0
橋りょう維持費					芝地区橋りょう維持管理	28,164,731
橋りょう新設改良費					芝地区橋りょうの整備	21,039,700
受託事業費					芝地区掘さく道路復旧	171,226
私道等整備費					芝地区私道整備	478,368
					芝地区防犯灯設置助成	456,500

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
			河川費		2,672,174
		河川総務費		芝地区水害予防措置	110,165
				芝地区河川等維持管理	2,293,114
		排水場費		芝地区排水場維持管理	268,895
			公園費		214,413,266
		公園管理費		芝地区公園整備	858,000
				芝地区公園維持管理	3,974,893
				芝地区公園管理運営	134,940,414
				芝地区公園バリアフリー化の推進	1,287,000
		児童遊園管理費		芝地区児童遊園整備	0
				芝地区児童遊園等維持管理	7,610,253
				芝地区児童遊園管理運営	37,470,506
				芝地区快適な児童遊園トイレの整備	28,272,200
			都市計画費		0
			都市整備費	芝地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	0

芝地区総合支所 区民課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					605,305,824
総務費					603,338,868
総務管理費					19,716,540
住居表示費					4,560,006
住居表示協議会					0
支所費					15,156,534
芝区民課運営					
戸籍住民基本台帳費					583,622,328
戸籍事務費					2,260,507
芝地区戸籍事務					
戸籍システム					46,618,091
住民基本台帳費					271,896,792
芝地区住民記録事務					
証明書自動交付事務					41,759,382
通知カード・個人番号カード交付事務					220,871,610
外国人住民管理費					215,946
中長期在留者住居地届出等事務					
民生費					1,797,634
社会福祉費					1,516,010
社会福祉総務費					204,550
芝地区救急情報の活用支援事業					
芝地区成年後見審判申立事業					750,010
芝地区高齢者福祉事務					368,967
芝地区アロマからはじまる高齢者セーフティネットワーク					0
障害者福祉費					192,483
芝地区障害者福祉事務					
児童福祉費					253,420
芝地区保育所入所等事務					253,420
国民年金費					28,204
基礎年金事務費					28,204
芝地区国民年金事務					
衛生費					169,322
保健衛生費					169,322
保健衛生総務費					158,608
芝地区地域保健活動					
環境衛生費					10,714
芝地区狂犬病予防					

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
国民健康保険事業会計					244,755
総務費					244,755
総務管理費					244,755
一般管理費					244,755
芝地区国民健康保険事業運営					

芝地区総合支所 生活福祉担当

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					635,578
		民生費			635,578
		生活保護費			635,578
		生活保護総務費	芝地区生活保護施行事務		90,114
	芝地区生活保護医療扶助施行事務		13,722		
	路上生活者自立支援		531,742		

各総合支所課別事業別決算（令和2年度）

麻布地区総合支所 管理課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					2,059,280,220
総務費					161,817,282
総務管理費					121,401,175
一般管理費					0
麻布地区地方交流事業					0
麻布地区区関係団体交流					4,000
麻布地区見舞金等支給					0
麻布地区区民協働スペース管理運営					31,343,792
麻布地区総合支所感謝状贈呈					6,543
支所等建設費					3,172,400
旧飯倉小学校跡地活用施設整備					3,172,400
広報費					0
麻布地区区長と区政を語る会					0
支所費					81,013,200
麻布地区総合支所維持管理					81,013,200
麻布管理課運営					5,650,205
防災対策費					211,035
災対麻布地区本部					211,035
区民施設費					40,416,107
区民施設管理費					40,416,107
麻布区民センター管理運営					40,416,107
民生費					1,897,462,938
社会福祉費					488,903,442
社会福祉施設費					477,666,442
麻布地区いきいきプラザ(5館)管理運営					477,666,442
社会福祉施設建設費					11,237,000
麻布いきいきプラザ等改築					11,237,000
児童福祉費					1,408,559,496
児童福祉総務費					182,026,036
麻布地区放課GO→クラブ					182,026,036
麻布地区保育園地域開放					80,561
児童福祉施設費					2,588,509
麻布地区学童クラブ(飯倉学童クラブ)					2,588,509
麻布地区学童クラブ(港区学童クラブ)					109,766,850
麻布地区区立保育園(5園)維持管理					144,802,110
麻布地区区立保育園(5園)事業					12,005,227
麻布子ども中高生プラザ管理運営					119,084,123
東麻布保育園管理運営					346,312,371
麻布地区港区保育室事業					170,893,229
元麻布保育園管理運営					321,000,480

麻布地区総合支所 協働推進課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					100,202,089
総務費					75,501,035
総務管理費					75,501,035
一般管理費					
麻布地区生活安全活動推進事業					9,753,100
麻布地区生活安全・環境美化活動推進事業					246,808
麻布地区掲示板管理					3,836,096
麻布地区地区組織活動助成					92,140
麻布地区町会等活動支援					12,772,721
麻布地区みんなでまちをよくする「ミナヨク」					7,425,000
麻布地区 AZABU WORLD FESTA					4,695,000
麻布地区麻布未来写真館					4,503,400
麻布地区麻布の魅力探訪事業					4,496,250
麻布地区六本木安全安心プロジェクト					5,489,000
麻布地区六本木地区安全安心まちづくり推進会議					3,368,750
広報費					5,941,708
麻布地区地域情報の発信					
支所費					1,508,025
麻布協働推進課運営					
防災対策費					
麻布地区地域防災力向上					1,108,800
麻布地区総合防災訓練					2,833,751
麻布地区「地域と事業所」防災連携プロジェクト					855,360
企画調査費					6,575,126
麻布地区港区基本計画（地区版計画書）策定					
環境清掃費					20,786,043
環境費					15,528,787
環境総務費					
麻布地区みなとタバコルール推進					15,253,227
麻布地区環境美化啓発					183,392
公害対策費					
麻布地区公害防止指導					87,768
麻布地区環境改善					4,400
清掃費					5,257,256
清掃管理費					0
麻布地区清掃事業普及・啓発					
リサイクル推進費					5,257,256
麻布地区リサイクル団体助成					
民生費					2,378,311
社会福祉費					2,378,311
老人福祉費					2,288,311
麻布地区老人クラブ助成					
応急救助費					90,000
麻布地区災害見舞金					
衛生費					1,536,700
保健衛生費					1,536,700
環境衛生費					1,536,700
麻布地区動物相談・指導					

麻布地区総合支所・まちづくり課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					947,482,005
環境清掃費					4,466,481
環境費					4,466,481
環境総務費					
麻布地区保護樹木・樹林助成					1,430,360
麻布地区緑化普及啓発					1,458,790
麻布地区みんなでエコっとプロジェクト					1,094,211
飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業					483,120
衛生費					0
保健衛生費					0
環境衛生費					0
麻布地区衛生害虫等防除対策					0
土木費					943,015,524
土木管理費					162,466,019
土木総務費					
麻布地区彫刻維持管理					220,000
麻布地区放置自転車対策					75,610,843
麻布地区まちづくり課運営					2,462,988
麻布地区土木車両管理					363,964
麻布地区土木資材置場等維持管理					66,645
土木施設管理費					83,741,579
麻布地区自転車等駐車場管理運営					83,741,579
道路橋りょう費					431,797,431
道路橋りょう総務費					748,973
麻布地区占用業務					748,973
道路維持費					
麻布地区道路清掃					22,704,737
麻布地区動物死体処理					560,560
麻布地区道路・側溝等維持管理					119,227,426
麻布地区公衆便所維持管理					19,627,363
麻布地区街路灯維持管理					8,037,172
麻布地区交通安全施設維持管理					8,296,165
麻布地区自転車利用環境整備推進					2,550,900
道路新設改良費					
麻布地区歩道整備					21,054,000
麻布地区電線類地中化整備					126,654,437
麻布地区区道バリアフリー化の推進					1,844,700
橋りょう維持費					89,848,388
麻布地区橋りょう維持管理					89,848,388
受託事業費					382,800
麻布地区掘さく道路復旧					382,800
私道等整備費					10,098,000
麻布地区私道整備					10,098,000
麻布地区防犯灯設置助成					161,810
河川費					21,291,599
河川総務費					125,894
麻布地区水害予防措置					125,894
麻布地区河川等維持管理					21,165,705
公園費					327,149,475
公園管理費					
麻布地区公園整備					102,676,860
麻布地区公園維持管理					29,601,460
麻布地区公園管理運営					138,781,100
麻布地区公園バリアフリー化の推進					3,036,000
麻布地区快適な公園トイレの整備					3,608,000
児童遊園管理費					16,133,784
麻布地区児童遊園等維持管理					16,133,784
麻布地区児童遊園管理運営					33,312,271
都市計画費					311,000
都市整備費					311,000
麻布地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣					311,000

麻布地区総合支所 区民課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					15,765,863
総務費					10,007,198
総務管理費					8,535,610
支所費					8,535,610
麻布区民課運営					
戸籍住民基本台帳費					1,471,588
戸籍事務費					415,923
麻布地区戸籍事務					
住民基本台帳費					1,055,665
麻布地区住民記録事務					
民生費					5,485,002
社会福祉費					5,087,094
社会福祉総務費					987,600
麻布地区成年後見審判申立事業					
麻布地区救急情報の活用支援事業					265,485
老人福祉費					279,203
麻布地区高齢者福祉事務					
麻布地区地域サロン事業					3,432,000
障害者福祉費					122,806
麻布地区障害者福祉事務					
児童福祉費					247,260
児童福祉総務費					247,260
麻布地区保育所入所等事務					
生活保護費					112,544
生活保護総務費					85,078
麻布地区生活保護施行事務					
麻布地区生活保護医療扶助施行事務					27,466
国民年金費					38,104
基礎年金事務費					38,104
麻布地区国民年金事務					
衛生費					273,663
保健衛生費					273,663
保健衛生総務費					228,537
麻布地区地域保健活動					
環境衛生費					45,126
麻布地区狂犬病予防					

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
国民健康保険事業会計					9,999
総務費					9,999
総務管理費					9,999
一般管理費					9,999
麻布地区国民健康保険事業運営					

各総合支所課別事業別決算（令和2年度）

赤坂地区総合支所 管理課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					1,548,649,242
総務費					409,301,491
総務管理費					356,230,730
一般管理費					85,184
赤坂地区総合支所感謝状贈呈					85,184
赤坂地区区関係団体交流					0
赤坂地区見舞金等支給					0
広報費					0
赤坂地区区長と区政を語る会					0
支所費					329,855,324
赤坂地区総合支所維持管理					329,855,324
赤坂管理課運営					4,410,772
赤坂地区総合支所等改修					21,780,000
防災対策費					99,450
災対赤坂地区本部					99,450
区民施設費					53,070,761
区民施設管理費					53,070,761
赤坂区民センター管理運営					53,070,761
民生費					1,139,347,751
社会福祉費					211,275,580
社会福祉施設費					211,275,580
赤坂地区いきいきプラザ(3館)管理運営					211,275,580
児童福祉費					928,072,171
児童福祉総務費					121,467,096
赤坂地区放課GO→クラブ					121,467,096
赤坂地区保育園地域開放					81,235
児童福祉施設費					195,376,077
赤坂子ども中高生プラザ管理運営					195,376,077
赤坂地区区立保育園(3園)維持管理					88,716,730
赤坂地区港区保育室事業					514,720,555
赤坂地区区立保育園(3園)事業					7,710,478

赤坂地区総合支所 協働推進課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					118,916,115
総務費					67,072,090
総務管理費					67,072,090
一般管理費					
赤坂地区生活安全活動推進事業					10,764,784
赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会支援					99,880
赤坂地区生活安全・環境美化活動推進事業					195,164
赤坂地区掲示板管理					3,963,542
赤坂地区町会等活動支援					11,516,440
赤坂地区地域デビューの集い					1,303,357
赤坂地区もっと知りたい赤坂・青山					4,135,450
赤坂地区赤坂・青山国際化プロジェクト					41,250
赤坂地区赤坂・青山マイホームタウンプロジェクト					2,597,692
赤坂地区赤坂・青山子ども中高生共育(ともいく)事業					8,994,881
赤坂地区広げよう交流の輪					252,164
赤坂地区赤坂・青山シニアファッショニスタ					5,592,070
赤坂地区地区組織活動助成					75,982
広報費					4,061,509
赤坂地区地域情報の発信					
企画調査費					6,565,037
赤坂地区港区基本計画(地区版計画書)策定					
支所費					1,872,210
赤坂協働推進課運営					
防災対策費					4,604,600
赤坂地区帰宅困難者対策					
赤坂地区地域防災力向上					436,078
赤坂地区総合防災訓練					0
環境清掃費					49,541,839
環境費					45,158,211
環境総務費					45,100,382
赤坂地区みなとタバコルール推進					
赤坂地区環境美化啓発					50,899
公害対策費					0
赤坂地区環境改善					
赤坂地区公害防止指導					6,930
清掃費					4,383,628
清掃管理費					0
赤坂地区清掃事業普及・啓発					
リサイクル推進費					4,383,628
赤坂地区リサイクル団体助成					
民生費					1,958,000
社会福祉費					1,958,000
老人福祉費					1,908,000
赤坂地区老人クラブ助成					
応急救助費					50,000
赤坂地区災害見舞金					
衛生費					344,186
保健衛生費					344,186
環境衛生費					344,186
赤坂地区動物相談・指導					

赤坂地区総合支所 まちづくり課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					639,762,888
総務費					177,329
総務管理費					177,329
一般管理費					120,954
赤坂地区看板パトロール					120,954
赤坂地区記念碑管理					56,375
環境清掃費					1,137,760
環境費					1,137,760
環境総務費					930,960
赤坂地区保護樹木・樹林助成					930,960
赤坂地区緑化普及啓発					206,800
土木費					638,447,799
土木管理費					36,397,762
土木総務費					0
赤坂地区彫刻維持管理					0
赤坂地区放置自転車対策					34,100,770
赤坂地区まちづくり課運営					1,395,615
赤坂地区土木車両管理					328,717
赤坂地区土木資材置場等維持管理					572,660
道路橋りょう費					375,415,993
道路橋りょう総務費					659,373
赤坂地区占用業務					659,373
道路維持費					31,716,806
赤坂地区道路清掃					31,716,806
赤坂地区動物死体処理					601,040
赤坂地区道路・側溝等維持管理					88,618,458
赤坂地区快適な公衆トイレの整備					0
赤坂地区公衆便所維持管理					6,630,661
赤坂地区街路灯維持管理					41,399,930
赤坂地区交通安全施設維持管理					8,319,486
赤坂地区自転車利用環境整備推進					2,832,940
道路新設改良費					187,443,000
赤坂地区歩道整備					187,443,000
赤坂地区電線類地中化整備					1,266,454
赤坂地区東京2020大会に向けた道路の整備					0
赤坂地区区道バリアフリー化の推進					1,272,205
橋りょう維持費					0
赤坂地区橋りょう維持管理					0
受託事業費					620,840
赤坂地区掘さく道路復旧					620,840
赤坂地区下水道施工					0
私道等整備費					3,913,800
赤坂地区私道整備					3,913,800
赤坂地区防犯灯設置助成					121,000
河川費					59,059
河川総務費					59,059
赤坂地区水害予防措置					59,059
公園費					222,406,985
公園管理費					56,662,818
赤坂地区公園整備					56,662,818
赤坂地区公園維持管理					5,191,597
赤坂地区公園管理運営					112,302,047
赤坂地区公園バリアフリー化の推進					2,200,000
児童遊園管理費					10,119,415
赤坂地区児童遊園等維持管理					10,119,415
赤坂地区児童遊園管理運営					35,931,108
都市計画費					4,168,000
都市整備費					4,168,000
赤坂地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣					4,168,000

赤坂地区総合支所 区民課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					14,028,001
総務費					7,974,720
総務管理費					6,634,016
支所費					6,634,016
赤坂区民課運営					
戸籍住民基本台帳費					1,340,704
戸籍事務費					357,128
赤坂地区戸籍事務					
住民基本台帳費					983,576
赤坂地区住民記録事務					
民生費					1,701,889
社会福祉費					1,404,690
社会福祉総務費					572,541
赤坂地区成年後見審判申立事業					
赤坂地区救急情報の活用支援事業					207,966
老人福祉費					345,585
赤坂地区高齢者福祉事務					
赤坂地区高齢者ふれあいサロン事業					203,754
障害者福祉費					74,844
赤坂地区障害者福祉事務					
児童福祉費					130,337
児童福祉総務費					130,337
赤坂地区保育所入所事務					
生活保護費					121,868
生活保護総務費					121,057
赤坂地区生活保護施行事務					
赤坂地区生活保護医療扶助施行事務					811
国民年金費					44,994
基礎年金事務費					44,994
赤坂地区国民年金事務					
衛生費					4,351,392
保健衛生費					4,351,392
保健衛生総務費					189,871
赤坂地区地域保健活動					
よちよち子育て交流会					4,153,825
環境衛生費					7,696
赤坂地区狂犬病予防					

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
国民健康保険事業会計					37,996
総務費					37,996
総務管理費					37,996
一般管理費					37,996
赤坂地区国民健康保険事業運営					

各総合支所課別事業別決算（令和2年度）

高輪地区総合支所 管理課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般	会	計			2,854,516,741
			総務費		458,001,759
			総務管理費		399,882,696
			一般管理費	高輪地区区関係団体交流	0
				高輪地区見舞金等支給	10,000
				高輪地区総合支所感謝状贈呈	5,650
				高輪地区あっぷリング高輪フェスティバル	660,088
				高輪地区区民協働スペース管理運営	36,939,182
				高輪地区たかなわ子どもカレッジ	3,344,738
			広報費	高輪地区区長と区政を語る会	0
			支所費	高輪地区総合支所維持管理	137,050,010
				高輪管理課運営	4,692,387
			防災対策費	災対高輪地区本部	340,901
			支所等建設費	高輪地区総合支所等改修	216,839,740
			区民施設費		58,119,063
			区民施設管理費	高輪区民センター管理運営	58,119,063
			民生費		2,396,514,982
			社会福祉費		279,039,987
			社会福祉施設費	高輪地区いきいきプラザ(4館)管理運営	279,039,987
			児童福祉費		2,117,474,995
			児童福祉総務費	高輪地区放課GO→クラブ	109,004,925
				高輪地区保育園地域開放	119,030
			児童福祉施設費	高輪地区児童館(3館)維持管理	13,009,604
				高輪子ども中高生プラザ管理運営	156,690,910
				高輪地区学童クラブ(児童館3館)	1,060,968
				高輪地区学童クラブ(港区学童クラブ)	270,901,938
				高輪地区児童館(3館)事業	7,168,894
				高輪地区区立保育園(3園)維持管理	102,316,773
				高輪地区港区保育室事業	1,346,768,458
			高輪地区区立保育園(3園)事業	9,737,115	
			児童福祉施設建設費	旧神応小学校改修	100,696,380

高輪地区総合支所 協働推進課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					107,229,146
総務費					72,448,833
総務管理費					72,448,833
一般管理費					
高輪地区生活安全活動推進事業					6,017,400
高輪地区生活安全・環境美化活動推進事業					1,065,350
高輪地区掲示板管理					3,078,614
高輪地区高輪今昔物語					1,779,428
高輪地区商店街にぎわいプロジェクト					3,209,360
高輪地区町会等活動支援					21,219,208
高輪地区町会・自治会サポート事業					5,228,300
高輪地区地区組織活動助成					0
高輪地区大学連携推進事業					0
広報費					3,049,535
高輪地区地域情報の発信					3,049,535
企画調査費					6,570,581
高輪地区港区基本計画（地区版計画書）策定					6,570,581
支所費					1,932,102
高輪協働推進課運営					1,932,102
防災対策費					
高輪地区帰宅困難者対策					4,604,600
高輪地区地域防災力向上					5,653,573
高輪地区総合防災訓練					2,406,572
高輪地区防災ボランティア育成事業					5,015,065
高輪地区たかなわ親子防災教室					1,619,145
環境清掃費					22,862,178
環境費					15,339,692
環境総務費					15,298,580
高輪地区みなとタバコルール推進					15,298,580
高輪地区環境美化啓発					41,112
公害対策費					0
高輪地区公害防止指導					0
高輪地区環境改善					0
清掃費					7,522,486
リサイクル推進費					7,522,486
高輪地区リサイクル団体助成					7,522,486
民生費					9,901,965
社会福祉費					9,901,965
社会福祉総務費					7,398,484
チャレンジコミュニティ大学					7,398,484
老人福祉費					2,503,481
高輪地区老人クラブ助成					2,503,481
応急救助費					0
高輪地区災害見舞金					0
衛生費					2,016,170
保健衛生費					2,016,170
環境衛生費					2,016,170
高輪地区動物相談・指導					2,016,170

高輪地区総合支所 まちづくり課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					577,012,558
			環境清掃費		5,998,052
			環境費		5,998,052
			環境総務費	高輪地区保護樹木・樹林助成	1,855,480
				高輪地区緑化普及啓発	0
				高輪地区高輪みどりを育むプロジェクト	4,142,572
			土木費		571,014,506
			土木管理費		91,937,807
			土木総務費	高輪地区放置自転車対策	27,336,766
				高輪地区まちづくり課運営	1,382,524
				高輪地区土木車両管理	887,814
				高輪地区土木資材置場等維持管理	5,979,600
			土木施設管理費	高輪地区自転車等駐車場管理運営	56,351,103
			道路橋りょう費		177,072,978
			道路橋りょう総務費	高輪地区占用業務	709,267
			道路維持費	高輪地区道路清掃	13,021,400
				高輪地区動物死体処理	75,790
				高輪地区道路・側溝等維持管理	87,995,336
				高輪地区公衆便所維持管理	2,296,110
				高輪地区街路灯維持管理	21,978,330
				高輪地区交通安全施設維持管理	9,493,481
				高輪地区自転車利用環境整備推進	3,685,880
			道路新設改良費	高輪地区歩道整備	13,926,000
				高輪地区電線類地中化整備	10,113,400
				高輪地区区道バリアフリー化の推進	1,137,004
			受託事業費	高輪地区掘さく道路復旧	356,400
			私道等整備費	高輪地区私道整備	12,222,210
				高輪地区防犯灯設置助成	62,370
			河川費		66,132
			河川総務費	高輪地区水害予防措置	66,132
			公園費		301,919,689
			公園管理費	高輪地区公園維持管理	2,656,500
				高輪地区公園管理運営	90,560,567
				高輪地区子どもの遊び場づくり	15,224,170
				高輪地区公園バリアフリー化の推進	3,754,300
			児童遊園管理費	高輪地区児童遊園整備	27,599,935
				高輪地区児童遊園等維持管理	41,060,156
				高輪地区児童遊園管理運営	121,064,061
				高輪地区自然でつながるたかなわの輪	0
			都市計画費		17,900
			都市整備費	高輪地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	17,900

高輪地区総合支所 区民課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					15,485,830
総務費					9,704,686
総務管理費					7,679,974
		支所費	高輪区民課運営		7,679,974
戸籍住民基本台帳費					2,024,712
		戸籍事務費	高輪地区戸籍事務		261,875
		住民基本台帳費	高輪地区住民記録事務		1,762,837
民生費					3,039,198
社会福祉費					2,732,508
		社会福祉総務費	高輪地区成年後見審判申立事業		1,661,360
			高輪地区救急情報の活用支援事業		363,694
		老人福祉費	高輪地区高齢者福祉事務		462,740
		障害者福祉費	高輪地区障害者福祉事務		244,714
児童福祉費					99,518
		児童福祉総務費	高輪地区保育所入所等事務		99,518
生活保護費					178,968
		生活保護総務費	高輪地区生活保護施行事務		152,183
			高輪地区生活保護医療扶助施行事務		26,785
国民年金費					28,204
		基礎年金事務費	高輪地区国民年金事務		28,204
衛生費					2,741,946
保健衛生費					2,741,946
		保健衛生総務費	高輪地区高輪ほとといき子育て支援事業		2,491,862
			高輪地区地域保健活動		241,180
		環境衛生費	高輪地区狂犬病予防		8,904

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
国民健康保険事業会計					9,999
総務費					9,999
総務管理費					9,999
		一般管理費	高輪地区国民健康保険事業運営		9,999

各総合支所課別事業別決算（令和2年度）

芝浦港南地区総合支所 管理課

（単位：円）

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					4,236,364,749
総務費					950,523,078
総務管理費					751,192,904
一般管理費					5,360,744
芝浦港南地区区民協働スペース管理運営					385,000
芝浦港南地区みなとパーク芝浦ふれあい空間づくり					16,000
芝浦港南地区区関係団体交流					5,000
芝浦港南地区見舞金等支給					17,802
芝浦港南地区総合支所感謝状贈呈					3,300
広報費					628,936,264
芝浦港南地区区長と区政を語る会					90,800,269
支所費					5,826,215
芝浦港南地区総合支所維持管理					19,514,792
台場コミュニティぷらざ維持管理					327,518
芝浦港南管理課運営					199,330,174
台場コミュニティぷらざ改修					71,155,162
防災対策費					56,953,093
災対芝浦港南地区本部					71,221,919
区民施設費					3,285,841,671
区民施設管理費					168,050,690
芝浦港南区民センター管理運営					168,050,690
台場区民センター管理運営					3,117,790,981
伝統文化交流館管理運営					76,813,366
民生費					134,682
社会福祉費					631,739
社会福祉施設費					313,832,913
港南いきいきプラザ管理運営					2,721,336
児童福祉費					2,817,223
児童福祉総務費					288,573,438
芝浦港南地区放課GO→クラブ					132,933,493
芝浦港南地区保育園地域開放					45,678,412
芝浦港南地区学童クラブ（台場児童館）					269,222,106
芝浦港南地区学童クラブ（港区学童クラブ）					541,249,646
台場児童館維持管理					316,667,700
台場児童館事業					1,120,309,427
港南子ども中高生プラザ管理運営					6,205,500
芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ管理運営					
芝浦港南地区区立保育園（2園）維持管理					
たかはま保育園管理運営					
しばうら保育園管理運営					
芝浦アイランドこども園管理運営					
芝浦港南地区港区保育室事業					
芝浦港南地区区立保育園（2園）事業					

芝浦港南地区総合支所 協働推進課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額
一般会計					102,705,076
総務費					36,617,014
総務管理費					36,617,014
一般管理費					
芝浦港南地区水辺のまち魅力アップ事業					4,070,000
芝浦港南地区生活安全活動推進事業					1,180,400
芝浦港南地区生活安全・環境美化活動推進事業					270,600
芝浦港南地区地域の魅力PR事業					1,182,060
芝浦港南地区掲示板管理					1,933,008
芝浦港南地区水辺フェスタ					0
芝浦港南地区知生(ちい)き人養成プロジェクト					2,552,000
芝浦港南地区地域がつなぐ全国連携					0
芝浦港南地区町会等活動支援					11,052,290
芝浦港南地区地区組織活動助成					0
芝浦港南地区区民参画組織運営					36,960
広報費					4,139,009
芝浦港南地区地域情報の発信					
支所費					2,078,913
芝浦港南協働推進課運営					
防災対策費					1,486,422
芝浦港南地区地域防災力向上					
芝浦港南地区総合防災訓練					145,781
芝浦港南地区ベイエリア地域防災力向上事業					20,415
企画調査費					6,469,156
芝浦港南地区港区基本計画(地区版計画書)策定					
環境清掃費					62,371,313
環境費					51,319,259
環境総務費					
芝浦港南地区みなとタバコルール推進					41,689,340
芝浦港南地区環境美化啓発					198,000
泳げるお台場の海創生事業					5,879,073
芝浦港南地区運河と海辺の活用推進					1,285,872
お台場ふるさとの海づくり					2,210,874
公害対策費					56,100
芝浦港南地区公害防止指導					
芝浦港南地区環境改善					0
清掃費					11,052,054
リサイクル推進費					11,052,054
芝浦港南地区リサイクル団体助成					
民生費					3,495,949
社会福祉費					3,495,949
老人福祉費					3,395,949
芝浦港南地区老人クラブ助成					
応急救助費					100,000
芝浦港南地区災害見舞金					
衛生費					220,800
保健衛生費					220,800
環境衛生費					220,800
芝浦港南地区動物相談・指導					

芝浦港南地区総合支所 まちづくり課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額	
一般会計					998,929,478	
総務費					2,936,962	
総務管理費					2,936,962	
一般管理費					芝浦港南地区みどりのあるまちづくり事業	2,936,962
環境清掃費					254,120	
環境費					254,120	
環境総務費					芝浦港南地区保護樹木・樹林助成	254,120
					芝浦港南地区緑化普及啓発	0
土木費					995,738,396	
土木管理費					108,957,837	
土木総務費					芝浦港南地区まちづくり課運営	1,154,757
					芝浦港南地区彫刻維持管理	297,000
					芝浦港南地区放置自転車対策	37,493,390
					芝浦港南地区土木車両管理	635,071
					芝浦港南地区土木資材置場等維持管理	306,987
土木施設管理費					芝浦港南地区自転車等駐車場管理運営	69,070,632
道路橋りょう費					585,020,946	
道路橋りょう総務費					芝浦港南地区道路占用業務	673,453
道路維持費					芝浦港南地区道路清掃	39,249,566
					芝浦港南地区動物死体処理	127,710
					芝浦港南地区公衆便所維持管理	3,673,562
					田町駅東口広場維持管理	44,901,570
					品川駅港南口広場維持管理	28,400,664
					芝浦港南地区街路灯維持管理	136,093,650
					芝浦港南地区道路・側溝等維持管理	254,243,866
					芝浦港南地区交通安全施設維持管理	8,958,455
					芝浦港南地区自転車利用環境整備推進	5,784,174
道路新設改良費					芝浦港南地区電線類地中化整備	1,598,300
					芝浦港南地区区道バリアフリー化の推進	3,873,100
橋りょう維持費					運河の魅力向上事業	11,118,058
					芝浦港南地区橋りょう維持管理	26,204,058
橋りょう新設改良費					芝浦港南地区橋りょうの整備	17,336,000
受託事業費					芝浦港南地区掘さく道路復旧	217,800
私道等整備費					芝浦港南地区私道整備	2,566,960
					芝浦港南地区防犯灯設置助成	0
河川費					233,861	
河川総務費					芝浦港南地区水害予防措置	10,010
排水場費					芝浦港南地区排水場維持管理	223,851
公園費					301,525,752	
公園管理費					芝浦港南地区公園維持管理	22,454,090
					芝浦港南地区公園管理運営	153,322,915
					芝浦港南地区子どもの遊び場づくり	2,280,283
					芝浦港南地区公園バリアフリー化の推進	10,836,716
					芝浦港南地区水辺の散歩道の整備	2,809,400
児童遊園管理費					芝浦港南地区児童遊園等維持管理	108,108,246
					芝浦港南地区児童遊園管理運営	1,714,102
都市計画費					0	
都市整備費					芝浦港南地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	0

芝浦港南地区総合支所 区民課

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額	
一般会計					19,124,907	
総務費					7,172,084	
総務管理費					4,982,311	
支所費					芝浦港南区民課運営	4,982,311
戸籍住民基本台帳費					2,189,773	
戸籍事務費					芝浦港南地区戸籍事務	401,975
住民基本台帳費					芝浦港南地区住民記録事務	1,787,798
民生費					2,642,706	
社会福祉費					1,984,234	
社会福祉総務費					芝浦港南地区成年後見審判申立事業	462,750
					芝浦港南地区救急情報の活用支援事業	103,921
老人福祉費					芝浦港南地区高齢者福祉事務	1,213,544
障害者福祉費					芝浦港南地区障害者福祉事務	204,019
児童福祉費					529,399	
児童福祉総務費					芝浦港南地区保育所入所等事務	529,399
生活保護費					72,665	
生活保護総務費					芝浦港南地区生活保護施行事務	61,757
					芝浦港南地区生活保護医療扶助施行事務	10,908
国民年金費					56,408	
基礎年金事務費					芝浦港南地区国民年金事務	56,408
衛生費					9,310,117	
保健衛生費					9,310,117	
保健衛生総務費					芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト	9,155,098
					芝浦港南地区地域保健活動	136,022
環境衛生費					芝浦港南地区狂犬病予防	18,997

(単位：円)

会計	款	項	目	事業名	決算額	
国民健康保険事業会計					9,999	
総務費					9,999	
総務管理費					9,999	
一般管理費					芝浦港南地区国民健康保険事業運営	9,999

芝地区総合支所の事業

概 要

芝地区をより多くの人に知って親んでもらうため、地域住民・団体等が広く参加できるまつりを開催して、地域の交流を図ります。

内 容

参加者による実行委員会を組織し、出店部門とコンサート部門に分けて、実施しています。

出店部門の「地域ふれ愛マーケット」では、パネル展示やゲーム・飲食などの各種模擬店を実施します。各種模擬店で飲食物を販売する際は、「リユース食器」を使用し、できるだけゴミを出さない、環境に配慮したイベントに取り組んでいます。

コンサート部門の「地域ふれ愛コンサート」では、太陽光発電によるソーラーパワーステージで地域の皆さんによる合唱、演奏、ダンスなど、日頃の練習の成果を披露します。

事業の状況

	開催日・開催時間	開催場所	テーマ	来場者数
第11回	平成28年6月4日(土) 10時～15時	区立芝公園	区立芝公園の緑の中で、芝地区で活動している団体等が参加者と交流し、お互いに楽しむとともに、「地域のふれあい」「環境」について考えます。	約6,000人
第12回	平成29年6月10日(土) 10時～15時			約6,200人
第13回	平成30年6月9日(土) 10時～15時			約6,200人
第14回	令和元年6月8日(土) 10時～15時			約5,600人
第15回	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。			—

目 的

まちにアートとふれあうことができる場や空間を創出し、地域の魅力として発信することで、多様な人が共生し、活動することができる心豊かな地域づくりを推進します。また、次世代の社会の担い手となる地域の子どもの対象としたアート体験等の機会を提供することにより、社会参加意識や地域への愛着を醸成するとともに、魅力ある芝地区をめざします。

内 容

芝管内の公共空間、区有施設や電線類の地中化による地上トランスボックス等を活用し、障害者週間記念事業で区長表彰された作品を提供していただき、にぎわいやイメージアップにつながるようなアート作品の展示・発表の場を創出します。また、地域の子どもの対象とした、アートとふれあうワークショップを実施します。

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

平成 27 年度

事 業 の 状 況

平成 28 年度

落書きなどの対象となる可能性がある芝新堀町児童遊園内のトイレの目隠しボード（横 2.6m×縦 1.2m）を活用してペイントアートを制作しました。

制作にあたっては、事前に放課GO→クラブしばや芝丸山古墳でワークショップを行いました。また、公開制作期間として、来場者が実際にアートに手を加えられる機会を設けました。

内容	場所	開催日	参加者数
ワークショップ	放課GO→クラブしば	11月16日	30人
	芝丸山古墳	11月26日、27日	6人
公開制作	新橋区民協働スペース	12月3日、4日、10日、11日	42人
除幕式	芝新堀町児童遊園	1月6日	50人

平成 29 年度

治安上不安が感じられる港町架道橋及び塩釜公園にラッピング加工したアートを制作・設置しました。港区立障害保健福祉センターで開催した除幕式（2月6日）には、アート作品の制作にご協力いただいた工房アミや御成門中学校の皆さん、また地元の町会長にも参加いただきました。

【港町架道橋】工房アミの皆さまの作品を、プロのアーティストの監修により、新たなアートとして2作品設置しました。また、場の環境を整えるため、架道橋内壁面の清掃及び入口に壁画の制作を実施しました。なお、壁画の制作に際し、御成門中学校美術部でワークショップ(11月21日)を行い、壁画にペイントするモチーフとなる落葉の型を作っていました。

※神明いきいきプラザ体育館ホワイエに移設しました。

【塩釜公園】塩釜公園内ベンチ後方の壁面に御成門中学校美術部の作品を使用したアート2作品、工房アミの皆様の作品を組み合わせたアート1作品、計3作品を設置しました。

平成30年度

【ワークショップ】

「アート」をテーマとした区民等の交流の場を形成し、地域事業に継続性を持たせることを目的として、区民等を公募し、「芝地区の特性を活かしたアートによるまちづくり」をテーマに、ワークショップを実施しました。参加者は公募による区民等のほか、アート関係の仕事を手掛ける方、芝地区で事業を営む方やアートによるまちづくりに関心のある方などに参加いただきました。ワークショップでは、芝地区の地域特性やアートを活用した先駆的事業の実践事例などを学ぶとともに、1グループ5～6名に分かれてアイデアを出し合い、成果を平成30年度芝地区「区長と区政を語る会」にて、語り合っていました。

場所	開催日	参加者数
芝公園区民協働スペース	10月3日、17日、11月2日	25人

【トランスボックスアート】

まちの魅力を発信するため、多様な主体と連携してアートを活用するに当たり、平成30年度(芝地区・事業計画後期1年目)の障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行を踏まえ、障害者週間記念事業と連携しました。

記念事業にて区長表彰された計3点の絵画を東京タワー通りの永井坂(芝公園三丁目)にある配電用地上機器(トランスボックス)にアート作品として掲示しました。

令和元年度

【トランスボックスアート】

まちの魅力を発信するため、多様な主体と連携してアートを活用するに当たり、平成30年度と同様、障害者週間記念事業と連携しました。

記念事業にて区長表彰された計3点の絵画を芝大門交差点付近(芝公園1丁目及び芝大門1丁目)にある配電用地上機器(トランスボックス)にアート作品として掲示しました。

令和2年度

【バーチャル美術展】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中で、自宅においても楽しんでいただけるよう、アール・ブリュット作品を題材として取り上げ、国際的にも活躍しているキュレーター 小林瑞恵氏の取組みをご紹介するとともに、アート作品や制作風景などを映像化することにより、多くの人々を惹きつけることができるコンテンツとして制作しています。

この動画をバーチャル美術展として、区ホームページにアップロードしました。

※アール・ブリュットとは

フランスの芸術家、ジャン・デュビュッフェによって提唱された言葉で、今日では広く、専門的な美術教育を受けていない人などによる独自の発想や表現方法が注目されるアートを表します。

【トランスボックスアート】

まちの魅力を発信するため、多様な主体と連携してアートを活用するに当たり、平成30年度・令和元年度と同様、障害者週間記念事業と連携しました。

記念事業にて区長表彰された計3点の絵画を御成門小学校付近（西新橋三丁目）及び芝小学校付近（芝二丁目）にある配電用地上機器（トランスボックス）にアート作品として掲示しました。

目 的

近年、海に流出したプラスチックごみにより、魚やウミガメなどの海洋生物が傷ついたり、命を落とすことが新たな問題となっています。こうした背景を踏まえて、子どもから高齢者まで、誰でも簡単に始められる脱プラスチック生活に関する学習をとおして芝地区のエコ意識向上を図ります。

内 容

芝地区の区民・事業者に対し、脱プラスチック推進及びごみ減量をテーマに、脱プラスチックに関する講演会や日頃の生活に取り入れやすい取組を紹介するワークショップを開催します。

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

令和3年度

事 業 計 画

令和3年度

事業内容	目 標
脱プラスチックに関する講演会の開催	・開催回数 1回 ・参加者数 80人
ワークショップの開催	・開催回数 4回 ・参加者数 40人

目 的

竹芝エリアの新たなまちづくりに関わる多様な主体や島しょ自治体との連携・協働により、地域イベントの実施や、区民が島しょ部を身近に体感できる取組等を進め、魅力と活気にあふれる地域づくりをめざします。

内 容

竹芝エリアと島しょ地域に人の流れとにぎわいを創出し、お互いの魅力と活力を高める取組として、島しょ自治体等の多様な主体と連携し、特産物の販売会や区民向け島しょツアー等のイベントを実施します。

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

令和3年度

事 業 計 画

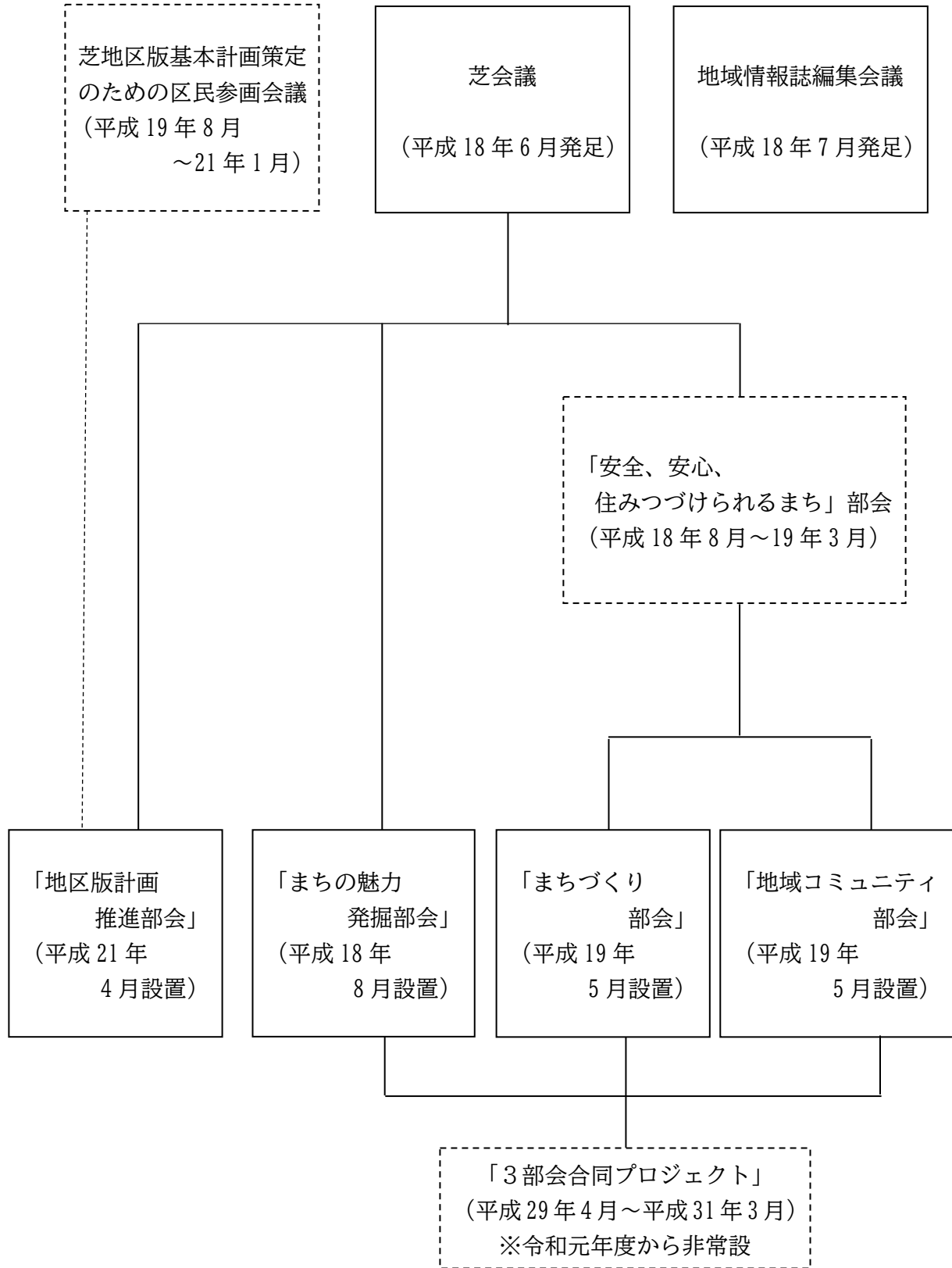
令和3年度

事 業 内 容	目 標
島しょ自治体等との連携事業の実施	地域イベントの実施回数 2回

もっと地域を豊かにする芝地区戦略会議
(芝地区区民参画組織 芝会議)

芝地区総合支所
協働推進課

体系図



概 要

地域の特性を生かした魅力ある地域社会を形成するため、区民が芝地区の魅力や課題について、考え、話し合い、行動する場として設置しています。

内 容

①まちの魅力発掘部会

芝地区の魅力を発掘し、地域の皆さんに伝えて地域で共有し、さらに新たな地域の魅力発掘に結びつけます。今後も、地域の歴史や自然が形成している芝地区の魅力を伝えるツアーの実施や座学の充実を図り、芝地区内外に情報を発信していくことを検討して実践します。

事業の状況

平成28年度	13回開催、メンバー25人、出席人数(延べ)	166人
平成29年度	13回開催、メンバー30人、出席人数(延べ)	182人
平成30年度	13回開催、メンバー27人、出席人数(延べ)	186人
令和元年度	12回開催、メンバー29人、出席人数(延べ)	161人
令和2年度	7回開催、メンバー21人、出席人数(延べ)	95人

令和2年度

回数	開催日	主な内容	出席人数
第1回	7月13日(月)	挨拶、自己紹介、令和2年度の運営等	17人
第2回	8月3日(月)	小冊子の作成、芝の語り部の情報発信(掲示板の活用)、芝の語り部13期新人研修等	13人
第3回	9月14日(月)	小冊子の作成、芝の語り部13期新人研修、観光資源の見える化等	15人
第4回	10月12日(月)	リーフレット・小冊子の作成・活用、芝の語り部の情報発信、コロナ禍における活動等	14人
第5回	11月9日(月)	リーフレット・小冊子の活用、江戸歴史文化講演会の開催、芝の語り部13期新人研修、芝の語り部の情報発信等	11人
第6回	12月14日(月)	リーフレット・小冊子の活用、江戸歴史文化講演会の開催、芝の語り部の情報発信、コロナ禍における活動等	10人
第7回	3月8日(月)	令和2年度の実績、令和3年度に向けて(令和3年度のリーダー、サブリーダー選出、部会開催日程)	15人

まち歩きツアーの実績5回、延べ参加者数63人

②まちづくり部会

古いまち並みと高層マンション等が隣接する芝地区では、災害時の対応などにおいて、地域住民相互間の連携協力体制づくりが大きな課題となっています。東日本大震災での教訓を踏まえて、災害への対応や考え方などを再検討するとともに、地球温暖化の抑制など環境に関する課題について考え、芝地区をだれもが安全に、安心して住み続けることができるまちにするために、芝地区のまちづくりについて検討し、実践します。

事業の状況

平成28年度 15回開催、メンバー14人、出席人数(延べ)110人
平成29年度 19回開催、メンバー14人、出席人数(延べ)135人
平成30年度 18回開催、メンバー14人、出席人数(延べ)112人
令和元年度 15回開催、メンバー14人、出席人数(延べ)114人
令和2年度 8回開催、メンバー12人、出席人数(延べ)59人

令和2年度

回数	開催日	主な内容	出席人数
第1回	7月7日(火)	リーダー、サブリーダーの選任 今年度の活動について	9人
第2回	8月18日(火)	活動内容について 「プラスチック削減」を啓発できる活動について意見交換	8人
第3回	9月9日(水)	プラスチック削減の取組について 脱プラスチックの取組を紹介するワークショップについて	8人
第4回	10月7日(水)	プラスチック削減の取組について 「プラスチックと海の汚染」講演会について	6人
第5回	11月11日(水)	プラスチック削減の取組について 「プラスチックと海の汚染」講演会について	6人
第6回	12月16日(水)	プラスチック削減の取組について 「プラスチックと海の汚染」講演会について ワークショップについて	8人
第7回	2月17日(水)	プラスチック削減の取組について 「プラスチックと海の汚染」講演会について	7人
第8回	3月9日(火)	プラスチック削減の取組について 「プラスチックと海の汚染」講演会について 今年度のふりかえり/来年度に向けて	7人

③地域コミュニティ部会

地域の課題を解決するためには、住民、企業で働く人、事業所、学校、区など、地域にかかわりのあるすべての人や組織が、自分たちの地域のことにより一層関心を持ち、力を合わせて取り組む必要があります。地域コミュニティ部会では、芝地区のコミュニティ意識を醸成し、多様な人々が協働して地域の課題解決に取り組む仕組みづくりを考えます。また、地域住民の世代を超えた交流や地域の誰もが安心して暮らせる地域づくり等、地域でできることを検討します。

事業の状況

平成28年度 16回開催、メンバー10人、出席人数（延べ）81人
平成29年度 14回開催、メンバー11人、出席人数（延べ）68人
平成30年度 17回開催、メンバー11人、出席人数（延べ）83人
令和元年度 13回開催、メンバー11人、出席人数（延べ）67人
令和2年度 7回開催、メンバー11人、出席人数（延べ）52人

令和2年度

回数	開催日	主な内容	出席人数
第1回	7月9日（木）	・部会リーダー・サブリーダーの決定について ・今年度の活動方針について	7人
第2回	8月6日（木）	・今年度の活動内容について ・実施に向けた課題	6人
第3回	9月3日（木）	・オンライン会議を体験してみよう	8人
第4回	10月1日（木）	・オンライン家庭菜園について （連携・協力を求めたいこと、課題、内容の検討）	8人
第5回	11月5日（木）	・菜園の活動拠点の検討 ・オンライン家庭菜園について ・事業実現に向けたスケジュールについて	6人
第6回	11月21日（土）	・ご近所ラボ「ハーブ&スパイス部」の活動見学	9人
第7回	12月3日（木）	・オンライン家庭菜園の年間スケジュールについて ・ご近所ラボとの協働について ・Instagramについて	8人

④地区版計画推進部会

芝地区総合支所が策定する「港区基本計画・芝地区版計画書」に区民意見を反映する部会です。

「港区基本計画・芝地区版計画書」は、令和3（2021）年度～8（2026）年度の6か年計画で、計画期間を前期3年（令和3（2021）年度～5（2023）年度）と後期3年（令和6（2024）年度～8（2026）年度）に区分しています。令和2（2020）年度は、区から芝地区版計画書の策定経過や提言の反映状況等について報告を行いました。

事業の状況

平成28年度 8回開催、メンバー15人、出席人数（延べ）74人

「港区基本計画・芝地区版計画書」見直しに向けた検討

平成29年度 3回開催、メンバー14人、出席人数（延べ）18人

「港区基本計画・芝地区版計画書（素案）」報告等

※令和3年度からの「港区基本計画・芝地区版計画書」策定まで部会活動を休止しているため、平成30年度の活動は行われませんでした。

令和元年度 11回開催、メンバー24人、出席人数（延べ）136人

令和2年度 1回開催、メンバー24人、出席人数（延べ）8人

令和2年度

回数	開催日	主な内容
-	7月3日（金）	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた意見、提案等について（電話及び書面による調査）
第1回	11月12日（木）	「芝地区版計画書（素案）」説明

⑤全体会

芝会議メンバーが一同に会し、活動の報告等を行う場として開催します。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を中止しました。

根拠法令等

港区芝地区総合支所区民参画組織芝会議設置要綱

目 的

建物の耐震化や従業員用の備蓄、震災時における一斉帰宅の抑制、BCP（事業継続計画）の策定等、事業者による「自助」・「共助」の災害対策を支援します。

内 容

芝地区の事業者を対象に、事業所における震災対策やBCP策定・見直し支援を目的とするセミナーを実施します。セミナーでは専門家による講演とともに、防災模擬演習を行うなど、より実践的な内容とします。

事業開始時期

平成20年1月

事業の状況

震災時における従業員の一斉帰宅の抑制、BCPの策定・見直しの支援等、事業者の災害対策の取組（自助）を進めると同時に、地域の一員として救護・救援活動（共助）の役割を担ってもらえるよう、オンライン形式でセミナーを開催しました。

令和2年度事業者向け防災セミナー

コース	Aコース	Bコース	Cコース
日時	令和2年12月16日(水) 午後2時～4時	令和2年12月18日(金) 午後2時～4時	令和3年1月20日(水) 午後2時～4時
内容	BCP策定支援（WEB開催）		BCP見直し等の支援 （WEB開催）
参加者数	56名（45社）	45名（32社）	19名（18社）

※令和3年度から事業名が「芝地区事業者向け防災セミナー」から「芝地区防災力向上プロジェクト」に変更になりました。

地域×事業者 芝の防災底力向上プロジェクト

芝地区総合支所
協働推進課

目 的

事業者が持つ組織力や資材力などを生かし、地域と事業者との連携による災害に強いまちづくりを推進します。

内 容

地域と事業者が参加する防災訓練を実施し、地域団体と事業者の連携を深め、災害に強いまちづくりを推進します。

事業開始時期

平成27年4月

事業の状況

令和2年度は、地域防災協議会が実施する避難所運営訓練に近隣の事業者が参加し、災害時における地域と事業者の取組について理解を深めました。

※令和3年度から事業名が「地域×事業者 芝の防災底力向上プロジェクト」から「芝地区防災力向上プロジェクト」に変更になりました。

目 的

地域にかかわる一人ひとりが「やりたいことをまちにつなげる」ことで実現する新しい地域づくり（＝「ご近所イノベーション」）を、様々なかたちで支援するプロジェクト「ご近所イノベーション学校」を実施します。本事業では、地域コミュニティを活性化し、人と人、組織と組織をつなぐことができる「人財」の養成を目的とした様々な講座を開講します。

内 容

「芝地区の新たなコミュニティ創造に向けた連携協力に関する協定」を締結している慶應義塾大学と連携し、地域で主体的に活動するための知識や手法を学ぶ4～5か月間の講座を開講するほか、地域の人と人を結びつけるための短期講座を開講します。また、修了生が芝地区で地域活動を進める上での継続的な支援を行います。

○対象者

- ・地域づくりに積極的に取り組みたいと考えている人
- ・特に港区芝地区内のコミュニティづくりに熱意がある人

○定員

20人程度

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

平成24年4月

（平成26年度までは「地域コミュニティサポートスタッフの養成」として実施）

事 業 の 状 況

平成24年度は人材育成プログラム事例の調査・分析を行い、芝地区の地域特性に合ったカリキュラムを構築しました。

平成25年度から開講した講座は、名称を「ご近所イノベータ養成講座」として実施し、修了生は芝地区の地域コミュニティの現場などで活動しています。

平成28年度は引き続き「ご近所イノベータ養成講座」及び、講座修了生への継続的な支援を行う短期講座を開講しました。

平成30年度は無作為抽出により芝地区在住者500名に講座パンフレットを配布し、在住者に向けた広報活動を拡充しました。

令和元年度は無作為抽出によるパンフレット配布数を1000名に増やし、芝地区在住の受講者を募りました。

令和2年度実績

ご近所イノベータ養成講座

	実施日	内容
1	9月26日(土)	導入合宿1 やりたいことを地域につなげよう！ご近所イノベーション論序説
2	9月27日(日)	導入合宿2 想いを実現するために知っておきたいこと
3	9月29日(火)～ 11月6日(金)	地域の暮らしにふれる～芝の家で過ごす1日～
4	10月10日(土)	講義とディスカッション1 コミュニティの未来形
5	10月24日(土)	講義とディスカッション2 出現しつつある未来を捉える
6	11月7日(土)～ 11月8日(日)	演習1・2 アイデア合宿 アイデアを形に！私たちの未来を構想する1・2
7	11月28日(土)	まとめ1 中間報告とプレゼンテーション準備
8	12月5日(土)	演習3 シンポジウム ご近所イノベーション学校シンポジウム
9	12月19日(土)	まとめ2 地域へ踏み出すために／修了式

目 的

芝地区のまちなみを生かした交流の拠点を設け、地域の人たちが日常の困りごとや地域課題を持ち寄って共に解決に向けて取り組めるよう、地域交流の場づくりを行います。交流の場を通じて、支え合いによる地域の見守りを促進し、子どもが安心して遊びまわることができ、高齢者が孤立することなく安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

内 容

本事業は、芝地区総合支所と慶應義塾大学の連携による「芝地区の新たなコミュニティ創造に向けた連携協力に関する協定」に基づき、実施しています。

誰でも気軽に立ち寄ることのできる地域交流拠点として、芝三丁目に「芝の家」、新橋六丁目に「ご近所ラボ新橋」を設置し、そこでの様々な活動を通じて、新たなコミュニティづくりを行っています。運営は「三田の家有限責任事業組合」に委託し、大学生から地域の人まで様々な世代のスタッフが交代で運営にあたっています。

「芝の家」は、水・金曜日は「こどもの遊び場中心の日」、火・木曜日は「くつろぎの日」、土曜日は「大人も子どもも誰でもようこそ日」としてオープンし、定期的にワークショップやコミュニティ講座などの各種イベントを実施することで地域の交流を図っています。

「ご近所ラボ新橋」は、地域や社会をちょっと良くする研究や実験を行うラボ＝「実験室」です。曜日ごとに異なったマスターが運営しており、「ご近所ワーキングスペース」として地域活動の打合せや相談の場としてもオープンしています。

事業の状況

令和2年度「芝の家」オープン日

通算 160日

毎週水・金曜日（正午～午後5時）

こどもの遊び場中心の日

毎週火・木曜日（午前11時～午後4時）

くつろぎの日

毎週土曜日（正午～午後5時）

大人も子どもも誰でもようこそ日

休室日：日曜日・月曜日・祝日

※開催イベントによって変更の場合あり

「芝の家」利用状況

(単位：人)

	子ども	大人	高齢者	合計
平成28年度	3,375	4,582	1,630	9,587
平成29年度	2,921	4,312	1,812	9,045
平成30年度	2,747	3,559	1,375	7,681
令和元年度	2,626	3,122	1,125	6,873
令和2年度	1,430	2,005	819	4,254

令和2年度「ご近所ラボ新橋」オープン日

通算 99日

毎週月～土曜日（午前11時～午後4時）

休室日：日曜日・祝日

※開催イベントによって変更の場合あり

「ご近所ラボ新橋」利用状況

(単位：人)

	子ども	大人	高齢者	合計
平成28年度	764	2,354	638	4,219 ※
平成29年度	482	2,049	595	3,126
平成30年度	487	2,103	529	3,119
令和元年度	429	1,602	330	2,361
令和2年度	87	363	147	597

※平成28年度は、年代別の集計が難しかった大型イベントの来場者463人を含みます。

概 要

芝地区地域情報誌は、平成 18 年 5 月 30 日に創刊し、地域の活動・取組や、地域に伝えられてきた伝統・文化財などを発掘・紹介することで、地域情報の共有を図り、あらためて地域を考える契機を提供することを目的として発行しています。

編集会議は年 4 回（情報誌の発行ごと）開催され、公募の編集委員と共に、情報誌のテーマや記事内容を決定する場です。

内 容

編集委員が地域の話題についての取材や、地域で活躍している人のインタビューなどを担当し、「芝地区地域情報誌」を年 4 回発行します。

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、発行回数を年 3 回にしました。

事業の状況

(1) 編集委員数

年 度	28	29	30	元	2
人 数	16 人	14 人	12 人	12 人	13 人

(2) 編集会議等開催日、出席人数

開催年月日	出席人数	議事内容
令和 2 年 6 月 24 日（水）	7 人	編集会議（第 55 号の内容について）
令和 2 年 8 月 25 日（火）	3 人	第 55 号の進捗状況及び校正について
令和 2 年 9 月 18 日（金）	5 人	編集会議（第 56 号の内容について）
令和 2 年 11 月 25 日（水）	4 人	第 56 号の進捗状況及び校正について
令和 2 年 12 月 18 日（金）	3 人	編集会議（第 57 号の内容について）
令和 3 年 2 月 19 日（金）	中止	第 57 号の進捗状況及び校正について
令和 3 年 3 月 18 日（木）	7 人	編集会議（第 58 号の内容について）

(3) 地域情報誌発行状況

令和 2 年度

第 55 号 令和 2 年 9 月 23 日発行（部数 30,750 部）

第 56 号 令和 2 年 12 月 18 日発行（部数 30,750 部）

第 57 号 令和 3 年 3 月 19 日発行（部数 30,750 部）

(4) 配布方法

委託事業者により芝地区の約 25,000 世帯に各戸配布
芝地区内の区有施設、駅、郵便局、病院等で配布

目 的

港区内には歴史や文学、歌舞伎等に残る旧町名が数多く存在しました。現在、旧町名は町会や交差点の名称として一部残っています。区では、こうした旧町名を文化の視点で都市の記憶として保存するとともに、地域の今昔をつなぎ地域に対する愛着を深め、区民と協働して活動の推進を図ります。

また、コミュニティバス「ちいばす（芝ルート）」のバス停を起点とした散策コースを紹介した案内板を設置しました。

内 容

芝地区には、大正10年（1921）の「東京市芝区図」（東京通信局発行）を参照すると当時74の町名がありました。この74の町名を20の地域に分割し、町名の由来と現在の町名、旧町名の位置図が表記された旧町名由来板を設置しました。

さらに、芝地区内のコミュニティバス「ちいばす（芝ルート）」のバス停を起点として、歴史・文化等の魅力スポット、旧町名由来板設置場所を結んだ散歩コースや福祉施設、病院等を表示するなど、地域住民や観光客などに、芝の魅力となる多様な場所や施設を効果的に発信し、地域の交流を深めます。

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 実 施 時 期

平成19年4月（旧町名由来板）

平成21年4月（バス停散策まっぷ）

事 業 の 状 況

(1) 旧町名由来板

平成20年度 8基設置

平成21年度 9基設置

平成23年度 2基設置

平成27年度 1基設置

(2) バス停散策まっぷ

平成22年度 10基設置

平成23年度 10基設置

(3) ちいまっぷの発行

平成28年度 新橋・虎ノ門・愛宕編 3,000部

芝・三田編 3,000部

平成29年度 新橋・虎ノ門・愛宕編 3,000部

芝・三田編 3,000部

目 的

近所に日用品のお店が少ない、重いものを運ぶことができないなど、買い物に困っている地域のひとり暮らし高齢者等に対して、気軽に利用できる買い物支援を実施し、高齢者が住み慣れた地域で日常生活をいきいきと過ごすことができるように支援します。

内 容

商店街等と連携し、いきいきプラザなどの施設で注文品を受け渡すサービスや、購入品と一緒に自宅まで運ぶ同行支援を行います。

根 拠 法 令 等

港区芝地区高齢者の買い物支援事業実施要綱

事 業 開 始 時 期

平成 24 年 7 月

事 業 の 状 況

平成 28 年度

(各年度末日現在)

開催場所	実施回数	予約販売	当日販売	同行支援	登録者数
虎ノ門いきいきプラザ	48 回	15 件	1,185 件	15 件	94 人
神明いきいきプラザ	48 回	1 件	1,166 件	0 件	

平成 29 年度

(各年度末日現在)

開催場所	実施回数	予約販売	当日販売	同行支援	登録者数
虎ノ門いきいきプラザ	48 回	14 件	1,284 件	14 件	93 人
神明いきいきプラザ	48 回	0 件	1,351 件	0 件	

平成 30 年度

(各年度末日現在)

開催場所	実施回数	予約販売	当日販売	同行支援	登録者数
虎ノ門いきいきプラザ	47 回	7 件	1,299 件	7 件	93 人
神明いきいきプラザ	47 回	0 件	1,116 件	0 件	

令和元年度

(各年度末日現在)

開催場所	実施回数	予約販売	当日販売	同行支援	登録者数
虎ノ門いきいきプラザ	46 回	8 件	1,093 件	8 件	65 人
神明いきいきプラザ	46 回	0 件	1,049 件	0 件	

令和 2 年度

(各年度末日現在)

開催場所	実施回数	予約販売	当日販売	同行支援	登録者数
虎ノ門いきいきプラザ	15 回	0 件	223 件	0 件	65 人
神明いきいきプラザ	15 回	0 件	235 件	0 件	

※本事業は令和 3 年 3 月 31 日で終了となりました。

目 的

芝地区を舞台に多様な区民と港区との協働によりミツバチを飼育することで、地域の人と人とのつながりや世代間交流を促進するとともに、まちの花を蜜源とするハチミツの収穫をとおして、芝地区への愛着を深めます。

内 容

地区内で区民とともにミツバチを飼育し、採れたハチミツなどを活用した様々な交流イベント、地域連携、環境学習等の実施をとおして、世代間交流や新たな地域のつながりを促進します。

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

平成27年度

事 業 の 状 況

令和2年度

活動時期	活動内容	概要
11月21日(土)～	しばみつ活用事業者の募集・販売	事業者にはばみつを使用した商品を製作・販売してもらい、当プロジェクトの認知度を高めた。
1月13日(水)～ 3月17日(水)	ドラマ「うちの娘は、彼氏が出来ない!!」の小道具として活用	日本テレビのドラマに小道具として活用。番組公式サイトのしばみつ特集ページにて当プロジェクトが紹介。
3月8日(月)	港区役所ロビーで販売会	しばみつを合計320個販売。
3月19日(金) 3月20日(土)	「竹芝みなとフェスタ」にてブースを出展	しばみつを合計272個販売。

目 的

子どもの健やかな育ちのため、豊かな自然環境で港区では経験できない様々な体験や活動の機会を創出することで、自然や環境への理解及び地域交流を深めます。

内 容

芝地区の小中学生が、茨城県稲敷郡阿見町を定期的に訪れて、農作物の植付け・収穫体験や里山散策、動植物の観察、自然の素材を活用した工作活動等、港区では体験することのできない豊かな自然環境を生かした活動を行います。

また、「商店街友好都市との交流に関する基本協定」を締結している福島県いわき市を訪問し、漁業を通じた体験学習を行います。

令和2年度は新たに、芝地区の企業を訪問し、10円玉に用いられるなど身近な金属である「銅」に関する学習プログラムを実施しました。

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

平成27年度

(茨城県稲敷郡阿見町の農作業等体験は、「環境と平和を考え地域の交流を深める事業」の環境活動として平成20年4月より実施)

事 業 の 状 況

令和2年度

自然体験（茨城県稲敷郡阿見町）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

漁業体験（福島県いわき市）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

企業と連携した体験学習プログラム

実施日	参加人数	活動内容
3月13日(土)	17人	「銅」に関するクイズ・座学、熱伝導実験、10円玉ピカピカ実験

目 的

高齢者とその家族が、住み慣れた芝地区で自分らしくいきいきと暮らせるよう、アロマセラピーハンドマッサージボランティア養成講座による介護予防や生きがいづくりを実施するとともに、日頃から高齢者と接する機会の多い介護支援専門員や事業者との連携による講座の実施により、地域で高齢者を見守る体制づくりを行います。

内 容

- (1) アロマセラピーハンドマッサージボランティア養成講座
 - ・アロマの有効性についての講義、ハンドマッサージの技術指導
- (2) アロマセラピーハンドマッサージフォローアップ講座
 - ・(1)の受講者のうち、自主的に活動するグループの育成・支援、技術指導
- (3) 認知症高齢者の理解と知識の普及・啓発活動
 - ① 介護支援専門員及び介護職員のための介護技術講座
 - ・アロマの有効性についての講義、介護に活かすアロマの技術指導
 - ② 地域高齢者見守り講座（事業者向け）
 - ・認知症高齢者の行動や対処方法についての講義、区の高齢者サービスの案内

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

平成22年4月

事 業 の 状 況

年度	講座名	実施回数	参加人数
元	(1)アロマセラピーハンドマッサージボランティア養成講座	3回	44人
	(2)アロマセラピーハンドマッサージフォローアップ講座	4回	107人
	(3)① 介護支援専門員及び介護職員のための介護技術講座	2回	19人
	② 地域高齢者見守り講座（事業者向け）	7回	107人

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

※ボランティア登録をしているボランティアが約40人活動しています。

目 的

中高生が実際に乳幼児とふれあうとともに、母親から妊娠・出産・育児の話を書くことで、「命の偉大さ」の気づきや「自尊感情・共感力」の芽生えを促します。

また、世代間交流の推進・芝地区全体の活性化や孤立しがちな母親への社会参加を促します。

内 容

乳幼児を持つ母親が講師となり育児体験等を伝えるとともに、実際に乳幼児と接する機会を作ることで、親になることをイメージできるような仕組みを作ります。

	テーマ	内 容
1 回目	自分が生まれてきた時のことを考えよう	妊娠・出産・育児の話と赤ちゃんとのふれあい
2 回目	中学校 育児体験	抱っこひもやベビーカー等を利用した育児体験
	小学校 いのちの力	お腹に命が宿ることの奇跡の話、おむつ交換等の育児体験

根 拠 法 令 等

港区基本計画芝地区版計画書

事 業 開 始 時 期

平成 27 年 4 月

事 業 の 状 況

年度	対象校	学年	実施回数	参加人数（延）	講師
28	御成門中学校	3 年生	2 回	160 人	11 組
	三田中学校	3 年生	2 回	197 人	13 組
29	御成門中学校	3 年生	2 回	117 人	9 組
	三田中学校	3 年生	2 回	174 人	14 組
	御成門小学校	2 年生	2 回	107 人	9 組

※講師として、主に芝地区管内の乳幼児を持つ母親が参加しました。

※区民課の事業としては平成 29 年度で終了し、平成 30 年度以降は、教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課所管の港区地域学校協働本部「みなと学校支援情報」にて同内容の事業を周知し、要望のある学校について実施します。

麻布地区総合支所の事業

目 的

乳幼児向けのおもちゃは、使用期間が短い割に高価であることから、保護者が適切なおもちゃを選定できるための事業を実施します。

内 容

乳幼児を持つ保護者を対象に良質なおもちゃの貸出しを行います。

子ども中高生プラザ等で使用する良質なおもちゃの貸出しを実施するとともに、おもちゃの選び方や子育てに関する情報等についての講演会を開催します。

貸出しや講演会で、保護者が子どもの成長について理解を深め、親同士のコミュニケーションや良好な親子関係を築く場を提供します。

事業開始時期

平成 20 年 4 月

※なお、本事業の運営は平成 30 年度より、飯倉学童クラブと麻布子ども中高生プラザに移管し、子育てや健康の支援と地域住民との交流の場となるようにしました。

事業の状況

(1)貸し出し事業

年度	開催場所	開催回数	貸出件数
28	飯倉学童クラブ	日曜を除く毎日	539 件
	子どもふれあいルーム	日曜を除く毎日	200 件
	麻布子ども中高生プラザ	日曜を除く毎日	1270 件
29	飯倉学童クラブ	日曜を除く毎日	916 件
	子どもふれあいルーム	月・木・土曜日	398 件
	麻布子ども中高生プラザ	毎日	989 件

※飯倉学童クラブは、毎日 10 種類の「おすすめおもちゃ」を貸し出しています。全種類（164 種類）のおもちゃの貸出し事業は、平成 28 年度は 19 回、平成 29 年度は 21 回。

※麻布子ども中高生プラザは平成 26 年 9 月 1 日に開設し、平成 27 年 2 月から、おもちゃの貸出し事業を開始しました。

※子どもふれあいルームは平成 26 年 11 月 1 日に開設し、平成 27 年 12 月から、おもちゃの貸出し事業を開始しました。

(2)講演会

年度	開催場所	開催日	講演テーマ	参加者数
28	麻布子ども中高 生プラザ	平成 28 年 6 月 28 日	「子どもの発達を促すおも ちゃと大人の関わり方」	12 人
		平成 28 年 12 月 6 日	「おもちゃと環境」	12 人
	飯倉学童クラブ	平成 29 年 3 月 7 日	「発達に合ったおもちゃの 選び方」	42 人
29	麻布子ども中高 生プラザ	平成 29 年 10 月 21 日	「お父さんの手作りおもちゃ 教室」	29 人
		平成 30 年 2 月 23 日	「ママのぬくもり布おもちゃ」	19 人
	飯倉学童クラブ	平成 30 年 3 月 6 日	「木育ってなあに？」	24 人

地域間子ども交流
～あらたなはっけん あらたなきずな～

麻布地区総合支所
管理課
協働推進課

目 的

豊かな自然を体験する機会を設け、児童の健全育成を促すとともに、他自治体との交流をとおして互いの地域の魅力や歴史を知る機会を創出することを目的とします。

事 業 内 容

自然や農業、伝統文化などを体験できる交流事業を実施することにより、児童の健全な育みを促すとともに他自治体への関心が深まる取組を実施します。

また、地域のイベントの際に特産品の販売を行うほか、交流事業実施時に現地児童との交流を図るなど、双方向の交流事業とします。

新たな自治体との交流事業については、「自治体間連携推進の基本的な考え方」に基づき、麻布地区との連携・交流が可能な自治体を調査し、交流事業を企画していきます。

事 業 開 始 時 期

平成27年4月

事 業 の 状 況

(1) 麻布地区サマースクール in 舟形町

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となりました。

(2) ジオツアー in 小鹿野町

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となりました。

(3) 日本伝統文化体験イベント（小鹿野歌舞伎体験）～AZABU WORLD FESTA～

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となりました。

※令和3年度から事業名が「地方交流事業」から「地域間子ども交流 ～あらたなはっけん あらたなきずな～」へ変更になりました。

麻布を語る会 全体体系図

麻布を語る会 (平成18年7月発足)

地域情報の発信
分科会

(平成18年7月設置)

麻布未来写真館
分科会

(平成21年5月設置)

麻布地区政策
分科会

(平成28年4月設置)

事業完了のため解散した分科会

「麻布地区版計画推進支援」分科会 (平成27年4月～平成28年3月)

「協働事業提案制度」分科会 (平成24年5月～平成27年3月)

「麻布地区版基本計画策定」分科会 (平成24年5月～平成27年3月)
(平成19年7月～平成21年3月)

「基本計画協働推進」分科会 (平成21年7月～平成24年3月)

「麻布のまちについて考える」分科会 (平成18年7月～平成20年3月)

「港区政60周年記念事業」分科会 (平成18年7月～平成19年3月)

※それぞれの分科会の詳細については次ページ以降を参照してください。

根拠法令等

港区麻布地区総合支所区民参画組織麻布を語る会設置要綱

区民参画組織 麻布を語る会
「地域情報の発信分科会」

麻布地区総合支所
協働推進課

目 的

麻布地区を「魅力のあるまち」にするために、地域の情報を共有化し世代を超えたコミュニティの活性化をはかるための手段として、地域の方々が自ら取材し編集する地域情報紙「ザ・AZABU」を発行しています。

内 容

地域情報紙の発行

月1回程度の編集会議を開催し、地域情報紙の企画、編集を行います。

設 置 年 時 期

平成18年7月

活 動 の 記 録

(1) 編集会議の開催状況

令和2年度

回数	開催年月日	出席人数	主 な 項 目
第1回	令和2年6月29日(月)	15人	今年度の分科会について 第52号の内容について
第2回	令和2年11月4日(水)	13人	第53号の内容について
第3回	令和2年11月30日(月)	10人	第53号の進捗状況および校正について
第4回	令和2年12月14日(月)	10人	第54号の内容について
第5回	令和3年2月2日(火)	15人	第54号の進捗状況および校正について

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
開催回	9回	9回	9回	8回	5回
委員数	19人	18人	17人	20人	15人

(2) 地域情報紙発行状況

日本語版

第52号 令和2年9月25日
第53号 令和2年12月25日
第54号 令和3年3月19日

英語版

第51号 令和2年9月25日
第52号 令和3年1月29日
第53号 令和3年3月19日

(3) 配布方法

日本語版

委託事業者による各戸配付
区有施設に配置
麻布地区内の駅に配置
ちいばす車内への配置

英語版

麻布地区内の駅、区有施設に配置
麻布地区内の大使館、政策研究大学院大学、港区国際交流協会、
港区立男女平等参画センター（リーブラ）等に配布

(4) 発行部数

日本語版 各号38,700部
英語版 各号1,000部

区民参画組織 麻布を語る会
「麻布未来写真館分科会」

麻布地区総合支所
協働推進課

目 的

区民や企業、大学等と協働して麻布地区に関わる写真の収集・保存を行い、「まち」の歴史や文化をより多くの人に知ってもらうことで、麻布地区への愛着を深める一助としていくとともに、暮らす人々にとって身近な歴史・文化資源に関する写真の保全・継承・活用を図ります。

内 容

区民参画によるワークショップにより、麻布地区の昔の写真等を資料として収集するとともに、定点写真等を撮影し、麻布のまちの変化を保存していきます。

写真収集にあたっては、一般区民や地元の団体・学校から古い写真の提供を受け、パネル展等で活用しました。

設 置 年 時 期

平成21年5月

事 業 の 状 況

令和2年度分科会開催状況

回 数	開 催 日	概 要	出 席 人 数
第1回	令和2年7月7日(火)	令和2年度の活動について	4人
第2回	令和2年8月4日(火)	今年度作成するパネルについて まち歩きの検討	9人
第3回	(A)令和2年8月30日(日) (B)令和2年9月5日(土)	まち歩き：第1回撮影	計14人
第4回	令和2年9月8日(火)	今年度作成するパネルについて まち歩きレビュー	10人
第5回	令和2年10月15日(木)	今年度作成するパネルについて	8人
第6回	令和2年11月12日(木)	今年度作成するパネルについて まち歩きの検討	9人
第7回	令和2年11月28日(土)	まち歩き：第2回撮影	7人
第8回	令和2年12月3日(木)	今年度作成するパネルについて まち歩きレビュー	8人
第9回	令和3年3月23日(火)	今年度作成するパネルについて 今後のスケジュールおよび活動について	9人

パネル展等開催状況

【パネル展】

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ・青山霊園管理所 | 令和2年3月13日～9月29日 |
| ・麻布地区総合支所 階段（地下1階～2階） | 令和2年11月30日
～令和3年3月17日 |
| ・港区役所1階ロビー | 令和3年1月22日～2月3日 |
| ・フジフィルム スクエア ミニギャラリー | 令和3年1月29日～2月11日 |

【常設展示場】

- | | |
|---|-------------|
| ・有栖川宮記念公園管理事務所展示スペース | 平成24年7月19日～ |
| ・麻布地区総合支所2階通路 | 平成24年9月5日～ |
| ・麻布区民協働スペースロビー | 平成27年3月27日～ |
| ・都立中央図書館2階通路 | 平成27年11月6日～ |
| ・東洋英和女学院本部・大学院棟1階
学院資料・村岡花子文書展示コーナー脇 | 平成31年3月19日～ |

麻布未来写真館 ～次世代へつなぐ麻布の記憶～

区民参画組織 麻布を語る会
「麻布地区政策分科会」

麻布地区総合支所
協働推進課

目 的

「港区基本計画・麻布地区版計画書(令和3年度(2021年度)～令和8年度(2026年度))」(以下、「麻布地区版計画書」という。)に掲げる麻布地区の将来像「誰もが主役になれる参加と協働のまち～未来につなぐニューノーマルを創造する“AZABU”～」の実現に向けて、「参画と協働」による取組を一層推進し、地域課題の解決を図ることを目的としています。

分科会は公募により参加する区民で構成され、麻布地区版計画書の推進状況についての意見交換等の活動を行います。

内 容

令和2年度は、麻布地区版計画書の策定状況や提言の反映状況等を分科会に報告しました。

設 置 年 時 期

平成28年4月

事 業 の 状 況

令和2年度分科会開催状況

回数	開催日	概 要	出席人数
プレ分科会	令和2年 7月2日 (木)	・各委員の近況報告 ・令和2年度の分科会運営について ・アフターコロナ・ウィズコロナにおける地域事業について	18人
第1回分科会	令和2年 8月31日 (月)	・令和2年度の分科会運営について ・港区基本計画・麻布地区版計画書策定に向けた検討状況について ・アフターコロナ・ウィズコロナにおける地域事業について	13人
第2回分科会	令和2年 11月9日 (月)	・港区基本計画・麻布地区版計画書策定に向けた検討状況について	17人
第3回分科会	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止		—

目 的

麻布の魅力探訪事業は、麻布地区の歴史や文化及び産業等に関して、地域に精通したコミュニティの担い手となる人材を幅広く発掘・育成していくとともに、主体的に実践活動に取り組んでいけるよう支援していくことを目的としています。

内 容

令和2年度は、これまでの活動をまとめる冊子の作成を行いました。

まちあるき部会、連携部会、研究部会の各部会に分かれて検討し、全体会の場で編集し、一冊にまとめました。

事 業 の 状 況

全体会

回数	開催日	参加人数	主 な 内 容
第1回	令和2年7月1日（水）	12人	・令和元年度の振り返り ・令和2年度の活動について
第2回	令和2年8月6日（木）	10人	・令和2年度の活動について ・ラボ活動取りまとめ冊子の編集について
第3回	令和2年10月29日（木）	10人	・部会活動報告 ・ラボ活動取りまとめ冊子の編集について
第4回	令和2年12月21日（月）	10人	・部会活動報告 ・ラボ活動取りまとめ冊子の編集について
第5回	令和3年1月25日（月）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	

連携部会

回数	開催日	参加人数	主 な 内 容
第1回	令和2年8月26日（水）	9人	・今年度の活動について ・冊子の構成について
第2回	令和2年10月13日（火）	6人	・冊子の内容について ・今後の進め方について
第3回	令和2年12月16日（水）	5人	・冊子の校正

まちあるき部会

回数	開催日	参加人数	主 な 内 容
第1回	令和2年7月28日（火）	7人	・今年度の活動について
第2回	令和2年9月1日（火）	5人	・冊子の構成及び原稿作成について
第3回	令和2年11月10日（火）	7人	・冊子の構成及び原稿内容について
第4回	令和2年12月8日（火）	6人	・冊子の内容修正について

研究部会

セミナー	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
講演会	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

令和3年度から事業名が「麻布の魅力探訪事業～あざぶ達人ラボ～」から「あざぶ達人ラボ ～次世代へつなぐ麻布の魅力～」へ変更になりました。

あざぶ達人ラボ

目 的

麻布地区に暮らす全ての人々が、安全・安心を実感し、地域の課題を地域で解決できるようにしていくため、六本木安全安心憲章の推進など地域の安全・安心なまちづくりを推進し、地域の活動を支援していくことを目的としています。

内 容

「六本木安全安心プロジェクト」における六本木地区の安全・安心及び環境改善として実施してきた内容を拡充し、より六本木地区の治安改善に特化した内容を取り組みます。

町会・自治会、商店会、事業者、関係機関等が連携・協働により制定した六本木の地域独自ルール「六本木安全安心憲章」の更なる周知・浸透を図っていくとともに、憲章内容実現のための調査研究と対応策の検討を行っていきます。

事 業 の 状 況

(1) 周知・啓発キャンペーンの実施

実 施 日	参加人数
令和2年4月23日(木)	中止
令和2年5月21日(木)	中止
令和2年6月25日(木)	中止
令和2年7月17日(金)	中止
令和2年9月17日(木)	中止
令和2年10月22日(木)	中止
令和2年11月26日(木)	66人
令和2年12月17日(木)	54人
令和3年1月21日(木)	中止
令和3年3月11日(木)	中止
合計	120人

(2) 周知・啓発広告掲出活動の実施

①六本木交差点周辺の東京電力地上用変圧器ラッピング掲出

- ・掲出開始日：令和3年2月4日(木)
- ・掲出場所：六本木7丁目15番先 他4箇所

②東京メトロ日比谷線六本木駅へのポスター掲出

- ・掲出期間：令和3年3月1日(月)～令和3年3月31日(水)
- ・掲出場所：日比谷線六本木駅ホーム軌道内バックボード 4箇所

(3) 令和2年度港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認証制度

推奨事業所等：26

賛同事業所等：386(令和3年3月末時点)

六本木安全安心憲章のデザイン「ZERO ROPPONGI」を活用して、周知・浸透活動を行います。引き続き具体的実行策として、町会・自治会、商店会、事業者、関係機関等と継続的にキャンペーンやパトロール活動を実施していきます。

目 的

様々な人々による交流を深め、地域内でのコミュニティの活性化を促進させていくことを目的とします。

内 容

地域にかかわる多世代、多様な人々が地域交流を深め、新しい地域づくりを創造してゆくために、地域に関わる“人材”の養成やコミュニティ活動を行う“場”をつくるための支援を行います。

事業開始時期

平成27年4月



事業の状況

麻布地区を「みんな」で「よく」するコミュニティデザイン活動「ミナヨク」を実施しています。「ミナヨク」では、「麻布をもっと知りたい」「こうすれば、もっと麻布をよくできるかも？」などの同じ思いをもつ仲間と、五感を使って「麻布」のまちを学び知り、自由にアイデアを出し合い、「想像をかたちにするチカラ」を身につけるプログラムを実施しています。

令和2年度 実施講座

回	開催日	概 要	出席人数
Day1	令和2年11月7日(土)	オリエンテーション	15人
Day2	令和2年11月21日(土)	自分視点・課題分析	16人
Day3	令和2年12月5日(土)	動機探索・問いづくり	12人
Day4	令和2年12月19日(土)	アイデア発表・チーミング	17人
Day5	令和3年1月16日(土)	グループキックオフ・デザイン思考	17人
Day6	令和3年1月30日(土)	ユーザー評価・アイデア検討	18人
Day7	令和3年2月13日(土)	アイデア検討・実証計画	18人
Day8	令和3年2月27日(土)	最終報告・アドバイス	18人
自主活動①	令和3年3月13日(土)	実証準備(グループ活動)	13人
自主活動②	令和3年3月27日(土)	実証準備(グループ活動)	10人

「地域と事業所」防災連携プロジェクト
～更なる共助体制の構築をめざして～

麻布地区総合支所
協働推進課

目 的

港区防災対策基本条例に基づき、地区内事業所が災害の発生に備え、従業員、来街者及び事業所の周辺地域における区民の安全確保に向けた体制の整備を推進するとともに、行政、事業所間、防災住民組織等との連携を円滑に行うことが可能なネットワークづくりを支援します。

内 容

地区内事業所を対象とした事業所防災ネットワーク会議を開催し、防災に関する情報交換等を行っています。

また、講演会を実施し、防災意識の向上と事業所防災ネットワーク会議の重要性について周知するとともに、地域防災協議会との連携を通じ、地域全体の災害時対応力強化を目指します。

事 業 の 状 況

令和2年度

内容	開催日	概要
防災ワークショップの開催		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止。
総合防災訓練への参加		
ネットワーク会議の開催		
防災講演会の開催		

※上記事業を中止とし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を踏まえた、災害時の避難所運営マニュアルの更新を行いました。

事 業 開 始 時 期

平成21年8月

目 的

地域や行政が実施するイベント等に参加したことのない区民が、気軽に参加できるイベントを通じて、地域を知り、様々な人たちと交流できる機会を創出することで、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とします。

内 容

国際色豊かな地域の特色を生かしたイベントを実施します。実施に当たっては、これまでに培ってきた地域の人材を活用するとともに、麻布地区の商店会や企業、大使館等と連携し、国籍・世代を問わず気軽に参加できるイベントとします。

事業開始時期

平成30年4月

事業の状況

(1) 港区総合防災訓練（麻布会場）外国人向け英語通訳ツアーへの参加
令和2年度

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(2) ハッシュタグキャンペーン AZABU飯

令和2年度

・実施日 令和3年2月19日（金）～3月15日（月）

・実施場所 麻布地区（麻布十番・六本木）

・協力団体 麻布十番商店街振興組合、六本木商店街振興組合

※本事業は令和2年度で終了となりました。

地域事業活性化プロジェクト

麻布地区総合支所
協働推進課

目 的

各地域事業の講座修了生の蓄積された知識や成果物を活用し、多様な主体との参画と協働により、交流機会を創出し、地域事業の活性化を目的としています。

内 容

他の地域事業で培ってきた地域の人財を活用するとともに、「ミナヨク」修了生や麻布未来写真館、あざぶ達人ラボとの連携を図り、麻布地区の地域事業集大成となるイベントとします。

事業開始時期

令和3年4月

親子でエコっとプロジェクト

麻布地区総合支所
まちづくり課

目 的

子どもたちを対象に、知る・見る・体験することを通じて、自然環境や生き物を大切にすることを育みます。

内 容

自然環境やリサイクルに関する取組を行う事業所等と連携し、バードウォッチングや生き物観察、自然散策、リサイクルなどをテーマに、参加する子どもが自ら考え、学ぶことができるワークショップを実施します。

事業の状況

令和2年度

開催日	概要	参加人数
令和2年6月中旬	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。	—
令和2年8月2日(日)	服をリメイクしよう！ エコバッグに、布マスクに！	13人
令和2年11月7日(土)	檜町公園で自然探検ツアー！ 見つけた野鳥を記録してみよう！！	20人
令和2年12月5日(土)	木の実をあつめてデコレーション！！ 親子で作る♪クリスマスリース	18人
令和3年3月14日(日)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。	—
令和3年3月27日(土)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。	—

事業開始時期

平成27年4月

※令和3年度から事業名が「みんなでエコっとプロジェクト」から「親子でエコっとプロジェクト」へ変更になりました。

目 的

麻布小学校の通学路である飯倉片町地下横断歩道に小学生が環境をテーマに制作した絵画を展示し、地域コミュニティの場を創出するとともに、公共空間の見守りや多様な人々の連帯感を深め、麻布の「地域力」を高めます。

内 容

麻布小学校4年生児童が制作した絵画をパネル化し、公共空間である地下横断歩道に展示し、関係者を招き除幕式を実施しています。2年間絵画を展示し、卒業時にはプレートにして子どもたちに渡しています。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、除幕式を中止しました。

事業開始時期

平成19年12月

展示場所

港区麻布台一丁目・六本木三丁目先（麻布飯倉片町地下横断歩道内）

目 的

高齢者が、住み慣れた地域で孤立することなく、安心して自分らしくいきいきと生活できるよう、気軽に集い学べる交流の場を提供するとともに、地域におけるボランティアを養成し、地域住民が互いに支え合う仕組みづくりを支援します。

内 容

高齢者が気軽に立ち寄り集える「地域サロン」を開催し、専門講師による講座、レクリエーション、高齢者相談、関係機関からの情報提供などを行います。

また、「地域サロン」の運営に携わるボランティアを養成するための「地域づくり応援ボランティア養成講座」を開催します。

※各館第1回・第2回については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、いきいきプラザが閉館となり事業を中止としました。また、第3回・第4回・第5回については、いきいきプラザ開館にあたりプログラムの実施はせず来館者対応を行いました。

事業開始時期

平成22年10月

事業の状況

地域サロンの開催状況

(1) 南麻布いきいきプラザ会場

回数	開催年月日	内容	参加人数
第1回	令和2年4月22日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第2回	令和2年5月27日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第3回	令和2年6月24日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第4回	令和2年7月22日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第5回	令和2年9月23日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第6回	令和2年10月28日	毛糸玉の根付作り	12人
第7回	令和2年11月25日	手品	6人
第8回	令和2年12月23日	クリスマスバイオリンコンサート	19人
第9回	令和3年1月27日	入浴剤づくりとアロマセルフマッサージ	6人
第10回	令和3年3月24日	16ミリフィルム記録映画鑑賞会	9人

(2) 飯倉いきいきプラザ会場

回数	開催年月日	内容	参加人数
第1回	令和2年4月1日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第2回	令和2年5月6日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第3回	令和2年6月3日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第4回	令和2年7月1日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第5回	令和2年9月2日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第6回	令和2年10月7日	16ミリフィルム記録映画鑑賞会	7人
第7回	令和2年11月4日	講演会	9人
第8回	令和2年12月2日	手作り作品	7人
第9回	令和3年1月6日	新春ゲーム大会	7人
第10回	令和3年3月3日	手品	5人

(3) ありすいきいきプラザ会場

回数	開催年月日	内容	参加人数
第1回	令和2年4月9日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第2回	令和2年5月14日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第3回	令和2年6月11日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第4回	令和2年7月9日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第5回	令和2年9月10日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第6回	令和2年10月8日	手作り作品	2人
第7回	令和2年11月12日	16ミリフィルム記録映画鑑賞会	13人
第8回	令和2年12月10日	お正月飾り製作	13人
第9回	令和3年1月14日	お正月お楽しみ会	13人
第10回	令和3年3月11日	有栖川宮記念公園周辺の変遷の講話	13人

(4) 西麻布いきいきプラザ会場

回数	開催年月日	内容	参加人数
第1回	令和2年4月16日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第2回	令和2年5月21日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第3回	令和2年6月18日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第4回	令和2年7月16日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第5回	令和2年9月17日	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0人
第6回	令和2年10月15日	16ミリフィルム記録映画鑑賞会	10人
第7回	令和2年11月19日	アメリカインディアンのお守り製作	21人
第8回	令和2年12月17日	クリスマスコンサート	24人
第9回	令和3年1月21日	アロマ入浴剤とリンパ体操	15人
第10回	令和3年3月18日	春のお楽しみ会	9人

赤坂地区総合支所の事業

赤坂・青山多世代交流促進事業【令和3年度新規事業】

赤坂地区総合支所
管理課

目 的

赤坂・青山にある保育園、幼稚園、小・中学校、子ども中高生プラザ、いきいきプラザ、町会・自治会等と連携して、子どもから高齢者までの幅広い世代間交流を図ります。

内 容

赤坂区民センター等の大規模施設やオンライン等を活用し、施設利用者による作品展示や舞台発表、ワークショップ等を実施します。

事業開始時期

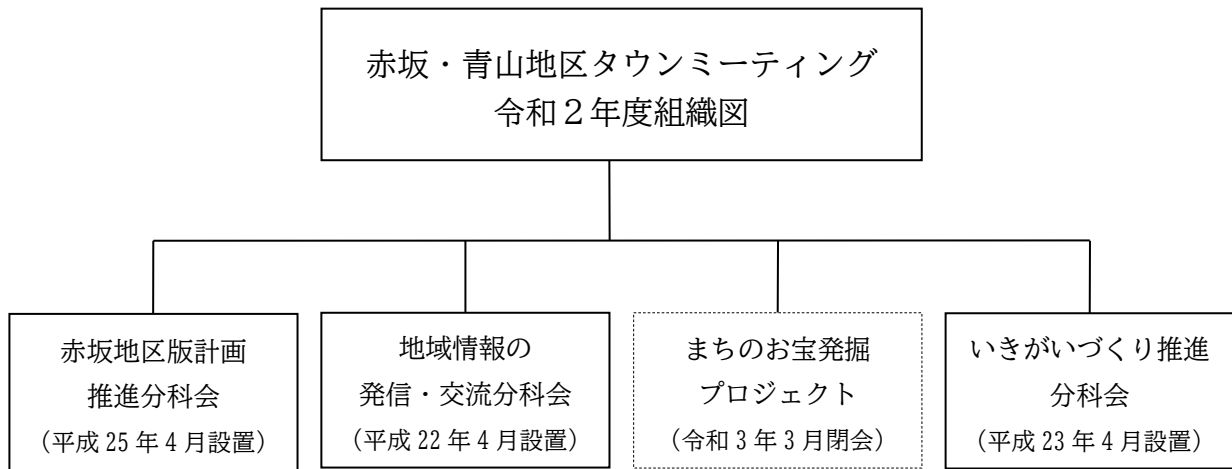
令和3年度

目 的

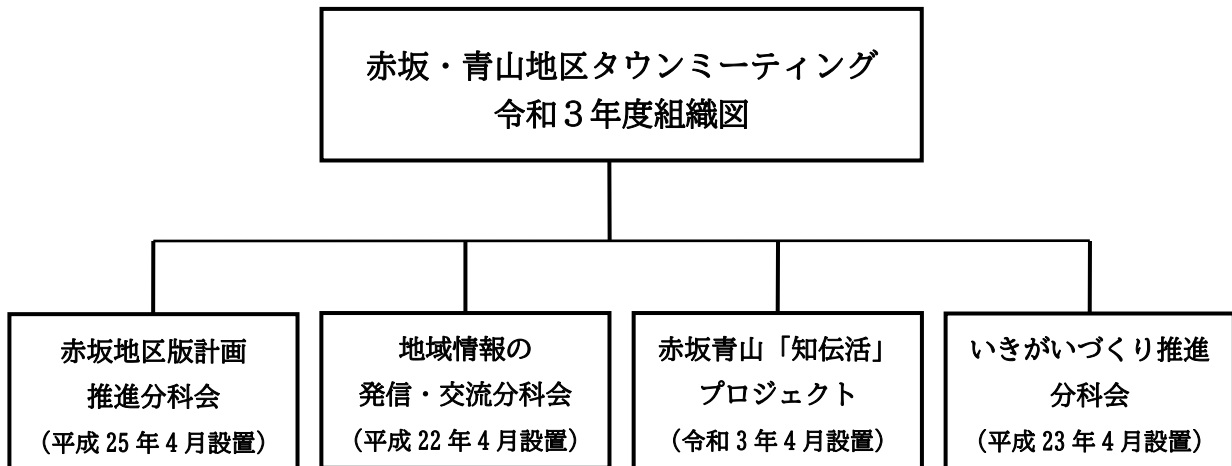
赤坂地区総合支所では、区民協働による赤坂・青山のまちづくりをめざして、一緒に考え、行動する場として、区民参画組織「赤坂・青山地区タウンミーティング」を設置しています。地域の課題解決や地域の魅力発掘・発信等、様々なテーマの分科会を設置し、区民の意向を反映させながら赤坂地区の将来像の実現をめざします。

赤坂・青山地区タウンミーティング組織図

(令和2年度)



(令和3年度)



※それぞれの分科会の詳細については、次ページ以降を参照してください。

目 的

港区基本計画・赤坂地区版計画書に掲げる将来像「だれもが地域に関心をもち共存しているまち 赤坂・青山」の実現をめざして、計画書の進捗状況を把握するとともに、計画事業の推進、次期計画書の策定に向けての意見交換や検討を目的として活動します。

内 容

令和元年度に、「港区基本計画・赤坂地区版計画書（令和3年度～令和8年度）」の策定に向けて、赤坂地区の現状、課題及び解決に向けた取組等に関する検討を行い、その成果を「提言書」として取りまとめ、区に提出しました。

令和2年度は、区が赤坂地区版計画書の策定状況や、提言の反映状況等を分科会に報告しました。

開 催 状 況

年 度	28	29	30	元	2
開催回数	7回	1回	1回	11回	1回
メンバー数	18人	11人	11人	17人	17人

令和2年度

回	開 催 日	内 容
第1回	令和2年11月19日（木）	港区基本計画・赤坂地区版計画書（素案）の報告
—	令和3年3月12日（金）	港区基本計画・赤坂地区版計画書の完成報告※

※完成報告については、通知を送付して実施しました。

目 的

赤坂・青山地域の在住・在勤・在学者等の参画を得て、地域情報誌「MYタウン赤坂青山」を発行し、より身近な地域情報を工夫を凝らして発信し共有することにより、幅広い世代の地域コミュニティの形成を図っています。

内 容

赤坂・青山地域に密着した、多彩で詳細な情報を企画・取材・編集し、赤坂・青山の各地域の特色を活かした内容で、地元の情報を発信します。

開 催 状 況

年 度	28	29	30	元	2
開催回数	20回	19回	18回	18回	10回
メンバー数	12人	8人	7人	10人	13人

令和2年度

(単位：人)

号 数	開 催 日	出席 人数	内 容
第52号	令和2年6月30日(火)	10	編集委員の紹介、地域情報誌概要、制作方針・ルールについて、テーマ決め
	令和2年7月31日(金)	6	まち歩き実施報告、紙面構成検討
	令和2年9月2日(水)	10	初校確認、タイトル決め
	令和2年9月16日(水)	7	紙面最終確認
第53号	令和2年10月5日(月)	8	テーマ決め、掲載先(取材先)決め
	令和2年11月11日(水)	8	取材報告、紙面構成検討
	令和2年12月11日(金)	10	初校確認、タイトル決め
	令和2年12月23日(水)	10	紙面最終確認、次号の紙面構成検討
第54号	令和3年2月24日(水)	8	初校確認、表紙・タイトル決め
	令和3年3月9日(火)	8	紙面最終確認

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、発行回数を4回から3回に変更しました。

発 行

(単位：部)

号	発 行 日	特 集 記 事	発行部数
第52号	令和2年10月8日(木)	赤坂青山ウォーキングMAP	24,500
第53号	令和3年1月21日(木)	一度は訪れたい地元の名店	24,500
第54号	令和3年3月27日(土)	生き物たちの棲むまちへ	24,500
英語版	令和3年3月26日(金)	第51～53号ダイジェスト	2,000

配 布 方 法

赤坂地区総合支所管内の世帯に各戸配布し、区有施設・駅等にも配置しています。

区民参画組織 赤坂・青山地区タウンミーティング
「いきがづくり推進分科会」

赤坂地区総合支所
協働推進課・区民課

目 的

赤坂・青山地域の高齢化率は港区の中で最も高く、高齢者への支援が強く望まれています。地域における高齢者等の孤立を防ぐため、新たなふれあい、いきがづくりに向けた支援方法を検討し、赤坂・青山ならではのサポートをする仕組みの構築を目指します。

内 容

高齢者と地域のかかわりについて区民参画組織の中で検討し、平成24年度から分科会メンバーが中心となって「赤坂・青山ふれあいサロン」を運営しています。

開催状況

年 度	28	29	30	元	2
開催回数	7回	7回	7回	6回	5回
メンバー数	14人	16人	15人	13人	15人

令和2年度

(単位：人)

回 数	開 催 日	出席人数	内 容
第1回	令和2年6月15日(月)	10	自己紹介、座長・副座長選出、令和2年度サロン開催計画(案)、令和元年度サロン報告、サロン運営内容(7.8.9月実施分)、分科会メンバーの名簿作成について
第2回	令和2年7月13日(月)	11	分科会メンバーの名簿作成について サロン運営内容(7.8.9.10月実施分) 令和元年度サロン会計報告
第3回	令和2年9月7日(月)	9	サロン運営内容(10月サロン案内) 港区赤坂地区総合支所 Twitter の案内
第4回	令和2年11月2日(月)	11	サロン運営内容(11.12.1.2.3月実施分)
第5回	令和3年3月29日(月)	10	令和3年度サロン活動計画について 令和2年度サロン会計報告について 令和3年度分科会メンバー募集状況について

「赤坂・青山ふれあいサロン」

開催日等：毎月第2・4水曜日 赤坂地区総合支所内
毎月第3水曜日 赤坂地区高齢者相談センター
対 象：概ね60歳以上の区民

*実施状況については、「赤坂・青山ふれあいサロン」を参照

区民参画組織 赤坂・青山地区タウンミーティング
赤坂青山「知伝活(ちでんかつ)」プロジェクト
【令和3年度新規事業】

赤坂地区総合支所
協働推進課

目 的

赤坂・青山地域の区民等の参画による、ICTを活用した地域の魅力発信事業を行います。区民自らが講座やワークショップをとおして地域の魅力を「知り」、ICTを「活用」した効果的な情報発信の方法を検討し、区民目線の新たな地域の魅力を広く「伝える」ことで、地域への関心を喚起するとともに、地域への愛着を醸成します。

内 容

赤坂・青山の魅力を赤坂地区内外に発信し、まちのにぎわいを創出するため、令和4年度、令和5年度の事業実施に向けて、令和3年度は事業検討を行います。

事業開始時期

令和3年度

目 的

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に備え、「まちの魅力」を発掘し、赤坂・青山地域に特化した情報を発信する仕組みをつくります。多くの方が訪れるこの時に、赤坂・青山地域をPRし、まちのにぎわい創出やまちへの愛着醸成につなげます。

内 容

赤坂・青山の魅力を赤坂地区内外に発信し、まちのにぎわいを創出するため、令和元年度は、フォトコンテスト「写そう！あなたの赤坂・青山」を実施しました。

令和2年度は、フォトロゲイニング※を実施しました。

※地図をもとに、時間内にチェックポイントを回り、より多くの得点を集めるイベント

開催状況

年 度	元	2
開催回数	11回	11回
メンバー数	11人	12人

令和2年度

(単位：人)

回 数	開 催 日	出席 人数	内 容
第1回	令和2年6月17日(水)	10	年間スケジュールの確認 フォトロゲイニングの内容検討
第2回	令和2年7月8日(水)	11	フォトロゲイニングの内容検討
第3回	令和2年8月12日(水)	-	フォトロゲイニングの内容検討(書面会議)
第4回	令和2年9月9日(水)	11	フォトロゲイニングの内容検討
第5回	令和2年9月30日(水)	9	フォトロゲイニングの内容検討
第6回	令和2年10月14日(水)	9	フォトロゲイニングの内容検討
第7回	令和2年11月11日(水)	11	フォトロゲイニングの内容検討
第8回	令和2年12月9日(水)	9	フォトロゲイニングの振り返り
第9回	令和3年1月13日(水)	10	・オンライン会議運営について ・来年度の分科会について
第10回	令和3年2月10日(水)	8	・赤坂青山地域の魅力について ・来年度以降の分科会について
第11回	令和3年3月10日(水)	9	・「まちのお宝発掘プロジェクト」の振り返り ・赤坂青山「知伝活(ちでんかつ)」プロジェクトのメンバー募集について

※本事業は令和2年度で終了しました。

目 的

赤坂・青山地域には、社会貢献関連の部署を設置し、積極的に社会貢献活動を行っている企業・教育機関等が多く立地しています。こうした地元企業や教育機関等のネットワーク化を図り、防災・環境美化等の地域課題を解決するため、企業・教育機関等の参加を得た協働の仕組みをつくります。

内 容

赤坂・青山で積極的な社会貢献活動を行っている地域の事業者・教育機関等で構成される会議体、「赤坂・青山会議」を定期的に行い、情報共有を図るとともに、地域の環境美化活動や地域活性化につながる取組等、地域の課題解決に向けた検討を行っています。

事業開始時期

平成 18 年 10 月

事業の状況

年度	内 容
28	<p>地域と関わりのある既存の活動や事業とのマッチングをベースに、実現可能な範囲でまちの課題を解決できるような取組を推進し、地域との連携強化を図ることを目標としました。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて世界に誇れるまちを実現していくことをめざし、新たな取組として、自社前清掃活動の拡大に向けポスターによる清掃活動の呼びかけや、各事業所で保有する期限間近の災害用備蓄食の有効活用に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回「赤坂・青山会議」(平成 28 年 12 月 20 日 (火)) ・第 2 回「赤坂・青山会議」(平成 29 年 2 月 21 日 (火)) ・第 3 回「赤坂・青山会議」(平成 29 年 3 月 28 日 (火)) ・「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーン (みなとタバコルール啓発活動、放置自転車・放置バイクへの警告札貼付等) ・ポスターによる自社前清掃活動拡大の呼びかけ ・平成 29 年 3 月 11 日 (土) 開催「港区政 70 周年・総合支所制度 10 周年記念式典・地域デビューの集い」にて災害用備蓄食の有効活用コーナーの開催 ・災害用備蓄食を地域のイベント、防災訓練、「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーンにて参加記念品として配布
29	<p>前年度に引き続き実現可能な範囲の中で、地域や行政が抱える課題を解決できるような取組の検討を行いました。また、活動の統一感を持たせるため、赤坂・青山会議ののぼりを作成し、事業に関連する場所やイベント等で掲出を行い、活動の PR を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回「赤坂・青山会議」(平成 29 年 7 月 7 日 (金)) ・第 2 回「赤坂・青山会議」(平成 29 年 9 月 27 日 (水)) ・第 3 回「赤坂・青山会議」(平成 30 年 3 月 6 日 (火)) ・「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーン (みなとタバコルール啓発活動、放置自転車・放置バイクへの警告札貼付等)

29	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターによる自社前清掃活動拡大の呼びかけ ・災害用備蓄食を地域のイベント、防災訓練、「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーン、支所事業等で参加記念品や啓発品として配布
30	<p>情報発信を強化するため、地域情報誌「MYタウン赤坂青山」において赤坂・青山会議の広報を行いました。さらに、参画企業が実施しているCSR活動の情報共有を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回「赤坂・青山会議」(平成30年9月5日(水)) ・第2回「赤坂・青山会議」(平成31年3月7日(木)) ・「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーン(みなとタバコルール啓発活動、放置自転車・放置バイクへの警告札貼付等) ・災害用備蓄食を地域のイベント、防災訓練、「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーン、支所事業等で参加記念品や啓発品として配布
元	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「赤坂・青山会議」(令和元年7月23日(火)) ・第2回「赤坂・青山会議」(令和元年10月18日(金)) ・第3回「赤坂・青山会議」(令和2年3月10日(火)) <p>※第3回目については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーン(みなとタバコルール啓発活動、放置自転車・放置バイクへの警告札貼付等) ・災害用備蓄食を地域のイベント、防災訓練、「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーン、支所事業等で参加記念品や啓発品として配布
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「赤坂・青山会議」(令和2年7月29日(水)) ・第2回「赤坂・青山会議」(令和3年3月4日(木)) <p>※第2回目についてはオンラインにて開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーン(みなとタバコルール啓発活動、放置自転車・放置バイクへの警告札貼付等) ・災害用備蓄食を地域のイベント、「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーン、支所事業等で参加記念品や啓発品として配布

参加団体数(令和3年4月現在)

- ・地元企業……………28社
- ・教育機関……………1校

目 的

地域の様々な主体との協働により、防災意識の高い区民を増やし、地域の防災力向上を図ります。

内 容

有事の際の「自助」、「共助」の理念に沿った行動ができるよう、次世代の地域を担う子育て世代、学生や社会人に焦点を当て、防災知識の習得に向けた講座や意見交換を図るワークショップを実施します。

受講者には、講座終了後、地域の防災訓練への参加を促すなど、地域で活動している人をつなぐ機会を創出します。

事業開始時期

令和3年度

目 的

赤坂地区内の在住・在勤・在学者等が、身近なコミュニティ活動に興味・関心を持ち、活動への参加をとおして人とつながり、仲間を広げることができる仕組みをつくりまします。赤坂地区内のコミュニティの実態調査をし、調査で把握したコミュニティ同士の交流事業を開催まします。それぞれのコミュニティが持つニーズを把握することにより“つながり（コミュニティ）”同士が更につながるきっかけを作ることまします。

内 容

赤坂地区内で活動する町会・自治会、商店会、地域活動団体、赤坂地区を拠点として活動しているNPO、サークル、大学、企業等にあるコミュニティの実態調査をし、調査により把握したコミュニティの構成員による交流の機会を設けまします。毎回設定したテーマについてグループディスカッションを行い、団体同士や団体と区民等が気軽に交流できる関係性を創出まします。

事業開始時期

コミュニティ実態調査 令和3年度
交流イベント 令和3年度

目 的

これまで地域活動に参加できていなかった区民に対し、地域に関心を持ってもらい、地域活動に参加するきっかけをつくることを目的として「地域デビューの集い」を開催しています。

内 容

講演や地域で活躍されている方々によるパネルディスカッション、地域で活動する団体の紹介など、参加者及び来場者が地域活動に対する興味や関心を持てるプログラムを実施しています。

また、一般的な定年退職年齢（64歳から67歳）を迎えた赤坂・青山地域の区民を招待し、地域活動への参加促進を図っています。

平成30年度からは、事業対象者を高齢者だけでなく若年層まで拡大し、子育て世代など若い世代向けの内容も取り入れ、幅広い世代の参加促進に努めています。

事業開始時期

平成27年度

実施状況

年度	開催日	場 所	内 容	参加人数
28 ※ ¹	平成29年 3月11日(土)	赤坂区民センター 区 民 ホ ー ル	・パネルディスカッション ・お楽しみ抽選会 ・町会・自治会パネル展示 ・防災備蓄食料の無料配布	約180人
29	平成30年 3月4日(日)	赤坂区民センター 区 民 ホ ー ル	・講演 ・パネルディスカッション ・お楽しみ抽選会 ・町会・自治会パネル展示 ・山脇学園琴演奏、青山小学校ダンス部発表	275人
30	平成31年 3月3日(日)	赤坂区民センター 区 民 ホ ー ル	・講演 ・パネルディスカッション ・お楽しみビンゴ大会 ・町会・自治会パネル展示 ・赤坂小学校、青山小学校、青南小学校によるパフォーマンス	381人

元 ※ ²	令和2年 3月8日(日)	赤坂区民センター 区民ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・講演 ・パネルディスカッション ・お楽しみビンゴ大会 ・町会・自治会・商店会パネル展示 ・青山小学校、青南小学校、青山中学校、赤坂茜囃子によるパフォーマンス ・未就学児向けフォトイベント 	
2 ※ ³	令和3年 3月6日(土)	赤坂地区総合支所 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・パネルディスカッション ・町会・自治会・商店会パネル展示 	

※¹ 港区政70周年記念事業と合わせ、『赤坂地区「港区政70周年・総合支所制度10周年」記念式典・地域デビューの集い』として開催しました。

※² 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。（「町会・自治会・商店会パネル展示」のみ実施しました。）

※³ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「町会・自治会・商店会パネル展示」、無観客による「パネルディスカッション」、「地域活動に関するアンケート(20代から60代までの管内居住者を対象とし無作為抽出1,500名に郵送)」を実施しました。

※本事業は令和2年度で終了しました。

目 的

町会・自治会をはじめとする地域団体や大使館等の地域資源を活用して、日本人と外国人が地域の魅力や課題について一緒に考える講座を行います。講座実施に当たっては、オンラインの活用やまち歩きの実施など多様な手法を用いて、両者が交流できる機会を創出し、地域への参画を促します。

内 容

令和3年度は、「地域の魅力を知る」をテーマとし、講義やまち歩きを通して日本人参加者と外国人参加者が、互いが思う地域の魅力を発信し合う講座を実施します。

事業開始時期

令和3年度

事業の状況

年度	開催日	場 所	内 容	参加人数
28	平成28年10月11日(火)	赤坂区民センター 区民ホール	・中学生によるオーストラリア派遣報告 in 赤坂・青山 ・迫力の大画面でスポーツ観戦しよう！『アジア最終予選-ROAD TO RUSSIA-パブリックビューイング in 赤坂』	306人 (オーストラリア人、日本人、その他外国人)
29	平成29年6月11日(日)	秩父宮ラグビー場周辺	「秩父宮みなとラグビーまつり 2017」にブース出展	イベント全体の来場者 約25,000人 (日本人、外国人含む)
30	平成30年6月17日(日)	秩父宮ラグビー場周辺	「秩父宮みなとラグビーまつり 2018」にブース出展	イベント全体の来場者 約30,000人 (日本人、外国人含む)
	平成31年2月6日(水)	ミクロネシア連邦大使館	地元町会とミクロネシア連邦大使館との交流イベント	8人 (ミクロネシア連邦大使館、赤坂溜池町会、赤坂東一・二丁目町会、霊南坂町会、赤坂福吉町会)

元	令和元年6月1日(土)	秩父宮ラグビー場周辺	「秩父宮みなとラグビーまつり2019」にブース出展	イベント全体の来場者 約48,000人 (日本人、外国人含む)
	令和元年11月14日(木)	ブラジル大使館	地元町会・自治会とブラジル大使館との交流イベント	23人 (ブラジル大使館、北青山一丁目住宅自治会、青山二丁目町会、青山外苑町会、南北青山二丁目町会、青山三・四丁目町会、北青山一丁目アパート3・4号棟自治会)
2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止			

※令和2年度まで「赤坂・青山国際化プロジェクト」として実施しました。

目 的

赤坂・青山のマスコットキャラクター「赤坂親善大使」が、地域で行われる行事やイベントに出演することで、集客やイベントのにぎわいに寄与し、地域の活性化を図ります。また、地域の行事やイベントに興味を持ってもらえるよう発信内容を工夫するとともに、SNSをはじめとした様々な手法により効果的に情報発信を行います。

内 容

- (1) 赤坂親善大使の着ぐるみが商店街や町会等のイベントに出演し、集客促進を図ることで、にぎわいづくりに貢献します。出演数を増やすことで、赤坂親善大使の認知度を向上させます。
- (2) 拡散力のある Facebook を通じて、新鮮な情報を親しみやすいキャラクター口調で発信することで、多くの人々が地域情報にアクセスする機会を増やします。
- (3) キャラクター物品を作成し、認知度の向上を図ります。

事業開始時期

平成 27 年度

事業の状況

出演実績

年 度	28	29	30	元	2
出演回数	76 回	40 回	40 回	30 回	61 回 ^{※1}

※¹ 令和 2 年度は、実際の出演に加えて Facebook の投稿による出演も回数に含んでいます。

※平成 29 年度までの数値は、「赤坂親善大使メジャー化計画 ～私たちが地域の魅力を伝えます～」の活動を、平成 30 年度から令和 2 年度の数値は、「赤坂・青山マイホームタウンプロジェクト」の活動を計上

※令和 3 年度から事業名が「赤坂・青山マイホームタウンプロジェクト」から「赤坂親善大使 魅力発信プロジェクト」へ変更になりました。



目 的

乳幼児の保護者が気軽に子育てに関する相談をし、情報交換や交流ができる場を提供することにより、子育て世帯が抱える様々な悩みや不安の軽減を図ります。

内 容

子育てに関する相談や情報交換の場として、赤坂区民センター、青山いきいきプラザで「よちよち子育て交流会」を開催します。保健師、管理栄養士などの専門職による相談や、地域の人材を活用し、親子で楽しめるプログラムを提供して、交流を促進します。

事業開始時期

平成27年4月

開催状況

年 度	28	29	30	元	2
開催回数	17回	17回	24回	33回	34回
参加人数	377人	418人	474人	675人	312人

令和2年度開催内容

【赤坂地区】

回数	開催日	内容	参加人数
第1回	令和2年7月10日(金)	脳に効く！生後すぐから親子で楽しめる♪赤ちゃんのリズム体操♪	6人
第2回	令和2年7月21日(火)	もう悩まない♪離乳食のコツ！！～旬レシピもご紹介	4人
第3回	令和2年8月18日(火)	クラシックのリズムに合わせて赤ちゃんにタッチ！&ハンドマッサージ	10人
第4回	令和2年8月24日(月)	抱っこで凝った肩と腰に効く！ゆったりストレッチヨガ♪	8人
第5回	令和2年9月11日(金)	みんなで手遊び in English&知ってる？港区の子育て支援情報	18人
第6回	令和2年9月15日(火)	知っておけば安心！赤ちゃんが病気の時の過ごし方	10人
第7回	令和2年9月28日(月)	身近な物を使って♪赤ちゃんの簡単手作りおもちゃ紹介♪	4人

第 8 回	令和 2 年 10 月 5 日(月)	もう悩まない♪離乳食のコツ！！ ～旬レシピもご紹介	10 人
第 9 回	令和 2 年 10 月 10 日(土)	(台風接近のため中止)	—
第 10 回	令和 2 年 10 月 16 日(金)	抱っこで凝った肩と腰に効く！ゆ ったりストレッチヨガ♪	10 人
第 11 回	令和 2 年 10 月 27 日(火)	小さなボールを使って体のコリを ほぐそう！	4 人
第 12 回	令和 2 年 11 月 6 日(金)	胡弓の音色でリラックスストレッ チ&一時預かり利用情報♪	2 人
第 13 回	令和 2 年 11 月 17 日(火)	赤ちゃんとお初めての冬を楽しもう	10 人
第 14 回	令和 2 年 11 月 30 日(月)	赤ちゃんの事故予防とっさの対応	12 人
第 15 回	令和 2 年 12 月 7 日(月)	赤ちゃんのお口のケア～歯が生え てきた子もまだの子も♪	10 人
第 16 回	令和 2 年 12 月 12 日(土)	クラシックのリズムに合わせて赤 ちゃんにタッチ！&ハンドマッサ ージ	13 人
第 17 回	令和 2 年 12 月 22 日(火)	もう悩まない♪離乳食のコツ！！ ～旬レシピもご紹介	8 人
第 18 回	令和 3 年 1 月 8 日(金)	英語で手遊び&知ってる？港区の 子育て支援情報	6 人
第 19 回	令和 3 年 1 月 19 日(火)	絵本とわらべ歌のリズムを楽しも う♪	14 人
第 20 回	令和 3 年 1 月 25 日(月)	身近な物を使って♪赤ちゃんの簡 単手作りおもちゃ紹介♪	10 人
第 21 回	令和 3 年 2 月 12 日(金)	小さなボールを使って体のコリを ほぐそう！	8 人
第 22 回	令和 3 年 2 月 16 日(火)	赤ちゃんの事故予防とっさの対応	8 人
第 23 回	令和 3 年 2 月 22 日(月)	抱っこで凝った肩と腰に効く！ゆ ったりストレッチヨガ	8 人
第 24 回	令和 3 年 3 月 1 日(月)	ハーブを活用してお家でリラック ス♪	10 人
第 25 回	令和 3 年 3 月 16 日(火)	赤ちゃんのお口のケア～歯が生え てきた子もまだの子も♪	16 人
第 26 回	令和 3 年 3 月 20 日(土)	赤ちゃんの成長と発達を知ろう！	13 人
※全回、手遊び歌・絵本の読み聞かせを実施			

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月から6月までの開催を中止しました。

【青山地区】

回数	開催日	内容	参加人数
第1回	令和2年7月16日(木)	赤ちゃんのお口のケア～歯が生えてきた子もまだの子も♪	8人
第2回	令和2年8月13日(木)	ハーブを活用してお家でリラックス♪	4人
第3回	令和2年9月24日(木)	(台風接近のため中止)	—
第4回	令和2年10月22日(木)	クラシックのリズムに合わせて赤ちゃんにタッチ！&ハンドマッサージ	14人
第5回	令和2年11月12日(木)	脳に効く！生後すぐから親子で楽しめる♪赤ちゃんのリズム体操♪	8人
第6回	令和2年12月3日(木)	抱っこで凝った肩と腰に効く！ゆったりストレッチヨガ	10人
第7回	令和2年12月17日(木)	ハーブを活用してお家でリラックス♪	10人
第8回	令和3年1月14日(木)	抱っこで凝った肩と腰に効く！ゆったりストレッチヨガ	6人
第9回	令和3年2月4日(木)	知っておけば安心！ 赤ちゃんが病気の時の過ごし方	8人
第10回	令和3年3月11日(木)	もう悩まない♪離乳食のコツ!! ～旬レシピもご紹介	12人

※全回、手遊び歌・絵本の読み聞かせを実施

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月から6月までの開催を中止しました。

目 的

赤坂・青山は、子ども向け事業に取り組む企業、団体などの人的資源や秩父宮ラグビー場をはじめとしたスポーツ関連の施設、古くから伝わる歴史的・文化的な資源が豊富な地域です。こうした地域の資源を活用し、子どもを地域ぐるみで見守り、育てる環境を整備します。

住民や地域団体、地域の企業等との連携・協働により、小・中学生を対象に「驚き、感動、気づき」を与え「自ら考え、行動する」機会となる講座を実施します。また、親子で参加できる講座を行うことで、多世代交流の機会を創出します。さらには、子どもに関わる地域の企業・団体等のネットワークを構築し、連携を促すことで、地域の子育て力を高めます。

内 容

- (1) 講座等の企画・運営
- (2) 赤坂・青山共育情報局の運営、地域団体間のネットワークの構築
- (3) 「赤坂・青山多世代交流促進事業」への参加

事業開始時期

平成21年7月

事業の状況

講座の開催状況

年 度	28	29	30	元	2
開催回数	15回	17回	19回	15回	4回
参加人数	278人	398人	407人	272人	46人※

※赤坂・青山共育オンラインフェスティバルの参加人数は含みません。

令和2年度

(単位：人)

項 目	実施プログラム等	開催日／開催時期	参加人数
文化講座	親子でチャレンジ！ 3Dモデリング体験	令和3年1月24日（日）	8
	家族で確認！ 防災チェック！！ ～自分と家族の命と健康を守ろう～	令和3年2月21日（日）	7
	おこづかいを上手に使う！ 貯める！マネートレーニング！ 子ども向けお金の講座	令和3年3月30日（火）	17
スポーツ講座	おうちでおどろう！ ダンス講座	令和3年3月21日（日）	14

項 目	実施プログラム等	開催日／開催時期	参加人数
赤坂・青山 共育情報局の 運営、地域団 体間のネッ トワークの 構築	ホームページ等の運営	—	—
	赤坂・青山共育情報局 登録団体連絡会	9・10・11・12・3月実施	24団体
	赤坂・青山共育 オンラインフェスティバル	令和2年11月29日(日)	61人

※文化講座・スポーツ講座は全てオンラインにて実施しました。

※令和3年度から事業名が「赤坂・青山子ども中高生共育事業」から「赤坂・青山子ども共育事業」へ変更になりました。

目 的

全国連携によるお互いのまちの発展と子どもの健全育成のため、岐阜県郡上市、和歌山県和歌山市と子どもを中心とした交流事業を実施します。

内 容

(1) 田舎の夏休み体験教室

赤坂・青山の小学生が郡上市を訪れ、農業や川遊びなど郡上の豊かな自然を体験し、自然や生命の大切さを学びます。また、郡上おどりや郡上本染など、郡上の文化や歴史を学ぶとともに、現地小学生との交流を図ります。

(2) 郡上市の中学生による港区交流活動

郡上市の中学生が、交流事業のきっかけとなった青山家の菩提寺である梅窓院や赤坂・青山にある日本を代表する企業を訪問するなど、様々な体験学習をするために港区を訪れます。その際、赤坂・青山の中学生が郡上市の中学生を迎え入れ、それぞれの地域の文化や特色を発表し、相互の地域の魅力について学びます。

(3) 全国連携の推進

赤坂中学校と和歌山市の加太^{かた}中学校との交流など、赤坂・青山に縁のある自治体と地域との交流を支援します。

事業開始時期

平成21年度

事業の状況

【郡上市との交流】

平成28年度

(単位：人)

開催日	場 所	内 容	参加人数
平成28年6月25日(土)	秩父宮ラグビー場	郡上おどり練習会	46
平成28年8月7日(日) ～8月9日(火)	岐阜県郡上市	田舎の夏休み体験教室	70
平成28年8月3日(水) ～8月5日(金)	赤坂・青山 地域管内	郡上市中学生との交流事業	42

平成29年度

(単位：人)

開催日	場 所	内 容	参加人数
平成29年6月24日(土)	秩父宮ラグビー場	郡上おどり練習会	49
平成29年8月8日(火) ～8月10日(木)	岐阜県郡上市	田舎の夏休み体験教室	76
平成29年8月2日(水) ～8月4日(金)	赤坂・青山 地域管内	郡上市中学生との交流事業	33

平成 30 年度 (単位：人)

開催日	場 所	内 容	参加人数
平成 30 年 6 月 30 日 (土)	秩父宮ラグビー場	郡上おどり練習会	47
平成 30 年 8 月 2 日 (木) ～8 月 4 日 (土)	岐阜県郡上市	田舎の夏休み体験教室	65
平成 30 年 8 月 8 日 (水) ～8 月 10 日 (金)	赤坂・青山 地域管内	郡上市中学生との交流事業	34

令和元年度 (単位：人)

開催日	場 所	内 容	参加人数
令和元年 6 月 15 日 (土)	青山小学校	郡上おどり練習会	45
令和元年 7 月 30 日 (火) ～8 月 1 日 (木)	岐阜県郡上市	田舎の夏休み体験教室	49
令和元年 8 月 7 日 (水) ～8 月 9 日 (金)	赤坂・青山 地域管内	郡上市中学生との交流事業	28

令和 2 年度

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例年とは違う形で郡上市とのつながりを継続しました。

- ①港区・郡上市交流展示会
- ②郡上市へのメッセージカードの募集・送付
- ③郡上市でのメッセージカード作成の取組
- ④郡上市からのメッセージカードの紹介

【和歌山市との交流】

平成 29 年度 (単位：人)

開催日	場 所	内 容	参加人数
平成 29 年 5 月 30 日 (火)	赤坂中学校	和歌山市立加太中学校と 赤坂中学校の交流	8

平成 30 年度 (単位：人)

開催日	場 所	内 容	参加人数
平成 30 年 6 月 12 日 (火)	赤坂中学校・ 赤坂氷川神社	和歌山市立加太中学校と 赤坂中学校の交流	40

令和元年度 (単位：人)

開催日	場 所	内 容	参加人数
令和元年 6 月 12 日 (水)	赤坂中学校	和歌山市立加太中学校と 赤坂中学校の交流	42

令和 2 年度

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

※平成 27 年度～令和 2 年度の「広げよう交流の輪～全国連携を通した子どもたちの交流体験～」が令和 3 年度から「子ども地域間交流事業 ～離れていても心は一つ！～」となりました。

赤坂・青山シニアファッションista
～自分らしく素敵に～

赤坂地区総合支所
協働推進課

目 的

港区の中で、赤坂・青山地域は最も高齢化率が高い地域です。地域とのつながりが少なくなりがちな高齢者を対象に、ファッションやライフスタイル等の情報発信を通じてまちに出て楽しむことや、いきがいづくりを推進し、ライフスタイルの充実を図ります。

内 容

地区内の企業等との連携・協力のもと、高齢者のライフスタイルを充実させる情報誌を年3回発行し、地区内の高齢者等に配布しています。

事業開始時期

平成27年度

事業の状況

平成28年度 平成28年度ダイジェスト版 1,000部発行

平成29年度 シニアファッションista写真集～自分らしく素敵に～
2,000部発行

平成30年度 シニアのためのファッション&ライフスタイル情報誌「赤坂青山
暮らし」 7,000部×3回発行

令和元年度 シニアのためのファッション&ライフスタイル情報誌「赤坂青山
暮らし」 7,000部×3回発行

令和2年度 シニアのためのファッション&ライフスタイル情報誌「赤坂青山
暮らし」 7,000部×3回発行

(単位：部)

号数	発行日	内 容	発行部数
第6号	令和2年7月20日(月)	・ファッション&ライフスタイル講座 ・特別企画 免疫力アップの工夫を ライフスタイルに活かし健康で快 適な日々を	7,000
第7号	令和2年12月21日(月)	・インタビュー記事 ・ファッション&ライフスタイル講座 ・特別企画 おうち時間を楽しく健 康に過ごす知恵「おうちえ」	7,000
第8号 (最終号)	令和3年2月22日(月)	・インタビュー記事 ・ファッション&ライフスタイル講座	7,000

※平成27年度から平成29年度は、地元企業と連携したファッション講座や撮影
等を実施

※本事業は令和2年度で終了しました。

目 的

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、高齢者の交流の場として、「赤坂・青山ふれあいサロン」を開催しています。サロンの運営は、赤坂・青山地区タウンミーティング「いきがづくり推進分科会」の区民メンバーが中心となって行っています。

内 容

赤坂サロンを毎月第2・第4水曜日に赤坂地区総合支所・赤坂区民センターで、青山サロンを毎月第3水曜日に赤坂地区高齢者相談センターで開催します。対象は、概ね60歳以上の区民です。茶話会や講座、手芸、体操など、様々な内容で開催しています。

事業開始時期

平成22年7月(赤坂地区高齢者相談センターの開催は、平成27年4月から)

開催状況

年 度	28	29	30	元	2
開催回数	33回	33回	34回	31回	25回
参加人数	347人	328人	336人	304人	193人

※平成23年度までは委託により実施。平成24年度からは、直営で実施。

令和2年度開催内容

回 数	開 催 日	サロン	内 容	参加人数
第1回	令和2年7月8日(水)	赤坂	茶話会	8人
第2回	令和2年7月15日(水)	青山	脳トレゲーム	2人
第3回	令和2年7月22日(水)	赤坂	暑中見舞い絵手紙づくり	5人
第4回	令和2年8月19日(水)	青山	ことば遊びゲーム	3人
第5回	令和2年8月26日(水)	赤坂	安全対策講座	2人
第6回	令和2年9月9日(水)	赤坂	ヤクルト出前健康講座	10人
第7回	令和2年9月16日(水)	青山	生け花教室	11人
第8回	令和2年9月23日(水)	赤坂	折り紙教室	3人
第9回	令和2年10月14日(水)	赤坂	防災講座	6人
第10回	令和2年10月21日(水)	青山	俳句講座(講義編)	7人
第11回	令和2年10月28日(水)	赤坂	スマホの使い方講座～Twitterの開設方法～	8人
第12回	令和2年11月11日(水)	赤坂	ハンドベル演奏会	10人
第13回	令和2年11月18日(水)	青山	健康体操	3人
第14回	令和2年11月25日(水)	赤坂	クリスマスリースづくり	18人
第15回	令和2年12月9日(水)	赤坂	年末お楽しみ会	17人

第16回	令和2年12月16日(水)	青山	年末お楽しみ会	6人
第17回	令和3年1月13日(水)	赤坂	新年会	9人
第18回	令和3年1月20日(水)	青山	新年会	0人
第19回	令和3年1月27日(水)	赤坂	生け花教室	17人
第20回	令和3年2月10日(水)	赤坂	健康体操	9人
第21回	令和3年2月17日(水)	青山	俳句講座(実践編)	3人
第22回	令和3年2月24日(水)	赤坂	ひなまつり	10人
第23回	令和3年3月10日(水)	赤坂	みつばち観察会	14人
第24回	令和3年3月17日(水)	青山	茶話会	1人
第25回	令和3年3月24日(水)	赤坂	茶話会	11人

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月から6月までの開催を中止しました。

目 的

地域の住民に必要な情報を確実に届けるためには、周知方法を工夫し、情報に対する興味を持ってもらうことが重要です。周知方法として講談を活用し、地域に情報を発信することで、より多くの人に情報を伝え共有化することにより、地域の活性化を促進し、コミュニティ形成を進めます。

内 容

生活に身近で重要な行政の施策や事業をテーマとした 20 分程度の講談を 13 本制作しました。地域の希望に応じて、講談師を派遣し、制作した講談を活用しました。

事業開始時期

平成 21 年度

事業の状況

年度	派遣回数
28	5 回
29	0 回
30	0 回

※講談の制作は平成 27 年度で、講談師の派遣は平成 30 年度で終了しました。

目 的

赤坂・青山地域では、地域住民、町会・自治会、商店会、地元企業が一丸となって、マナー・モラルの向上を図るため、地域独自のルール「赤坂青山 美しいまち マナーのまち宣言」を行い、地域の安全・環境美化活動に継続的に取り組んでいます。

内 容

地域住民、町会・自治会、商店会、地元企業と協働して、「みなとタバコルールの周知・徹底、ゴミのポイ捨て禁止、放置自転車、放置バイクの禁止」を図るため、地下鉄駅周辺でクリーンキャンペーンを定期的実施しています。

- ・みなとタバコルールの周知・啓発活動
- ・自転車やバイクの路上駐輪、駐車禁止のキャンペーン活動

事業開始時期

平成18年11月1日(水)「赤坂青山 美しいまち マナーのまち宣言」キックオフイベント

事業の状況

「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーン実施状況

年 度	28	29	30	元	2
実施回数	17回	14回	19回	12回	11回
参加者数	1,428人	1,664人	2,202人	1,469人	738人

※実施回数は中止回を含みません。

令和2年度「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーンの実施状況
(単位：団体) (単位：人)

実施場所	実施日時	参加団体	参加人数
溜池山王駅	令和2年4月16日(木) 午前9時30分から10時30分	-※ ¹	
	令和2年9月17日(木) 午前9時30分から10時30分	13	53
	令和2年12月17日(木) 午前9時30分から10時30分	17	73
	令和3年3月18日(木) 午前9時30分から10時30分	12	43

赤坂見附駅	令和2年5月21日(木) 午前9時30分から10時30分	-※ ¹	
	令和2年10月22日(木) 午前9時30分から10時30分	23	91
	令和3年1月21日(木) 午前9時30分から10時30分	-※ ¹	
赤坂駅	令和2年6月25日(木) 午前9時30分から10時30分	-※ ²	
	令和2年11月12日(木) 午前9時30分から10時30分	19	92
	令和3年2月25日(木) 午前9時30分から10時30分	19	82
青山一丁目駅	令和2年4月17日(金) 午前9時30分から10時30分	-※ ¹	
	令和2年9月18日(金) 午前9時30分から10時30分	20	41
	令和2年12月18日(金) 午前9時30分から10時30分	20	66
	令和3年3月19日(金) 午前9時30分から10時30分	17	49
外苑前駅	令和2年5月22日(金) 午前9時00分から10時00分	-※ ¹	
	令和2年10月23日(金) 午前9時00分から10時00分	-※ ²	
	令和3年1月22日(金) 午前9時00分から10時00分	-※ ¹	
表参道駅	令和2年6月26日(金) 午前9時00分から10時00分	27	76
	令和2年11月27日(金) 午前9時00分から10時00分	33	72
	令和3年2月26日(金) 午前9時00分から10時00分	-※ ¹	

※¹ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

※² 天候不順のため中止しました。

赤坂地区管内 指定喫煙場所

場 所	基数	設置日
溜池山王駅9番出口指定喫煙場所	1	平成26年4月8日(火)
表参道交差点指定喫煙場所	2	平成27年11月30日(月)
赤坂見附駅前指定喫煙場所	1	平成28年10月13日(木)
表参道駅A1出口前指定喫煙場所	1	平成29年3月31日(金)
高橋是清翁記念公園指定喫煙場所(屋内)	1	令和2年8月3日(月)

目 的

赤坂・青山地域では、公道上に違法に設置された看板が、安全で快適な通行を阻害し、まちの美観を損ねる要因にもなっています。

地域の団体と協働して、人の往来が特に多い駅前、繁華街を中心に、看板の撤去を目的としたパトロールを実施することで、地域間の連携を強化し、地域ぐるみで快適に通行できる道路を確保し、より安全・安心となるまちづくりを推進しています。

内 容

区民、行政及び警察が一体となって看板の指導・撤去を目的としたパトロールを実施します。

定期的なパトロールによって、違法に設置された看板に対し文書で働きかけるとともに、店舗への口頭指導・警告を行います。改善の見られない看板については撤去を実施します。

実 施 状 況

令和2年度 看板パトロール

実施回数	内 訳	
12回	赤坂見附駅周辺	9回
	赤坂駅周辺	3回

※令和3年度から事業名が「看板パトロール～置き看板ゼロ作戦～」から「違法置き看板ゼロ作戦」へ変更になりました。

高輪地区総合支所の事業

概 要

高輪地区総合支所の所管する保育園・児童館・子ども中高生プラザ・いきいきプラザとそれぞれの施設利用者がフェスティバルの開催を通じて交流することで、世代を超えた地域コミュニティの醸成と地域の活性化を図ります。

内 容

保育園などの作品展示、舞台発表、出店などを通じて各施設利用者の交流を促進するためフェスティバルを高輪地区総合支所で開催します。また、地域で活動する団体等にも協力を依頼します。

事業開始時期

平成19年2月

事業の状況

(平成28年度)

平成28年 11月12日(土) 作品展示・舞台発表・出店
11月13日(日) 作品展示・出店

(平成29年度)

平成29年 11月11日(土) 作品展示・舞台発表・出店
11月12日(日) 作品展示・出店

(平成30年度)

平成30年 11月10日(土) 作品展示・舞台発表・出店
11月11日(日) 作品展示・出店

(令和元年度) ※庁舎エレベータ改修工事のため2月に実施

令和2年 2月15日(土) 作品展示・舞台発表・出店
2月16日(日) 作品展示・出店

(令和2年度) ※新型コロナウイルス感染症の影響により

「たかなわアマビエ折り鶴プロジェクト」を実施

※本事業は令和2年度で終了しました。

目 的

地区内の大学と連携して、大学構内に地域児童のための新たな交流の場を設置し、交流を促進します。また、子どもの見守りなどに地域の方や大学生の協力を得ることにより、地域交流及び世代間交流も図ります。

内 容

大学の知的・人的資源を活用し、地域児童を対象とした専門的な研究テーマをわかりやすく学ぶ機会を提供します。事業の運営については、地域の方や大学生と協働して取り組みます。

事業開始時期

平成27年4月

事業の状況

平成28年度 ・開室145回
・来室児童数2,083人

平成29年度 ・開室242回
・来室児童数3,908人

平成30年度 ・開室244回
・来室児童数3,296人

令和元年度 ・開室219回
・来室児童数2,424人

令和2年度 ・開室9回
・来室児童数68人
※リモートワークの参加者数を含む。

※令和3年度から事業名が「たかなわ子どもカレッジ」から「たかなわ子どもコミュニティカレッジ」へ変更になりました。

概 要

高輪地区内の公私立保育園、幼稚園、小・中学校や児童館、福祉施設など、各施設に情報発信の場を提供し、幅広い世代の方々への情報提供や施設のPRに供していただくため、区立公園等に掲示板「たかなわみんなのおしらせばん」を設置しています。

内 容

区立の公園や児童遊園の利用者数を踏まえながら、公園等で遊ぶ子どもたちや利用する多くの方々が、各施設を利用しやすくするとともに、行事等への積極的な参加を促進するため、8か所設置しています。

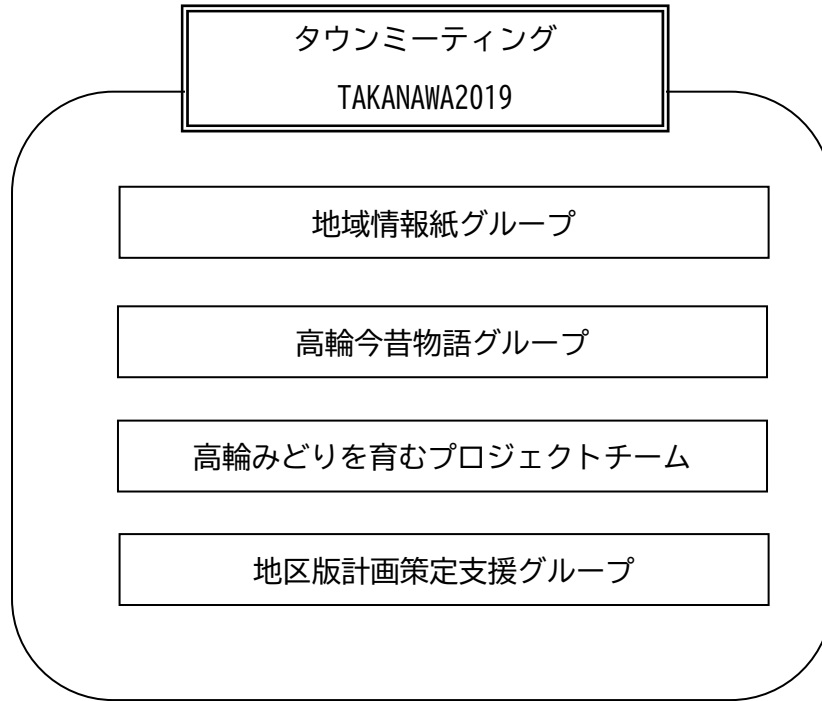
事業開始時期

平成19年4月

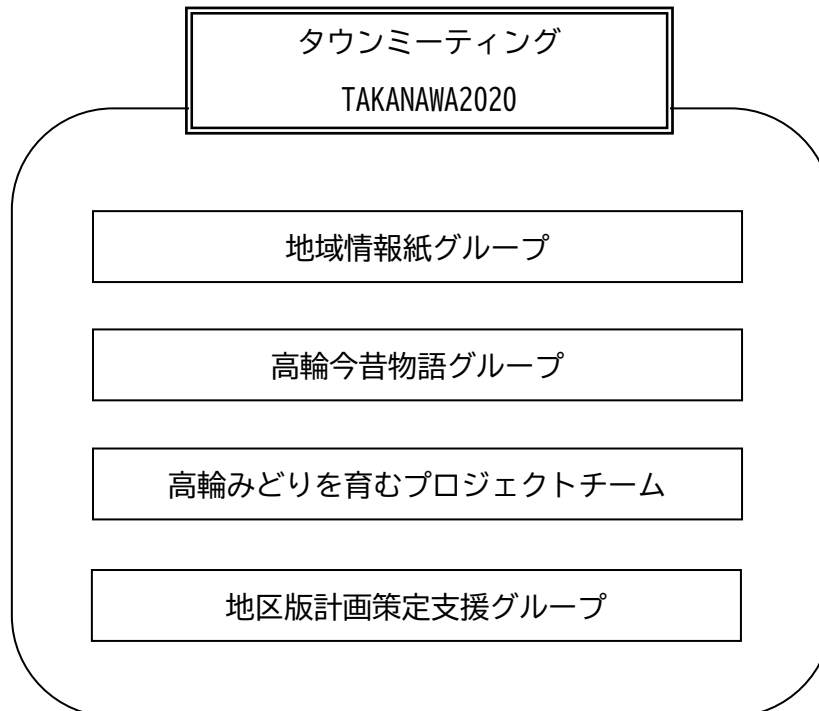
設置場所

亀塚公園	三田4-16-20
高輪公園	高輪3-18-18
泉岳寺前児童遊園	高輪2-15-37
白金一丁目児童遊園	白金1-25-3
雷神山児童遊園	白金6-5-10
白金児童遊園	白金台2-24-3
白台児童遊園	白金台4-7-6
白金台どんぐり児童遊園	白金台5-19-1

令和元年度



令和2年度



※各分科会の詳細については、次ページ以降を参照してください。

区民参画組織 タウンミーティング TAKANAWA
「地区版計画策定支援グループ」

高輪地区総合支所
協働推進課

目 的

公募によって選出された高輪地区総合支所管内の区民等によって構成される「地区版計画策定支援グループ」は、新たな港区基本計画・高輪地区版計画書（令和3年度～令和8年度）の策定に向けた提言を行い、これを計画に反映させることを目的として、検討会等を開催して活動しました。

内 容

令和元年度は、高輪地区の現状と課題、施策、事業について幅広い視点で検討を行い、検討の成果を「提言書」としてまとめ、区に提出しました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた意見を新たに検討するとともに、区から高輪地区版計画書の策定経過や提言の反映状況等について説明を受けました。

活動状況（令和2年度）

	開 催 日	内 容
－	令和2年7月14日（火）	・リーダー・サブリーダー会議 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた追加意見について （本会議でとりまとめた意見を後日各委員にメールで共有）
第1回	令和2年11月19日（木）	・高輪地区版計画書（素案）の説明

※なお、港区基本計画・高輪地区版計画書（令和3年度～令和8年度）を策定したことに伴い、本グループの活動は令和2年度で終了しました。

目 的

多くの区民と行政とが身近な情報を共有し、地域コミュニティの一層の活性化を図るとともに、地域の人々にまちの魅力に対する深い愛着を持ってもらうことを目的に、区民の参画を得ながら独自の地域情報紙を発行します。

内 容

区民編集委員が地域のさまざまな情報を取材し、記事を書き、紙面の割付や校正を行います。

実績表（令和2年度）

（会議等開催）

会議・打ち合わせ等	開催回数	参加者数
第42号 ・編集会議 ・校正、反省会	6回	56人
第43号 ・編集会議 ・校正、反省会	7回	53人
講習会	1回	5人

（発行）

号	発行月	主な内容
「みなとっぷ」第42号	令和2年10月	「高輪ゲートウェイ駅」紹介、この街にこの人あり、With コロナ時代の新しい生活様式 ほか
「みなとっぷ」第43号	令和3年3月	街が変わる、この街にこの人あり、地域で活躍する女性たち ほか
「みなとっぷ」英語版	令和3年3月	第42号及び第43号の総集編

（構成） タブロイド版 8ページ

（配布） 高輪地区の約33,800世帯に各戸配布。また区有施設、駅等で配布。

目 的

高輪地区のまち並みの魅力を発信するため、写真の収集・保存・活用を行います。取組には、地域住民や地区内の大学と連携し、地域住民が高輪地区への愛着を深めるとともに、地域交流の発展等での活用を目指します。

内 容

収集した写真を蓄積・保存し、地域の貴重な資源として未来に残しています。
また、高輪地区の魅力を発信するとともに、地域交流の活性化を図るため、収集した写真を活用した「まち歩き」「ワークショップ」「展示会」等を実施し、その様子を区ホームページ等で公開しています。
※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「まち歩き」「ワークショップ」等を中止しました。

事業開始時期

平成27年度

実績表（令和2年度）

	開催日	内 容
第1回	6月26日（金）	・メンバー自己紹介 ・リーダー等の決定
第2回	7月10日（金）	・今年度の活動について
第3回	8月21日（金）	・他地区との交流会について
第4回	9月18日（金）	・他地区との交流会について ・今昔パネル作りについて
第5回 他地区交流会	10月12日（月）	・基調講演 ・参加者の活動内容説明 ・交流タイム
第6回	11月13日（金）	・他地区交流会の感想 ・今昔パネル作りについて ・まとめ冊子作りについて
第7回	12月11日（金）	・今昔パネル作りについて ・まとめ冊子作りについて
第8回	1月15日（金）	・今昔パネル作りについて ・まとめ冊子作りについて
第9回	2月26日（金）	・今昔パネル完成品展示 ・まとめ冊子作りについて
第10回	3月26日（金）	・高輪今昔物語まとめ冊子の完成 ・今年度の振り返り ・来年度の活動に向けて

区民参画組織 タウンミーティング TAKANAWA
「高輪みどりを育むプロジェクト」

高輪地区総合支所
まちづくり課

目 的

区民との協働により、高輪地区の特徴である豊かな緑を守り、育み、楽しみながら、さらに緑を広げられるよう、緑化の普及に対する意識の向上を図ります。

内 容

地域住民、地区内の保育園児や児童との協働により、総合支所庁舎にて花の育成活動や壁面緑化などに取り組みます。

事業開始時期

平成21年度

主な活動状況（令和2年度）

（単位：人）

活動日・期間	活動内容	概要	参加者数
5月22日(金)～ 9月25日(金)	緑のカーテン設置	ゴーヤの植付け ※新型コロナウイルス感染症対策 として、事務局のみで実施	—
7月30日(木)	アジサイロードづくり	高松中学校敷地内にて雑草抜きと アジサイの挿し木作成	10
9月7日(月)～ 9月9日(水)	花の育成活動	秋播き草花の播種	11
9月18日(金)	花の育成活動	秋播き草花の鉢上げ	5
11月10日(火)	緑化普及啓発活動	都内公園の見学	9
12月3日(木)	花の育成活動	秋播き草花のプランター植付け	10
12月23日(水)	緑化普及啓発活動	高輪子ども中高生プラザ児童とア ジサイの挿し木の植付け	14
1月6日(水)	緑化普及啓発活動	保育園児と秋播き草花の植付け	約50
2月25日(木)	花の育成活動	冬播き草花の播種	11

3月23日(火)	緑化普及啓発活動	みどりの散策マップを用いた散策会	9
3月25日(木)	花の育成活動	冬播き草花の鉢上げ	12
3月30日(火)	緑化普及啓発活動	都内公園の見学	8

概 要

高齢者等が、学習を通じて個々の能力を再開発し、自らが生きがいのある豊かな人生を創造するとともに、その知識及び経験を生かし、地域の活性化や地域コミュニティの育成に積極的に活躍するリーダーを養成します。

内 容

○開設場所

明治学院大学（白金キャンパス内）

○学習内容

・期間

1年間（週1回、2時限計180分）約40回

・内容

- ① オリエンテーション
- ② 社会福祉（講義、保健福祉施設見学）
- ③ 健康増進（講義、運動）
- ④ 一般教養（高齢者に必要な基礎知識）
- ⑤ 区のしくみ・行政課題等

○対象者

港区の地域福祉の向上や、地域社会の活動に関心があり、修了後、地域で積極的に活躍する意欲のある方で次の要件にあてはまる方々です。

・港区民

- ① 60歳以上の者
- ② 民生委員・児童委員

○受講者数

60人

○受講者負担

2万円（教材費を含む）

事業開始時期

平成19年4月（開校）

実績表

チャレンジコミュニティ大学申込者・決定者

（単位：人）

年度	28	29	30	元	2
区分					
受講申込者	116	89	80	71	62
受講決定者	60	60	60	60	—

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

目 的

地域の大学と連携し、互いの資源を活用したさまざまな事業を実施することで、区民サービスの向上と地域コミュニティの活性化を図ります。

内 容

区は各大学と連携協力に関する基本協定を締結し、互いに有する資源を活用しながら積極的に連携協力することにより、地域社会・学術研究の発展への寄与を目指します。

平成26年度からは、情報共有の場を定期的で開催し、区とのより緊密な新たな連携協力体制を創出しています。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、高輪地区総合支所・地区内大学連携推進会議及び各大学との連携推進委員会は中止しました。

事業開始時期

○北里大学

・平成26年4月21日

○東海大学

・平成26年5月8日

○明治学院大学

・平成20年3月15日

目 的

公園・児童遊園を活用し、地域住民が楽しみながら地域の自然にふれる機会を提供し、その中で参加者同士が関わり合うきっかけをつくることで、地域コミュニティのつながりを深めます。

内 容

平成 27 年度より、区民と協働して花壇管理を行う花壇開放事業や、公園・児童遊園に植栽されている桜の樹勢回復治療、桜に関する講座を行い、交流イベントとして公園での映画会を実施してきました。

平成 29 年度からは、桜の樹勢回復治療と桜に関する講座を指定管理業務へと移管し、平成 30 年度からは、花壇開放事業をアドプト活動へ移行しました。

交流イベントでは平成 30 年度より、地域の公園・児童遊園で古川に生息する生物にスポットを当て、地域住民同士が関わり合う機会を創出するイベントを実施しております。

事業開始時期

平成 20 年 7 月

事業の状況(令和2年度)

※新型コロナウイルス感染症対策としてのソーシャルディスタンスの確保が難しいため、イベントを中止しました。

目 的

「自助」「共助」「公助」の基本理念に基づき、防災に関する講座を大学と連携して実施することで地域の防災力の向上を図ります。また、地域防災協議会の活動に対して支援します。

内 容

災害時に地域で活動することができる人材の発掘・育成に向け、高輪地区内の大学や地域と連携し、防災ボランティア育成に必要な講義や訓練等を行う「防災ボランティア養成講座」を実施します。また、講座終了後は、地域支援チームとして、本事業の目的である「地域で活動するボランティア」として地域のイベントや防災訓練等の運営に参加します。

事業開始時期

平成24年度

実績表（令和2年度）

講座内容（全10回）

	講座日	内容
第1回	7月18日（土）	【開講式】 ・自己紹介 ・事業の趣旨、防災ボランティアの心構え説明
		【講義】 ・複合災害の時代 ・防災ボランティアの心構え ・日常生活に取り入れる防災
第2回	8月1日（土）	【講義】 大学による専門分野講習①：明治学院大学
第3回	8月22日（土）	【講義】 大学による専門分野講習②：北里大学
		【交流】 オンライン交流会
第4回	9月12日（土）	【講義】 大学による専門分野講習③：東海大学
		【交流】 オンライン交流会

第5回	10月10日(土)	【講義】 ・どうする？水害から命を守る行動 ～マンガを使って伝えられる人になろう～ ・災害時 トイレの備えは大丈夫？
		【体験】 試してみよう！携帯トイレ
		【交流】 オンライン交流会
第6回	11月14日(土)	【講義】 ・被災生活の課題と住民だからこそできる助け合い
		【講習】 普通救命講習
第7回	11月28日(土)	【訓練】 ・防災資器材操作法訓練 ・災害備蓄食料の試食(昼食)
		【講義】 災害時のライフライン 東京電力・NTT・東京ガス・東京都水道局
第8回	12月12日(土)	【ワークショップ】 ・アクションプランの作成・発表 ・OB・OGの活動報告会
		【閉講式】
第9回	2月20日(土)	フォローアップ講座 【講義】 いざという時の地域の防災力 ～東日本大震災の避難所運営より～
第10回	3月20日(土)	フォローアップ講座 【講義】 ・防災で広がる！マンション・地域のコミュニティ ・CCクラブ コロナ禍における活動

修了者数 (単位：人)

年度	28	29	30	元	2	計
人数	19	16	9	13	18	75

地域支援チーム活動実績 (単位：人)

活動日	活動内容	参加者数
11月5日(木)	高輪子ども中高生プラザにて、防災紙芝居の上演	50
3月11日(木)	豊岡児童館にて、防災紙芝居の上演	13

※本事業は令和3年度から「たかなわ親子防災教室」と統合し、「たかなわ防災コミュニティ向上プロジェクト」になりました。

目 的

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、区民が自ら災害に備える「自助」の対策を進めるとともに、地域でお互いに助け合う「共助」を進めることが必要です。自助、共助の取組の推進と地域防災に関する理解の促進、地域の防災活動の担い手の育成を目的として、高輪地区在住・在学の小学生及びその保護者を対象に災害対応力を向上させる講座や体験型プログラムを実施します。

内 容

高輪地区の小学生及びその保護者を対象として、防災に関する基礎的な知識及び技能の習得を目的とした防災基礎講座、親子防災体験、被災地訪問等のプログラムを実施し、災害対応力の向上を促進します。

なお、被災地訪問については、高輪地区と交流がある東日本大震災で被災した自治体を訪れます。

事業開始時期

平成27年度

実績表（令和2年度）

開催日	開催場所	内 容	参加者数(人)
12月6日(日)	高輪地区総合支所 4階会議室	「子ども防災学校」 講義やワークショップを通じて災害時の連絡手段等について学ぶ	27
2月21日(日)	茨城県鉾田市	「ほこたバスツアー」 高輪地区と交流のある、東日本大震災で被災した茨城県鉾田市を見学するバスツアー ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	—
3月14日(日)	白金台どんぐり児童遊園・ 白金台いきいきプラザ	「たかなわ防災大運動会」 災害時に必要な知識や対策をゲームや訓練を通じ、親子で楽しく学ぶ ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	—

※本事業は令和3年度から「高輪地区防災ボランティア育成事業」と統合し、「たかなわ防災コミュニティ向上プロジェクト」になりました。

目 的

町会・自治会活動の担い手を増やすことで、高輪地区の町会・自治会を中心としたコミュニティ活動の活性化を図ります。

内 容

全5回の講座形式で実施し、居住地域の町会との個別の顔合わせを行うほか、地域の歴史や町会・自治会の活動、課題等を学びます。また、町会・自治会のSNS活用等を支援し、情報発信の強化に取り組みます。

事業開始時期

平成27年度

実績表（令和2年度）

回数	開催日	開催場所	内 容	参加者数(人)
第1回	令和2年 6月27日(土)	ゆかしの杜	・町会・自治会の歴史的経緯や役割 ・町会・自治会の現状と課題 ・受講生の自己紹介と講座参加への思い	25
第2回	令和2年 7月18日(土) 他	ゆかしの杜	・町会・自治会との顔合わせ	25
第3回	令和2年 9月26日(土)	高輪地区管内	・まちを見る視点を確認し実践 ・町会・自治会の役割を見つける	18
第4回	令和2年 10月31日(土)	ゆかしの杜	・まち歩きの振り返り ・受講生と町会の関わりや情報共有 ・修了生との懇談会	17
第5回	令和2年 11月28日(土)	ゆかしの杜 HUG 高輪	・講座全体の振り返り ・今後の町会・自治会との関わりや展望	19

町会・自治会活動に活かせるビデオ会議等はじめの一步 体験講座実績表

開催日	開催場所	内 容	参加団体数(団体)
令和3年 2月7日(日)	高輪地区総合支所 4階会議室	・オンラインでの会議等開催に活用できる、ビデオ会議等について接続設定及び体験	7

※令和3年度から事業名が「町会・自治会サポート事業」から、「町会・自治会潜在力向上プロジェクト」へ変更になりました。

目 的

高輪地区への転入者や、日頃商店街を利用しない住民などへ、商店街の魅力や商店会が主催するコミュニティ活動を紹介し、地域コミュニティへの参加を促進するとともに商店街のにぎわいを創出します。

内 容

地区内にある8つの商店会の情報共有の場を設定し支援体制を構築します。各商店街が持っている資源を活用したイベント等を実施することで、様々な人が地区内の商店街の魅力を発見する機会を創出します。

平成30年度から各商店会の紹介冊子を、各商店会と協働して作成しています。個別店舗の紹介だけでなく、商店又は店主の特色や個性なども織り交ぜ、また商店会の歴史やお勧めの散歩コース、商店会が実施する季節ごとのイベント等も掲載しています。なお冊子は、既存の広報媒体や商店会の協力により効果的に周知するとともに、高輪地区に転入した新住民を中心に配布します。

事業開始時期

平成27年度

実績表

発行年度	作成商店会	内 容	発行部数(部)
平成30年度	魚らん銀座商店会協同組合	・店舗紹介 ・イベント紹介(魚らん納涼フェスティバル)など	3,000
平成30年度	白金プラザ会	・店舗紹介 ・ホテルがつかないだ庄内町と白金プラザ会との絆など	3,000
令和元年度	白金北里通り商店会	・店舗紹介 ・イベント紹介(白金阿波踊り)など	3,000
令和元年度	高輪台商店会	・店舗紹介 ・イベント紹介(盆ダンスフェスティバル)など	3,000
令和元年度	メリーロード高輪商店会	・店舗紹介 ・お祭り紹介(高輪のれんノ市)など	3,000
令和2年度	白金商店会	・店舗紹介 ・青空白金グルメまつりMAMMA MIAなど	3,000
令和2年度	高輪泉岳寺前商店会	・店舗紹介 ・商店会の未来を見据える五人衆など	3,000
令和2年度	プラチナヒルズ商栄会	・店舗紹介 ・子どもたちの将来のために、“食育”について考えてみませんか?など	3,000

※本事業は令和2年度で終了となりました。

概 要

就学前の乳幼児を持つ保護者が抱える多様な子育ての相談に総合的に対応するため、地域の身近な児童館等で専門家（保健師、助産師、管理栄養士等）に相談できる仕組みをつくり、地域の関係機関と連携します。また、地域の中で保護者同士の交流を促進することで、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

目 的

- (1) 子育て不安の解消
- (2) 虐待の予防・早期発見
- (3) 地域における仲間作り

内 容

ほっとひといき子育て相談

- (1) 対 象 者：区内に住所を有する就学前の乳幼児とその保護者
- (2) 実施方法：保健師、助産師、管理栄養士が、高輪地区総合支所管内の児童施設等に出張して実施します。
- (3) 実施回数：月7回
- (4) 実施場所：港区立高輪子ども中高生プラザ、豊岡児童館、高輪児童館、白金台児童館等

ほっとひといき子育てサロン

- (1) 対 象 者：区内に住所を有する1歳未満の乳児とその保護者
- (2) 実施方法：保健師・助産師・テーマに応じた講師により、講話や育児相談等を実施します。
- (3) 実施回数：月1回
- (4) 実施場所：高輪区民センター

根 拠 法 令 等

港区高輪ほっとひといき子育て支援事業実施要綱

事 業 開 始 日

平成24年4月

実 績

ほっとひといき子育て相談

年 度	28	29	30	元	2
開催回数	84回	84回	84回	77回	36回
利用者（延数）	1,670人	1,891人	1,608人	1,314人	197人

※平成25年度からは保健所健診等の未来所者家庭訪問での相談数を含みます。
 ※令和2年3月から7月上旬までは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

ほっとひといき子育てサロン

年 度	28	29	30	元	2
開催回数	12回	12回	12回	11回	3回
利用者（延数）	281人	279人	283人	184人	18人

※平成27年度から開始
 ※令和2年3月から12月までは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

※令和3年度からの愛称は、「COCO」になりました。

たかなわ防災コミュニティ向上プロジェクト
【令和3年度新規事業】

高輪地区総合支所
協働推進課

目 的

区民や事業者を対象に、自助及び共助の取組の重要性と地域防災に関する理解を深める事業を実施するとともに、災害時に活躍できる地域の担い手を育成します。

内 容

地域の防災訓練への参加が少ない子育て世代を対象に、親子で楽しみながら防災の基礎知識を学べる催し物を開催するほか、地域の災害ボランティアが主体となった防災の普及・啓発活動を支援します。

また、事業者向けに、帰宅困難者対策や地域防災に関するセミナーを開催します。

事業開始時期

令和3年度

目 的

地域の情報を効果的に発信し、区民が地域活動への関心を高めるきっかけをつくることで、地域のにぎわいやコミュニティの活性化を図ります。

内 容

町会・自治会、商店会が実施する催し物や日常の地域活動に関する情報などを区が収集し、高輪地区内に設置するデジタルサイネージを用いて日常的に発信します。

設 置 場 所

- (1) 高輪コミュニティーぷらざ
- (2) 高輪図書館
- (3) 高輪子ども中高生プラザ
- (4) 豊岡いきいきプラザ
- (5) 高輪いきいきプラザ
- (6) 白金いきいきプラザ
- (7) 白金台いきいきプラザ

事 業 開 始 時 期

令和3年度

芝浦港南地区総合支所の事業

目 的

芝浦港南地区の歴史や文化、まちの様子などを共有し、後世に伝えるため、区民参画を得て、芝浦港南地区 30 周年記念誌「わたしたちのまちベイエリア」としてまとめました。

内 容

平成 22 年度に、公募した区民編集委員等による編集委員会を開催。芝浦港南地区の歴史や文化などを発掘・調査・収集し、誌面を企画・編集しました。

平成 23 年 3 月に、芝浦港南地区 30 周年記念誌「わたしたちのまちベイエリア」として発行し、町会・自治会等に配布しました。

事業の状況

冊子の仕様：A 4 版 フルカラー 72 ページ

発行時期：平成 23 年 3 月

発行部数：2,000 部（平成 24 年 3 月に 500 部増刷）

主な配布先（発行当初）

芝浦港南地区管内町会・自治会、港区青少年委員、民生・児童委員
芝浦港南地区管内区立小学校・中学校、高等学校・大学、
都立港特別支援学校 ほか

平成 23 年度以降も、芝浦港南地区「区長と区政を語る会」や他自治体の視察等で配布するなど、様々な機会において活用しています。

本冊子は、芝浦港南地区総合支所の窓口で販売しています。

目 的

総合支所が実施する区民ニーズに即応した様々な事業と連携しながら、地域に親しまれ、誰もが気軽に立ち寄れる魅力的な施設を目指し、「みなとパーク芝浦」の区民ギャラリーやアトリウムなどをふれあい空間として活用し、地域の世代間交流やコミュニティづくりを推進します。

事業開始時期

平成27年度

内 容

みなとパーク芝浦内の区民ギャラリー等にて、他事業と連携しながら、展示等を実施しました。

事業の状況

平成28年度

項 目	開 催 日	内 容
第2回潮展展示会	平成28年11月8日（火） ～12月8日（木）	障害者週間に合わせて、芝浦港南地区内にある、障害者のための事業所の利用者が作成した作品を展示。 （共催：障害者福祉課）
パラスポーツ写真展	≪展示≫ 平成29年2月7日（火）～ 2月26日（日） ≪講演会≫ 平成29年2月23日（木）	夏季・冬季パラリンピック競技大会の写真や競技用具を展示。併せて、ご協力いただいたパラスポーツ写真家を招き、講演会を開催。

※区役所本庁舎改修に伴う区民ギャラリー等の代替利用が多く、実施回数を2回としました。

平成29年度

項目	開催日	内容
第3回潮展展示会	平成29年11月14日（火） ～12月10日（日）	障害者週間に合わせて、芝浦港南地区内にある、障害者のための事業所の利用者が作成した作品を展示。
MOA 美術館港区児童作品展	平成29年11月27日（月） ～12月11日（月）	「第4回 MOA 美術館港区児童作品展」受賞作品（絵画、書写）の展示。
「お茶の京都」を知る	平成30年1月27日（土） ～2月4日（日）	京都府山城地域（南部12市町村）について、お茶（宇治茶）を介して地域の歴史、伝統的な産業・文化等を発信するとともに、山城地域の魅力を紹介するパネル展示、パンフレットの提供、PR動画の上映等を実施。 1月31日（水） 箏のミニコンサート、茶道体験会
秋田県にかほ市・福島県柳津町 交流パネル展	平成30年2月9日（金）～ 2月27日（火）	「自治体間交流促進事業」での自治体間の交流を生かし、自治体紹介の展示等を実施。 2月17日（土） 柳津町物産展、赤べこ絵付け体験
平昌2018パラリンピック冬季競技大会 報道写真展	平成30年3月9日（金）～ 3月22日（木）	平昌2018パラリンピック冬季競技大会開催地の様子や競技写真をタイムリーに展示し、併せて、大会公式ユニフォーム、競技用具の展示を実施。

平成30年度

項目	開催日	内容
みなとパーク芝浦 フェスティバル	平成30年6月23日（土） ～6月24日（日）	高齢者や子育て世帯などを対象とした地域における世代間交流を実施。
第4回潮展展示会	平成30年11月13日（火） ～12月25日（火）	障害者週間に合わせて、芝浦港南地区内にある、障害者のための事業所の利用者が作成した作品を展示。
福島県柳津町 交流パネル展	平成31年2月13日（水） ～2月24日（日）	「自治体間交流促進事業」での自治体間の交流を生かし、自治体紹介の展示等を実施。 2月15日（金） 柳津町物産展 2月16日（土） 柳津町物産展、赤べこ絵付け体験
フランスパネル展	平成31年3月20日（水） ～4月22日（月）	フランス観光開発機構によるパネル展示の他、港区とパリ市の連携事業や共通の目標などを紹介するPRパネルを展示。 (協力：芝浦港南・協働推進課)

令和元年度

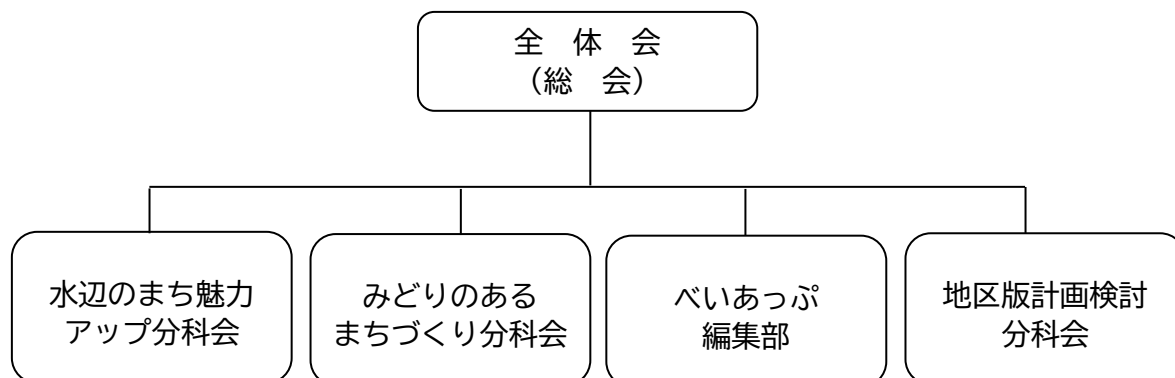
項 目	開 催 日	内 容
第5回潮展展示会	令和元年11月15日(金) ～12月25日(水)	障害者週間に合わせて、芝浦港南地区内にある、障害者のための事業所の利用者が作成した作品を展示。
みなとパーク芝浦 フェスティバル	令和2年3月7日(土)	高齢者や子育て世帯などを対象とした地域における世代間交流を実施。 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

令和2年度

項 目	開 催 日	内 容
第6回潮展展示会	令和2年11月10日(火) ～12月24日(木)	障害者週間に合わせて、芝浦港南地区内にある、障害者のための事業所の利用者が作成した作品を展示。
みなとパーク芝浦 フェスティバル	令和3年3月6日(土)	高齢者や子育て世帯などを対象とした地域における世代間交流を実施。 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

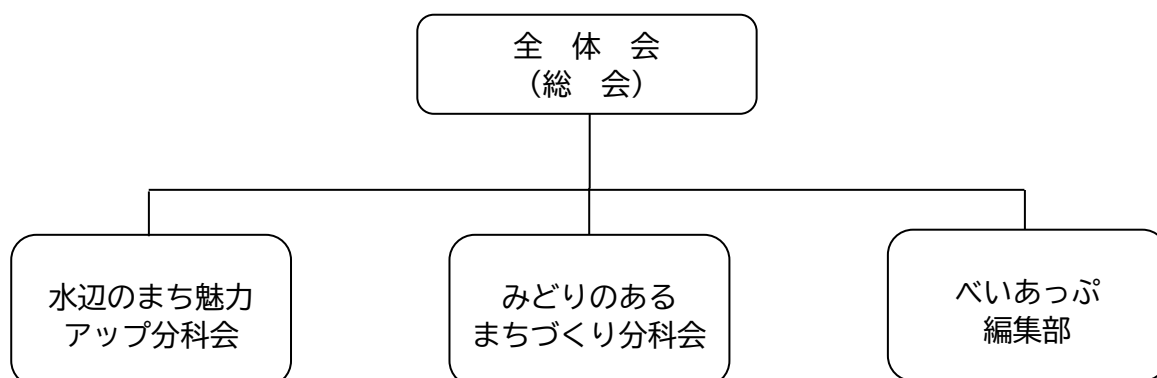
令和元年度

港区バイエリア・パワーアッププロジェクト



令和2年度、令和3年度

港区バイエリア・パワーアッププロジェクト



※令和3年度から、「水辺のまち魅力アップ分科会」を「水辺のまち歩きプロデュース分科会」に、「みどりのあるまちづくり分科会」を「みどりでつなぐプロジェクト分科会」に名称を変更しました。

目 的

地域の身近な課題の解決策を考えるとともに、運河や水辺などの地域資源を活用し、地域の魅力をさらに高めることを目的として活動します。

内 容

地域資源を活用することで、あらゆる「まち」の魅力を情報発信するとともに、地域の魅力をさらに高めることのできるイベントなどについて、企画・運営をしています。

事業の状況

令和2年度

- ・会議開催回数 8回
- ・メンバー数 23人

令和2年度 会議の開催実績

回	開催日	出席人数	内 容
第1回	令和2年7月15日(水)	18人	・今年度のイベント内容の検討
第2回	令和2年8月11日(火)	12人	・第16回べいあっぷナイトウォーキングの検討
第3回	令和2年9月8日(火)	13人	・第16回べいあっぷナイトウォーキングの検討 ・今後の取組の検討
第4回	令和2年10月6日(火)	17人	・第16回べいあっぷナイトウォーキングの検討 ・運河クルーズの検討
第5回	令和2年11月10日(火)	15人	・第16回べいあっぷナイトウォーキングの振り返り ・運河クルーズの検討
第6回	令和2年12月8日(火)	13人	・運河クルーズの振り返り ・バイエリア講座の検討
第7回	令和3年1月12日(火)	21人	・バイエリア講座の検討 ※新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発出により、書面会議で開催
第8回	令和3年2月9日(火)	21人	・バイエリア講座の検討 ※新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発出により、書面会議で開催

令和2年度 イベントの開催実績

開催日	参加人数	内 容
令和2年10月30日(金)	49人	「第16回べいあっぷナイトウォーキング～心癒されるレインボーブリッジからの夜景を楽しむ～」の実施
令和2年12月5日(土)	29人	「運河クルーズ～芝浦港南小さな船旅～」の実施
令和3年3月6日(土)	－	バイエリア講座(魅力紹介・運河クルーズ) ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

区民参画組織 港区バイエリア・パワーアッププロジェクト
「みどりのあるまちづくり分科会」

芝浦港南地区総合支所
まちづくり課

目 的

他地区と比較し、緑被率が低い現状を踏まえ、区民や事業所と協力し、みどりの保全と創出に向け、地域特性に応じた緑化を推進します。

内 容

地区内の緑被率をあげていくための取組について分科会で考えていくとともに、自然環境への理解と保全への普及啓発を図るためのイベントや、みどりを通じた交流の場の提供などの活動について、企画・運営をしています。

事業の状況

令和2年度

- ・会議開催回数 10回
- ・メンバー数 9人

令和2年度 会議の開催実績

回	開催日	出席人数	内 容
第1回	令和2年6月10日(水)	6人	リーダーの選出
第2回	令和2年7月8日(水)	5人	分科会の活動計画の検討他
第3回	令和2年8月12日(水)	4人	グリーンツアー実施計画の検討他
第4回	令和2年9月29日(火)	4人	グリーンツアールート現地調査①
第5回	令和2年10月15日(木)	8人	グリーンツアールート現地調査②
第6回	令和2年11月11日(水)	7人	グリーンツアールート現地調査③
第7回	令和2年12月9日(水)	4人	グリーンツアールート選定他
第8回	令和3年1月13日(水)	9人	マップグリーンツアーのガイドマップの作成検討①(書面開催)
第9回	令和3年2月10日(水)	9人	マップグリーンツアーのガイドマップの作成検討②(書面開催)
第10回	令和3年3月10日(水)	6人	街路樹の管理について学習会

令和2年度 イベント等の開催実績

開催日	参加人数	内 容
令和2年10月12日(月)～ 令和2年12月11日(金)	—	芝浦港南みどりのフォトコンテスト募集
令和3年3月10日(水)～ 令和3年3月23日(火)	—	芝浦港南みどりのフォトコンテスト写真展 (みなとパーク芝浦展示スペース)
令和3年3月28日(日)	—	第5回グリーンツアー (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。)

目 的

「人と人、町と町をつなぐふれあい情報誌」を編集方針として、地域の出来事や祭りなどのイベント紹介、地域で活動する団体や個人の活動の情報など、地区のさまざまな情報を収集し、地域を知りコミュニケーションを深めるための地区情報誌を制作し発行します。

内 容

メンバー自身が地域の祭りやイベントを取材し、地区情報誌「べいあっぷ」を年4回発行しました。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、年3回の発行としました。

事業の状況

令和2年度

- ・会議開催回数 6回
- ・メンバー数 11人

・会議の開催状況

回	開催日	出席人数	内 容
第1回	令和2年6月25日(木)	9人	第56号の構成について検討
第2回	令和2年8月17日(月)	8人	第56号の再校校正作業
第3回	令和2年9月10日(木)	7人	第57号の構成について検討
第4回	令和2年10月26日(月)	6人	第57号の再校校正作業
第5回	令和2年11月9日(月)	5人	第58号の構成について検討
第6回	令和3年1月28日(木)	—	第58号の再校校正作業(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面会議としました。)

・地区情報誌発行状況

第56号

発行日 令和2年9月25日(金)

内 容 編集委員おすすめスポット紹介(芝浦・海岸2・3丁目)、全国連携お知らせ、トライアスロン(連載)、地域のおすすめスポット(連載)、橋をめぐる物語(連載)、芝浦港南地区総合支所だより、港区からのお知らせ、都税のお知らせ、イベントカレンダー、読者ギャラリー等

第57号

発行日 令和2年12月10日(木)

内 容 編集委員おすすめスポット紹介(港南・台場)、芝浦港南地区の年末年始、トライアスロン(連載)、地域のおすすめスポット(連載)、橋をめぐる物語(連載)、イベントリポート、芝浦港南地区総合支所だより、港区からのお知らせ、イベントカレンダー、都税のお知らせ、読者ギャラリー等

第58号

発行日 令和3年3月10日(水)

内 容 港南地域のお花見スポット、橋をめぐる物語(連載)、トライアスロン(連載)、港区ベイエリア・パワーアッププロジェクトメンバー募集、「知生き人養成プロジェクト」年間活動報告、地域のおすすめスポット(連載)、イベントリポート、芝浦港南地区総合支所だより、港区からのお知らせ、イベントカレンダー、都税のお知らせ、読者ギャラリー等

・発行部数 各号31,500部

・配布方法

委託事業者による各戸配布

区有施設、ゆりかもめ4駅(芝浦港南地区管内)、田町駅に配置

区民参画組織 港区ベイエリア・パワーアッププロジェクト
「地区版計画検討分科会」

芝浦港南地区総合支所
協働推進課

目 的

港区基本計画・芝浦港南地区版計画書（平成 27 年度～令和 2 年度）に掲げる地区の将来像「快適で温かみのある運河と海辺の未来都市・港区ベイエリア」の実現に向けて、地域住民等で構成される分科会を設置し、地区版計画書の進捗状況の確認や見直しに向けての検討を行います。

内 容

令和 2 年度は、「港区基本計画・芝浦港南地区版計画書（令和 3 年度～令和 8 年度）」の策定に向けて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の取組について、リーダー、サブリーダーから意見聴取を行ったほか、地区版計画検討分科会に向けて芝浦港南地区版計画書（素案）の説明を行いました。

開 催 状 況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開催回数	7 回	－	－	10 回	1 回
メンバー数	10 人	－	－	14 人	14 人

目 的

芝浦港南地区ならではの地域資源である運河や海辺の活用を図り、誰もが安らぎを感じ、憩いの場として人々が集える環境づくりを推進するとともに、区民参画を得ながら、地域の方々の水辺への愛着と理解を深めます。

内 容

区民参画組織「水辺のまち魅力アップ分科会」との協働で、ウォーキングイベントや運河クルーズを実施し、地域の方々が水辺に親しむ機会を提供しました。

また、芝浦西運河脇のカルガモ営巣地を維持管理することで、人々の集いと憩いの場を提供しています。

事業の状況

・カルガモ通信発行

内 容 芝浦西運河脇にあるカルガモ営巣地で誕生したヒナについて、ホームページにて地域の方々へお知らせしました。

・ウォーキングイベント

「第16回べいあっぷナイトウォーキング～心癒されるレインボーブリッジからの夜景を楽しむ～」

開催日 令和2年10月30日（金）

参加人数 49人

内 容 分科会メンバーがガイドを務める、ウォーキングイベントを実施しました。みなとパーク芝浦を出発し、レインボーブリッジを渡り台場区民センターを目指しました。ウォーキング中は、随所で分科会メンバーが地域の魅力を紹介しました。

・運河クルーズ

「運河クルーズ～芝浦港南小さな船旅～」

開催日 令和2年12月5日（土）

参加人数 29人

内 容 地域の愛着をより一層深めていただくために、芝浦港南の運河について学べる運河クルーズイベントを実施しました。まず、伝統文化交流館で分科会メンバーによるクルーズコースの説明を行いました。その後、分科会メンバーのガイド付きで運河クルーズを実施しました。

「みなとパーク芝浦フェスティバル」及び「ベイエリア講座」

開催予定日 令和3年3月6日（土）

内 容 みなとパーク芝浦付近の新芝運河沿緑地の船着き場から乗船し、芝浦運河、芝浦西運河や新芝南運河等を巡る40分程度のクルーズを行い、分科会メンバーが船上ガイドを務める予定でした。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

・バイエリア講座

開催予定日 令和3年3月6日（土）

内 容 新しく芝浦港南地区の住民となった方を対象に、芝浦港南地区内での地域活動、町会・自治会の取組、総合支所の事業等について紹介し、分科会メンバーによるガイドで運河等を巡るクルーズを実施する予定でした。
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

目 的

地域の大学や東京都等、様々な主体との連携及び協力のもと、水質の改善をはじめ、活気ある魅力的な水辺空間づくりに向けた取組を推進することで、水辺空間における生物環境向上や愛着の醸成を目指します。

内 容

・運河についての環境学習

有機酸鉄団子による水質浄化機能を研究している東京海洋大学と連携し、港南中学校生徒を対象に環境教育活動の一環として実施する運河学習会の取組を支援しました。

・芝浦港南地区総合支所の取組についての講義

芝浦工業大学工学部土木工学科の学生へ向けて講義を実施しました。

事業の状況

・運河についての環境学習

開催日	内 容	開催場所
令和2年10月16日(金)	現状認識・課題解決～十字モデルを用いた講義～	港南中学校
令和2年11月27日(金)	運河の水質調査	芝浦西運河カニ護岸
令和3年1月29日(金)	運河の水質調査	芝浦西運河カニ護岸

・芝浦港南地区総合支所の取組についての講義

開催日	内 容	開催場所
令和2年12月10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・協働推進課の仕事と運河の水質 ・『泳げる海、お台場』の実現に向けた取組 ・まちづくり課の仕事 ・運河沿い緑地の管理 ・橋梁のライトアップ 	みなとパーク芝浦

目 的

地区の地域防災協議会や、町会・自治会・防災会等の防災住民組織、小・中学校や幼稚園等の防災に関する活動を支援するとともに、これらの防災組織と地区内の事業所、警察・消防等の関係機関との連携を深め、地域における防災力の向上と「自助・共助」への取組をさらに推進します。

内 容

各種訓練、防災教育・講話、防災用品展示等の実施により、地域に即した防災知識の普及・啓発と防災行動力の向上に取り組みます。また、地域防災協議会への事業所の参加促進、地域での情報共有、講習会の開催等により、地域が一体となった防災対策を促進し、地域における防災力の向上を推進します。

事業の状況

・防災教育

実施日	内 容	参加人数
令和2年9月24日(木)	お台場学園防災資機材訓練	40人
令和3年2月27日(土)	港南地域防災まち歩き ※校内のみの事業として行った	119人

※例年実施している港南中学校避難所宿泊訓練・普通救命講習会等は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

・防災用品展示

実施日	内 容	来場者数
令和2年8月31日(月) ～9月4日(金)	防災週間に合わせた防災展示(みなとパーク芝浦)	544人

・事業所防災

実施日	内 容	参加事業所数
令和3年2月17日(水)	台場地域防災連絡会参加事業所による情報伝達訓練	23社

※芝浦海岸地域防災連絡会参加事業所による防災体験学習会と情報伝達訓練は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

※台場地域防災連絡会参加事業所による防災体験学習会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

目 的

身近な水辺資源を活用し、芝浦及び海岸二・三丁目地域、港南地域、台場地域の各地域住民の相互交流やつながりを深めるとともに、長く住んでいる地域住民と新たな地域住民とのコミュニティ形成の契機づくりを目指します。

内 容

芝浦港南地区水辺フェスタ実行委員会での企画・運営のもと、芝浦港南地区の3つの地域（芝浦及び海岸二・三丁目地域、港南地域、台場地域）対抗の6人乗りゴムボートによるボートレース大会を中心としたお祭りを実施します。

事業の状況

開催回	開催日時	開催場所	参加人数 (地域対抗ボート レース大会)	優勝地域
第10回	【雨天中止】 平成28年9月22日(木) 秋分の日	都立お台場 海浜公園	【雨天中止】 参加予定504人 (84チーム×6人)	—
第11回	平成29年9月30日(土)		474人 (79チーム×6人)	台場
第12回	平成30年9月23日(日) 秋分の日		474人 (79チーム×6人)	台場
第13回	令和元年9月23日(月) 秋分の日		474人 (79チーム×6人)	港南
第14回	令和2年9月22日(火) 秋分の日		—	—

※第14回(令和2年度)は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

目 的

地区の歴史をひも解き、地方都市との共通するテーマを掘り下げていく中で生まれた芝浦港南地区と秋田県にかほ市や福島県柳津町との自治体間の交流を生かし、子どもたちを始めとした住民同士がお互いの地域を訪れ、豊かな自然を体験する機会などを設けるとともに、伝統文化や農業体験などを通じて地域の魅力や歴史を理解することにより、さらなる相互の地域発展のため、有意義かつ継続的な交流を促進しています。

内 容

① 秋田県にかほ市との交流

平成 22 年は、白瀬^{しらせ}隊^{のぶ}隊長率いるわが国初の南極探検隊が芝浦の地を出航して 100 年に当たりました。これを契機に、芝浦港南地区総合支所と白瀬隊長の出身地である秋田県にかほ市とで、相互の地域文化交流促進及び子どもの健全育成に寄与する交流事業を実施しています。

② 福島県柳津町との交流

平成 23 年度から台場地域で始まった福島県柳津町との交流を活用し、地域の方々と一緒に台場地域と柳津町の地域特性を活かした相互交流を図ります。

また、自治会や港区青少年対策お台場地区委員会等との協働で事業を実施し、地域コミュニティ形成の活性化を図るとともに、青少年の健全な育成に寄与します。

※平成 30 年度からは、交流自治体との繋がりをさらに充実させるため、他の事業との連携や自治体の P R 等を行います。

事業の状況

① 秋田県にかほ市との交流

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

② 福島県柳津町との相互交流

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

※新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令に伴い外出できない子供向けに、特産品である赤べこ等工作キットの寄付を受けました。

目 的

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機に、お台場らしい「おもてなし」とは何かを住民、事業所、学校等がともに考え、心溢れるおもてなしでお迎えする取組を検討するとともに、その精神を地域自らが醸成し、ホスピタリティの輪をお台場から発信していきます。

内 容

世界の国や地域を、遊びや交流を通して学ぶ「お台場 Meet the World」を開催しました。対象となる国と地域を、世界5大陸にわけ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会までの5年間で1大陸ずつ紹介し、様々な国や地域の文化や習慣等を理解するとともに心温まるおもてなしを考えます。平成 29 年度は、ヨーロッパ、アフリカ、アジアを対象国として開催しました。

事業開始時期

平成 26 年度

※なお、本事業は平成 29 年度で終了となりました。

事業の状況

・第1回お台場 Meet the World

実施日 平成 30 年 3 月 10 日 (土)

参加人数 24 人

会場 港区立台場区民センター

内容 ~デザインに国境はない~フランス等の暮らしや文化や価値観を知ろう
・おもてなしについて考えよう!

・第2回お台場 Meet the World

実施日 平成 30 年 3 月 17 日 (土)

参加人数 34 人

会場 港区立台場区民センター

内容 ~アジアと私のイラスト~
・交流DAYに受け取る修了証に載せるイラストを考えよう!

・第3回お台場 Meet the World

実施日 平成 30 年 3 月 24 日 (土)

参加人数 87 人

会場 港区立台場区民センター

内容 ~交流DAY~お客様と友達になろう
・チーム対抗オリエンテーリングとお台場クイズで国際交流!
・手作りのおもてなしプレゼント!

目 的

地区内にキャンパスを有する大学等と連携し、地域の多種多様な情報を学ぶ場を提供することで、地域の魅力を伝え、繋ぎ、創る人材の育成を支援します。

内 容

地域資源である運河、歴史、海辺等をテーマとする講座や各大学の特色を生かした講座等を実施します。また、新しく芝浦港南地区の住民となった方を対象に、芝浦港南地区内での地域活動、町会・自治会の取組、総合支所の事業等について紹介します。

事業の状況

令和2年度

普通講座

回	開催日	参加人数	内 容
第1回	令和2年7月11日(土)	14人	・開講式 ・『暑い夏の過ごし方を考えてみよう！暑熱環境計測・発見ツアー』
第2回	令和2年9月26日(土)	14人	芝浦港南「水辺クルーズ」！
第3回	令和2年10月10日(土)	-	江戸から東京へ～東京港の歴史めぐり～ ※台風14号の影響により中止
第4回	令和2年11月21日(土)	14人	伝統文化交流館で芝浦の文化を学ぶ！
第5回	令和3年1月16日(土)	-	「意外」の発見と伝達～芝浦港南地区の魅力を伝える紙面をデザインしよう～ ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

特別講座

回	開催日	参加人数	内 容
第1回	令和2年8月29日(土)	14人	みんなのことを知ろう！
第2回	令和2年12月19日(土)	13人	まとめる力を育てよう！
第3回	令和3年2月6日(土)	-	地域の魅力を発信しよう！ ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

バイエリア講座

開催日	参加人数	内 容
令和3年3月6日(土)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芝浦港南地区の紹介及び座談会 ・ 運河クルーズ ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため 中止

目 的

他地区にはない地域資源である運河、水辺等、地域の魅力を積極的に発信していきます。また、地域の方々が主体となって実施している芝浦港南地区の運河沿い等に植えられている夏みかんを原料とした夏みかんマーマレードづくりへの支援等により、地区の魅力向上とコミュニティ形成を図るとともに、事業所や商店会など多様な主体との連携・協働により、新たな地域の魅力を育てていきます。

内 容

芝浦海岸町会・商店会連絡協議会及びみなと障がい者福祉事業団と合同で行う夏みかんマーマレードづくりの支援や区民が地域の魅力である運河や水辺に親しむ機会の充実を図るため、地域資源を活用した運河クルーズ等を行いました。

また、地域の魅力PR作品制作に向け、区民参画組織「港区ベイエリア・パワーアッププロジェクト」のメンバーとともに内容を検討した結果、集大成となる芝浦港南地区の四季や夜景、水辺エリアの風景を感じられる写真集が完成しました。

事業の状況

・夏みかんマーマレードづくりへの支援

開催日予定 令和3年1月28日（木）

参加人数 22人（予定）

内 容 芝浦海岸町会・商店会連絡協議会及びみなと障がい者福祉事業団と合同で行う芝浦・海岸地域の夏みかんを原料としたマーマレードづくりを支援します。また、「なつみちゃんレター」を発行します。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

・運河クルーズの実施

「運河クルーズ～芝浦港南小さな船旅～」

開催日 令和2年12月5日（土）

参加人数 29人

内 容 地域の愛着をより一層深めていただくために、芝浦港南の運河について学べる運河クルーズイベントを実施しました。

まず、伝統文化交流館で分科会メンバーによるクルーズコースの説明を行いました。その後、分科会メンバーのガイド付きで運河クルーズを実施しました。

「みなとパーク芝浦フェスティバル」及び「ベイエリア講座」

開催予定日 令和3年3月6日（土）

内 容 みなとパーク芝浦付近の新芝運河沿緑地の船着き場から乗船し、芝浦運河、芝浦西運河や新芝南運河等を巡る40分程度のクルーズを行い、分科会メンバーが船上ガイドを務める予定でした。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

「港南ふれあい桜まつりの運河めぐり」

開催予定日 令和3年3月28日（日）

内 容 地域主催の港南ふれあい桜まつりで、港南地域の運河を巡るクルーズを行う予定でした。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

・「地域の魅力PR作品」写真集

発行日 令和3年2月16日

発行部数 1,700部

目 的

お台場の海を住民一人ひとりにとっての「ふるさとの海」として愛着を深めてもらうため、海苔づくり等の体験する機会をとおして、地域の魅力を高めていく取組を実施します。

そして、海辺を通じた取組により、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域文化の形成につなげていきます。

内 容

①干潟の環境体験学習

地引網、干潟観察を実施しています。

②海苔づくり

「お台場海苔づくりの会」（実行委員会）の企画・運営のもと、お台場学園港陽小学校5年生の「総合的な学習の時間」に海苔づくりを実施しています。また、お台場のりづくり瓦版を4回発行しています。

③お台場海水浴（平成26年度～29年度）

「泳げる海、お台場」を目指すアピール活動として、都立お台場海浜公園内で、範囲を限定し、安全面等に配慮して海水浴を実施してきました。

※平成30年度からは、「『泳げる海、お台場』の実現に向けた取組」において事業を実施しています。

事業の状況

①干潟の環境体験学習

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

②海苔づくり（海苔の育成及び加工等体験）

開催日	内 容	開催場所
令和2年10月31日(土)	第1回お台場海苔づくり実行委員会	お台場学園
令和2年11月28日(土)	お台場海苔づくり事前学習会 第2回お台場海苔づくり実行委員会	お台場学園
令和2年12月12日(土)	ひびたて・種網張り 第3回お台場海苔づくり実行委員会 お台場海苔づくりかわら版 No.1 発行	都立お台場海浜公園 お台場学園
令和2年12月22日(火)	お台場海苔づくりかわら版 No.2 発行	—
令和3年1月16日(土)	中間刈り取り 第4回お台場海苔づくり実行委員会	都立お台場海浜公園 お台場学園
令和3年1月27日(水)	お台場海苔づくりかわら版 No.3 発行	—
令和3年2月6日(土)	海苔摘み取りと海苔すき体験	都立お台場海浜公園 お台場学園
令和3年2月26日(金)	お台場海苔づくりかわら版 No.4 発行	—

目 的

お台場は東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のトライアスロン等のスイム競技の会場になります。大会後のレガシーとして「泳げる海、お台場」を将来に残していくため、地域と協働で海水浴事業等を実施しています。

また、2024 年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市であり、「泳げるセーヌ」の復活を目指すフランスのパリ市と連携し、都心での水浴事業の促進に向けて両区市で相互に協力しています。

内 容

平成 26 年度から、主に地域住民で構成する「お台場プラーージュ実行委員会」との協働により海水浴を開催しています。

平成 30 年度からは、パリのセーヌ川の夏の風物詩「パリ・プラーージュ」の世界観をお台場に再現した海水浴イベント「お台場プラーージュ」として新たに開催しています。

実施にあたっては、大腸菌等の流入による水質悪化を防ぐために水中スクリーンの設置や、台場海域の大腸菌の状況を事前に把握する「お台場海水浴予報システム」を構築・運用し、衛生面の安全性向上を図っています。

根 拠 法 令 等

港区とパリ市との連携協定

事 業 開 始 時 期

平成 26 年

※平成 29 年度まで「お台場ふるさとの海づくり事業」において、「お台場海水浴」として実施。

事 業 の 状 況

お台場プラーージュ

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会延期に伴うお台場海浜公園の利用再開工事及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

目 的

他地区と比較し、緑被率が低い現状を踏まえ、区民や事業所と協力し、みどりの保全と創出に向け、地域特性に応じた緑化を推進します。

また、田んぼ体験や畑などを利用した自然環境学習をとおして自然を大切にす
る心を育むための普及・啓発を実施します。

内 容

地域の自治会と連携した「田植え体験」、「稲刈り体験」や区民参画組織メンバ
ーによる地域のみどりめぐるまち歩きを通じて、みどりへの関心を高め、みどり
を通じて地域の方々が生近なところで交流する機会を提供しました。

事業の状況

・芝浦港南地区「田植え体験」

開催日 令和2年5月10日（日）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

・芝浦港南地区「稲刈り体験」

開催日 令和2年10月18日（日）

参加人数 25人

内 容 芝浦公園の田んぼで稲刈り体験を開催しました。

・芝浦公園でサツマイモの収穫

開催日 令和2年11月9日（月）

参加人数 45人

内 容 芝浦公園に作った畑で、しばうら保育園5才児クラスの園児と
サツマイモを収穫しました。

・芝浦公園で小松菜の収穫

開催日 令和3年3月15日（月）

参加人数 55人

内 容 芝浦公園に作った畑で、田町保育室・芝浦橋保育室園5歳児ク
ラスの園児と小松菜の収穫をしました。

・第5回べいあっぷグリーンツアー

開催日 令和3年3月28日（日）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

目 的

芝浦港南地区の貴重な地域資源である水辺空間の魅力をさらに向上させるとともに、景観形成の向上と、地域コミュニティや観光・産業の活性化を図るため、芝浦港南地区の区が管理する橋りょう、モニュメント等のライトアップを計画的に実施することを目的とします。

内 容

ライトアップの取組により、まち全体ににぎわいをもたらし、「光」を新たなまちの魅力として演出しながら、まちの魅力を世界に向けて発信していきます。

(1) 景観形成

運河沿いや臨海部の良好な景観形成を推進するとして、区の景観を代表する東京タワーやレインボーブリッジなどとの調和を図りながら、ライトアップを新たなまちのシンボルとして、より魅力的な夜間景観を創出します。

(2) 地域コミュニティ

ライトアップと地域のお祭りを連携させながら、地域コミュニティを一層活性化させるとともに、在住者、在勤者等に対し、ライトアップを通して、まちへの愛着の醸成を図ります。

(3) 観光・産業

多様な観光資源の発掘・活用・連携として、東京2020大会に向け、港区観光ボランティアと連携した「まち歩きツアー」や「舟運ツアー」を行いながら、国内外からの観光客などの来訪者を増加させるとともに、東京2020大会後においても、レガシーとしてライトアップを観光スポットとすることで、観光と地域産業の活性化を図ります。

(4) 安全・安心

ライトアップにより、暗かった橋下、運河沿緑地、航路等の周辺夜間景観を明るくすることで、運河沿緑地等の水辺空間の利活用を促進させ、地域のより安全・安心なまちづくりにつなげます。

実 績

平成 29 年度	基本計画の策定、新芝橋・御楯橋の実施設計委託
平成 30 年度	新芝橋・御楯橋のライトアップ工事、渚橋・汐彩橋の実施設計委託
令和 元 年度	渚橋・汐彩橋・プラタナス公園の樹木のライトアップ工事、 浜路橋の実施設計委託
令和 2 年度	港栄橋の実施設計委託

今後のスケジュール

令和 4 年度	浜路橋のライトアップ工事
---------	--------------

概 要

保健師・助産師・管理栄養士・臨床心理士からなるプロジェクトチームが、身近な地域の児童施設等を会場として、子育てに関するノウハウの提供や家庭環境に応じた個別相談に応じるなど、子育てに関する様々な不安や悩みを解消するとともに、孤立しがちな保護者自身が抱える心のケアも図ります。

目 的

- (1) 子育て不安の解消
- (2) 虐待の予防・早期発見
- (3) 地域における仲間づくり

内 容

- (1) 対 象 者：芝浦港南地区の乳幼児とその保護者、妊婦
- (2) 実施方法
 - (ア) 保健師・助産師・管理栄養士・臨床心理士が、芝浦港南地区総合支所管内の児童施設等に出張して実施します。
 - (イ) 芝浦区民協働スペースを会場として、「かるがもくらぶ」を実施します。
- (3) 実施回数：月8回程度
- (4) 実施場所（9か所）
 - ① 芝浦区民協働スペース
 - ② 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ（あいぷら）
 - ③ こうなん保育園
 - ④ 港南子ども中高生プラザ（プラリバ）
 - ⑤ たかはま保育園
 - ⑥ 台場保育園
 - ⑦ 台場児童館
 - ⑧ 台場分室
 - ⑨ しばうら保育園

事業開始日

平成20年4月

事業の状況

年度	28	29	30	元	2
実績	96回実施	94回実施	90回実施	85回実施	65回実施
	5,328人	5,394人	5,267人	4,555人※	2,057人※※

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3月は中止しました。

※※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、年25回中止しました。

目 的

高齢者等が住み慣れた地域で孤立することなく安心して生活できるよう、交流の場を設け、地域住民が互いに支えあうセーフティネットワーク作りを進めます。

内 容

地域住民のふれあいの場として、毎月第4水曜日に開催します（平成28年度までは毎月第2金曜日に実施）。前半は専門家や医師による健康講座等の情報提供を行い、後半は季節の小物作りなどを行います。

健康講座や小物作り等だけでなく、みずベネットカフェとして音楽会等を開催することでネットワークを広げるとともに新たな参加者の発掘をしています。みずベネットの参加費は1回につき100円です。

事業開始日

平成25年10月

事業の状況

年度	28	29	30	元	2
開催回数	12回実施	12回実施	12回実施	11回実施	9回実施
参加人数	122人	143人	135人	156人	125人

令和2年度開催状況（芝浦区民協働スペースで開催）

回数	開催日	内 容	参加人数
第1回	令和2年4月22日【中止】		
第2回	令和2年5月27日【中止】		
第3回	令和2年6月24日【中止】		
第4回	令和2年7月22日	みずベネット事業について	8人
		塗り絵 de 手提げ	
		セルフハンドケア	
第5回	令和2年8月26日	熱中症対策	8人
		ハーバリウム	
		疲れ解消体操	
第6回	令和2年9月23日	認知症とアロマ	11人
		マイマスク	
		体操	
第7回	令和2年10月28日	高齢期の栄養について	13人
		デコパージュ	
		リズム体操	

回数	開催日	内容	参加人数
第8回	令和2年11月25日	インフルエンザ対策	11人
		コサージュ	
		あいうえお体操	
第9回	令和2年12月23日	詐欺対策	17人
		お正月飾り作り	
		リボン体操	
第10回	令和3年1月27日	生活安全について	16人
		フクロウのちぎり絵	
		ストレッチ体操	
第11回	令和3年2月24日	エンディングノート	19人
		お雛様飾り	
		おひなさま体操	
第12回	令和3年3月24日	認知症に効果的なアロマの楽しみ方	22人
		アロマ入浴剤	
		いい湯だな体操	

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月～6月は中止しました。

令和2年度 みずベネットカフェ開催状況（港南いきいきプラザ、台場高齢者
在宅サービスセンター、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ、港南図書館で開催）

年度	28	29	30	元	2
開催回数	6回実施	6回実施	6回実施	5回実施	3回実施
参加人数	84人	134人	163人	144人	27人

開催日	内容	参加人数
令和2年5月14日【中止】		
令和2年7月7日【中止】		
令和2年9月29日	みずベネットについて	9人
	小物作り、健康体操	
令和2年11月10日	みずベネットについて	11人
	小物作り、健康体操	
令和3年1月14日【中止】		
令和3年3月11日	みずベネットについて	7人
	ハーバリウム、体操	

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、5月、7月、1月は中止しました。

管 理 課

概 要

芝を除く、麻布・赤坂・高輪・芝浦港南の各総合支所管理課で、区民センターの利用及び管理等に関する事務を行っています。

区民センターは、指定管理者制度を導入して運営しています。

(各区民センターの指定管理者については、総合支所関係施設一覧参照)

内 容

麻布・赤坂・高輪・芝浦港南の各総合支所管理課が行っている事務

- ・区民センターの団体登録の承認
- ・区民センターの使用料の調定
- ・区民センターとの連絡調整
- ・協定書に基づく指定管理者への運営管理委託料の支出

根 拠 法 令 等

港区立区民センター条例

港区立区民センター条例施行規則

港区立区民センター運営要綱

港区立区民センター登録要綱

各 区 民 セ ン タ ー 開 設 年 月 日

麻布区民センター 昭和62年1月16日

芝浦港南区民センター 昭和63年8月1日

高輪区民センター 平成7年4月1日

赤坂区民センター 平成8年4月1日

台場区民センター 平成8年5月1日

利用状況（麻布区民センター）

年 度		28	29	30	元	2	
有効登録団体数		133	124	124	135	131	
使用料収入	金額(円)	5,386,500	4,829,375	4,648,725	4,713,600	2,863,675	
利用実績	件数(件)	5,108	4,970	4,831	4,731	3,129	
	延人数(人)	73,270	67,817	68,951	57,362	22,639	
利用実績の内訳	区民ホール	件数(件)	867	836	888	874	603
		延人数(人)	38,208	34,274	35,091	26,760	9,643
	集会室	件数(件)	920	880	845	850	543
		延人数(人)	7,186	6,480	6,284	5,404	2,229
	講習室	件数(件)	865	842	863	879	597
		延人数(人)	11,204	11,288	12,196	12,420	4,346
	会議室	件数(件)	842	812	792	767	470
		延人数(人)	7,063	6,088	6,302	5,419	2,398
	第一和室	件数(件)	845	847	756	715	499
		延人数(人)	4,982	4,815	4,329	3,613	2,133
	第二和室	件数(件)	769	753	687	646	417
		延人数(人)	4,627	4,872	4,749	3,746	1,890

(各年度末日現在)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月28日から5月31日まで施設利用を休止しました。

利用状況（赤坂区民センター）

年 度		28	29	30	元	2
有効登録団体数		171	170	160	152	144
使用料収入	金額(円)	8,690,325	8,447,350	8,113,950	7,598,200	3,791,150
利用実績	件数(件)	8,343	8,076	7,828	7,769	5,310
	延人数(人)	126,579	138,031	149,258	122,334	40,821
区民ホール	件数(件)	860	851	756	757	589
	延人数(人)	59,952	68,203	76,314	56,125	15,726
リハーサル室	件数(件)	926	914	904	905	671
	延人数(人)	2,302	2,762	2,831	2,321	777
多目的室	件数(件)	943	935	932	913	657
	延人数(人)	13,120	15,291	14,803	12,589	5,452
第一会議室	件数(件)	850	801	803	800	596
	延人数(人)	17,194	16,121	16,480	15,882	6,521
第二会議室	件数(件)	895	862	843	868	519
	延人数(人)	6,090	7,394	7,659	7,492	2,476
研修室	件数(件)	810	804	769	780	507
	延人数(人)	9,433	9,761	10,394	10,591	3,423
美術室	件数(件)	686	644	677	640	396
	延人数(人)	3,395	3,171	4,099	3,086	1,067
調理室	件数(件)	566	522	506	503	242
	延人数(人)	3,610	3,024	3,873	2,940	569
第一和室	件数(件)	886	861	804	798	570
	延人数(人)	7,216	7,683	7,875	7,155	3,041
第二和室	件数(件)	921	882	834	805	563
	延人数(人)	4,267	4,621	4,930	4,153	1,769

(各年度末日現在)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月28日から5月31日まで施設利用を休止しました。

利用状況（高輪区民センター）

年 度		28	29	30	元	2
有効登録団体数		301	255	279	237	199
使用料収入	金額(円)	9,677,275	7,062,100	7,042,275	6,483,950	3,987,950
利用実績	件数(件)	7,209	7,282	7,237	6,871	4,509
	延人数(人)	151,522	125,771	119,656	114,494	39,873
区民ホール	件数(件)	819	845	714	786	336
	延人数(人)	57,602	46,191	35,980	41,539	3,682
集会室	件数(件)	963	977	985	930	669
	延人数(人)	28,336	20,057	23,714	24,670	16,408
音楽スタジオ	件数(件)	975	977	991	946	722
	延人数(人)	11,866	11,865	11,610	10,281	4,029
第一創作室	件数(件)	641	603	695	639	404
	延人数(人)	6,925	5,535	6,599	5,066	2,137
第二創作室	件数(件)	685	704	743	719	489
	延人数(人)	7,699	6,789	7,471	5,987	3,077
展示ギャラリー	件数(件)	491	560	533	439	160
	延人数(人)	12,698	13,018	12,089	7,797	1,549
講習室	件数(件)	864	829	826	787	601
	延人数(人)	11,414	9,931	10,020	9,029	4,105
会議室	件数(件)	862	872	861	787	493
	延人数(人)	6,290	6,085	5,658	4,838	2,180
和室	件数(件)	909	915	889	838	635
	延人数(人)	8,692	6,300	6,515	5,287	2,706

(各年度末日現在)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月28日から5月31日まで施設利用を休止しました。

利用状況（芝浦港南区民センター）

年 度		28	29	30	元	2
有効登録団体数		119	115	120	115	118
使用料収入	金額(円)	5,405,200	4,560,900	5,193,375	3,709,425	3,270,800
利用実績	件数(件)	4,870	4,373	4,732	4,311	3,163
	延人数(人)	72,357	63,767	63,778	46,188	26,842
区民ホール	件数(件)	851	687	808	572	554
	延人数(人)	29,331	30,462	25,998	15,971	10,016
第一集会室	件数(件)	699	602	677	637	437
	延人数(人)	9,751	7,108	7,999	6,359	3,196
第二集会室	件数(件)	682	586	644	613	414
	延人数(人)	8,333	5,935	7,428	5,484	2,666
講習室	件数(件)	853	805	861	789	557
	延人数(人)	10,398	8,020	8,221	7,519	3,899
第一和室	件数(件)	860	806	823	795	524
	延人数(人)	7,316	6,372	7,254	5,006	3,049
第二和室	件数(件)	925	887	919	905	677
	延人数(人)	7,228	5,870	6,878	5,849	4,016

(各年度末日現在)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月28日から5月31日まで施設利用を休止しました。

利用状況（台場区民センター）

年 度		28	29	30	元	2	
有効登録団体数		37	30	30	28	30	
使用料収入	金額(円)	4,080,175	4,449,050	4,651,750	3,199,975	2,769,550	
利用実績	件数(件)	2,881	2,970	2,916	2,640	1,983	
	延人数(人)	56,588	66,193	61,214	51,255	29,681	
利 用 実 績 の 内 訳	区民ホール	件数(件)	737	751	794	529	539
		延人数(人)	19,573	26,347	23,699	15,218	9,018
	第一集会室	件数(件)	555	555	594	607	419
		延人数(人)	3,589	4,105	4,548	4,681	1,745
	第二集会室	件数(件)	533	567	577	572	399
		延人数(人)	3,539	4,119	4,371	4,356	1,654
	会議室	件数(件)	478	488	419	448	295
		延人数(人)	3,520	3,768	3,230	3,557	1,163
	和室	件数(件)	578	609	532	484	331
		延人数(人)	5,201	6,280	5,346	4,492	1,718
	展示ロビー	※件数(件)	4	16	6	5	5
	図書室	※貸出数(件)	55,516	57,113	52,544	49,499	35,275
		延人数(人)	21,166	21,574	20,020	18,951	14,383

(各年度末日現在)

※展示ロビー件数は利用実績件数に含んでいません。

※図書貸出数は利用実績件数に含んでいません。(本・雑誌・CDの貸出数です。)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月28日から5月31日まで施設利用を休止しました。

個別広聴事務

各総合支所管理課
企画経営部区長室

目 的

個別に区民の意見、要望等に対応することによって、区民の意向に沿った区政の運営に資することを目的とします。

内 容

- ・区政についての広聴
- ・その他、区長が必要と認めた広聴事務

根 拠 法 令 等

港区区民の声への対応に関する要綱
港区区民の声への対応に関する事務取扱要領

事 業 開 始 時 期

昭和46年

実 績 表

令和2年度 受付窓口別申立種別件数 (単位：件)

申立種別 受付窓口	来訪	電話	陳情	広聴はがき	区長への手紙	広聴ファックス	広聴メール	その他	合計
芝地区	19	44	0	9	19	0	220	17	328
麻布地区	5	17	1	3	5	0	103	5	139
赤坂地区	0	35	0	8	5	3	106	6	163
高輪地区	4	47	1	2	0	4	109	0	167
芝浦港南地区	7	32	0	7	8	1	172	6	233
企画経営部区長室	68	488	31	115	88	20	1,347	261	2,418
合 計	103	663	33	144	125	28	2,057	295	3,448

(年度末日現在)

区長と区政を語る会

各総合支所管理課

目 的

区政に関する区民の需要を的確に把握するため、区民各層から意見・提案を聴取し、区政への反映を図り、区民参加による区政運営の推進に資することを目的とします。

内 容

各総合支所において、それぞれテーマを設け、区民と区長の懇談会を実施します。

根 拠 法 令 等

港区集団広聴実施要綱

事 業 開 始 時 期

昭和45年（平成18年度から各総合支所で実施）

令和2年度実施状況

総合支所	開催日	テーマ	参加者数
芝地区	12月5日(土)	四つの力で取り組む芝地区ならではの新しいまちづくり ～多様性に配慮した人に優しいまち、浜松町・竹芝地区の未来ビジョン～	15人
麻布地区	12月1日(火)	コロナ禍の中、魅力的な麻布地区のまちづくりについて考える	10人
赤坂地区	11月14日(土)	高校生からみた赤坂・青山 ～みんなでまちの魅力を語ろう～	9人
高輪地区	11月17日(火)	若者からみたまちの魅力そして未来 ～高輪地区の通信簿～	15人 (内書面参加7人)
芝浦港南地区	10月22日(木)	水辺の魅力をさらに高めるために ～これまでの歴史を踏まえて、水辺の魅力を中心に芝浦港南地区の未来を語ろう！～	8人

情報公開制度

各総合支所管理課
総務部情報政策課

概 要

港区情報公開条例に基づき区民等からの請求を受け、区が保有している情報について公開する義務を負う制度です。

この制度は、区民の知る権利の保障及び実施機関が区の事務事業について説明する責任を果たし、公正で開かれた区政の推進、区民の区政への参加の促進等を目的とします。

内 容

実施機関が職務上作成又は取得した情報の公開

根 拠 法 令 等

港区情報公開条例
港区情報公開条例施行規則

事 業 開 始 時 期

平成元年度

事 業 の 状 況

令和2年度情報公開実施状況

(1) 受付部課別・実施機関別請求件数

(単位：件)

受付部課 \ 実施機関	区長	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	議会
芝地区総合支所管理課	73	3	0	0	1
麻布地区総合支所管理課	0	0	0	0	0
赤坂地区総合支所管理課	1	0	0	0	0
高輪地区総合支所管理課	0	0	0	0	0
芝浦港南地区総合支所管理課	2	0	0	0	0
総務部情報政策課	145	16	2	0	1
合計	221	19	2	0	2

(年度末日現在)

※請求件数は取下げ件数を含みます。

※複数の実施機関が対象の請求については、各々1件としています。

(2) 受付部課別・決定内容別件数

(単位：件)

受付部課 \ 決定内容	公開	一部公開	非公開	不存在	存否応答拒否
芝地区総合支所管理課	25	39	1	28	0
麻布地区総合支所管理課	0	0	0	0	0
赤坂地区総合支所管理課	0	1	0	0	0
高輪地区総合支所管理課	0	0	0	0	0
芝浦港南地区総合支所管理課	1	1	0	0	0
総務部情報政策課	58	89	9	29	0
合計	84	130	10	57	0

(年度末日現在)

※決定内容については、重複している場合があります。

概 要

地域の課題解決に向けた区民と区との協働の場及び区民相互の活動の場として、会議室を基本とした区民協働スペースを設置し、各総合支所において管理運営します。

内 容

[利用対象]

区民と区が協働して行う地域課題解決のための活動又は公共的若しくは公益的な活動を行う団体

[利用料]

無 料

根 拠 法 令 等

港区区民協働スペースの設置及び管理運営に関する要綱

区 民 協 働 ス ペ ー ス 一 覧 (令和3年4月1日現在)

名 称	所 在 地
芝	港区芝五丁目13番15号 芝三田森ビル2階
新橋	港区新橋六丁目4番2号 きらきらプラザ新橋1階・4階
芝公園	港区芝公園二丁目7番3号 芝公園保育園3階
愛宕	港区虎ノ門三丁目19番15号 ザ・パークハウス愛宕虎ノ門1階
東麻布	港区東麻布二丁目1番1号 東麻布二丁目複合施設3階
麻布	港区六本木五丁目16番46号 麻布保育園3階
六本木	港区六本木六丁目5番19号 シティハイツ六本木公共施設棟1階
赤坂	港区赤坂四丁目18番13号 赤坂地区総合支所2階
高輪	港区高輪一丁目5番38号 HUG高輪2階
高輪台	港区高輪三丁目10番16号 優づくり村高輪台1階
白金台	港区白金台四丁目6番2号 ゆかしの杜6階
芝浦	港区芝浦一丁目16番1号 みなとパーク芝浦1階
品川駅港南口	港区港南二丁目3番13号 品川フロントビルキッズ館1階
港南	港区港南四丁目3番7号 さんぼーと港南1階・2階

目 的

港区指定有形文化財に指定された旧協働会館を公開するとともに、歴史的建造物としての趣を生かし、伝統文化を通じた区民の相互交流を促進することにより、地域の活性化に寄与します。

内 容

都内に現存する見番^(※)として建設された最古級の木造建造物であり、区指定有形文化財である旧協働会館を利活用し、伝統文化の継承や地域活動、交流の拠点とする伝統文化交流館を新たに開設しました。

旧協働会館の歴史的価値を象徴する場であり、百畳敷とも呼ばれる交流の間や、写真等を用いて建物や地域の歴史を紹介する展示室などを設置しています。

入館料は無料です。

[貸切利用]

交流の間を貸室として有料で利用することができます。対象は、区内在住・在勤・在学の団体又は個人です。

※見番

三業組合事務所のことで、「置屋」「料亭」「待合」からなる「三業」を取りまとめ、芸者の取次ぎや遊興費の清算をする施設のこと。

開設年月日

令和2年4月1日

根拠法令等

港区立伝統文化交流館条例
港区立伝統文化交流館条例施行規則
港区立伝統文化交流館運営要綱
港区立伝統文化交流館登録要綱

実績表

年度		2
来館者数	延人数(人)	5,852
貸切利用	件数(件)	106
	延人数(人)	1,669

※来館者数は、各種事業参加者数、喫茶利用者数を含み、貸切利用者数は含みません。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月1日から5月25日まで休館しました。

目 的

高齢者のいきがいつくりと社会参加を支援・促進し、地域・世代交流の機会を創出します。

内 容

技能や技術、経験を有する高齢者等を高齢者人材バンク「夢づくり」に登録し、活動の実施を希望するいきいきプラザや保育園、幼稚園、児童館、小中学校等の子どもたち、並びに地域住民に対し原則として無償で派遣します。

登録できる人

- ・区内在住の60歳以上の個人又は団体
- ・いろいろな技術を持ち、いきいきプラザで指導・発表を行っている個人又は団体

依頼できる人

- ・いきいきプラザ、保育園、児童館、学校その他施設の利用者及び団体

根 拠 法 令 等

港区高齢者人材バンク事業運営要綱

事 業 開 始 月 日

平成17年3月1日

実 績 表

年度	28	29	30	元	2
登録者数 (人)	8	8	8	8	8
派遣件数 (件)	0	0	0	0	0

(各年度末日現在)

目 的

60歳以上の人の趣味やレクリエーション・学習活動の場、介護予防や健康づくりの場、区民の交流や地域活動の場として、いきいきプラザ16館、児童高齢者交流プラザ1館を設置しています。

内 容

高齢者の憩い、交流の場として、敬老室などを開放しています。

いきいきプラザには浴室を設置し、決められた日時に自由に利用できるようにしています。

また、各種教室・事業、介護予防事業、さわやか体育祭、ほのぼの作品展、港区いきいきプラザスポーツウエルネス吹矢教室交流大会、外出事業、世代間交流事業などのほか、はり・マッサージサービス、会食サービスなど高齢者を対象とした事業を実施しています。

このほか、区民の交流や自主的活動などの場として、集会室等の貸出しも行っています。

根 拠 法 令 等

老人福祉法

老人福祉センター設置運営要綱

老人憩の家設置運営要綱

港区立いきいきプラザ条例・同施行規則

港区立いきいきプラザ運営要綱

港区立いきいきプラザ登録要綱

港区立いきいきプラザ事業実施要綱

港区立児童高齢者交流プラザ条例・同施行規則

港区立いきいきプラザ等地域訪問事業運営要綱

港区高齢者人材バンク事業運営要綱

関 係 発 行 物

港区立いきいきプラザ等施設案内

実績表

(1) いきいきプラザ利用実績 (単位：人)

年度		28	29	30	元	2
いきいきプラザ						
芝	三田	84,919	83,927	84,845	84,793	30,539
	神明	157,863	161,060	157,659	148,409	51,147
	虎ノ門 (とらトピア)	101,621	101,801	101,549	96,176	31,624
	小計	344,403	346,788	344,053	329,378	113,310
麻布	南麻布	47,554	50,578	52,655	44,931	18,061
	ありす	113,626	130,552	132,069	135,820	55,213
	麻布	17,081	17,581	17,689	16,224	7,611
	西麻布	54,491	61,763	61,628	60,501	36,488
	飯倉	31,121	31,925	30,461	29,512	16,816
	小計	263,873	292,399	294,502	286,988	134,189
赤坂	赤坂	22,196	23,273	22,369	21,358	10,691
	青山	71,777	73,101	70,566	68,378	39,815
	青南	23,355	23,627	23,805	22,340	14,843
	小計	117,328	120,001	116,740	112,076	65,349
高輪	豊岡	26,964	29,923	29,967	30,208	15,876
	高輪	46,408	47,367	51,294	47,339	23,146
	白金	41,462	47,062	42,146	40,096	23,922
	白金台	85,126	86,153	85,262	84,745	37,327
	小計	199,960	210,505	208,669	202,388	100,271
芝浦港南	港南 (ゆとりーむ)	98,451	106,024	111,534	105,632	55,188
合計		1,024,015	1,075,717	1,075,498	1,036,462	468,307

※敬老室等利用者数、集会室等貸室利用者数、各種教室・事業参加者数、喫茶その他諸室利用者数の合計

※神明（トレーニングルーム・トレーニングスペース）、虎ノ門（トレーニングルーム）、青山（体育館）、港南（アクアルーム・トレーニングルーム・浴室）は個人利用を含む。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月1日から令和2年5月31日まで施設利用を休止しました。

(2) 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ（あいぶら）利用実績 (単位：人)

年度	28	29	30	元	2
高齢者利用者数	12,945	14,076	14,421	13,595	6,433

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月1日から令和2年5月31日まで高齢者の施設利用を休止しました。

児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者
交流プラザ等

各総合支所管理課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

児童館等の児童施設は、健全な遊びを通して健康を増進し、情操を豊かにすることで、児童の健全育成を図ります。

内 容

児童館等の児童施設には、遊戯室、図書室、工作室、集会室等の設備があり、主として18歳未満の児童を対象に、自由に来館して過ごせます（施設によって設備が異なります。）。子どもたちの仲間づくりをめざして、専任の指導員により、様々な行事や各種のグループ活動を行います。また、施設内に放課後児童健全育成事業（学童クラブ）が併設されています（子どもふれあいルームを除く。）。

利用時間等は次のとおりです。

施設種別	施設数	開館時間	休館日	学童 クラブ
児童館・飯倉学童クラブ	5	月～金曜：午前10時～午後6時 土曜：午前9時～午後5時	日曜、祝日 12月29日～1月3日	有
子ども中高生プラザ	6	月～日曜：午前9時30分～午後8時 ※小学生の利用時間は午後6時まで	祝日 12月29日～1月3日	有
児童高齢者交流プラザ	1	月～日曜：午前9時30分～午後8時 祝日、12月29日・30日： 午前9時30分～午後6時15分 ※小学生の利用時間は午後6時まで	12月31日～1月3日	有
子どもふれあいルーム	1	月～日曜・祝：午前9時～午後6時	12月29日～1月3日	無

根拠法令等

児童福祉法
港区立児童館条例
港区立子ども中高生プラザ条例
港区立児童高齢者交流プラザ条例
港区飯倉学童クラブ等事業実施要綱
港区子どもふれあいルーム事業実施要綱

開始時期

児童館：昭和41年4月1日
飯倉学童クラブ：平成19年4月1日
子ども中高生プラザ：平成15年4月1日
児童高齢者交流プラザ：平成19年4月1日
子どもふれあいルーム：平成26年11月1日

実績表

令和2年度 児童館等利用状況 (単位：人)

地区 ・施設名	区分	幼 児		小学生		中学生		高校生		大 人		合 計	
		年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均
芝	神明子ども 中高生 プラザ	3,654	305	10,129	844	2,070	173	373	31	3,998	333	20,224	1,685
麻布	飯倉学童 クラブ	2,284	190	9,158	763	27	2	0	0	2,081	173	13,550	1,129
	麻布子ども 中高生 プラザ	12,677	1,056	25,512	2,126	5,477	456	4,388	366	12,457	1,038	60,511	5,043
	子ども ふれあい ルーム	882	74	321	27					936	78	2,139	178
赤坂	赤坂子ども 中高生 プラザ	3,138	262	15,681	1,307	677	56	915	76	6,154	513	26,565	2,214
	赤坂子ども 中高生 プラザ 青山館	3,401	283	12,065	1,005	340	28	301	25	4,188	349	20,295	1,691
高輪	豊 岡 児童館	1,273	106	14,221	1,185	163	14	209	17	1,249	104	17,115	1,426
	高 輪 児童館	1,390	116	9,845	820	19	2	0	0	1,802	150	13,056	1,088
	白金台 児童館	1,763	147	7,775	648	119	10	7	1	2,454	205	12,118	1,010
	高輪子ども 中高生 プラザ	15,072	1,256	25,292	2,108	3,338	278	3,483	290	20,333	1,694	67,518	5,627
芝浦 港南	台 場 児童館	760	63	14,805	1,234	400	33	158	13	692	58	16,815	1,401
	港南子ども 中高生 プラザ	4,784	399	39,363	3,280	2,273	189	1,561	130	3,659	305	51,640	4,303
	芝浦アイランド 児童高齢者 交流プラザ	8,913	743	18,269	1,522	204	17	542	45	12,436	1,036	40,364	3,364

※学童クラブ出席者を含みます。

※大人の中に団体利用者を含みます。

※各子ども中高生プラザ及び芝浦アイランド児童高齢者交流プラザは日曜日利用分を含みます。

※合計の月平均については、個々の区分を四捨五入しているため、数値が合わない場合があります。

※芝浦アイランド児童高齢者交流プラザは上記の他に高齢者の利用が年間6,433人ありました。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、児童館等の一般利用を令和2年3月2日から6月30日まで休止しました。

※赤坂子ども中高生プラザ青山館は、令和2年4月1日に開設しました。

利用状況

(単位：人)

区分 年度	一般利用者数	学童クラブ 延出席数	合 計	月平均
28	652,107	183,608	835,715	69,643
29	646,845	198,429	845,274	70,440
30	625,404	193,465	818,869	68,239
元	539,335	184,509	723,844	60,320
2	228,527	133,383	361,910	30,159

※一般利用者に団体利用者を含みます。

※芝浦アイランド児童高齢者交流プラザの高齢者の年間利用者 6,433 人は含みません。

職員数

令和3年4月1日現在 (単位：人)

地区・施設名		種別	職 員 数			
			館 長	指 導 員	会計年度 任用職員 (非常勤)	計
芝	神明子ども中高生プラザ		1	16	16	33
麻 布	飯 倉 学 童 ク ラ ブ		1	5	5	11
	麻布子ども中高生プラザ		1	18	7	26
	子どもふれあいルーム		1	6	1	8
赤 坂	赤坂子ども中高生プラザ		1	15	11	27
	赤坂子ども中高生プラザ青山館		1	9	15	25
高 輪	豊岡児童館		1	7	4	12
	高輪児童館		1	5	4	10
	白金台児童館		1	8	4	13
	高輪子ども中高生プラザ		1	18	8	27
芝浦港南	台場児童館		1	8	10	19
	港南子ども中高生プラザ		1	34	11	46
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ※1		1	18	2	21
合 計			13	167	98	278

※1 高齢者担当兼務（指導員2、非常勤1）を含む。

目 的

児童健全育成に関わる団体や児童とその保護者等を対象に児童館等施設を開放し、児童の健全な育成を図ります。

内 容

施設を開放する日は、日曜日及び12月29日・30日の午前9時から午後5時までです。

※祝日・年末年始（12月31日～1月3日）にあたる日曜日は除きます。

根拠法令等

港区立児童館週末施設開放運営要綱
港区飯倉学童クラブ等事業実施要綱

開始時期

平成8年4月1日

実績表

児童館等週末施設開放利用状況

地区・施設名・区分		年度		28		29		30		元		2	
		個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体
麻布	飯倉学童クラブ	53日	1,490人	52日	1,821人	51日	2,233人	44日	1,900人	0日	0人	0日	0人
		0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人
赤坂	青山児童館	50日	1,973人	50日	1,628人	51日	1,755人	43日	1,441人				
		0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人				
高輪	豊岡児童館	52日	1,013人	52日	942人	51日	1,057人	44日	1,196人	0日	0人	0日	0人
			0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件
	高輪児童館	53日	1,811人	52日	1,725人	51日	2,393人	44日	1,937人	0日	0人	0日	0人
			0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件
	白金台児童館	53日	5,852人	52日	5,891人	51日	5,653人	45日	4,614人	0日	0人	0日	0人
			0件	0人	0件	0人	0件	0人	20件	537人	0件	0人	0件
芝浦港南	台場児童館	53日	1,061人	52日	772人	51日	832人	45日	549人	0日	0人	0日	0人
			0件	0人	1件	18人	0件	0人	0件	0人	0件	0人	0件
計	個人	314日	13,200人	310日	12,779人	306日	13,923人	265日	11,637人	0日	0人	0日	0人
	団体	0件	0人	1件	18人	0件	0人	20件	537人	0件	0人	0件	0人

※青山児童館は令和2年3月31日をもって廃止となりました。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月8日から施設開放を中止しています。(令和3年4月1日現在)

学童クラブ

各総合支所管理課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

保護者が就労・疾病等の理由で放課後等に家庭での保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び安全・安心に過ごすことのできる生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

内 容

- (1) 対象
区内在住又は区内小学校に在籍する1年生から6年生までの児童
- (2) 在籍期間
入会後から当該年度の年度末まで
- (3) 利用時間
・月～金曜日：放課後から午後7時まで
※学校休業日は、午前8時から午後7時まで
・土曜日：午前8時から午後5時まで
※学校がある日は、放課後から午後5時まで
- (4) 育成料
月額3,000円（在籍期間が15日以下の場合1,500円）。※減免制度あり
おやつ代・お楽しみ会費は別途月額2,000円。

根 拠 法 令 等

児童福祉法
港区学童クラブ条例
港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

補 助 金 名 等

子ども・子育て支援交付金

開 始 時 期

昭和41年4月1日

定員及び入会児童数

令和3年4月1日現在（単位：人）

地区・クラブ名	種 別	定員	入会児童数
芝	神明子ども中高生プラザ学童クラブ	60	60
	新橋学童クラブ	120	28
麻 布	飯倉学童クラブ	66	67
	麻布子ども中高生プラザ学童クラブ	80	82
	東麻布学童クラブ	64	64
	南麻布学童クラブ	120	120
赤 坂	赤坂子ども中高生プラザ学童クラブ	120	119
	赤坂子ども中高生プラザ青山館学童クラブ	80	81
高 輪	豊岡児童館学童クラブ	76	76
	高輪児童館学童クラブ	55	60
	白金台児童館学童クラブ	66	72
	高輪子ども中高生プラザ学童クラブ	77	77
	桂坂学童クラブ	200	200
	三光学童クラブ	160	184
	白金台学童クラブ（ゆかしの杜学童クラブ）	60	62
芝浦港南	台場児童館学童クラブ	105	95
	港南子ども中高生プラザ学童クラブ	320	320
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ学童クラブ	132	132
	芝浦学童クラブ	270	268
	五色橋学童クラブ	160	59
合 計		2,391	2,226

目 的

児童が放課後等の学校施設を活用し、学習、スポーツ、遊びなどの活動を行うとともに、自主性、社会性及び創造性を養い健全育成を推進します。また、保護者が就労・疾病等の理由で放課後等に家庭での保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び安全・安心に過ごすことのできる生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

内 容

(1) 対象

当該放課GO→クラブがある小学校に在籍又は当該放課GO→クラブがある小学校区域内に在住する1年生から6年生までの児童

(2) 在籍期間

入会後から当該年度の年度末まで

(3) 利用時間

① 放課GO→

・月～金曜日：放課後から午後5時まで
※学校休業日は、午前9時から午後5時まで

② 放課GO→学童クラブ

・月～金曜日：放課後から午後7時まで
※学校休業日は、午前8時から午後7時まで
・土曜日：午前8時から午後5時まで
※学校がある日は、放課後から午後5時まで

(4) 学童クラブ育成料

月額3,000円（在籍期間が15日以下の場合1,500円）。※減免制度あり
おやつ代・お楽しみ会費は別途月額2,000円。

根拠法令等

港区学童クラブ条例

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

港区放課GO→クラブ実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

東京都放課後子供教室推進事業費補助金

開始時期

平成21年4月1日

定員及び利用状況

令和3年4月1日現在（単位：人）

地区	放課G0→クラブ名	学童クラブ 定員	学童クラブ 入会児童数	放課G0→登録児童数
芝	放課G0→クラブおなりもん	35	35	0
	放課G0→クラブしば	150	136	0
	放課G0→クラブあかばね	30	30	0
麻布	放課G0→クラブあざぶ	36	36	0
	放課G0→クラブなんざん	70	50	0
	放課G0→クラブほんむら	52	36	0
	放課G0→クラブこうがい	100	88	0
	放課G0→クラブひがしまち	25	25	0
赤坂	放課G0→クラブあかさか	30	30	0
	放課G0→クラブあおやま	40	35	0
	放課G0→クラブせいなん	120	115	0
高輪	放課G0→クラブしろかね	40	41	0
	放課G0→クラブしろかねのおか	80	85	0
	放課G0→クラブたかなわだい	40	40	0
芝浦港南	放課G0→クラブしばうら	30	30	0
	放課G0→クラブこうなん	40	42	0
合 計		918	854	0

※放課G0→のうち学童クラブ事業を付加したものを、放課G0→クラブとして、5地区の総合支所管内で実施しています。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、放課G0→を令和2年3月2日から休止し、代替事業として、緊急児童居場所づくり事業を令和2年3月9日から開始しました。

※放課G0→クラブたかなわだい（定員40人）は、令和2年7月1日に開設しました。

目 的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休止した、放課GO→事業の代替として実施する事業です。保護者の就労のため放課後等に家庭で保護を受けられない児童に対し、適切な学習、スポーツ、遊びを行える安全・安心な居場所を提供します。

内 容

(1) 対 象

港区立小学校に在籍している又は区内に在住している小学生で以下の条件を満たす児童

- ① 保護者の就労のため自宅で過ごすことが困難であること。
- ② 学童クラブの利用承認を受けていないこと。

(2) 実施場所

- ・港区立小学校に在籍している児童：在籍している港区立小学校
- ・私立小学校等に在籍している区内在住の児童：居住地区にある子ども中高生プラザ等

(3) 実施時間

月曜日から金曜日までの放課後から午後5時まで（土・日・祝日は実施なし）
※ただし、学校休業日（夏休み等）は午前8時30分から午後5時まで

(4) 参加費用

無料

根拠法令等

港区緊急児童居場所づくり事業実施要綱

開始時期

令和2年3月9日

利用状況

(単位：人)

地区	緊急児童居場所	令和2年度
芝	神明子ども中高生プラザ	0
	御成門小学校	1,550
	芝小学校	1,158
	赤羽小学校	1,012
麻布	麻布子ども中高生プラザ	520
	麻布小学校	582
	筈小学校	1,099
	南山小学校	96
	本村小学校	3
	東町小学校	861
赤坂	赤坂子ども中高生プラザ	4
	赤坂子ども中高生プラザ青山館	0
	赤坂小学校	749
	青山小学校	154
	青南小学校	127
高輪	高輪子ども中高生プラザ	0
	白金小学校	1,855
	白金の丘学園白金の丘小学校	1,205
	高輪台小学校	293
	御田小学校	2,023
芝浦港南	台場児童館	21
	港南子ども中高生プラザ	2
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ	0
	芝浦小学校	270
	港南小学校	282
	お台場学園港陽小学校	1,997
合 計		15,863

目 的

各学童クラブに児童の入退室を管理するための機器を設置し、保護者が児童の入退室した日時を把握することにより、児童の放課後等の安全・安心の確保を図ります。

内 容

当該システムの利用申込みをした学童クラブ児童に、ICタグを貸与します。児童が学童クラブに入退室すると、その保護者の携帯電話等に電子メールで児童の入退室を知らせます。

根 拠 法 令 等

港区学童クラブ児童見守りシステム事業実施要綱

補 助 金 名 等

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開 始 時 期

平成 28 年 7 月

実 績 表

各年度 4 月 25 日現在（単位：人）

年 度	29	30	元	2	3
利用者数	2,553	2,949	2,863	3,026	3,065

保育園

各総合支所管理課
各総合支所区民課
子ども家庭支援部保育課

目 的

保護者が仕事や病気など、保育の必要性に応じた認定（2号認定・3号認定）を受けたとき、保護者に代わって児童を保育します。

内 容

(1) 定 員

区立保育園 21 か所※（芝浦アイランドこども園を除く。）、私立保育園 59 か所※定員 6,337 人（令和3年4月1日現在）

※本園、分園をそれぞれ1か所としています。

(2) 保 育 料（給 食 費）

在園中に要する保育料（給食費）は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します。また、令和元年10月から、全ての3～5歳児の保育料を無料としています。さらに令和2年4月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第2子以降の保育料（給食費）は無料としています。

根 拠 法 令 等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

港区保育の実施に関する条例 他

補 助 金 名 等

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付費負担金（私立のみ）

開 始 時 期

昭和26年11月

実 績 表

申 込 等 の 状 況 (単位：件)

年 度	28	29	30	元	2
区 分					
申 込 件 数	2,125	2,217	2,514	2,532	1,986
内 定 件 数	1,284	1,313	1,324	1,498	1,365
退 所 件 数	502	609	685	783	934

※認可保育園、芝浦アイランドこども園（2号認定・3号認定）、港区保育室、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、居宅訪問型保育事業の各年度4月入所の一次調整会議時の件数です（ただし、居宅訪問型保育事業の内定は、二次調整会議より対象となるため、内定件数には含みません。）。また、退所件数に港区保育室は含みません。

園児定員及び職員数の状況（区立保育園）

令和3年4月1日現在(単位：人)

地区	区分 施設名	園児定員						職員数					嘱託医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	園長	保育士	看護師	給食調理	計	
芝	芝	20	28	30	30	60	168	1	26	1	-	28	2
	芝公園	16	22	26	30	60	154	1	24	1	-	26	2
	神明	21	29	30	30	60	170	1	33	2	4	40	2
麻布	麻布	16	22	26	30	60	154	1	24	1	-	26	2
	飯倉	14	18	24	28	56	140	1	22	1	-	24	2
	南麻布	15	18	18	18	36	105	1	21	1	-	23	2
	西麻布	15	22	24	24	48	133	1	22	1	-	24	2
	本村	15	19	20	20	40	114	1	21	1	-	23	2
	東麻布	18	25	30	30	68	171	1	17	1	8	27	2
	元麻布	25	31	31	31	62	180	1	43	7	7	58	2
赤坂	赤坂	12	15	18	20	40	105	1	18	1	-	20	2
	南青山	18	22	24	26	52	142	1	23	1	-	25	2
	青山	14	22	22	24	48	130	1	22	1	-	24	2
高輪	白金	10	16	18	21	42	107	1	18	1	-	20	2
	伊皿子坂	15	24	26	30	60	155	1	24	1	-	26	2
	高輪	15	22	28	30	60	155	1	24	1	-	26	2
芝浦港南	台場	14	22	23	24	48	131	1	22	1	-	24	2
	こうなん	16	26	27	28	56	153	1	26	1	-	28	2
	たかはま	21	22	30	30	60	163	1	32	1	5	39	2
	しばうら	27	36	36	36	92	227	1	42	2	6	51	2
	しばうら分園	6	10	10	10		36	本園職員が兼務	11	1	2	14	2
合計		343	471	521	550	1,108	2,993	20	515	29	32	596	42

※職員数（給食調理）が「-」となっている施設は、給食調理を業務委託しています。

※しばうら保育園分園は、4歳児クラスから本園に移行します。

※元麻布保育園は、上記定員のほか医療的ケア児・障害児クラス（定員20人）があります。

園児定員及び職員数の状況（私立）

令和3年4月1日現在(単位：人)

地区	区分 施設名	園児定員						職員数									嘱託医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	園長	保育士	保育補助	看護師	給食調理栄養士	用務(事務)	計			
芝	アスク芝公園保育園	6	10	10	11	23	60	1	13(2)	5(5)	1	3(2)	0	23(9)	2(2)		
	太陽の子三田保育園	10	12	12	12	24	70	1	14	0	1	3	0	19	2(2)		
	あい保育園赤羽橋	6	12	12	10	20	60	1	12	0	1	2	0	16	2(2)		
	こころ新橋保育園	6	10	11	11	22	60	1	13(1)	0	1	3	0	18(1)	2(2)		
	グローバルキッズ虎ノ門保育園	6	10	10	10	20	56	1	11	0	1	3	0	16	2(2)		
	小鳩ナーサリースクール浜離宮	6	7	7	7	7	34	1	10(1)	1	1	2	1(1)	16(2)	2(2)		
	ニチャイキッズ芝公園保育園	6	7	8	8	8	37	1	9	0	1	3	0	14	2(2)		
	にじいろ保育園竹芝	3	5	6	6	6	26	1	8(1)	0	0	3	0	12(1)	2(2)		
	まなびの森保育園麻布	6	10	11	11	22	60	1	9(1)	0	1(1)	4(1)	0	15(3)	2(2)		
	あい保育園麻布	14	20	24	24	48	130	1	17	0	1	4	0	23	2(2)		
麻布	太陽の子南麻布保育園	10	12	12	12	24	70	1	14(2)	1	1	3	0	20(2)	2(2)		
	あい保育園元麻布	6	12	12	10	20	60	1	11(4)	0	1	2	0	15(4)	2(2)		
	まちの保育園六本木	11	13	14			38	1	19(7)	1(1)	1	4(2)	1	27(10)	2(2)		
	ま本の保育園分木				14	18	32	本園職員が兼務	5(1)	1(1)	本園職員が兼務	2	1	9(2)	本園職員が兼務		
	コスモス西麻布保育園	3	8	9	10	20	50	1	13	0	2(1)	3	0	19(1)	3(3)		
	あい・あい保育園麻布十番	6	12	13	13	26	70	1	12(2)	1(1)	2(1)	3	2(2)	21(6)	2(2)		
	ふたばクラブ保育園	9	10	10	10	20	59	1	11(1)	1	2	4(1)	0	19(2)	2(2)		
	まなびの森保育園麻布十番	6	11	11	11		39	1	9(2)	0	1	4(2)	0	15(4)	2(2)		
	麻布とせ保育園	6	10	11	11		38	1	10	0	1	2	1(1)	15(1)	2(2)		
	sakura 保育園六本木	6	10	12			28	1	9	0	1	3	0	14	2(2)		
赤坂	リトルパルズ保育園六本木	9	12	12			33	1	11(1)	0	1	2	0	15(1)	2(2)		
	赤坂ちとせ保育園	6	8	9	9	18	50	1	11	0	1	3	1	17	2(2)		
	太陽の子赤坂保育園	6	10	10	10	24	60	1	12(1)	1(1)	1	3(1)	0	18(3)	2(2)		
	あい保育園青山一丁目	6	12	12	10	20	60	1	10(2)	0	0	3	0	14(2)	2(2)		
	太陽の子南青山保育園	6	12	12	10	20	60	1	11	0	1	3	0	16	2(2)		
	小学館アカデミー南青山保育園	6	8	9	9	18	50	1	9	1(1)	1	3	1	16(1)	2(2)		
	赤坂山王保育園	15	20	20	22		77	1	19	0	1	3(1)	1	25(1)	2(2)		
	赤坂クリア保育園	6	10	12	12		40	1	10(1)	0	0	3(1)	0	14(2)	2(2)		
	おはよう保育園ののあおやま	3	4	4	4	8	23	1	7(1)	0	1	2(1)	0	11(2)	2(2)		
	太陽の子三田五丁目保育園	8	8	10	10	24	60	1	11(1)	0	1	3	0	16(1)	2(2)		
高輪	みなと保育園	6	9	12	12	24	63	1	16(5)	1(1)	1	5(2)	2(2)	26(10)	2(2)		
	愛星保育園	5	10	15	15	20	65	1	18(3)	6(6)	1	3	2(1)	31(10)	2(2)		
	ゆらりん高輪保育園	9	15	18	19	40	101	1	15	7(4)	1	5	1	30(4)	2(2)		
	高輪夢保育園	10	12	12	12	24	70	1	17(4)	2(2)	1	4	0	25(6)	2(2)		
	ゆらりん白金保育園	6	8	9	9	18	50	1	11	1(1)	1	4	1	19(1)	2(2)		
	みつばち保育園	6	11	13			30	1	13(1)	3(3)	1	3	0	21(4)	2(2)		
	ニチャイキッズ白金台保育園	10	12	12	12	24	70	1	13(2)	1(1)	1	4	0	20(3)	2(2)		
	高輪さつき保育園	6	10	11	11	22	60	1	13(3)	1(1)	1	4(2)	1(1)	21(7)	2(2)		
	えほんのもり白金台保育園	3	5	6	7	14	35	1	9(2)	1	1	2	0	14(2)	2(2)		
	さくらさくみらい高輪	6	12	12	18	36	84	1	13(2)	0	1	3	0	18(2)	2(2)		
	ミアヘルサ保育園		8	9	11	22	50	1	9(1)	0	0	3(1)	0	13(2)	2(2)		
	ひびき白金高輪																
	うれしい保育園白金高輪	6	10	11	11		38	1	13(4)	1(1)	1(1)	5(3)	0	21(9)	2(2)		
	ほっぺるランド高輪二丁目	6	10	11	11		38	1	10(1)	0	1	2	1	15(1)	2(2)		
	あい保育園白金台	8	12	12			32	1	8	0	0	2	0	11	1(1)		
芝浦港南	太陽の子シーパンス保育園	9	20	20	20	31	100	1	19(2)	0	1	3	0	24(2)	2(2)		
	太陽の子芝浦一丁目保育園	6	12	12	12	24	66	1	12	1	1	3	0	18	2(2)		
	アンジェリカ田保保育園	6	10	11	11	22	60	1	14(2)	1(1)	1	4	0	21(3)	1(1)		
	にじいろか保育園芝浦	6	10	11	11	22	60	1	14	0	1	2	0	18	2(2)		
	太陽の子芝浦二丁目保育園	6	6	9	9	20	50	1	11	0	0	3	0	15	2(2)		
	太陽の子芝浦三丁目保育園	6	8	8	10	20	52	1	11	0	1	3	0	16	2(2)		
	アスク芝浦4丁目保育園	9	10	10	10	21	60	1	13(2)	0	1(1)	5(3)	0	20(6)	2(2)		
	ゆらりん港南保育園	9	12	12	12	15	60	1	14(1)	4(3)	1	3	0	23(4)	2(2)		
	グローバルキッズ港南保育園	9	18	18	18	36	99	1	16(1)	0	1	4	1(1)	23(2)	2(2)		
	ベネッセ港南保育園	6	12	12	10	20	60	1	19(2)	3(3)	1	4(1)	1(1)	29(7)	2(2)		
	ふたばクラブ港南保育園	4	5	5	5	10	29	1	10(3)	0	3(1)	3(1)	0	17(5)	2(2)		
	ゆらりんはあと保育園	5	7	8	10	20	50	1	14(1)	5(5)	1	3	1	25(6)	2(2)		
	ゆらりん港南緑水保育園	9	15	18	19	40	101	1	16	5(5)	2	4(1)	1	29(6)	2(2)		
	デイズー保育園芝浦	6	9	9	10	10	44	1	12(2)	0	1	2	0	16(2)	2(2)		
	にじいろ保育園三丁目海岸	9	20	24	24		77	1	15(1)	0	1	3	0	20(1)	2(2)		
合計		395	623	675	636	1,015	3,344	58	728(77)	56(47)	58(6)	186(26)	21(10)	1107(166)	115(115)		

※（ ）内は非常勤職員で内数。

※保育士数には、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則附則第12項に定めるみなし保育士を含みます。

※おはよう保育園ののあおやま及びえほんのもり白金台保育園は、給食調理を業務委託しています。

※職員数には、産前産後休暇、育児休業取得中の職員は含みません。

※合計人数は、新規開設園の職員数を含みます。

※まちの保育園六本木分園の職員数は、本園との兼務を含みません。

階層別保育園在籍人員

各年度4月1日現在（単位：人）

区分	年度	29			30			元			2			3			
		公	私	計	公	私	計	公	私	計	公	私	計	公	私	計	
定員		2,891	2,107	4,998	2,933	2,224	5,157	2,945	2,565	5,510	3,172	2,992	6,164	2,993	3,344	6,337	
在籍人員	合計	2,766	1,905	4,671	2,841	2,060	4,901	2,854	2,273	5,127	2,962	2,506	5,468	2,891	2,628	5,519	
	階層別内訳	第1	10	6	16	6	6	12	7	7	14	4	5	9	6	3	9
		第2	123	105	228	119	114	233	113	119	232	81	102	183	80	113	193
		第3	87	81	168	109	73	182	104	80	184	104	74	178	76	87	163
		第4	134	106	240	133	113	246	126	126	252	127	132	259	127	127	254
		第5	262	169	431	277	192	469	270	192	462	270	210	480	230	221	451
		第6	579	374	953	603	400	1,003	595	463	1,058	584	460	1,044	552	465	1,017
		第7	375	251	626	365	256	621	375	261	636	401	321	722	362	327	689
		第8	1,196	813	2,009	1,229	906	2,135	1,264	1,025	2,289	1,391	1,202	2,593	1,458	1,285	2,743
	年齢別内訳	3歳未満児	1,224	1,026	2,250	1,237	1,076	2,313	1,231	1,190	2,421	1,295	1,321	2,616	1,245	1,369	2,614
3歳以上児		1,542	879	2,421	1,604	984	2,588	1,623	1,083	2,706	1,667	1,185	2,852	1,646	1,259	2,905	
	管外委託	13	14	27	15	18	33	9	12	21	8	12	20	3	14	17	

※芝浦アイランドこども園（2号認定・3号認定）を含みます。

保育園在園児童の入所理由状況

各年度4月1日現在（単位：人）

理由	年度	29	30	元	2	3	
		保護者の状況（入所理由）	居宅外労働	常勤（外勤）	4,229	3,730	3,688
その他	54			933	1,187	418	100
居宅内労働	自営		273	26	75	131	131
	内職		1	0	0	0	0
出産・疾病・障害・看護	72		82	66	84	92	
その他	42		130	101	105	165	
計		4,671	4,901	5,117	5,459	5,499	

※芝浦アイランドこども園（2号認定・3号認定）を含みます。

認定こども園

芝浦港南地区総合支所管理課
各総合支所区民課
子ども家庭支援部保育課

目 的

保護者の就労状況に関わりなく、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供し、子どもの健やかな育成を図ります。

内 容

(1) 定 員

区立認定こども園 1 か所（芝浦アイランドこども園）

定員 191 人（令和 3 年 4 月 1 日現在）

1 号認定（教育標準時間認定） 20 人

2・3 号認定（保育認定） 171 人

(2) 保 育 料（給食費）

在園中に要する保育料（給食費）は、4 月から 8 月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、認定区分、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、9 月から 3 月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、認定区分、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します。また、令和元年 10 月から、全ての 3～5 歳児の保育料を無料としています。さらに令和 2 年 4 月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第 2 子以降の保育料（給食費）は無料としています。

根 拠 法 令 等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

港区立認定こども園条例

開始時期

平成 28 年 4 月 1 日（認定こども園に移行）

園児定員及び職員数の状況

令和 3 年 4 月 1 日現在（単位：人）

地区	施設名・認定区分	園 児 定 員							職 員 数					嘱託医
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	園長	保育士等	看護師	給食調理	計	
芝浦港南	1 号	/	/	/	/	10	10	20	1 (1)	29 (23)	1	6	37 (24)	2
	2 号・3 号	15	18	22	32	42	42	171						

※保育士等のうち幼稚園教諭免許保持者は（ ）内の数字のとおり。

目 的

家庭において子育てを行う保護者に、区立保育園の持つ力を提供し、楽しく子育てができるように支援するとともに、地域との交流関係を広げることを目的として実施します。

内 容

- (1) 親（保護者）と子で集まれる場、安全に遊べる場を提供します。
- (2) 参加者同士の親睦・交流の機会を提供します。
- (3) 保育園の職員が助言・指導を行い、育児情報を提供するほか、必要に応じて個別相談を受けます。

例 各年齢の保育室・園庭等で保育園児と一緒に、親子で遊ぶ

遊戯室等で親（保護者）同士の交流・相談

職員による育児知識の講話、遊び等の実技指導

給食の試食、栄養指導、園行事への参加

※各保育園で、実施日・実施内容は異なります。

開始時期

平成9年9月

実 績 表

年 度		28	29	30	元	2
延べ実施回数(回)		296	260	267	227	156
地区 別 内 訳	芝地区	45	39	39	35	22
	麻布地区	74	72	90	79	49
	赤坂地区	45	37	41	37	25
	高輪地区	67	54	49	30	26
	芝浦港南地区	65	58	48	46	34
延べ参加人数(人)		3,143	3,396	3,040	2,615	552
地区 別 内 訳	芝地区	232	224	208	192	53
	麻布地区	875	929	807	875	240
	赤坂地区	180	314	360	259	36
	高輪地区	696	652	494	209	90
	芝浦港南地区	1,160	1,277	1,171	1,080	133

令和2年度実施状況

地区	施設名	時間	回数※1	定員
芝	芝	10:00~11:00	月1~2回	3組※2
	芝公園	10:00~11:00	月1回	3組※2
	神明	9:45~11:00	月1回	4組8人(0歳2組、1歳2組) (1組あたり大人1名、子ども1名の計2名)
麻布	麻布	10:00~11:00	月1回	2組※2
	飯倉	11:00~11:40	飯倉学童クラブとの共催	12組※2
	南麻布	10:00~11:00	月1回	3組※2
	西麻布	10:00~10:45	月1回	3組※2
	本村	10:00~11:20	麻布子ども中高生プラザとの共催 月1~2回	14組※2
	東麻布	10:00~11:00	月1回	3組※2
	元麻布	10:00~11:00 又は 15:30~16:30	月1回	3組※2
赤坂	赤坂	10:00~11:30	月1~2回	3組※2
	南青山	9:30~11:00	月1回	3組(大人3人)※2 試食会:3組(大人と子どもを合わせて6人)
	青山	10:00~11:00	月1回程度	3組※2 (園庭のみ)
高輪	白金	10:00~11:30	月1~3回	5組※2
	伊皿子坂	10:00~11:30	月1~2回	3組※2
	高輪	9:30~11:00	月1回	2組※2
芝浦港南	台場	10:00~11:30	月1回	2部制 10:00~10:40 3組※2 10:50~11:30 3組※2
	こうなん	10:00~11:30	月1回	3組※2
	芝浦アイランドこども園	10:00~11:00	月1回	3組※2
	たかはま	10:00~11:30	月1回	4組※2
	しばうら	10:00~11:00	月1回	5組※2

※1 4月から6月まで、新型コロナウイルス感染症予防対策のため実施なし。

※2 子どもは複数可

目 的

保育を必要とする児童に対して港区保育室事業を実施することにより、児童福祉の増進を図ることを目的とします。

内 容

(1) 対 象

保育の必要性がある児童及び区長が適当と認める児童

(2) 保育実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(3) 保育時間

午前7時15分から午後8時15分までとし、基本保育については、午前7時15分から午後6時15分まで、延長保育については、午後6時15分から午後8時15分までとします。

(4) 保 育 料 (給 食 費)

在園中に要する保育料(給食費)は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します。また、令和元年10月から、全ての3～5歳児の保育料を無料としています。さらに令和2年4月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第2子以降の保育料(給食費)は無料としています。

根 拠 法 令 等

港区保育室事業実施要綱

補 助 金 名 等

子育てのための施設等利用給付交付金

開 始 時 期

平成19年10月

実 績 表

(単位：件)

年 度	28	29	30	元	2
申 込 件 数	819	479	1,113	888	599
入 所 件 数	350	313	381	327	200
退 所 件 数	314	292	353	256	253

※申込件数及び入所件数は、各年度4月入所の一次調整会議時の件数です。

園児定員及び職員数の状況

令和3年4月1日現在（単位：人）

施設名	園児定員						職員数						嘱託医	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	園長	保育士	保育補助	看護師	給食調理・栄養士	用務〔事務〕		計
青南保育室	21	25	25	25	50	146	1	25(2)	1	1	7	2(1)	37(3)	2(2)
たまち保育室	24	30	30	30	60	174	1	32(2)	6(3)	2	5	1	47(5)	2(2)
桂坂保育室	15	40	54	50	95	254	1	41(1)	2(1)	2	14(1)	6(1)	66(4)	2(2)
港南四丁目保育室	3	5	12			20	1	7	0	1	2(1)	0	11(1)	2(2)
芝浦橋保育室	12	40	40	40	80	212	1	35(3)	4(1)	1	5	2	48(4)	2(2)
志田町保育室	12	20	27	30	60	149	1	20(1)	6(5)	3	7(1)	2(1)	39(8)	2(2)
南麻布三丁目保育室			18	15	30	63	1	9(1)	0	1	3	1(1)	15(2)	2(2)
第二青南保育室	9	10	18	30	52	119	1	21(2)	1(1)	1	4	1	29(3)	2(2)
五色橋保育室	9	15	18	20	25	87	1	15(1)	7(7)	2	4	1	30(8)	2(2)
芝公園二丁目保育室		20	20	20	30	90	1	15	1(1)	1	3	0	21(1)	2(2)
新橋保育室		20	24	25	40	109	1	20(2)	5(3)	2(1)	3	2	33(6)	2(2)
白金三丁目保育室	6	8	10	13	15	52	1	12	0	1	4	2(2)	20(2)	2(2)
三光保育室	15	25	25	28	35	128	1	21(2)	0	1	5	3(3)	31(5)	2(2)

※（ ）内は非常勤職員で内数

一時保育

各総合支所管理課
子ども家庭支援部保育課

目 的

保護者の事情により、一時的に保育を必要とする児童の保護者を支援するため、保育園で保護者に代わって保育を行うことにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。

内 容

(1) 対 象

港区内に住所を有し、生後4か月から小学校就学前までの集団保育が可能な認可保育園・認定こども園・港区保育室に入所していない児童及び地域型保育事業を利用していない児童

(2) 利用要件

- ① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合
- ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合
- ③ 保護者が、出産や疾病等で一時的に保育ができない場合（緊急一時保育）

(3) 保育期間

緊急の場合は原則として1か月以内、緊急以外は原則月8回以内

(4) 保育実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(5) 保 育 料

1日最大3,000円（延長保育を利用した場合、延長1時間につき400円）。

食事代・おやつ代は、保育園により異なる。※扶助制度・免除制度あり

(6) 実施施設

令和3年4月1日現在（単位：人）

施設名	保 育 時 間	定員(※)
飯倉保育園	午前9時30分から午後4時まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	2
南麻布保育園	午前9時30分から午後4時まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	2
南青山保育園	午前9時30分から午後4時まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	2
神明保育園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	24
たかはま保育園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	12
芝浦アイランドこども園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	20
元麻布保育園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	10
愛星保育園	午前7時から午後8時15分まで	10
ベネッセ港南保育園	午前7時から午後6時まで（緊急一時保育は、午後10時まで）	10

※緊急一時保育の定員は、原則として各園1人

根拠法令等

港区立認定こども園条例

港区保育の実施に関する条例

港区一時保育事業実施要綱

港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開始時期

昭和52年10月

実績表

(単位：人)

年 度	28	29	30	元	2
延 人 数	7,884	7,299	7,713	6,727	4,849

※緊急一時保育実施施設の緊急一時保育延人数を含みます。

目 的

出産や疾病等の理由で、児童を一時的に保育できない保護者を支援するため、保育園で保護者に代わって保育を行うことにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。

内 容

(1) 対 象

港区内に住所を有し、生後4か月から小学校就学前までの集団保育が可能な認可保育園・認定こども園・港区保育室に入所していない児童及び地域型保育事業を利用していない児童

(2) 利用要件

保護者が、出産や疾病等で一時的に保育ができない場合

(3) 定 員

原則として各園1人（ただし、兄弟姉妹は一緒に預かります。）

(4) 保育期間

1回の申込で1か月以内

(5) 保育実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(6) 保育時間

午前7時15分から午後6時15分までの間で必要な時間。ただし、平日のみ延長保育利用可能。

(7) 保 育 料

1日3,000円（5時間以内1,500円）食事代・おやつ代含む。ただし、延長は1時間につき400円

※免除制度あり

(8) 実施施設（緊急一時保育のみ実施する施設）

各区立保育園（飯倉保育園・南麻布保育園・南青山保育園・神明保育園・たかはま保育園・元麻布保育園・しばうら保育園分園を除く。）

根 拠 法 令 等

港区保育の実施に関する条例

港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱

開 始 時 期

平成15年4月1日

実 績 表

（単位：人）

年 度	28	29	30	元	2
延 人 数	431	259	187	175	80

目 的

いきいきプラザ等の職員が、地域の高齢者を訪問し、高齢者のニーズの把握に努め、いきいきプラザ等の利用促進及び事業の活性化を図ります。また、高齢者サービス・支援事業の周知を図るとともに、ひとり暮らし等の高齢者の見守り及び介護予防に寄与します。

内 容

いきいきプラザ等職員が、65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯を訪問し、いきいきプラザ等の施設案内パンフレット等により、施設や各種事業の紹介を行います。

訪 問 対 象 者

65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯

※上記対象者の中から毎年度選定しています。

根 拠 法 令 等

港区立いきいきプラザ等地域訪問事業運営要綱

事 業 開 始 時 期

平成17年7月

実 績 表

(各年度末日現在)

年度	区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
28	対象者(人)	286	382	300	445	274	1,687
	訪問件数(件)	286	382	300	445	274	1,687
29	対象者(人)	474	581	454	741	445	2,695
	訪問件数(件)	474	581	454	741	445	2,695
30	対象者(人)	455	568	433	738	477	2,671
	訪問件数(件)	455	568	433	738	477	2,671
元	対象者(人)	431	605	450	755	432	2,673
	訪問件数(件)	431	605	450	755	432	2,673
2	対象者(人)	374	480	401	639	421	2,315
	訪問件数(件)	374	480	401	639	421	2,315

※平成27年度から70歳の高齢者のみの世帯を対象者として選定し、地域訪問事業と寿商品券(70歳)贈呈事業対象者を兼ね合わせています。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、訪問を中止し、対象者に地域訪問事業の資料を郵送しました。

港区災害対応マニュアルに基づく個別訓練
(災対地区本部の設置・運営)

各総合支所管理課
防災危機管理室防災課

目 的

港区地域防災計画に基づき、災害時における被害の未然防止と防災活動の円滑な実施を目的とし、毎年度実施しています。

内 容

「港区災害対応マニュアル」に基づき、災対地区本部の設置・運営訓練を実施しています。

目 的

地域の子育て家庭の保護者とその子どもが集える場を提供し、親子の相互交流の促進及び育児不安等に関する相談、援助等を行う子育てひろば事業を実施することにより、子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。また、保護者の社会参加やリフレッシュなど理由を問わず乳幼児を一時的に預かる港区乳幼児一時預かり事業を実施することにより、当該乳幼児の保護者の子育てを支援するとともに、乳幼児の健全な育成を図ります。

内 容

(1) 対象

- ① 子育てひろば 区内に在住するおおむね3歳未満の児童及びその保護者
- ② 乳幼児一時預かり 生後4か月から6歳までの小学校就学前の児童
(乳幼児一時預かり事業は、あっぴい台場とあっぴい港南四丁目を除く各施設で実施。)

(2) 利用時間

施設名	子育てひろば	乳幼児一時預かり
あっぴい台場	午前11時～午後6時	
あっぴい麻布	午前10時～午後6時	午前8時30分～午後6時30分
あっぴい港南		
あっぴい港南四丁目		
あっぴい新橋		午前8時30分～午後6時30分
あっぴい西麻布		
あっぴい芝浦		
あっぴい赤坂		
あっぴい白金台		

(3) 利用料

- ① 子育てひろば 無料
- ② 乳幼児一時預かり
月～土曜 500円/1時間 日曜・祝日 600円/1時間
※区内在住の多胎児で、同時に複数の児童が利用する場合、2人目以降の利用料を無料とします。

根 拠 法 令 等

児童福祉法
港区子育てひろば事業実施要綱
港区乳幼児一時預かり事業実施要綱

補 助 金 名 等

子ども・子育て支援交付金
一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

事業開始時期

平成20年8月

実績表

(1) 子育てひろば利用者数

(単位：人)

施設名	年度	28	29	30	元	2
あっぴい台場 (定員 20 組)		5,846	6,589	7,878	7,581	2,494
あっぴい麻布 (定員 35 組)		22,642	22,523	20,936	19,060	2,759
あっぴい港南 (定員 10 組)		3,730	4,341	3,762	3,496	1,108
あっぴい港南四丁目 (定員 20 組)		10,503	9,990	10,822	13,826	4,726
あっぴい新橋 (定員 20 組)		6,233	6,983	6,036	6,586	1,173
あっぴい西麻布 (定員 20 組)		14,717	15,523	15,334	13,009	1,787
あっぴい芝浦 (定員 50 組)		25,856	26,156	31,406	28,788	7,936
あっぴい赤坂 (定員 20 組)			229	13,058	12,983	2,304
あっぴい白金台 (定員 20 組)				9,957	9,803	3,621

※平成29年度のあっぴい赤坂は3月分のみ

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、子育てひろばの利用を令和2年3月28日から令和2年6月18日まで休止しました。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年6月19日から、時間と人数等一部利用を制限し、予約制で実施しています。

(2) 乳幼児一時預かり利用者数

(単位：人)

施設名	年度	28	29	30	元	2
あっぴい麻布 (定員 15 人)		4,879	5,279	5,300	5,194	3,225
あっぴい港南 (定員 14 人)		2,518	2,464	2,234	2,398	2,076
あっぴい新橋 (定員 30 人)		2,757	3,227	5,342	5,920	3,744
あっぴい西麻布 (定員 18 人)		3,542	4,375	5,191	4,567	2,055
あっぴい芝浦 (定員 35 人)		10,365	11,592	11,462	11,890	8,587
あっぴい赤坂 (定員 20 人)			53	4,444	5,793	3,036
あっぴい白金台 (定員 20 人)				2,242	2,468	1,984

※平成29年度のあっぴい赤坂は3月分のみ

※令和3年4月から、子育てひろば等事業（あっぴい）は子ども家庭支援センターから各総合支所管理課へ移管しました。

目 的

パートタイム勤務、育児短時間勤務利用者等、児童の保護者の就労形態が多様化する中で、家庭における保育が困難となる児童に対し、原則として1日8時間以内で1か月160時間を上限に、必要に応じた保育を行うことで、安心して子育てができる環境の整備と児童福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 事業の種類

定期利用保育	保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、原則として平均週1日以上保育が必要となる児童を対象として実施する保育
スポット利用保育	保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、不定期に保育が必要となる児童を対象として実施する保育

(2) 対象

区内在住で、児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象となり、かつ同条に基づく保育の実施がされていない生後4か月から小学校就学前の集団保育が可能な児童

(3) 運営実施日、運営時間

日曜日、祝日、年始（1月2日、3日）を除く毎日
午前7時15分から午後6時15分

(4) 利用料

利用時間	利用料（円）
4時間未満	1,100
4時間以上6時間未満	1,650
6時間以上8時間以下	2,200

※生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯は、定期利用保育及びスポット利用保育の利用料が免除になります。

※生計を同一にしている兄又は姉がいる場合、定期利用保育の利用料が免除になります。

※当年度分（4月分から8月分までの利用料については前年度分）の区市町村民税のうち、所得割課税額が77,101円未満であり生計を一にするひとり親世帯等の場合、定期利用保育の利用料が免除になります。

根 拠 法 令 等

港区みなと保育サポート事業実施要綱

補 助 金 名 等

一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

事業開始時期

平成24年4月

実績表

(単位：人)

施設名	28		29		30		元		2	
	定期利用者数	スポット利用者数	定期利用者数	スポット利用者数	定期利用者数	スポット利用者数	定期利用者数	スポット利用者数	定期利用者数	スポット利用者数
みなと保育サポート 白金（定員27人）	4,987	61	4,998	111	5,191	120	3,617	301	2,312	483
みなと保育サポート 港南四丁目（定員20人）	2,806	221	2,902	234	3,070	297	2,543	456	1,873	390
みなと保育サポート 東麻布（定員20人）	3,483	325	3,480	234	4,150	261	3,501	183	2,753	207
みなと保育サポート 赤坂（定員20人）			0	5	3,462	339	3,857	371	3,554	468
みなと保育サポート 白金台（定員20人）					2,270	201	3,359	142	2,545	275

※みなと保育サポート赤坂は、平成30年3月26日開設

※みなと保育サポート白金台は、平成30年4月1日開設

※令和3年4月から、みなと保育サポート事業は子ども家庭支援センターから各総合支所管理課へ移管しました。

協働推進課

背 景

区は、区民により身近な場所で、多様な区民のニーズを把握し、地域の実情を踏まえた施策を展開していくため、平成18年4月に「区役所・支所改革」を実施し、芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南の各地区に総合支所を設置しました。

これにより、地区の政策形成を図る基盤が整備され、各地区において区民の参加を得て、施策や地域の課題解決に関する検討を行う区民参画の取組が強化されました。

この「区役所・支所改革」や社会経済情勢などの変化を踏まえて、各地区総合支所で設定した、めざすまちの姿の実現に向けた取組を継続して進めていくため、令和3年3月に港区基本計画・地区版計画書（令和3年度～令和8年度）を策定しました。

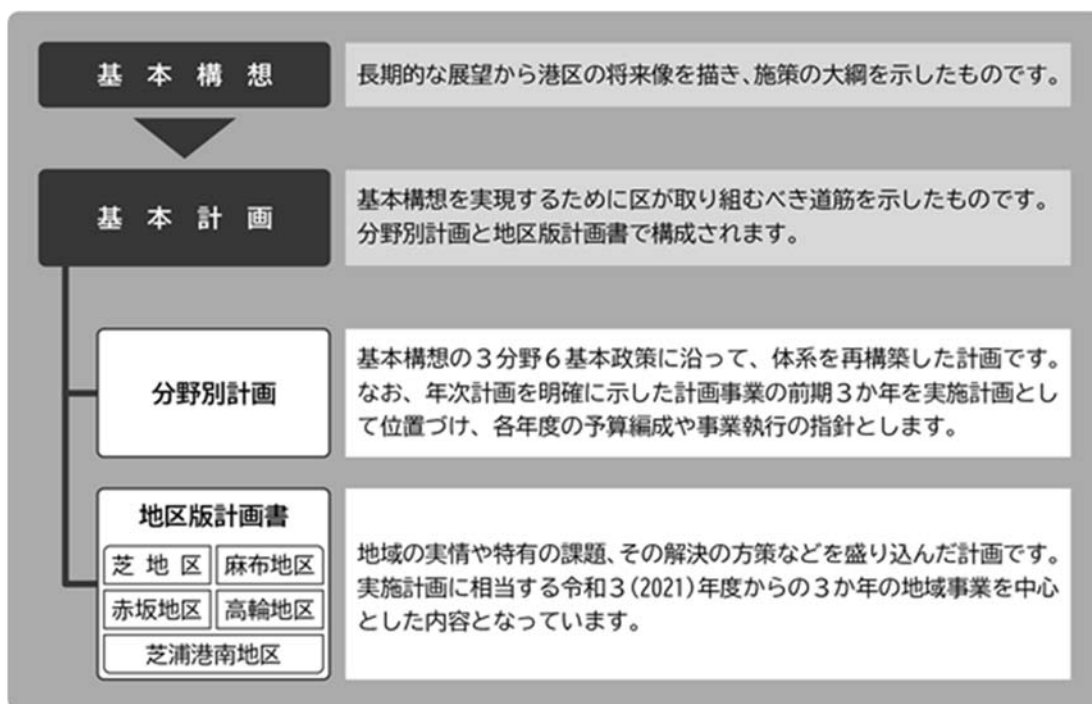
総合支所は、この地区版計画書を区民と共有しつつ、あらゆる主体と協働してまちづくりを進めています。

内 容

令和2年度は、各地区区民参画組織などからの提言や区民から頂いた意見を踏まえて、港区基本計画・地区版計画書（令和3年度～令和8年度）を策定しました。

計画期間は、令和3年度を初年度とする令和8年度までの6か年計画とします。後期（令和6年度～令和8年度）については、前期3年目（令和5年度）に見直しを行います。

これまで築いてきた区民や地域との強固な信頼関係を生かしながら、「参画と協働」をより一層推進し、地域特性に応じた様々な取組を展開します。



概 要

ケーブルテレビで放送する港区地域情報番組「みなとクイックジャーナル」を制作します。

内 容

各総合支所が年1回ずつ、地域性が高く地域の皆さんが身近に感じられる情報番組を制作・放送することにより、地域コミュニケーションの向上を図りました。

根拠法令等

港区広報事務規程

事業実施時期

平成18年4月1日から平成28年5月末まで

実績表

毎日5回（毎月1日更新）

放送時間 午前10時30分～午前10時50分、午後1時30分～午後1時50分、
午後3時30分～午後3時50分、午後5時30分～午後5時50分、
午後9時30分～午後9時50分 バイリンガル（日本語・英語）放送

年度	総合支所	タイトル	放送月
平成28年度	芝地区	港区公式キャラクター大集合	平成28年5月
	赤坂地区		

※「みなとクイックジャーナル」は平成28年5月末で終了しました。

目 的

区民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として、交通事故による災害を受けた区民を救済するための交通傷害保険事業を実施します。

内 容

区民交通傷害保険は、区民が交通事故にあった場合に保険金を支給し、救済する事業として、港区をはじめ、15区で行っています。

少額の保険料で加入でき、車両による交通事故でけがをされた場合、入院・通院治療日数と治療期間に応じた保険金を支払います。

(保険料：Aコース 900円・Bコース 1,500円・Cコース 2,500円)

また、各コースに併せて自転車または身体障害者用車いすの所有・使用・管理に起因して、他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって発生した、法律上の損害賠償を補償する「自転車賠償責任プラン（最高保険金額1億円）」を付加することができます。こちらは令和3年度に料金改定があり、保険料を400円から1,000円に変更しました。

さらに、令和3年度から犯罪被害やひき逃げによる事故を対象とした「被害事故補償（最高保険金額600万円）」がすべてのコースに付加されました。

保険金の給付については、損害保険会社が事務処理を行います。

根 拠 法 令 等

港区民交通傷害保険事業要綱

事 業 開 始 時 期

平成14年

実 績 表

(単位：人)

保険 年度	加 入 者 数							合 計
	区民交通傷害コース			区民交通傷害コース＋ 自転車賠償責任プラン				
	A	B	C	XJ	AJ	BJ	CJ	
29	1,250	694	552		2,239	867	915	6,517
30	1,294	569	494		2,503	793	990	6,643
元	1,248	549	427		2,561	759	910	6,454
2	1,183	494	440		3,560	896	1,081	7,654
3	1,114	585	459	2,359	1,183	610	951	7,261

(各年度4月1日現在)

目 的

住み慣れた自宅の近くで葬儀が行えるよう、町会等の集会施設を地域葬儀所に認定し、その町会等の住民以外の地域住民も広く利用できる地域葬儀支援事業を実施しています。

内 容

地域葬儀所として認定した町会等の施設に対し、葬儀用備品等の購入経費として200万円を限度に助成金を支出します。

芝・麻布・高輪・芝浦港南の各地区に1か所を限度とします。

※区民斎場やすらぎ会館がある赤坂地区は除きます。

根 拠 法 令 等

地域葬儀支援事業要綱

事 業 開 始 時 期

平成8年1月

事 業 の 状 況

高輪地区 平成8年2月6日認定 高輪一丁目アパート地域集会室

災害見舞金

各総合支所協働推進課

目 的

災害により被害を受けた区民に対して見舞金を支給し、被災見舞の意を表します。

内 容

下表のように支給額を定め見舞金を支給しています。

(単位：円)

被 害 区 分	金 額		
	単身世帯	2人以上世帯	事業所
住宅又は事業所等若しくは家財の全壊、全焼又は流失	50,000	70,000	50,000
住宅又は事業所等若しくは家財の半壊又は半焼	40,000	50,000	40,000
住宅又は事業所等の床上浸水	40,000	50,000	40,000
住宅又は事業所等若しくは家財に相当額以上の被害を受けた場合	40,000	50,000	40,000
傷 害 (1人につき)			40,000
死 亡 (1人につき)			120,000

根 拠 法 令 等

港区災害見舞金支給要綱

事 業 開 始 時 期

昭和46年4月

事業の状況
災害見舞金支給等の状況

区分	年度	芝地区		麻布地区		赤坂地区	
		見舞金支給対象数	支給金額 (円)	見舞金支給対象数	支給金額 (円)	見舞金支給対象数	支給金額 (円)
単身世帯	28	0	0	2	80,000	0	0
	29	1	40,000	7	280,000	4	180,000
	30	0	0	1	40,000	0	0
	元	0	0	2	80,000	0	0
	2	0	0	1	40,000	0	0
2人以上世帯	28	0	0	6	300,000	1	50,000
	29	2	140,000	6	340,000	1	50,000
	30	0	0	0	0	0	0
	元	1	50,000	1	50,000	0	0
	2	0	0	1	50,000	1	50,000
事業所	28	0	0	4	160,000	0	0
	29	0	0	2	80,000	2	80,000
	30	0	0	0	0	0	0
	元	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
死亡	28	0	0	0	0	0	0
	29	0	0	0	0	0	0
	30	0	0	0	0	0	0
	元	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
傷害	28	0	0	1	40,000	0	0
	29	0	0	0	0	0	0
	30	0	0	0	0	0	0
	元	1	40,000	1	40,000	0	0
	2	0	0	0	0	0	0

区分	年度	高輪地区		芝浦港南地区		合 計	
		見舞金支給対象数	支給金額 (円)	見舞金支給対象数	支給金額 (円)	見舞金支給対象数	支給金額 (円)
単身世帯	28	0	0	1	40,000	3	120,000
	29	1	50,000	0	0	13	550,000
	30	0	0	0	0	1	40,000
	元	1	50,000	1	50,000	4	180,000
	2	0	0	0	0	1	40,000
2人以上世帯	28	0	0	0	0	7	350,000
	29	1	120,000	0	0	10	650,000
	30	1	50,000	0	0	1	50,000
	元	0	0	0	0	2	100,000
	2	0	0	2	100,000	4	200,000
事業所	28	1	40,000	0	0	5	200,000
	29	0	0	0	0	4	160,000
	30	0	0	0	0	0	0
	元	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
死亡	28	0	0	0	0	0	0
	29	0	0	0	0	0	0
	30	0	0	0	0	0	0
	元	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
傷害	28	0	0	2	80,000	3	120,000
	29	1	40,000	0	0	1	40,000
	30	0	0	0	0	0	0
	元	0	0	1	40,000	3	120,000
	2	0	0	0	0	0	0

1 町会・自治会の設立・運営等

目 的

町会・自治会は、区民が自主的に組織し運営する地縁団体です。団体の設立や運営等がより円滑に推進されるよう、地区ごとに地域に密着した形で支援しています。

内 容

以下の要件を満たしている団体について、町会・自治会の設立届受理等の業務や自主的な地域活動等の支援を行っています。

- [要件] (1) 一定の区域を有していること（集合住宅の場合は、1棟単位以上）。
 (2) 区域内のおおむね2分の1以上の世帯が加入していること（集合住宅の場合は、4分の3以上の世帯が加入していること。ただし、501以上の世帯がある大規模な集合住宅の場合、375以上の世帯が加入していること）。
 (3) 会の組織運営に関する基本的事項が、会則で定められていること。
 (4) 当該地域内の住民福祉の増進に積極的に努め、地域の振興に寄与していること。
 (5) 既に届出されている町会・自治会から独立する場合は、当該町会・自治会の了解が得られていること（「設立同意書」が必要）。

事業の状況

町会・自治会の現況

総合支所		年 度				
		28	29	30	元	2
芝地区	団体数	77	76	76	74	74
	会員数	13,791	13,499	14,201	13,856	13,167
麻布地区	団体数	43	43	43	42	42
	会員数	12,313	12,076	12,010	11,966	11,894
赤坂地区	団体数	35	35	35	35	35
	会員数	7,005	7,103	7,095	7,124	7,029
高輪地区	団体数	48	48	48	48	47
	会員数	17,607	17,056	17,098	16,590	16,398
芝浦港南 地区	団体数	30	32	32	31	30
	会員数	14,551	16,933	16,823	16,641	16,625
合 計	団体数	233	234	234	230	228
	会員数	65,267	66,667	67,227	66,177	65,113

(各年度4月1日現在)

※休会中の団体は、含まれていません。

※会員数＝世帯会員数＋集合住宅会員数（1棟＝1会員）＋事業所会員数（1事業所＝1会員）

2 町会・自治会連絡会、町会連合会の運営への協力

目 的

町会・自治会の団体間相互及び町会・自治会と区とのコミュニケーションを充実させるため、地区内の町会・自治会が一堂に会する連絡会を開催しています。

内 容

町会・自治会活動の事例発表、区からのお知らせ、区政への要望等について意見の交換をします。

事業開始時期

芝地区	平成10年2月
麻布地区	昭和43年4月（麻布町会・自治会連合会発足日）
赤坂地区	昭和29年8月（赤坂青山町会連合会発足日）
高輪地区	平成9年3月
芝浦港南地区	平成10年7月

実績表

総合支所		年 度				
		28	29	30	元	2
芝地区	開催回数	2	2	2	2	2
	延参加団体数	90	92	92	80	148
	届出団体数	77	76	76	74	74
麻布地区	開催回数	3	3	3	3	1
	延参加団体数	91	99	85	72	42
	届出団体数	43	43	43	42	42
赤坂地区	開催回数	2	2	2	2	2
	延参加団体数	56	59	78	82	76
	届出団体数	35	35	35	35	35
高輪地区	開催回数	2	2	2	2	1
	延参加団体数	53	53	55	59	15
	届出団体数	48	48	48	48	47
芝浦港南地区	開催回数	1	1	—	—	—
	延参加団体数	18	18	—	—	—
	届出団体数	30	32	—	—	—
合 計	開催回数	10	10	9	9	6
	延参加団体数	308	321	310	293	281
	届出団体数	233	234	202	199	198

（各年度末日現在）
（届出団体数は各年度4月1日現在）

※休会中の団体は、含まれていません。

※芝浦港南地区では、芝浦海岸地域・港南地域・台場地域は月1回の地域連合会等において、町会・自治会への情報提供を行っています。

3 町会に対する補助金

(1) 町会等補助金

目 的

町会・自治会等の自主的な地域活動を支援するため、補助金を交付しています。

内 容

[補助対象] 区に届出のある町会・自治会等

[補助概要]

① 団体活動費補助金

団体の運営や実施事業に要する経費、防犯灯等の維持に要する経費の一部を補助します。

② 防犯灯補修費補助金

防犯灯の修繕その他補修に要する経費を補助します。

③ 協働事業活動費補助金

近隣の町会・自治会等や公益的な活動を行っている団体と協働して実施する事業に要する経費を補助します。

(※港区協働事業活動補助金交付要綱に基づき交付していた「協働事業活動補助金」は、補助対象等を拡充し、令和3年度から「町会等補助金」の補助金の区分「協働事業活動費」として新設します。)

根 拠 法 令 等

港区町会等補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

昭和52年4月1日

実 績 表

総合支所		年 度				
		28	29	30	元	2
芝地区	交付団体数	83	83	82	81	80
	交付額(円)	15,634,089	16,293,978	18,933,192	15,052,676	15,379,292
麻布地区	交付団体数	46	45	46	45	45
	交付額(円)	12,593,004	12,067,627	13,008,017	13,136,313	12,231,644
赤坂地区	交付団体数	39	38	38	38	38
	交付額(円)	10,793,147	11,362,363	9,281,369	9,636,912	9,950,909
高輪地区	交付団体数	50	49	50	50	48
	交付額(円)	16,194,985	16,328,356	15,925,254	15,987,178	16,467,112
芝浦港南 地区	交付団体数	42	42	42	40	39
	交付額(円)	10,394,240	10,213,830	10,184,216	10,054,020	9,858,150
合 計	交付団体数	260	257	258	254	250
	交付額(円)	65,609,465	66,266,154	67,332,048	63,867,099	63,887,107

(各年度末日現在)

※平成21年度から、補助対象に防犯灯灯具交換を加えました。

※令和3年度に限り、新型コロナウイルス感染症対策補助金として、1団体(商店会除く。)につき5万円を補助します。

(2) 町会・自治会等掲示板設置等補助金

目 的

町会・自治会等が掲示板を新設、移設する際、又は老朽化等により建て替え、補修する際に経費の一部を補助しています。

内 容

[補助対象] 町会・自治会区域内の私有地又は私道上に設置する掲示板

[補助概要] 掲示板設置等に係る経費の2分の1以内とし、次の額を上限として補助金を交付しています。

- ・新設、建替えの場合 1基につき10万円
- ・移設、補修の場合 1基につき5万円

根 拠 法 令 等

港区町会・自治会等掲示板設置等補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

平成16年4月1日

実 績 表

総合支所		年 度				
		28	29	30	元	2
芝地区	交付団体数	1	0	1	1	1
	基 数	1	0	2	1	4
	交付額(円)	50,000	0	97,200	50,000	198,200
麻布地区	交付団体数	0	1	1	0	2
	基 数	0	1	1	0	11
	交付額(円)	0	50,000	20,000	0	515,100
赤坂地区	交付団体数	1	0	1	1	0
	基 数	1	0	1	1	0
	交付額(円)	50,000	0	50,000	50,000	0
高輪地区	交付団体数	8	3	4	2	6
	基 数	16	6	4	2	13
	交付額(円)	607,200	202,600	176,900	66,100	915,700
芝浦港南地区	交付団体数	2	1	0	0	0
	基 数	4	4	0	0	0
	交付額(円)	110,400	39,400	0	0	0
合 計	交付団体数	12	5	7	4	9
	基 数	22	11	8	4	28
	交付額(円)	817,600	292,000	344,100	166,100	1,629,000

(各年度末日現在)

※平成25年度から、補助対象に移設、老朽化等による建替え、補修を加えました。

※令和2年度から、新設・建替えの補助金上限額を5万円から10万円に変更しました。

(3) 町会・自治会会館建設等補助金

目 的

町会・自治会が、町会・自治会会館の新築、改築、増築若しくは修繕又は建物の購入をする際、経費の一部を補助しています。

内 容

[補助対象]

- ・新築、改築、増築、既存建物の購入
 ※認可地縁団体として登録されている町会・自治会のみが対象となります。
- ・修繕
 ※町会等補助金の交付を受けている町会・自治会が対象となります。

[補助概要] 整備事業に係る経費の2分の1以内とし、次の額を限度として補助金を交付しています。

- ・新築、改築、既存建物の購入の場合 1,000万円
- ・増築、修繕の場合 500万円

根 拠 法 令 等

港区町会・自治会会館建設等補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

平成16年4月1日

実 績 表

総合支所		年 度				
		28	29	30	元	2
芝地区	交付団体数	0	0	1	0	0
	交付額(円)	0	0	1,204,200	0	0
麻布地区	交付団体数	0	1	0	0	0
	交付額(円)	0	10,000,000	0	0	0
赤坂地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額(円)	0	0	0	0	0
高輪地区	交付団体数	0	0	0	1	1
	交付額(円)	0	0	0	4,082,000	3,410,000
芝浦港南地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額(円)	0	0	0	0	0
合 計	交付団体数	0	1	1	1	1
	交付額(円)	0	10,000,000	1,204,200	4,082,000	3,410,000

(各年度末日現在)

(4) 認可地縁団体補助金

目 的

町会・自治会が、地方自治法に規定する地縁による団体として認可を受けるために要した経費や、当該団体が所有する町会会館等の不動産を当該団体名義により不動産登記するために要した経費の一部を補助しています。

内 容

[補助対象] 地縁による団体としての認可を受けるために要した経費
認可後、当該団体名義による不動産登記に要した経費

[補助概要] 補助対象となる経費の4分の3以内とし、100万円を限度として補助金を交付しています。

根 拠 法 令 等

港区認可地縁団体補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

平成16年4月1日

実 績 表

年 度		年 度				
		28	29	30	元	2
総合支所	芝地区					
	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額(円)	0	0	0	0	0
麻布地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額(円)	0	0	0	0	0
赤坂地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額(円)	0	0	0	0	0
高輪地区	交付団体数	1	0	0	0	0
	交付額(円)	1,000,000	0	0	0	0
芝浦港南地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額(円)	0	0	0	0	0
合 計	交付団体数	1	0	0	0	0
	交付額(円)	1,000,000	0	0	0	0

(各年度末日現在)

(5) 協働事業活動補助金

目 的

会員数が比較的少なく、資金や人材が不足しがちな町会・自治会が近隣の他の町会・自治会や各総合支所管内の地域で公益的な活動を行っている団体と協働して実施する事業に対して、補助金を交付することにより、自主的かつ自立的な活動の基盤づくりや地域のコミュニティ活動の活性化を図ることを目的として補助しています。

内 容

- [補助対象] 会員数 150 以下の町会・自治会が近隣の町会・自治会や地区で活動する団体（商店会、企業、NPO、大学、PTA、公益法人等）と協働して実施する事業
- [補助概要] 補助対象となる経費の全額とし、一事業につき 50 万円を限度として補助金を交付します。

根 拠 法 令 等

港区協働事業活動補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

平成 30 年 4 月 1 日

※令和 2 年度までの時限的な補助金です。

※令和 3 年度から補助対象等を拡充し、町会・自治会の活動費を補助する「町会等補助金」の補助金の区分「協働事業活動費」として補助します。

実 績 表

総合支所		年 度		
		30	元	2
芝地区	交付団体数	3	4	0
	交付額(円)	1,355,000	1,621,822	0
麻布地区	交付団体数	2	1	0
	交付額(円)	814,000	500,000	0
赤坂地区	交付団体数	3	4	2
	交付額(円)	1,252,000	1,999,000	991,155
高輪地区	交付団体数	2	4	2
	交付額(円)	216,000	591,465	374,476
芝浦港南地区	交付団体数	2	4	0
	交付額(円)	583,232	1,505,886	0
合 計	交付団体数	12	17	4
	交付額(円)	4,220,232	6,218,173	1,365,631

(各年度末日現在)

4 地域懇談会等の開催

目 的

地域内の団体相互の懇親を深め、協力関係をより強化することを目的として各団体の情報交換等を行っています。町会・自治会をはじめとした地域の団体や警察・消防等の行政機関等が幅広く参加しています。

事業開始時期

平成元年

実績表

年 度		28	29	30	元	2
総合支所						
芝地区	出席者数(人)					—※
	事業費(円)	678,531	598,991	591,128	621,348	0
麻布地区	出席者数(人)					
	事業費(円)	0	0	0	0	0
赤坂地区	出席者数(人)	180	275	381	—※	6
	事業費(円)	925,020	1,308,528	1,565,897	1,009,770	1,303,357
高輪地区	出席者数(人)					
	事業費(円)	0	0	0	0	0
芝浦港南地区	出席者数(人)				—※	—※
	事業費(円)	91,412	117,936	0	0	0
合計	出席者数(人)	180	275	381	0	6
	事業費(円)	1,694,963	2,025,455	2,157,025	1,631,118	1,303,357

(各年度末日現在)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

事業内容

平成18年度から、地区ごとに実施しています。

実績表

令和2年度

	事 業	内 容
芝地区	ふれ愛まつりだ、芝地区！ ※	芝地区地域交流ブースの出展
麻布地区	麻布町会・自治会連合会連絡会 ※	行政からのお知らせ 町会・自治会間の意見交換
赤坂地区	地域デビューの集い ※	地域活動団体のパネル展示 パネルディスカッション
高輪地区	地域の魅力いっぱい写真展 ※	地域の活動の写真展示
芝浦港南地区	バイエリア講座 ※	地域のできごと展示

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。赤坂地区は「地域活動団体のパネル展示」と「パネルディスカッション」のみ実施しました。

5 町会・自治会の会長、副会長及び役員に対する感謝状贈呈

目 的

永年の町会・自治会での地域自治振興の尽力に対して敬意を表するため、退任した町会・自治会の会長、副会長及び役員へ感謝状を贈呈します。

内 容

地域自治の育成、発展及び公共の福祉の増進に功績があり、町会又は自治会の役員の職にあった者に対する感謝状贈呈基準第2条に該当する方へ記念品を添えて感謝状を贈呈します。

根 拠 法 令 等

町会又は自治会の役員の職にあった者に対する感謝状贈呈基準

事 業 開 始 時 期

昭和 62 年 4 月 1 日

実 績 表

(単位：人)

年 度	28	29	30	元	2
総合支所					
芝地区	3	5	6	6	5
麻布地区	6	2	4	4	4
赤坂地区	5	2	0	3	6
高輪地区	8	5	5	6	6
芝浦港南地区	0	1	3	2	0
合計	22	15	18	21	21

6 東京都功労者表彰の推薦

目 的

町会・自治会等の地域活動や善行（ボランティア）に尽力し、顕著な功績のあった方を東京都功労者表彰に推薦しています。

内 容

毎年10月1日に実施される東京都功労者表彰において、地域活動功労及び善行の区分に該当する方を、東京都に推薦します。

根 拠 法 令 等

東京都表彰規則
東京都表彰事務取扱要領

事 業 開 始 時 期

昭和47年

実 績 表 ※各総合支所協働推進課からの推薦に限ります。 (単位：人)

年度	28	29	30	元	2
推薦者数	2	1	1	0	0
推薦者数における受賞者数	2	1	1	0	0

7 地域活動補償制度

目 的

町会・自治会等、地域貢献活動を行う団体が安心して活動できるよう、賠償責任事故補償及び傷害事故補償を行う制度を設けています。

内 容

各総合支所は、地区内団体について、一括して保険加入を行い、各団体の行事及び活動において、事故発生があったときは、事故報告を受け付けます。

根 拠 法 令 等

港区地域活動補償制度取扱要綱

事 業 開 始 時 期

平成18年4月1日

実 績 表 (単位：円)

年 度	事 業 費
28	837,080
29	798,270
30	791,800
元	795,040
2	1,194,140

(各年度末日現在)

各総合支所「地域のできごと」

各総合支所協働推進課

目 的

区民のコミュニティ意識の醸成と地域活動への参加促進を図るため、町会・自治会活動等地域の身近な話題を中心とした情報を収集し、提供しています。

内 容

港区公式ホームページ内に「総合支所のページ」を開設し、地域の身近な活動や話題を提供しています。あわせて、町会・自治会一覧を掲載するとともに、各町会・自治会が作成したホームページへリンクすることにより、広く町会・自治会に係る情報を発信し、町会・自治会への加入促進を図っています。

事業開始時期

平成16年12月

実績表

地域のできごと掲載件数

(単位：件)

年 度	28	29	30	元	2
総合支所					
芝地区	26	31	24	20	12
麻布地区	61	53	34	28	11
赤坂地区	47	46	70	35	23
高輪地区	42	36	51	52	20
芝浦港南地区	70	77	65	55	31
合 計	246	243	244	190	97

(各年度末日現在)

区設掲示板設置及び管理

各総合支所協働推進課

目 的

行政の施策や事業等のポスターを区設掲示板に掲出するとともに、掲示板を管理します。

内 容

- ・区設掲示板の新設、補修、移設、撤去を行います。
- ・ポスター掲出申請の許可、掲示物の管理・調整を行います。

根 拠 法 令 等

港区設掲示板管理及びポスター等掲示物取扱要領

実 績 表

年度 区 分	28	29	30	元	2
掲示板設置基数(基)	391	396	398	397	401
申請許可件数(件)	786	880	849	889	461
掲 出 枚 数(枚)	29,143	28,702	33,585	36,639	26,236

(各年度末日現在)

事 業 費

(単位：円)

年度 総合支所	28	29	30	元	2
芝地区	3,490,784	3,389,029	3,913,366	4,218,878	3,429,085
麻布地区	4,042,458	4,972,029	5,103,773	3,966,574	3,836,096
赤坂地区	2,444,552	2,822,283	2,900,511	2,211,779	3,963,542
高輪地区	2,757,032	2,876,590	3,215,125	3,047,858	3,078,614
芝浦港南地区	1,501,478	1,965,736	2,056,350	1,685,930	1,933,008
合 計	14,236,304	16,025,667	17,189,125	15,131,019	16,240,345

(各年度末日現在)

目 的

ごみの減量やリサイクルを推進するためには、区民や事業者の理解と協力が重要です。マイバッグの販売を通じて、区民等のごみの減量活動の促進やリサイクル意識の啓発を図ります。

内 容

レジ袋や過剰包装によるごみの増加を防ぐため、港区オリジナル「マイバッグ」を販売しました。

根 拠 法 令 等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

事 業 実 施 時 期

平成 13 年度から平成 28 年度まで

実 績 表

販売実績 (単位：枚)

年度	28
総合支所	28
芝地区	94
麻布地区	74
赤坂地区	116
高輪地区	149
芝浦港南地区	72
合 計	505

(年度末日現在)

※本事業は平成 28 年度で終了しました。

防災住民組織育成・地域防災協議会支援	各総合支所協働推進課 防災危機管理室防災課
<p>概要</p> <p>区民を中心とした自主的な防災住民組織の結成を促進し、防災資器材の助成や活動助成金を交付するとともに、防災住民組織からの要請に応じて防災研修や講演会を開催し、地域での防災訓練等の防災活動を支援しています。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災住民組織が自主防災活動の目的を達成できるよう助成・支援 (2) 小学校区等を単位とした地域防災協議会が自主防災活動の目的を達成できるよう助成・運営の支援 (3) 地域の防災力向上のための学習の支援・防災マップの作成配布 (4) 避難所運営訓練・マニュアル等作成の支援 <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照</p>	

総合防災訓練（地域訓練）	各総合支所協働推進課 防災危機管理室防災課
<p>概要</p> <p>防災関係機関及び地域住民等との連携を中心とした「地域訓練」を、港区防災対策基本条例第15条第1項及び港区地域防災計画に基づき実施しています。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「自らの命は自らが守る」「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域ぐるみの自助・共助の防災対策を促進すること (2) 区民の防災意識の高揚及び防災行動力の向上を図ること (3) 区民及び区内事業所の協力体制を確立すること (4) 区及び関係防災機関相互の協力体制を確立すること (5) 港区地域防災計画の運用の習熟を図ること <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照</p>	

概 要

地域や区民が主催する、防災意識の高揚や防災知識の普及啓発のための講演会・学習会に、防災に関するアドバイザーを派遣することにより、支援する制度です。

内 容

(1) 地域防災アドバイザー

地域防災協議会、防災住民組織、町会・自治会などが、防災意識の高揚等を図るための講演会や団体が防災に関する相談を行いたいときに、区が防災に関する専門家（防災アドバイザー）を派遣します。

(2) 共同住宅防災アドバイザー

共同住宅の居住者、管理組合及び管理事業者が結成した団体が、居住者相互の「共助」による体制や組織づくりの推進のほか、防災計画や避難計画を策定する場合又は居住者の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発のための講演会・学習会や地域の防災組織との連携を行いたい場合に、区が防災に関する専門家（防災アドバイザー）を派遣します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

*平成 25 年度に防災危機管理室防災課から移管

概要

災害時の混乱を防止し地域の安全を確保するため、事業者等の一斉帰宅の抑制を推進するとともに、旅行や観光等で港区を訪れ災害時に安全を確保する場所がない人のために一時滞在施設の確保を進めています。

また、災害時は、人的・物的にも公助のみで対応することが困難なことから、駅周辺事業者を中心とした帰宅困難者対策を推進する共助の団体の設立及び運営支援を行い、実効性のある防災体制の構築を図っています。

内容

(1) 区内駅周辺滞留者対策推進協議会の運営

名称	設立年度	備考
品川駅周辺滞留者対策推進協議会	H20	防災課が設立 平成25年度から高輪地区総合支所が運営実施
田町駅周辺滞留者対策推進協議会	H23	防災課が設立 平成28年度から芝浦港南地区総合支所が運営実施
台場駅周辺滞留者対策推進協議会	H23	芝浦港南地区総合支所が設立 台場地域防災連絡会(H23)が平成27年度に名称変更したもの
浜松町駅周辺滞留者対策推進協議会	H24	防災課が設立 平成28年度から芝地区総合支所が運営実施
新橋駅周辺滞留者対策推進協議会	H24	防災課が設立 平成28年度から芝地区総合支所が運営実施
白金高輪駅周辺滞留者対策推進協議会	H25	防災課が設立 平成28年度から高輪地区総合支所が運営実施
赤坂青山地域滞留者対策推進協議会	H26	赤坂地区総合支所が設立 乃木坂防災協議会(H22)と青山通り防災協議会(H23)が合併し設立され(H26)、平成27年度に赤坂地区も加わり、運営実施 赤坂青山防災協議会(H27)が名称変更したもの
六本木駅周辺滞留者対策推進協議会	H27	防災課が設立 平成29年度から麻布地区総合支所が運営実施
虎ノ門地域滞留者対策推進協議会	H29	虎ノ門地区都市再生安全確保計画作成部会において設立 令和2年度から芝地区総合支所が運営実施

(2) 事業者向け防災対策の支援

(3) 帰宅困難者対策に関する協力協定

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

概 要

区内に住民登録がある世帯に対し、震災時の家具転倒等による人的被害を最小限に抑えることを目的とし、家具転倒防止器具等を現物助成します。

また、高齢者・障害者・妊産婦・ひとり親世帯等に対し、家具転倒防止器具等の取付支援を行うことにより、震災時の安全を確保します。

内 容

以下の家具転倒防止器具等を現物助成します。申請においてはポイント方式を採用し、品目ごとのポイントを定め、ひとり又は2人世帯は150ポイント（15,000円相当）、3人以上の世帯は195ポイント（19,500円相当）を助成の上限とします。

各世帯1回限りの助成で、高齢者のみの世帯や障害者等を含む世帯（要介護3以上の人を含む世帯）、妊産婦を含む世帯、ひとり親世帯には、助成を受けた家具転倒防止器具等の取り付けを支援します。

種 別	内 容
家具転倒防止器具	つっぱり棒やネジ止めベルト式耐震金具、粘着シートを天井と家具の間又は壁と家具に取り付けることにより、家具の滑り出しを防止し、家具の転倒を防ぎます。
扉の開放防止器具	食器棚等の扉にネジでクサリを取り付け、揺れによる扉の開放を防止し、食器類の飛出しを防ぎます。
電化製品等の耐震ゴム	OA機器、ガラス製品、花瓶等の下に50mm四方のポリウレタン製ゲル状粘着耐震ゴムを敷くことにより、強力な粘着力で地震等による衝撃や震動から守ります。
OA機器用耐震固定バンド	パソコン、テレビ等を固定バンド式の粘着パッドで強力で固定し、転倒落下事故を防ぎます。
ガラス飛散防止フィルム	窓や食器棚等にガラス飛散防止フィルムを貼り、ガラス破片の飛散によるケガを防ぎます。

【取付支援対象世帯】

区内に住民登録がある世帯のうち、自力で器具等を取り付けることが困難であり、かつ次の（1）～（6）のいずれかに該当する世帯

- （1）65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯
- （2）要介護3以上の人を含む世帯
- （3）身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人を含む世帯
- （4）東京都難病医療費助成を受けている人を含む世帯
- （5）母子健康手帳を交付された妊婦又は出産した月から1年後の月の前月末日までの産婦を含む世帯
- （6）母子又は父子のひとり親家庭

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」及び「港区の保健福祉」を参照

生活安全活動の支援

(1) 港区生活安全協議会・生活安全活動推進協議会

各総合支所協働推進課

防災危機管理室危機管理・生活安全担当

概 要

生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議する「港区生活安全協議会」を運営するとともに、各地区に設置された「生活安全活動推進協議会」等による、地域ごとの生活安全活動を支援します。

内 容

(1) 港区生活安全協議会

区の生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議する組織です。区民等、事業者、関係行政機関の職員及び区の職員で構成されています。

(2) 生活安全活動推進協議会

各地区の生活安全活動の推進及び地域の安全を脅かす課題の解決に取り組むため、各総合支所単位に設置されている組織で、町会・自治会、商店会、防犯協会、保護司、PTA 関係者、民生・児童委員、その他協議会の設立目的に賛同する企業、団体及び個人による委員で構成されています。

(3) 区の支援

各地区で実施する、地域の実情に応じた生活安全に関するキャンペーンの共催や自主パトロールへの参加等により活動を支援しています。

根 拠 法 令 等

安全で安心できる港区にする条例

安全で安心できる港区にする条例施行規則

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

生活安全活動の支援

(2) 安全・安心まちづくり推進地区の取組
(六本木地区)

麻布地区総合支所協働推進課
防災危機管理室危機管理・生活安全担当

概 要

都内有数の繁華街である六本木地区（六本木3丁目～7丁目）について、当該区域の安全対策を強化するため、平成16年に港区生活安全協議会等で「安全・安心まちづくり推進地区」として選定し、通学路パトロールの実施など取組を強化しました。

平成18年には、六本木地区に関わる地元の町会・自治会、事業者、関係機関・団体等がともに、安全で安心できるまちにする取組等を推進するため、六本木地区に特化した対策を推進する組織として「六本木地区安全安心まちづくり推進会議」が発足しました。

平成25年7月開催の推進会議では、すべての人が守るべきまちのルール「六本木安全安心憲章」を制定し、港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認定制度などの取組を推進しています。

【推進地区選定等の経過】

年月日	内容・経過等
平成15年9月9日	東京都緊急治安対策本部から、犯罪が多発するなど、安全・安心まちづくりの推進が必要と判断される地域について、「安全対策重点地区」として選定するよう依頼を受ける
平成16年4月9日	港区生活安全協議会において、六本木地区を「安全・安心まちづくり推進地区」（旧「安全対策重点地区」）に選定することを決定
平成16年9月9日	麻布地区の生活安全と環境を守る協議会において、六本木地区を「安全・安心まちづくり推進地区」に選定することを決定
平成16年11月5日	港区生活安全協議会及び麻布地区の生活安全と環境を守る協議会において、六本木地区を「安全・安心まちづくり推進地区」に選定することが決定されたため、東京都に対し選定を報告
平成17年6月28日	「大都市等の魅力ある繁華街の再生」のモデル地区として、都市再生本部が全国の11か所の繁華街のうちの一つとして六本木地区を指定

内 容

- (1) 通学路パトロールの実施
- (2) 夜間パトロールの実施
- (3) 「六本木地区安全安心まちづくり推進会議」の運営
- (4) 「六本木安全安心憲章」に基づく取組

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

*平成27年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から移管

生活安全活動の支援

(3) 安全・安心まちづくり推進地区の取組（赤坂地区）

赤坂地区総合支所協働推進課
防災危機管理室危機管理・生活安全担当

概要

都内有数の繁華街であり、指定暴力団稲川会総本部の移転阻止運動を実施するなど、暴力団排除活動の意識が高い赤坂地区（元赤坂1・2丁目、赤坂1丁目～9丁目※¹）をより一層安全で安心できるまちとするため、港区生活安全協議会の認定を経て、平成23年に「安全・安心まちづくり推進地区」に指定しました。

なお、本地区は平成22年に東京都から「繁華街等における体感治安※²の改善事業」のモデル地域として、都内10地域のひとつとして認定されました。（単年度事業）

※¹ 赤坂御用地を除く

※² 犯罪認知件数や検挙率等の統計に表されたものではなく、人々が日常生活の中で感じる治安の善し悪しに関する感覚

【推進地区選定等の経過】

年月日	内容・経過等
平成22年8月20日	東京都から、繁華街の防犯力を向上させることで、体感治安の改善を図る「繁華街等における体感治安の改善事業」モデル地域に認定される。
平成23年3月24日	「安全・安心まちづくり推進地区」の認定審議を予定していた港区生活安全協議会が、東日本大震災により中止となった。そのため、各委員に対し資料を送付し、「安全・安心まちづくり推進地区」として認定することについて意見等を伺った。異議等がなかったため、港区生活安全協議会として認定した。
平成23年5月26日	「安全・安心まちづくり推進地区」に指定される。

事業開始時期

平成22年9月

事業の状況

「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」の支援

平成20年11月に、赤坂地区に特化した環境美化や暴力排除の対策を推進するため、「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」が発足しました。

平成22年に体感治安の改善事業の実施に伴い、協議会の実施地域や構成団体（商店会、町会・自治会、地域団体、関係事業者、ボランティア団体、教育機関、行政機関、区等）を拡大させ、協議会が実施する活動等を支援しています。

【団体】 55団体（令和3年4月1日現在）

【役員】 11人（令和3年4月1日現在）

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

*平成25年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から移管

概 要

「区民や事業者等で構成される団体が実施する生活安全活動」及び「町会・自治会等の地域団体が地域の安全・安心確保のために、道路等に設置する防犯カメラ」について、その経費を一部補助します。

内 容

(1) 生活安全活動費

区民等及び事業者を構成員とする団体が、自主的に実施する生活安全意識の向上、生活の安全確保及び犯罪の防止に向けた活動に要する経費です。

$$\text{補助金額} = \text{活動経費} \times 3/4 \quad (15 \text{ 万円を限度})$$

(2) 防犯カメラ整備費

町会・自治会、商店会等の地域団体が、当該地域の道路等における区民等の安全確保及び犯罪の防止を目的として設置する防犯カメラの整備に要する経費です。

令和2年度から防犯カメラの設置を更に促進するため、東京都の補助制度の活用により地域団体の負担軽減を図るよう、整備費用について、区の負担割合を3/4から5/6に、補助上限額を1,500万円から1,700万円に改めました。

$$\text{補助金額} = \text{整備経費} \times 5/6 \quad (1,700 \text{ 万円を限度})$$

※防犯カメラ1台当たりの整備費用につき、60万円を限度

(3) 防犯カメラ維持管理費

上記(2)「防犯カメラ整備費」の補助により町会等が設置した防犯カメラの維持管理に要する経費です。

$$\text{補助金額} = \text{維持管理経費} \quad (\text{防犯カメラ1台につき、15,000円を限度})$$

根 拠 法 令 等

安全で安心できる港区にする条例

安全で安心できる港区にする条例施行規則

港区安全安心まちづくり補助金交付要綱

港区防犯カメラ整備補助基準

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

*上記(2)(3)は、平成25年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から移管

概 要

建物への侵入犯罪等の抑止及び防止を図るため、区内の共同住宅（マンション及び賃貸住宅をいう。）の管理組合等又は所有者に対して、当該共同住宅の共用部分等への防犯機器の新たな設置に要する費用の一部を助成します。

なお、より効果的な防犯対策とするため、助成対象者に対し、防犯診断を実施します。

内 容**(1) 助成対象者**

- ① 区内の分譲マンション管理組合等及び公共住宅等に居住している住民で構成されている団体等（管理組合が存在しないマンションについては、区分所有者の2分の1以上の者で構成する団体で区長が特に認める団体も含む）
- ② 区内の賃貸住宅所有者（個人・法人問わず）

(2) 助成内容

区負担による防犯診断を実施した上で、助成対象建物へ区が定める助成対象機器を新たに設置する場合に、費用総額の2分の1（上限50万円）を助成します。

また、当該助成制度を利用し設置した防犯機器について、機器の更新をする場合に、設置から7年を経過した後、その翌年度以降に再度申請を受付し、助成します。

なお、補助率等は、新たに設置する場合と同じです。

(3) 助成対象機器（共用部分等に取り付けた場合を対象）

- ① 防犯カメラシステム（システム一式を対象）
- ② センサー付ライト・センサー付アラーム
- ③ オートロックシステム
- ④ その他、区長が必要と認めたもの

根 拠 法 令 等

港区共同住宅防犯対策助成事業実施要綱

事 業 開 始 時 期

平成20年6月

*当事業の実績表は「港区の防災危機管理」を参照

*平成25年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から移管

概 要

空き巣被害等の防止には、区民の防犯意識の向上とあわせ、侵入されにくい建物にすることが効果的であることから、防犯性能の高い錠などの建物部品の取付など住まいの防犯対策に要する費用の一部を助成します。

内 容

区内に居住し、住民登録をしている世帯を対象としています。自宅玄関錠の交換や補助錠の取付、窓への防犯フィルムの貼付などの区が定めた箇所及び品目による防犯対策に要する費用が5,000円以上のものを助成対象とし、その2分の1（上限10,000円）を助成します。

また、当該助成制度を利用し設置した防犯機器について、機器の更新をする場合に、設置から7年を経過した後、その翌年度以降に再度申請を受付し、助成します。

なお、補助率等は、新たに設置する場合と同じです。

根 拠 法 令 等

港区住まいの防犯対策助成事業実施要綱

事 業 開 始 時 期

平成18年6月

*当事業の実績表は「港区の防災危機管理」を参照

*平成25年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から移管

概 要

「自分たちのまちの安全は自分たちで守る」という防犯意識の向上を図りながら、区民、事業者、行政等が一体となって、生活の安全確保と犯罪機会の未然防止の取組の一つとしてパトロールを実施しています。

内 容 (みんなとパトロールとは、以下の3つのパトロールの総称です。)

(1) 地域パトロール

区内の町会・自治会、商店会、各地区生活安全活動推進協議会等が独自に実施しているパトロールをいいます。地域によってはパトロール隊を組織し、パトロールを実施しています。

(2) 青色防犯パトロール (業者委託パトロール)

犯罪の機会を未然に防止する目的で、民間警備会社に委託し、24時間体制でパトロールを実施しています。車両及び徒歩により通学路の安全安心を確保する「通学路パトロール」、保育園、幼稚園、児童館、公園などを巡回する「子どもの施設巡回パトロール」、帰宅する区民等の安全を守るための「夜間パトロール」があります。

また、道路や公園などにおける安全確認、違法放置物等の報告・撤去等、看板等不法占用物件の確認・啓発業務や突発的な事件・事故対応等の業務も行っています。

(3) 職員パトロール

区所有の自転車のかごの部分に防犯プレートを取り付け、職員が職務で利用する際にパトロールを実施しています。

事業開始時期

業者委託パトロール	平成16年2月
職員パトロール	平成18年8月

*当事業の状況、詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

*上記(2)は、平成25年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から移管

目 的

高齢期の生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会の実現に資することを目的として、社会奉仕活動・健康を増進する活動・いきがいを高める活動などを行っている老人クラブの活動費の一部を助成しています。

内 容

老人クラブを育成し、その活動を助成するため、会員数に応じた助成金を交付しています。

根拠法令等

老人福祉法
港区老人クラブ活動助成要綱
港区老人クラブ連合会補助金交付要綱

実績表

助成金交付クラブ数

(単位：クラブ)

総合支所 規模別 (会員数)	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合 計
30人以上 50人以下	9	6	2	5	6	28
51人以上 100人以下	5	3	3	3	4	18
101人以上 150人以下	1	—	—	—	1	2
151人以上 200人以下	—	—	—	—	—	—
201人以上	—	—	—	—	—	—

(令和3年4月1日現在)

会員数

(単位：人)

総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合 計
会 員 数	734	427	244	349	565	2,319

(令和3年4月1日現在)

※休会中の団体は、含みません。

リサイクル団体助成

各総合支所協働推進課
環境リサイクル支援部みなとりリサイクル清掃事務所

目 的

ごみの減量及び資源の有効活用並びに環境問題に関する区民意識の高揚を目的として、区民が主体となって行う資源回収（集団回収）を支援しています。

内 容

地域の方々が自主的にグループを作り、町会や自治会、PTA 等を中心に、家庭等から出る古紙や缶等の資源を分別して集め、資源回収業者に引き渡してリサイクルしています。区では、こうした集団回収活動を行う団体に対して、回収実績に応じた報奨金や、空き缶プレス機の貸出し等、様々な支援をしています。

※平成 30 年 7 月 1 日から、中小企業基本法上の小規模企業者が排出する古紙（産業廃棄物を除く。）も回収対象となりました。

※令和 3 年度から、優良な資源回収業者の区への登録を開始しました。

※令和 3 年度から、資源回収量 1 キログラム当たり 6 円を支払っていた報奨金を、品目別に上げました（新聞、雑誌、段ボール、金属類、びん類、その他は 7 円、布類は 10 円、紙パック、その他再生可能紙は 20 円）。

根拠法令等

港区集団回収実践団体支援要綱

実績表

(単位：kg)

総合支所 区分		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合 計
紙 類	新聞	200,935	152,674	142,241	342,612	366,330	1,204,792
	雑誌	254,627	218,668	174,388	309,322	416,017	1,373,022
	段ボール	352,861	360,038	300,519	433,449	732,212	2,179,079
	紙パック	476	202	76	563	1,120	2,437
	その他	4,166	5,933	2,794	8,385	3,580	24,858
	計	813,065	737,515	620,018	1,094,331	1,519,259	4,784,188
布 類		6,013	438	213	9,977	2,373	19,014
金 属 類	鉄類	13,939	11,570	14,390	15,964	42,770	98,633
	アルミ類	23,160	23,109	23,268	28,920	81,330	179,787
	その他	0	0	0	0	0	0
	計	37,099	34,679	37,658	44,884	124,100	278,420
び ん 類		13,785	26,598	38,686	35,912	67,174	182,155
そ の 他		22,423	14,076	20,122	22,013	80,693	159,327
合 計		892,385	813,306	716,697	1,207,117	1,793,599	5,423,104

(令和 2 年度末日現在)

*事業者や区が主体となって行う資源回収については、「港区の環境リサイクル」を参照

清掃協力会支援事業

麻布地区総合支所協働推進課
赤坂地区総合支所協働推進課
環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所

目 的

区内のごみの減量及び適正な処理の推進を図るため、清掃協力会が行う事業に対し、補助金を交付し支援しています。

内 容

(1) 補助金交付対象団体

- ① 麻布清掃協力会
- ② 赤坂青山清掃協力会

(2) 補助金交付対象事業

- ① ごみの減量のための普及・啓発事業
- ② ごみの適正な処理のための普及・啓発事業
- ③ その他、生活環境の向上を図る事業

*当事業の詳細内容は「港区の環境リサイクル」を参照

目 的

青少年が自然に親しむ機会と野外活動の体験をとおして、自主性・協調性・創造性を養い、団体生活のマナーを学ぶ場として開設することにより、青少年の健全育成を図ります。

内 容

港区青少年対策地区委員会と区の共催で実施します。

区が夏休みの一定期間（2泊3日の2ローテーション）のキャンプ場と青少年対策地区委員会ごとの往復バスを借り上げ、同行看護師の依頼、寝具等の手配、食器・調理器具の貸出し等を行います。

募集やプログラムは、各青少年対策地区委員会のリーダーや育成者が企画・実施し、野外炊飯、川遊び、ハイキング、キャンプファイヤーや花火大会など、都会で普段は味わえない体験の機会を青少年に提供します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の子ども・家庭支援」を参照

*平成 25 年度に子ども家庭支援部子ども家庭課から各総合支所協働推進課へ一部事務移管されました。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため令和 2 年度は中止しました。

目 的

青少年対策地区委員会は区立中学校通学区域ごとに設置された任意団体で、地域における青少年対策の推進母体として地域の青少年団体との連絡調整を図り、それらの活動を援助・協力し、「港区青少年健全育成活動方針」に基づいて地域の実情に応じた様々な自主事業を実施して、青少年の健全育成活動を行っています。

区は、これらの団体を支援することにより青少年の健全育成を図ります。

内 容

- (1) 「組織活動補助金」及び「レベルアップ事業補助金」の交付
- (2) 地区委員会相互及び区（各総合支所協働推進課、子ども家庭支援部子ども家庭課）との情報交換のため、会長会や担当者会などを開催

根 拠 法 令 等

港区青少年対策地区委員会の組織活動補助金等交付要綱

港区青少年対策地区委員会の会長の職にあった者に対する感謝状贈呈基準

事 業 開 始 時 期

昭和34年11月に青少年問題協議会の下部組織として発足

昭和37年6月に青少年問題協議会から独立

昭和57年6月に青少年問題協議会の下部組織である補導連絡会と一体化

関 係 発 行 物

港区青少年対策地区委員会ハンドブック（隔年度発行）

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の子ども・家庭支援」を参照

* 平成 25 年度に子ども家庭支援部子ども家庭課から各総合支所協働推進課へ一部事務移管されました。

にぎわい商店街事業
(1) コミュニティ事業

各総合支所協働推進課
産業・地域振興支援部産業振興課

概要

地域コミュニティとの積極的な交流を図り、地域コミュニティの核となる商店街づくりのため、商店会等が行うイベント事業に対し、その経費の一部を助成します。

内容

商店会等が行うイベント事業に対し、区が補助金を交付します。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染防止対策経費についても一部を補助します。

	補助率	補助限度額 (円)
イベント事業	2/3	600 万
感染防止対策経費	4/5	80 万

※ 1 商店会等につき、1 年度内 2 事業まで。ただし、複数商店会等による共催事業 1 回は、当該回数に含まないものとします。

* 当事業の詳細内容及び実績表については「港区の産業・地域振興」を参照

* 平成 25 年度から各総合支所協働推進課と産業振興課が共管

にぎわい商店街事業
(2) 商店街活性化事業

各総合支所協働推進課
産業・地域振興支援部産業振興課

概要

商店会等が自ら計画し実施する商店街の整備及び活性化を推進する事業の経費の一部を助成することにより、事業の効果的かつ円滑な推進を図り、商店街の活性化及び自立的発展に寄与します。

内容

商店会等が行う商店街活性化事業に対し、区が補助金を交付します。

補助率	補助限度額 (円)
2/3	1,400 万

ただし、多言語対応に要する経費については、833.3 万円を限度に補助対象経費の 6 分の 5 を補助します。

国庫補助対象事業となる場合は、700 万円を限度に補助対象経費から国庫補助分を除いた額の 2 分の 1 を補助します。

また、港区商店街連合会及び港区商店街振興組合連合会が実施する「商店街組織力強化支援事業」については、1,400 万円を限度に補助対象経費の 12 分の 11 を補助します。

* 当事業の詳細内容及び実績表については「港区の産業・地域振興」を参照

* 平成 25 年度から各総合支所協働推進課と産業振興課が共管

にぎわい商店街事業
(3) 地域連携型商店街事業

各総合支所協働推進課
産業・地域振興支援部産業振興課

概要

地域コミュニティとの積極的な交流を図り、地域コミュニティの核となる商店街づくりのため、商店会等と地域団体等が連携して行うイベント事業に対し、その経費の一部を助成します。

内容

商店会等と地域団体等が実行委員会形式で行うイベント事業に対し、補助金を交付します。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染防止対策経費についても一部を補助します。

	補助率	補助限度額 (円)
イベント事業	4/5	400 万
感染防止対策経費	4/5	80 万

※1 実行委員会につき、1 年度内 1 事業まで。なお、同一の商店会等が構成員となっている実行委員会が複数ある場合は、いずれか 1 つの実行委員会の補助事業のみを対象とします。

* 当事業の詳細内容及び実績表については「港区の産業・地域振興」を参照

にぎわい商店街事業
(4) 商店街地域力向上事業

各総合支所協働推進課
産業・地域振興支援部産業振興課

概要

地域社会の中で商店会等が自ら住民生活を支えるための活動を行うに際し、必要な補助金を交付することにより、広く地域社会に貢献する商店街の振興を図り、中小企業の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与します。

内容

商店会等が行う住民生活を支えるための活動に対し、区が補助金を交付します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染拡大防止ガイドライン等に基づく取組を実施し、商店街の 3 密（密閉、密集、密接）状態の回避を行う際に要する経費の一部を補助します。

	補助率	補助限度額 (円)
地域社会の中で商店会等が自ら行う 住民生活を支えるための活動	2/3	40 万
新型コロナウイルス 感染症拡大防止の取組	5/6	50 万

※1 商店会につき、1 年度内 2 事業まで。(新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組については 1 商店会につき、1 年度 1 事業まで。)

* 当事業の詳細内容及び実績表については「港区の産業・地域振興」を参照

にぎわい商店街事業
(5) 商店街振興アドバイザー派遣事業

各総合支所協働推進課
産業・地域振興支援部産業振興課

概 要

地域特性と個性を生かした魅力ある商店街の形成を推進するため、専門コンサルタントが商店街を巡回し、各種相談に応じます。

内 容

区内商店街を直接訪問し、組織概要・立地・業種構成などを把握し、商店街の問題点の抽出及び助言を行います。

- * 当事業の詳細内容及び実績表については「港区の産業・地域振興」を参照
- * 平成 25 年度から各総合支所協働推進課と産業振興課が共管

目 的

適正な飼養を行うことができない猫の繁殖及び近隣被害の未然防止を図ります。

内 容

区内にいる飼い主のいない猫に対し、去勢・不妊手術費の一部補助を実施しています。

適正な地域猫活動を啓発するための事業として「地域猫セミナー」を開催しています。

実 績 表

猫の去勢・不妊手術補助数

(単位：匹)

総合支所	年 度	28	29	30	元	2
	区 分					
芝 地 区	去勢	6	10	3	8	16
	不妊手術	6	4	7	13	19
麻布地区	去勢	40	33	43	29	30
	不妊手術	48	34	47	38	39
赤坂地区	去勢	21	18	22	26	10
	不妊手術	14	17	26	41	9
高輪地区	去勢	35	12	21	18	47
	不妊手術	31	9	30	9	49
芝浦港南 地区	去勢	17	21	6	10	3
	不妊手術	23	19	7	18	6
合 計	去勢	119	94	95	91	106
	不妊手術	122	83	117	119	122

(各年度末日現在)

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

目 的

動物の適正飼養の普及を図ります。

内 容

犬や猫等の飼い方等に関する苦情相談に対応しています。

所有者の判明しない犬・猫等について情報管理を行い、飼い主への返還を図ります。

動物の適正飼養を普及啓発する事業として、「犬のしつけ方セミナー」を開催しています。

実 績 表

動物の愛護・管理

(単位：件)

年度	総合支所	苦情相談件数		
		犬	猫	その他
28	芝 地 区	1	17	0
	麻 布 地 区	25	48	27
	赤 坂 地 区	6	14	5
	高 輪 地 区	10	20	5
	芝 浦 港 南 地 区	6	21	0
29	芝 地 区	6	34	0
	麻 布 地 区	32	52	0
	赤 坂 地 区	0	25	0
	高 輪 地 区	5	22	0
	芝 浦 港 南 地 区	3	20	0
30	芝 地 区	4	25	0
	麻 布 地 区	41	87	1
	赤 坂 地 区	2	30	0
	高 輪 地 区	13	22	1
	芝 浦 港 南 地 区	5	26	4
元	芝 地 区	3	22	0
	麻 布 地 区	43	61	0
	赤 坂 地 区	1	54	0
	高 輪 地 区	9	30	0
	芝 浦 港 南 地 区	1	14	0
2	芝 地 区	4	33	0
	麻 布 地 区	50	59	0
	赤 坂 地 区	11	38	0
	高 輪 地 区	11	37	0
	芝 浦 港 南 地 区	9	8	0

(各年度末日現在)

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

<p>公害の規制・指導 [公害苦情・相談]</p>	<p>各総合支所協働推進課 各総合支所まちづくり課 環境リサイクル支援部環境課</p>
<p>公害は、区民の日常生活に悪影響を及ぼす切実な問題です。区では、苦情の申立てがあった場合、現地調査を行い、公害の発生状況等の確認を行います。その上で、必要に応じて発生源に対する指導等を行い問題の解決に努めています。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の環境リサイクル」を参照</p>	

<p>地域環境美化・みなとタバコルール推進</p>	<p>各総合支所協働推進課 環境リサイクル支援部環境課</p>
<p>「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」に基づき、区民をはじめ区内で活動する多くの団体や事業者との連携・協働による地域環境美化に配慮した取組や喫煙による迷惑を防止する取組を行っています。</p> <p>*当事業の詳細内容は「港区の環境リサイクル」を参照</p>	

<p>ハクビシン等対策</p>	<p>各総合支所協働推進課 環境リサイクル支援部環境課</p>
<p>「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」等に基づき、ハクビシン及びアライグマの家屋内侵入等による区民の生活環境被害に対応するため、個体の捕獲等の防除事業を実施しています。</p> <p>*当事業の詳細内容は「港区の環境リサイクル」を参照</p>	

まちづくり課

道路の占用とは、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することです。この占用には道路管理者の許可が必要です。（道路法第32条第1項）

道路は、歩行者・車両等の通行空間として、交通の用に供されることが本来の目的です。また、一方では、都市生活に不可欠な情報やエネルギーのライフラインの収容空間、災害時の避難、救助活動空間であるとともに、都市景観を創造する環境空間としての機能も併せ持っています。このように、区民の日常生活圏は、道路を基盤として形成されています。

主な占用物件としては、道路上空に添架されている、各戸に電力を供給するための電線や通信線等、建築物に取り付けられている日除け、突出看板等があります。

さらに、私有地での建築工事の際の安全確保や円滑な工事施工のための仮囲い、足場等の工作物が設置されることもあります。

一方、道路の路面下には、上下水道、電気、通信、ガス等の管路が埋設されているだけでなく、公共輸送機関である地下鉄施設も設けられています。区は、一定の基準に従い、道路管理上支障にならない範囲で占用を許可しています。

なお、限られた都市空間のなかで道路の通行空間、防災空間、環境空間としての効用を一層高めていくために、道路上空にある電線及び通信線の地中化を電線管理者と協議しながら進めています。

また、道路の通行空間としての機能を阻害している置き看板やのぼり旗などを区道上に置かないこと、道路上にイスやテーブルを出した営業活動を行わないことなど、道路の適正な利用を促進するために監察、指導しています。

○道路占用許可件数及び占用料徴収実績

項目	30		元		2	
	許可件数	占用料(円)	許可件数	占用料(円)	許可件数	占用料(円)
企業占用	1,527	5,148,570,908	1,562	6,112,259,457	1,385	6,341,897,966
一般占用	2,000	446,136,991	1,955	700,438,013	1,904	614,581,160
計	3,527	5,594,707,899	3,517	6,812,697,470	3,289	6,956,479,126

○令和2年度 路上放置物の是正指導及び排除実績

(単位：件)

種別	芝地区		麻布地区		赤坂地区		高輪地区		芝浦港南地区		合計	
	指導	撤去	指導	撤去	指導	撤去	指導	撤去	指導	撤去	指導	撤去
工作物	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
屋台・リヤカー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
置看板	2	0	0	0	210	0	0	0	5	0	217	0
その他物件	54	77	96	768	64	54	12	16	0	39	226	954
計	56	77	96	768	274	54	12	16	6	39	444	954

*平成30年7月から道路の占用業務は、土木管理課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

道路幅員が狭く歩道の整備が困難な道路では、歩行者などの安全を確保し、通過する車両の速度を抑制するため、歩行者の通行帯のカラー舗装及び狭窄部等の設置等により、歩行者と自動車等が共存できる歩行者優先の道路整備を実施しています。

○年度別実績（整備延長） （単位：m）

年度 種別	整備 総延長	28	29	30	元	2
延長	4,278	—	—	406	—	—

○工事概要（平成 30 年度 施工）

工事場所	六本木七丁目 6 番先から 8 番先まで外 1 路線
工期	平成 30 年 6 月 7 日から 平成 30 年 10 月 19 日まで
工事内容	特別区道第 852 号線及び 第 548 号線 工事延長 203.7m 車道インターロッキング ブロック舗装工 1,013 m ² L 形側溝工 163m 境石工 119m



六本木七丁目 6 番先から 8 番先まで

*平成 30 年 4 月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

歩行者などの安全を確保するため、自動車と歩行者などの通行空間を分離し、快適でゆとりある歩道の新設・改良を進めています。

○年度別実績（整備延長）

（単位：m）

年度 種別	28	29	30	元	2
歩道設置	—	—	—	—	71.0
歩道改良	222.2	370.6	—	530.8	286.2



南麻布五丁目6番先から
南麻布三丁目5番先まで



赤坂四丁目9番先から1番先まで

（令和2年度施工）

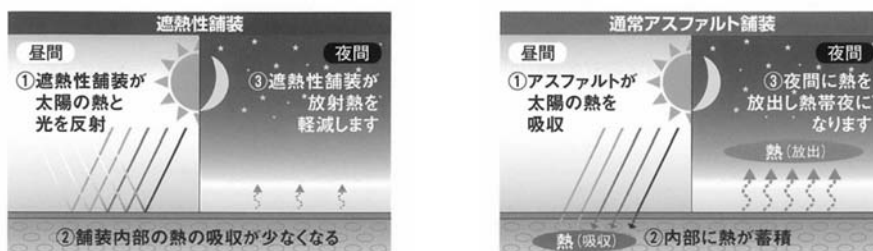
*平成30年4月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

都心では、コンクリートの建物やアスファルトの道路が多く、緑や水辺が少ないため、気温が郊外に比べて島（アイランド）状に高くなる「ヒートアイランド現象」が生じやすくなっています。そのため、ヒートアイランド現象を緩和するため、道路の整備にあわせ、効果の継続性が見込める「遮熱性舗装」を中心に、「保水性舗装」と併せて路面温度の低減効果が期待できる舗装整備を推進しています。

○年度別実績（整備面積）（単位：㎡）

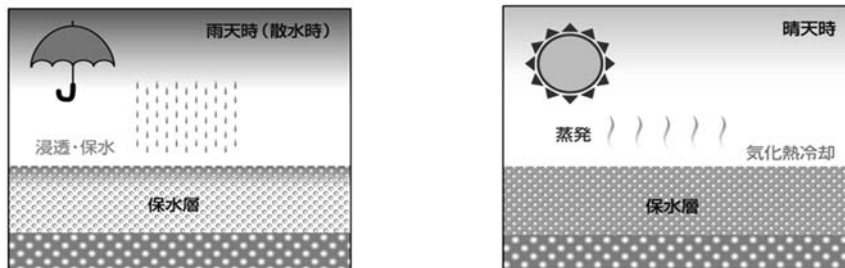
種別 \ 年度	28	29	30	元	2
遮熱性舗装	4,668	8,040	7,518	11,252	3,535
保水性舗装	6,209	4,160	1,013	—	—
合計	10,877	12,200	8,531	11,252	3,535

■遮熱性舗装（概念図）



※「遮熱性舗装」とは、舗装表面に特殊な遮熱塗料を塗布し、太陽光のうち特に赤外線を反射することで、アスファルト舗装の路面温度の上昇を抑制する舗装です。

■保水性舗装（概念図）



※「保水性舗装」とは、保水機能を持つブロックや、すきまの大きなアスファルトに水分を吸収する「保水材」を注入した舗装です。晴天時に保水材に蓄えられた水分が蒸発する際の気化熱により路面温度の上昇を抑制します。

○令和2年度 工事概要

工事場所	赤坂四丁目9番先から 1番先まで
工 期	令和2年10月21日から 令和3年3月29日まで
工事内容	特別区道第588号線 歩道遮熱性舗装 531 m ²



赤坂四丁目9番先から1番先まで

工事場所	芝浦一丁目6番先から 13番先まで
工 期	令和2年12月25日から 令和3年3月26日まで
工事内容	特別区道第1,026号線 車道遮熱性舗装 3,004 m ²



芝浦一丁目6番先から13番先まで

*平成30年4月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

1 概要

区は、都市防災機能の向上や安全な歩行空間の創出、質の高い都市景観の形成を目的として、主に電線共同溝方式により、電線類の地中化を積極的に推進しています。平成 25 年度には、「港区電線類地中化整備基本方針」を改定し、道路の構成や沿道状況等に合わせ、優先度の高い路線から区民の方々と協働し、各電線管理者と調整を図りながら、電線類の地中化事業を進めています。

2 現状

区は、これまで一ツ木通り、大門通り、補助 7 号線（二之橋からオーストラリア大使館まで）、港南二丁目、芝大門一丁目、六本木六丁目（芋洗坂）、赤坂二丁目、赤坂四丁目などにおいて、地元や電線管理者等の協力を得て、電線類の地中化を実施しました。

令和 2 年度は、六本木七丁目電線共同溝整備工事（Ⅰ期）を実施しました。

令和 3 年度は、虎ノ門一丁目電線共同溝整備工事、六本木七丁目電線共同溝整備工事（Ⅱ期）、六本木二丁目電線共同溝整備工事、元赤坂一丁目電線共同溝整備工事、赤坂六丁目電線共同溝整備工事、芝浦三丁目電線共同溝整備工事等を予定しています。



【整備前】



【整備後】

赤坂四丁目地区（特別区道第 588 号線）

*平成 30 年 4 月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

平成 25 年 4 月から道路幅員が 4 m 未満の狭い道路（細街路）の拡幅整備事業を始めました。区民の安全で安心な日常生活を支え、災害発生時にも避難路や緊急車両の進入路などとして寄与する細街路の拡幅事業を推進しています。

拡幅整備にあたっては、区で工事を代行することや助成金を支給できる制度もあります。



【施工前】

南麻布二丁目地区



【施工後】



【施工前】

白金台四丁目地区



【施工後】

○令和 2 年度 拡幅協議延長実績

総合支所 種別	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合計
協議件数	6 件	10 件	8 件	19 件	2 件	45 件
拡幅延長	133m	190m	105m	268m	33m	729m

*平成 30 年 4 月から拡幅整備工事の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

区民の生活に密接なつながりを持つ「区道」は、延長約 220km で、国道、都道を含めた区内の道路全体の約 8 割を占め、都市基盤として欠くことのできない施設です。

この区道を安全かつ快適な通行空間として常に良好な状態に保つため、直営作業や請負工事等で道路の維持補修及びその他道路構造物の修繕を行っています。

1 直営作業

区職員による直営作業は、日常的な巡視及び定期的に行う管内の巡回点検により、危険箇所等の早期発見に努めています。これらの点検結果などをもとに作業計画を作成し、路面及び側溝の補修、雨水桝の清掃、街路灯、ガードレール等の補修等を行っています。

2 請負工事・業務委託

舗装、側溝、雨水桝等の補修及び雨水桝のしゅんせつは、請負工事及び業務委託により対応しています。

また、道路上でへい死した動物（犬猫等）の片付けや主要な道路の清掃等については業務委託により対応しています。

実績表

○令和 2 年度 請負工事・業務委託の実績

種別	総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
請負工事							
舗装補修		769 ㎡	2,549 ㎡	3,778 ㎡	3,313 ㎡	7,875 ㎡	18,284 ㎡
側溝補修		184.6m	113.3m	830.8m	155.0m	185.2m	1468.9m
雨水桝補修		17 か所	15 か所	22 か所	5 か所	41 か所	100 か所
雨水桝しゅんせつ		290 か所	97 か所	199 か所	82 か所	164 か所	832 か所
業務委託							
動物死体処理		18 匹	43 匹	32 匹	7 匹	8 匹	108 匹

1 事業の背景

道路には、日常生活を支える上下水道、電気、通信、ガス等の設備が埋設されています。これらの設備については、占用企業者による建築に伴う供給管の新設・撤去や維持管理に伴う更新作業等が行われており、これらの作業に伴い道路の掘削工事が発生します。

2 掘削復旧

区は、道路占用許可申請を占用許可基準に照合し、審査及び許可するとともに、掘削跡の復旧までの技術的な指導と監督を行い、道路をより良好な状態に保つことに努めています。

○令和2年度 占用企業者復旧実績

総合支所 種別	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合計
自費復旧	708 件	245 件	109 件	197 件	173 件	1,432 件
受託復旧	2 件	0 件	13 件	3 件	4 件	22 件
舗装復旧面積	6,797 ㎡	4,731 ㎡	1,698 ㎡	10,329 ㎡	3,827 ㎡	27,382 ㎡

3 自費工事

建築工事等で、道路及び道路附属物を一時的に、または永久的に変更等する際、道路を適切に維持管理するために工事の承認をしています。

○令和2年度 自費工事实績

総合支所 種別	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合計
承認件数	152 件	64 件	21 件	28 件	34 件	299 件

4 沿道掘削

建築工事で、沿道区域内を掘削する場合、道路の損害を予防するために工事の指導をするとともに、道路が傷つけられた場合は原状に回復させています。

○令和2年度 沿道掘削実績

総合支所 種別	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合計
承認件数	47 件	26 件	15 件	16 件	8 件	112 件
掘削延長	1,955m	418m	307m	361m	231m	3,272m

*平成30年7月から掘削復旧及び自費工事・沿道掘削の業務は、土木管理課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

私道は、主に土地所有者が通行することを目的として設置されています。現状においては、不特定多数の人々が利用するなど、土地所有者以外の人々にとっても重要な役割を果たしているため、港区は「港区私道整備に関する条例」及び「同施行規則」に基づいた助成を行っています。

助成対象となるのは、不特定多数の人々の通行の用に供する私道の舗装及び排水施設の新設・改修工事で、私道の土地所有者からの工事委託申請書に基づいて、工事費（受託施工）を助成しています。

○令和2年度 実績表

種別 \ 総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
アスファルト系舗装	1 m ²	155 m ²	6 m ²	148 m ²	0 m ²	310 m ²
コンクリート系舗装	0 m ²	0 m ²	0 m ²	2 m ²	16 m ²	18 m ²
排水施設（排水管）	0.5m	0m	8.6m	27.4m	0m	36.5m
排水施設（側溝）	0m	45.2m	0m	0m	0m	45.2m
排水施設（雨水桝）	1 か所	3 か所	0 か所	2 か所	0 か所	6 か所



麻布地区



高輪地区

街路灯（道路照明）は、夜間に道路を利用する車両や歩行者などが、安全かつ円滑に通行することを目的として設置しています。

区は、日常的な保守点検として2か月に1回、区の職員により夜間の巡回点検を実施して、不点对応や修繕を行っています。

耐用年数を越えた街路灯については、年度ごとに路線を選定しながら建替えなどにより機能の更新を行っています。

<省エネルギー対策の変遷>

平成23年度より、大型街路灯（水銀ランプ200W以上を対象）に使用していた水銀ランプをセラミックメタルハイドランプへ交換することで、省エネルギー化を進めてきましたが、平成26年度にLEDを光源とした器具仕様が東京都で定められたことから、区も現在残る水銀ランプのLED化を順次進めており、一部地区を除き令和2年度に完了しました。

また、平成29年度には、約5,000基全ての小型街路灯をLED（10W未満）にすることで、更なる省エネルギー化を図りました。なお、経費の平準化を図るために、小型街路灯の調達については5年間の賃貸借契約を採用しています。

町会等が管理している私道上の防犯灯については、町会等に対して、電気代等の維持管理費用を助成しています。また、新設・建替えについても工事費を補助して町会等による管理負担の軽減を図っています。

○令和2年度 実績表

(単位：基)

種別	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
街路灯の新設・建替え	11	16	19	57	110	213
防犯灯設置助成基数	1	1	0	1	0	3
防犯灯補助基数	234	366	507	663	75	1,845
商店街灯補助基数	109	143	47	119	0	418

*平成30年4月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

1 街路樹等の植栽

街路樹、植樹帯等の道路植栽は、都市の景観形成や交通環境・生活環境を保全する機能、火災の延焼防止等の防災機能など、重要な役割を担っています。

なお、樹種については、常緑樹及び落葉樹を含めた幅広い種類の中から、季節感や景観などの観点も踏まえ、地域の方々の意向や地域特性に配慮しながら選定しています。

平成 10 年度には、街路樹の植樹ますを活用し、人通りの多い道路を花で飾る「街路樹フラワーランド事業」を始めました。さらに、平成 11 年度からは、公園・児童遊園等での草花植付けを含めて、「フラワーランド計画」として事業を進めています。

水やりなどの世話や、草花の植付けなど区民の方々の参加と協力をいただく「港区アドプト・プログラム」等も活用しながら、都会の中を四季折々の草花で彩っています。

2 道路植栽の維持管理

美観の向上や健全な育成を図るため、整枝せん定、刈込み、病虫害防除、施肥や土壌改良等の維持管理を行っています。

病虫害防除は、初期防除に努めるとともに、せん定防除を主に行うことで、薬剤散布を極力避けています。

現在、植栽してから年数が経過した街路樹が増えてきており、平成 25 年度から、3 年に 1 度の計画で樹木医による街路樹点検を実施し、樹木の健全な育成に努めています。なお、不健全な樹木がある場合には、適切な処置を施すことによって倒木等による事故防止を図り、衰退が見られる樹木については、樹勢回復治療等を行っています。

○令和 2 年度 道路植栽管理実績

区分		総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
街路樹等新設	高木	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本
	中低木	118 株	0 株	0 株	0 株	0 株	0 株	118 株
	地被類	0 株	0 株	0 株	0 株	0 株	0 株	0 株
補植等整備	高木	21 本	2 本	10 本	0 本	0 本	0 本	33 本
	中低木	121 株	140 株	0 株	82 株	0 株	0 株	343 株
	地被類	105 株	0 株	0 株	7 株	0 株	0 株	112 株
街路樹等せん定			1,260 本	119 本	281 本	144 本	602 本	2,406 本
植樹帯等刈込み			3,232 ㎡	1,602 ㎡	1,843 ㎡	1,700 ㎡	3,860 ㎡	12,237 ㎡
街路樹病虫害防除			0 本	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本
街路樹植樹帯等施肥			0 本	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本
防寒（霜除け）			0 本	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本
街路樹フラワーランド整備（総数）			168 か所	31 か所	0 か所	0 か所	152 か所	351 か所

*平成 30 年 4 月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

1 交通安全施設

歩行者の安全確保と一般車両の円滑な通行を確保するため、交通安全施設としてガードレール、すべり止め舗装、視覚障害者誘導用ブロック、道路標識及び道路反射鏡等を設置しています。

ガードレールは、主に運転操作を誤った車両が歩道等への逸脱を防ぐ目的で、横断抑止柵は、歩行者のみだりな横断を抑制する目的で設置し歩行者を事故から守っています。

すべり止め舗装は、交差点や横断歩道の手前に滑り止め効果のある舗装を施すもので、車両のスリップによる事故の防止に効果があります。

また、視覚障害者が安全に通行できるよう横断歩道部や歩道巻込み部等に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、歩行の安全を確保しています。

道路反射鏡は、信号機のない交差点等、見通しの悪い場所に設置し、事故防止を図っています。

○令和2年度 実績表

種別	総合支所 芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合計
ガードレール等の 施工	24 m	37m	246.7m	69.2m	67.2m	444.1m
すべり止め舗装の 施工	70 m ²	310 m ²	444 m ²	577 m ²	1,276 m ²	2,677 m ²
視覚障害者誘導用 ブロックの施工	24 m ²	5 m ²	32 m ²	0 m ²	26 m ²	87 m ²
道路標識等の施工	0 本	0 本	2 本	0 本	0 本	2 本
道路反射鏡の施工	2 本	2 本	1 本	0 本	1 本	6 本

2 坂名標識

港区は、都内で有数の坂の多い街です。

名所・旧跡にちなんだ有名な坂も多く、落語の小話の材料や芝居に取り入れられたものもあり、街を特色づける要素の一つとなっています。

区内には、名称のついている坂は約 100 か所ありますが、その中で由来が不明なもの及び坂の位置関係が不明なものを除き、昭和 47 年度から、その名の由来や歴史などを記載した「坂名標識」を 147 か所設置しています。

この事業は、地域に根ざした文化・歴史を大切にする親しみのあるまちづくりの一環として実施しています。

3 公衆便所

現在、公衆便所は、区内に 32 か所設置されています。広く一般の人々が利用する施設であることから、常に清潔な状態を保ち、不快感を与えないように維持する必要があります。

公衆便所の巡回及び点検については、器具の破損、室内の照明の不点、悪臭等に配慮しながら実施しています。

さらに、便器の洋式化、洗面器等の器具の更新及び床面コーティングによる特殊清掃を実施することで利便性の向上を図っています。

1 概要

区が管理している道路橋は、古川に架かる橋りょうが 12 橋、運河に架かる橋りょうが 18 橋、区道を跨ぐ橋りょうが 1 橋で合計 31 橋となっています。

安全で良好な道路機能を維持し、災害時における避難路としての機能を確保するため、日常から適切な維持管理を行うとともに、5年に1回定期点検を実施することで、橋りょうの長寿命化を図っています。また、老朽化の進行状況等を踏まえ必要に応じて架替えや耐震補強工事を計画的に行っています。

なお、橋りょうの架替えにあたっては、景観アドバイザー等の意見を参考にしながら、周辺の景観等と調和したデザインとなるよう整備を行っています。

2 橋りょうの整備

区は、橋りょうの耐震性の向上や老朽化対策、さらに安全・安心で快適な道路空間の確保のため、定期的な調査や点検の結果に基づき、耐震補強工事及び架替工事を計画的に進めています。

3 橋りょうの維持

橋りょうの機能を確保するため、定期点検を実施し、補修、塗装、舗装面の清掃などの維持管理を行っています。

平成 24 年度からは、長期にわたって橋りょうの安全性を確保するため、定期点検によって把握した損傷について劣化の予測を行い、適切な時期に必要な修繕を行う長寿命化を踏まえた「予防保全型管理」により管理を行っています。

○令和 2 年度 維持工事実績

橋りょう名	工事内容
浜路橋	橋脚塗装
汐彩橋	手摺塗装、支柱塗装
夕凧橋	防護柵建替
新古川橋	塗装



夕凧橋（工事完了後）

*平成 30 年 4 月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

1 公園・児童遊園の整備について

公園は、自然環境の減少、価値観の多様化、少子高齢化の進行など社会状況の変化の中で、快適な都市環境の形成に大きな役割を果たしています。また、健康体力づくりや文化・コミュニティ活動の場として、災害時の広域避難場所や地域集合場所として、さらには緩衝地帯としての役割等多くの機能を持っています。

近年、ビル及び舗装面の増加等によるヒートアイランド現象が顕著となっています。公園や緑地の存在は、その緩和にも貢献しています。

公園は、区民の世論調査でも、スポーツ施設とともに設置要望の高い施設です。

そこで、大規模な開発に合わせて公園緑地空間を確保したり、水再生センターや給水所の上部を利用して公園等を整備するなど量的な拡充に努めています。

また、公園・児童遊園の整備にあたっては、地域特性を踏まえながら、地元の意見を取り入れ、地域に根ざした、安全で安心して利用できる施設づくりに努めています。

また、ビオトープの確保など、自然環境と調和した公園づくりに取り組んでいます。

2 住民参画による公園づくり

公園整備における基本計画づくりは、ワークショップ方式等を採用して行っています。ワークショップは、計画の初期段階から地域の住民の方々等の参画を得て、専門家等の助言を得ながら、地域のご意見を踏まえた公園の基本計画づくりを行うものです。

3 公園の整備

高橋是清翁記念公園管理事務所設置工事

更なる効率的かつ効果的な管理運営のため、管理事務所の設置を行いました。

(整備の一部のみ記載)

○令和2年度 工事概要

工事場所	港区赤坂七丁目3番39号
工 期	令和2年2月18日から 令和2年6月30日まで
規 模	約106㎡
工事内容	管理事務所1棟 (公園便所含む)



管理事務所設置状況

*平成30年4月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

1 公園・児童遊園の維持

区は、公園・児童遊園を日々安全で快適に利用できるように、園内の除草、清掃、遊具点検、補修、樹木の整枝せん定、病虫害防除等、日常の維持管理を行っています。

また、利用者のニーズに沿うよう地域の特性を踏まえた魅力ある施設とするため、改修に努めています。

さらに、公園・児童遊園に草花コーナーを設け、年3～4回を目途に季節の草花を植え、都会のお花畑を増やしています。

令和2年度に維持修繕した公園・児童遊園は次表のとおりです。（一部のみ記載）

○令和2年度 維持修繕工事実績

総合支所	公園名	工事内容
芝地区	南桜公園	ベンチ設置
麻布地区	網代公園	かまどベンチ設置
	飯倉公園	防犯カメラ設置
赤坂地区	檜町公園	遊具塗装
	乃木公園	門扉補修
高輪地区	高輪公園	すべり台設置
芝浦港南地区	埠頭公園	塩素注入器取替
	東八ツ山公園	かまどベンチ設置

総合支所	児童遊園名	工事内容
芝地区	虎ノ門三丁目児童遊園	水飲場設置
	芝新堀町児童遊園	すべり台取替
麻布地区	宮村児童遊園	転落防止柵設置
赤坂地区	南青山六丁目児童遊園	複合遊具補修
高輪地区	奥三光児童遊園	水飲場設置
	三光児童遊園	防球ネット建替



檜町公園
遊具塗装



飯倉公園
防犯カメラ設置

2 公園・児童遊園の占用・使用許可

公園は、公衆の利用を前提として公開された区域です。そのため、一般の利用目的以外に必要な最小限の範囲内で、公益的な工作物の設置の占用又は地域住民のレクリエーション行事や撮影等に一時的な使用を認めています。

児童遊園は、規模が小さいことから、原則的に地域的な行事以外は目的外の使用を制限しています。

○令和2年度 公園・児童遊園の占用・使用許可件数 (単位：件)

種別	総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
公園占用・使用許可		164	299	112	45	74	694
児童遊園等使用許可		11	17	14	11	5	58

*平成30年7月から公園・児童遊園の占用・使用許可業務は、土木管理課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

3 公園の行事(旧乃木邸一般公開)

旧乃木邸は、故乃木希典(陸軍大将、学習院長)の邸跡で、乃木大将の遺言により東京市に寄贈され、大正2年4月から東京市が一般公開を始めました。

昭和25年10月に港区に移管されてからは、乃木大将の命日にあわせて、毎年9月12日・13日(予定)の両日に邸宅内部を一般に公開していました。令和2年度については、9月、11月、2月のうち7日間の公開を行いました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年に比べて規模を縮小して行いました。

○旧乃木邸入場者数 (単位：人)

年度	30	元	2
入場者数	2,645	1,858	942

4 指定管理者による管理・運営

多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や、効率的で効果的な区民サービスを提供するため、公の施設の管理を包括的に代行させる指定管理者制度を導入し、公園・児童遊園の管理・運営を行っています。

1 概要

人と緑の関わりを取り戻し、緑豊かな魅力ある生活環境を創り出すため、昭和63年3月に「港区緑地管理要綱」を制定し、現在40か所の緑地を管理しています。

今後も、運河の護岸整備や開発等に伴い区に提供される緑地を整備、開放していきます。

2 緑地の維持

緑地を日々安全で快適に利用できるよう植込地等のせん定や刈込み、清掃や施設の補修など、日常の維持管理を行っています。

令和2年度に維持修繕した緑地は、次表のとおりです。

○令和2年度 維持修繕工事实績

総合支所	緑地名	工事内容
芝地区	芝三丁目緑地	花壇改修
赤坂地区	南青山四丁目緑地	ベンチ座板交換
高輪地区	魚籃坂下緑地	シバザクラ補植
芝浦港南地区	芝浦運河沿緑地	照明器具取替
	新芝運河沿緑地	タイル舗装



芝三丁目緑地
花壇改修



南青山四丁目緑地
ベンチ座板交換

*平成30年4月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

1 遊び場（遊休地等の一時開放）

港区遊び場対策本部が「港区遊び場の設置基準」等に基づき、遊休地や寺社境内などに設置した子どもの遊び場を区立児童遊園に準じて整備を行い、維持管理をしながら開放しています。

2 遊び場の維持

子どもたちが、日々安全で快適に利用できるよう、遊具の点検や施設の補修及び改修工事を行っています。

令和2年度に維持修繕した遊び場は、次表のとおりです。（一部のみ記載）

○令和2年度 維持修繕工事実績

総合支所	遊び場名	工事内容
赤坂地区	氷川神社境内遊び場	砂場ネット設置
高輪地区	高輪台遊び場	鉄棒取替
	白金台三丁目遊び場	フェンス取替
芝浦港南地区	港南三丁目遊び場	複合遊具取替



氷川神社境内遊び場
砂場ネット設置



港南三丁目遊び場
複合遊具取替

*平成30年4月から土木施設の整備等の業務は、土木課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

目 的

子どもがのびのびと思い切り遊べるように禁止事項をできるだけ少なくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことをモットーに、自然の中で子どもがやりたいことを自分自身の手で実現していくことを目的としています。

内 容

プレーパーク事業は、平成23年度から、高輪森の公園、プラタナス公園で開始しており、令和2年度は、高輪森の公園、亀塚公園、港南三丁目遊び場で実施しました。プレーパークを実施していくためには、住民参画によるボランティアと区の支援によるお互いのパートナーシップが不可欠です。

今後、実施場所や実施回数を増やし、プレーパークにおける住民の役割や住民参加の必要性を理解することが出来るよう、意見交換会や指定管理者が行う事業を通して、住民組織の核となる人材の掘り起こしと住民組織の育成を行います。また、プレーパークの運営を行政から住民へ段階的に移していくことを目指します。

実 績

年度	地区	回数	場所	備考
平成30年度	麻布地区	4回	有栖川宮記念公園	7月、9月、11月、2月
	高輪地区	21回	高輪森の公園【14回】 亀塚公園【7回】	1回（4月、8月、12月、1月、3月） 2回（5月、6月、7月、9月、11月、2月） 4回（10月）
	芝浦港南地区	16回	港南三丁目遊び場	毎月開催 計16回
令和元年度	麻布地区	3回	有栖川宮記念公園	9月、11月、2月
	高輪地区	34回	高輪森の公園【24回】 亀塚公園【10回】	1回（4月、8月） 2回（9月、1月） 3回（6月、7月、11月、12月、2月） 4回（10月、3月） 5回（5月）
	芝浦港南地区	16回	港南三丁目遊び場	毎月開催 計16回
令和2年度	麻布地区	0回		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。
	高輪地区	122回	高輪森の公園【112回】 亀塚公園【10回】 ※一部「おうちでプレーパーク」等のオンライン開催も含まれています。	4回（8月） 6回（4月） 9回（5月、7月、1月） 10回（11月） 12回（6月、10月、12月、2月） 13回（9月） 14回（3月）
	芝浦港南地区	18回	港南三丁目遊び場	毎月開催 計18回

1 河川

昭和 40 年に現行の河川法が施行され、洪水、高潮等における災害発生の防止、適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、総合的な管理を行うことになりました。

区は、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき古川と汐留川を管理しています。

護岸の日常点検や維持修繕を行うとともに、河床については、正常な流れの確保と増水時の対策として流路整正を行っています。

○河川の占用許可件数 (単位：件)

年 度	30	元	2
占用許可	169	185	182

*平成 30 年 7 月から河川の占用許可は、土木管理課から芝地区及び麻布地区総合支所まちづくり課へ移管されました。

2 排水施設

旧海岸線に走る J R 線を横断する区道は、汐留、海岸、芝浦、港南地区と J R 山手線内側地区を結ぶ重要な道路ですが、いくつかの区道は線路の下を通り、周辺の土地より低いため、台風や集中豪雨の際は道路冠水を起こすおそれがあります。このうち、高輪地区と芝浦港南地区を結ぶ特別区道第 241 号線では、道路として常に良好な状態を保つために、ポンプによる排水施設を設けています。

3 法定外公共物

道路法、河川法、下水道法などの適用を受けない通路や水路などの公共施設を「法定外公共物」と呼んでいます。区は、「港区法定外公共物管理条例」に基づき管理しています。

水路については、雨水などの排水施設として従来その役割を担ってきましたが、下水道の整備が進むにつれて排水施設としての効用は薄れ、多くは道路の中に取り込まれて、一般の交通に供されている場所が多くなっています。

現在、上下水道、ガス管、電柱などの公益事業用施設や建築工事用の一時的な使用として、必要と認められるもの限り使用を許可しています。

○令和 2 年度 使用許可件数 (単位：件)

総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
許可件数	42	38	87	42	0	209

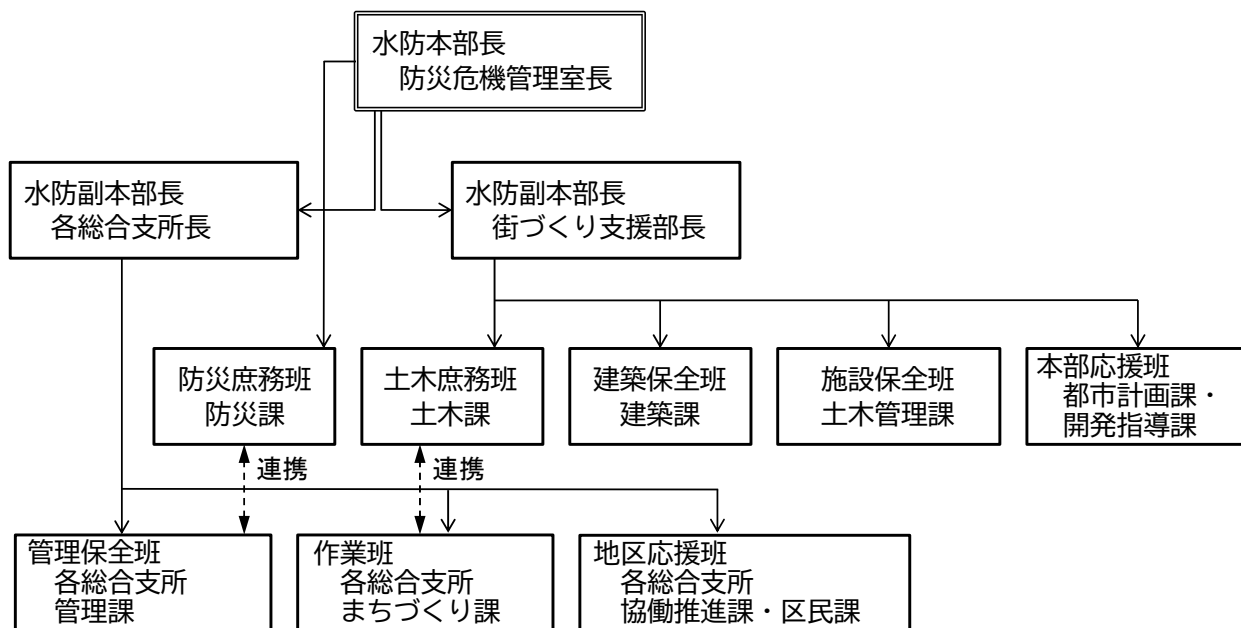
*平成 30 年 7 月から法定外公共物の使用許可は、土木管理課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

1 概要

近年多発する集中豪雨や大型台風等を原因とする河川の溢水や洪水等により起こる道路の冠水や浸水被害等に対し、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、消防等関係機関との連携を密にして水防活動を実施しています。

2 水防組織

- ・ 防災危機管理室長（水防本部長）は、水防本部を設置し、区民の避難に関する情報の収集や、避難勧告・避難指示の発令、警察署や消防署への情報提供等を行います。
- ・ 街づくり支援部及び各総合支所まちづくり課は、水防作業を行うとともに、被害に関する情報の収集を行います。
- ・ 各総合支所管理課は、区民の自主避難施設の開設や運営、また、各総合支所内の態勢の取りまとめを行います。
- ・ 各総合支所協働推進課は、町会・自治会等への避難情報の周知や状況により管理課及びまちづくり課の応援を行います。



3 水防態勢

水防本部長は、区が分担する水防活動に万全を期するため、状況に応じて次の態勢を指示します。

種 類		基 準 及 び 内 容
情報確認態勢		各水防要員が気象情報等の情報を収集し、連絡態勢への準備をする態勢。
情報連絡態勢		気象情報の注意報が発せられ、態勢の必要性を認めたとき。主として情報収集及び連絡に当たり、事態に応じて配備態勢の指示連絡が行える態勢。
警戒配備態勢		気象情報の注意報又は警報が発令中であっても、水防活動の必要性が少ないとき。主として観測警戒等を行える態勢。
水防本部	第1次 非常配備態勢	気象情報の警報が発せられ、水害が発生する恐れがあるとき。その水害に直ちに対応できる態勢。
	第2次 非常配備態勢	かなりの水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。その水害に直ちに対応できる態勢。
	第3次 非常配備態勢	区内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。全員で対応できる態勢。

※気象情報とは気象庁が発表する港区における大雨・洪水・高潮・津波のいずれかに関する注意報又は警報。

4 水防備蓄資器材

水防に必要な水防備蓄資器材は、各総合支所まちづくり課の倉庫に保管され、水防態勢に入れば、直ちに使用できるようになっています。

○水防備蓄資器材保管状況

管内 品名	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	計
土 の う	5,000 袋	1,500 袋	1,000 袋	1,000 袋	800 袋	9,300 袋
土のう留ぐい	400 本	100 本	50 本	50 本	40 本	640 本
トラロープ	500m	100m	100m	100m	100m	900m
ショベル	230 丁	30 丁	30 丁	40 丁	30 丁	360 丁
ツルハシ	110 丁	11 丁	10 丁	7 丁	9 丁	147 丁
カケヤ	120 本	10 本	10 本	7 本	10 本	157 本
カマノコ	65 丁	5 丁	5 丁	5 丁	9 丁	89 丁
ナタ	45 本	5 本	5 本	5 本	5 本	65 本
ブルーシート	30 枚	3 枚	5 枚	3 枚	4 枚	45 枚
軽量鋼板	48 枚	—	—	—	—	48 枚
鉄線	20kg	30kg	10kg	50kg	20kg	130kg
ペンチ	30 丁	5 丁	5 丁	5 丁	5 丁	50 丁
一輪車	15 台	4 台	5 台	2 台	4 台	30 台

(令和3年4月1日現在)

目 的

「港区アドプト・プログラム」は、地域の方々が区と協働し、道路・公園等の緑化活動、清掃活動等を通して、道路・公園等が地域コミュニティの場となるなど、より快適でうるおいのある魅力的なまちづくりを推進することを目的としています。

※アドプトとは、「養子にする」という意味で、地域の方々が「里親」となり、区の道路・公園等をいわば自分たちの養子（アドプト）として清掃をしたり、花を植えたり、愛し育てていくボランティア活動です。

内 容

参加団体は、区と協定を結び、道路・公園等の清掃活動、街路樹柵や公園等の花壇への花植え、手入れ等の様々な活動を行っています。区は、清掃用具や花壇管理に必要な用具の貸出し、草花等の提供及び活動中の事故に備えての保険加入等の支援をしています。また、港区のホームページへの掲載やサインボードの設置により、アドプト活動のPRを行っています。

平成14年度から始まり、毎年参加団体数も増加し、現在は144の団体が活動を行っています。

事業開始年月

平成14年6月25日

事業の状況

○登録団体数

(単位：団体)

総合支所 区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合計
道 路	25	4	4	7	39	79
公 園 等	11	8	7	14	25	65
合 計	36	12	11	21	64	144

(令和3年4月1日現在)

※「公園等」の団体数のうち芝地区の2団体、麻布地区の3団体、赤坂地区の1団体、芝浦港南地区の1団体は、公園等内での活動に加え、道路での活動も行っていきます。

緑化推進 [みどりの保護]

各総合支所まちづくり課
環境リサイクル支援部環境課

1 保護樹木・樹林の指定と補助

「港区みどりを守る条例」に基づき、区内にある一定基準以上の樹木・樹林を守り、健全に育てていくため、所有者や管理者から申請を受け、保護樹木・樹林の指定をしています。

保護樹木・樹林については、標識を設置し、維持管理に要する費用の一部を補助しています。

2 樹木の引取り及びあっせん(グリーンバンク)

区民が大切に守り育てていた樹木を、引越や建物の増改築等に伴い伐採しなければならなくなった場合に、区のみどりを守るため、区民からの申請を受けて、区が移植可能かどうかなどを判定し、区有地（桜田公園内）に引き取ります。また、引き取った樹木を希望する区民にあっせんし、活用しています。

※樹木の引取り及びあっせん（グリーンバンク）事業は、令和3年3月31日で終了となりました。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の環境リサイクル」を参照

緑化推進 [みどりの育成]

各総合支所まちづくり課
環境リサイクル支援部環境課

屋上等緑化の助成

都市環境の改善や生活環境の向上を図り、自然との共生都市の実現をめざし、区内の民間建築物の屋上及び壁面に新たな緑化をする建築物所有者に対し、経費の一部を助成しています。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の環境リサイクル」を参照

緑化推進 [みどりの普及・啓発]

各総合支所まちづくり課
環境リサイクル支援部環境課

緑の重要性について、広く区民の理解と認識を高めるために、港区ホームページや広報紙等を通じて緑化意識の普及・啓発に努めるとともに植木市等の各種事業を行っています。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の環境リサイクル」を参照

緑化推進 [ビオトープづくりの推進]

各総合支所まちづくり課
環境リサイクル支援部環境課

公園や児童遊園などの新設改良に合わせ、小鳥や昆虫など身近な生きものがすめる空間（ビオトープ）を確保し、地域の生物多様性の保全・再生の拠点づくりを進めています。ビオトープは、身近な公園等で自然を感じ、自然体験を通して生物多様性を理解するために作られたもので、各総合支所及び指定管理者が維持管理しています。

(単位：か所)

設置場所	設置数
芝公園	1
元麻布三丁目緑地	1
亀塚公園	1
高輪森の公園	1
高松くすのき公園	1
白金台どんぐり児童遊園	1
芝浦中央公園	2
芝浦公園	1
杜の公園	1
港南緑水公園	1

(令和3年4月1日現在)

芝地区のまちづくり [環状第二号線新橋・虎ノ門地区]	芝地区総合支所まちづくり課 街づくり支援部都市計画課 街づくり支援部開発指導課
<p>環状第2号線は、東京都の道路事業及び再開発事業として、区内の約1.4km区間が整備され、平成26年3月に地上部道路（新虎通り）、地下トンネル（新橋・虎ノ門間）が開通しました。</p> <p>環状第二号線沿道新橋地区（面積約8.4ha）では、次世代の東京を象徴するシンボルストリートの形成に向けて、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づき、平成25年3月に「街並み再生方針」を策定し、環状第2号線沿道の街区再編まちづくりを推進しています。</p> <p>*当事業の詳細内容は「港区の街づくり」を参照</p>	

芝地区のまちづくり [汐留地区]	芝地区総合支所まちづくり課 街づくり支援部開発指導課
<p>汐留地区（約30.7ha）は、明治5年の新橋～横浜駅間の鉄道開通以来、鉄道の要衝として位置付けられ、昭和期には貨物輸送の拠点となっていました。昭和61年に汐留貨物駅は廃止されました。</p> <p>現在、東京都は道路や公園などの都市基盤を「汐留土地地区画整理事業」により整備し、各街区の土地所有者は「地区計画」制度に沿った形で建築工事を行うなど、官民一体によるまちづくりが進められています。</p> <p>*当事業の詳細内容は「港区の街づくり」を参照</p>	

地区まちづくりに係る支援制度

各総合支所まちづくり課
街づくり支援部都市計画課
街づくり支援部開発指導課

1 まちづくり相談

住民の発意によるまちづくりを支援していくため、まちづくりに関する情報提供や、相談・調整を行っています。

2 まちづくりコンサルタント派遣

あらかじめ区に登録しているコンサルタント（都市計画・建築設計・不動産・税等の専門家）を講演会や研究会等の講師、計画立案のアドバイザー等として派遣する制度です。

区内に住所を有する者を含むグループが自主的なまちづくりを目指し、まちづくり活動を行う場合に、コンサルタントを派遣します。

3 まちづくり活動助成

区民参画によるまちづくりの推進を図るため、平成20年度から、「港区まちづくり条例」に基づき、区民が主体となって行う地域のまちづくり活動に対して、まちづくりの段階に応じた助成を実施しています。

※対象者 まちづくり組織（「港区まちづくり条例」に基づく登録団体）

*当事業の詳細内容は「港区の街づくり」を参照

屋外広告物

各総合支所まちづくり課

屋外広告物について、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、区は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により「東京都屋外広告物条例」に基づいて指導、許可等を行っています。

東京都屋外広告物条例は、昭和24年に制定されましたが、この間、都市の成熟化による建築物の高層化や技術の進歩による広告物の多様化等、社会環境は著しく変化しています。

違反広告物の是正指導について、各総合支所における監察業務の業者委託により、路上にある貼り紙等違反広告物の簡易除却を強化したことによる効果も表れ、排除件数は減少傾向にあります。

また、区から委嘱した地域の方々の「道路美化協力員制度」によるボランティア活動や、警察署、関係企業、地元町会などの協力のもとで「共同除却」を実施するなど、道路上の違反広告物の排除活動を強化しています。

○令和2年度 許可実績

総合支所 種別	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合計
広告塔						
許可件数	20	11	6	1	8	46
申請手数料(円)	2,173,500	689,080	99,820	386,400	228,620	3,577,420
広告板						
許可件数	279	104	233	50	79	745
申請手数料(円)	9,991,660	3,342,360	9,016,000	1,680,840	3,239,320	27,270,180
電柱・街路灯柱利用						
許可件数	2(2,848枚)	0	12(288枚)	0	0	14(3,136枚)
申請手数料(円)	882,880	0	89,280	0	0	972,160
標識柱利用						
許可件数	1(614枚)	0	0	0	0	1(614枚)
申請手数料(円)	128,940	0	0	0	0	128,940
その他						
許可件数	0	5	8	0	50	63
申請手数料(円)	0	171,050	160,400	0	1,082,250	1,413,700
支所別合計						
許可件数	302	120	259	51	137	869
申請手数料(円)	13,176,980	4,202,490	9,365,500	2,067,240	4,550,190	33,362,400

○令和2年度 違反広告物 是正指導実績 (単位：件)

総合支所 種別	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合計
是正指導件数	58	460	81	76	238	913

*平成30年7月から本業務は、土木管理課から各総合支所まちづくり課へ移管されました。

1 事業の概要

自転車は、通勤、通学、買い物等のための身近な近距離交通手段として幅広い年齢層に利用されています。

誰にでも手軽に利用することができ、しかも無公害、省エネルギーのすぐれた乗り物として時代のニーズにマッチし、今後その利用はますます増大することが予想されます。

しかし、自転車利用の増大は、同時に駅周辺における自転車の大量放置による様々な問題を引き起こしています。

令和3年5月末現在で、1,089台（新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中の調査数）の自転車等が区内の駅周辺に放置されています。

これらは、歩行者環境を悪化させ、消防車や救急車などの緊急車両の活動を阻害するだけでなく、公共の場としての機能や都市景観を著しく損なわせるなど、深刻な弊害を生じさせています。

この対策として、以下の3つを柱とし、これを交通体系の中でバランスよく実施することが重要です。

- (1) 放置自転車等の抑制
- (2) 自転車利用者に「短い距離は歩く」等の日常的な啓発活動
- (3) 自転車等駐車場の整備

令和2年度に実施した主な事業は次のとおりです。

2 警告及び撤去活動

各駅周辺、道路上の放置自転車等の整理、警告及び撤去を定期的に行いました。

3 啓発活動

区民、在勤者、在学者に放置防止を啓発するため、各警察署、道路管理者等関係機関と協力し、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を令和2年10月22日から10月31日まで実施しました。

広報みなどによるお知らせ、ポスター掲示を行うとともに、自転車等利用者への啓発活動、放置自転車への警告、撤去活動を強化しました。

4 自転車等駐車場の設置義務

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例により、集客施設に自転車等駐車場を設けるよう義務付けています。

令和2年度における設置義務に関する新設の届出件数は19件、設置予定台数は3,083台です。

5 放置自転車リサイクル事業

平成13年10月から、保管期限を過ぎた撤去自転車を（公社）港区シルバー人材センターで整備・リサイクルをすることで、資源の有効活用を図っています。

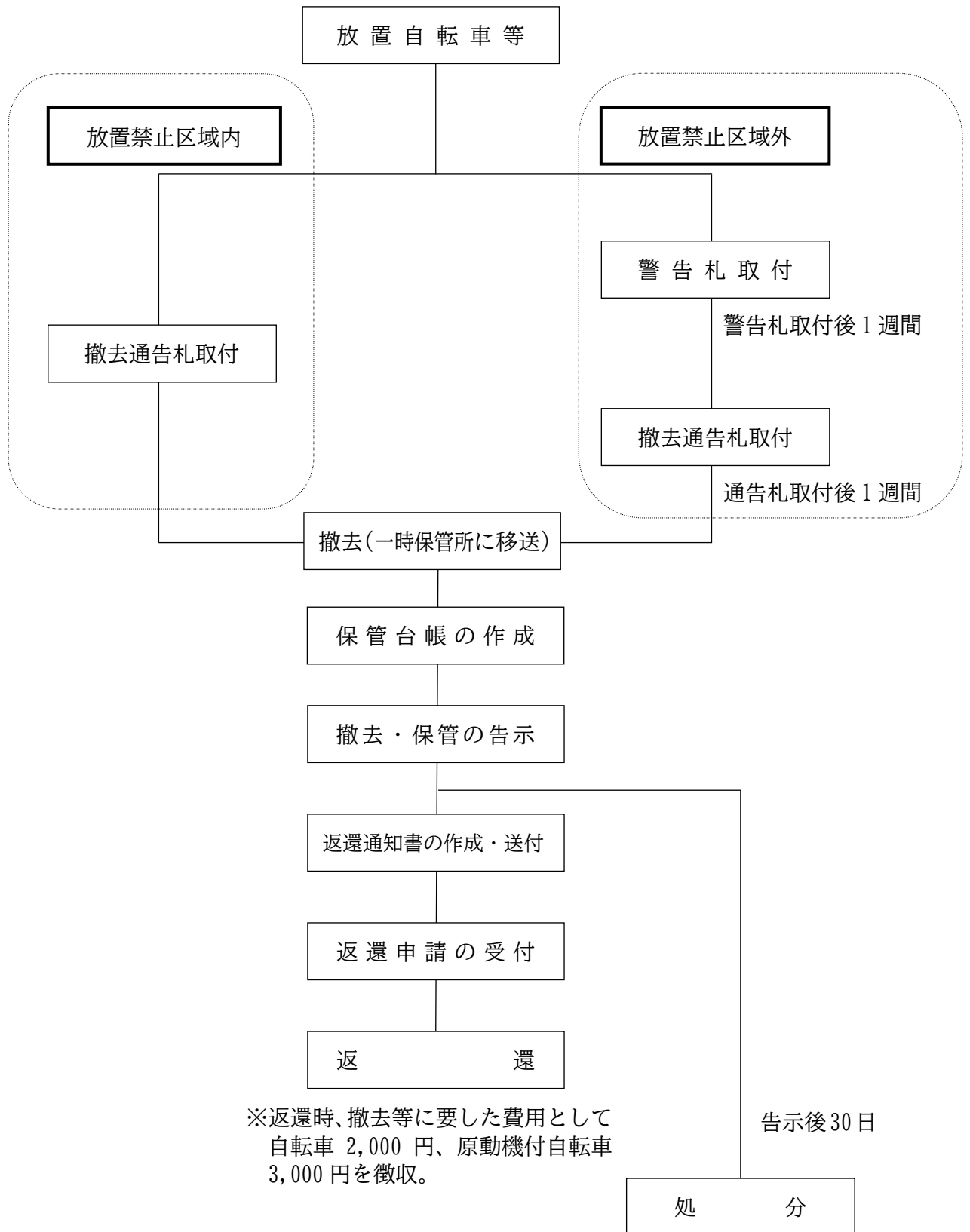
令和2年度は保管期限が過ぎた撤去自転車315台を無償譲渡し、237台を販売しました。

6 自転車等駐車場の整備

自転車等駐車場には、区が条例で設置した本格的な「自転車等駐車場」と、それを設置するまでの間の緊急対策として整備した「暫定自転車等駐車場」、駅周辺の遊休地を暫定利用した「暫定自転車等置場」があります。

区が条例で設置した自転車等駐車場 11 施設については、指定管理者制度を導入し、運営しています。

条例に基づく自転車等の撤去・返還・処分の流れ図



令和3年度 自転車等駅前乗入台数調査（放置・置場）

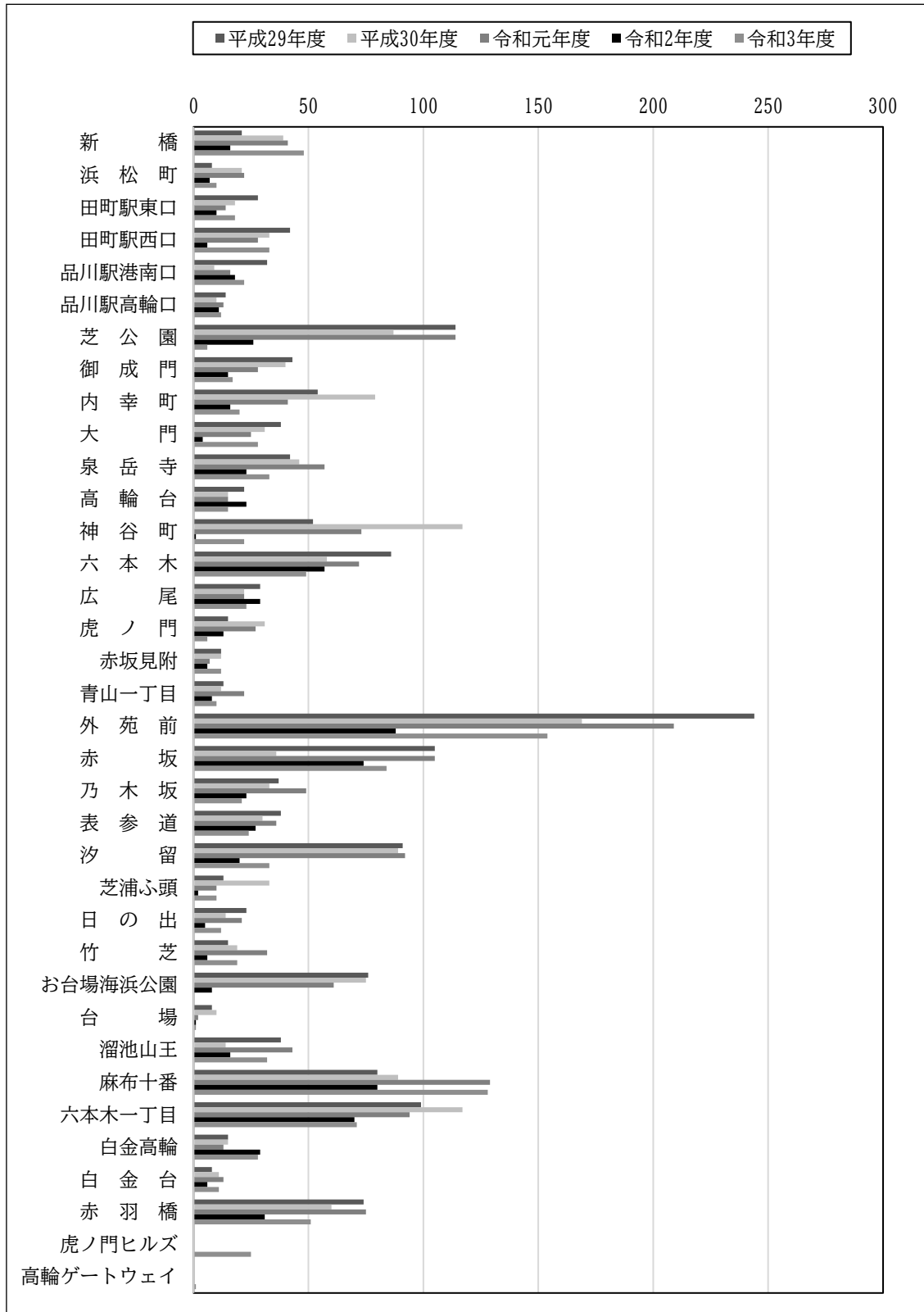
（単位：台）

	駅名	路線名	自転車	バイク		計	備考（※複数段のうち、上段は放置台数、下段は駐車場・置場内台数）
				原付	自動二輪		
1	新橋	JR山手線・地下鉄銀座線・浅草線・ゆりかもめ	44	1	3	48	
			38	0	0	38	新橋第1暫定自転車駐車場
			60	0	0	60	新橋第2暫定自転車駐車場
			130	0	0	130	桜田公園自転車駐車場
2	浜松町	JR山手線・東京モノレール	9	0	1	10	
			172	10	0	182	浜松町駅北口自転車等駐車場
3	田町駅東口	JR山手線	17	1	0	18	
			581	25	0	606	田町駅東口自転車等駐車場
4	田町駅西口	JR山手線	31	0	2	33	
			36	10	0	46	田町駅西口第1暫定自転車等駐車場
			34	0	0	34	田町駅西口第2暫定自転車駐車場
			19	0	0	19	田町駅西口第3暫定自転車駐車場
			45	0	0	45	田町駅西口第4暫定自転車駐車場
			25	0	0	25	田町駅西口第5暫定自転車駐車場
			40	0	0	40	田町駅西口第6暫定自転車駐車場
5	品川駅港南口	JR山手線	16	2	4	22	
			232	0	0	232	こうなん星の公園自転車駐車場
			564	23	0	587	品川駅港南口自転車等駐車場
6	品川駅高輪口	JR山手線・京浜急行線	10	1	1	12	
			65	7	0	72	品川駅高輪口第1暫定自転車等駐車場
			153	1	12	166	品川駅高輪口第2暫定自転車等駐車場
7	芝公園	地下鉄三田線	6	0	0	6	
			55	0	0	55	芝公園駅暫定自転車駐車場
8	御成門	地下鉄三田線	16	1	0	17	
9	内幸町	地下鉄三田線	12	2	6	20	
10	大門	地下鉄浅草線・大江戸線	28	0	0	28	
11	泉岳寺	地下鉄浅草線	32	1	0	33	
12	高輪台	地下鉄浅草線	14	0	1	15	
13	神谷町	地下鉄日比谷線	20	2	0	22	
14	六本木	地下鉄日比谷線・大江戸線	46	2	1	49	
			19	0	0	19	六本木駅第3暫定自転車駐車場
			96	0	0	96	三河台公園自転車駐車場
			89	0	0	89	六本木駅自転車駐車場
15	広尾	地下鉄日比谷線・広尾駅	22	1	0	23	
			76	0	0	76	広尾駅自転車駐車場
16	虎ノ門	地下鉄銀座線	6	0	0	6	
			46	0	0	46	虎ノ門一丁目暫定自転車置場
17	赤坂見附	地下鉄銀座線・丸ノ内線	12	0	0	12	
			64	8	45	117	赤坂見附駅前暫定自転車駐車場
18	青山一丁目	地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線	9	1	0	10	
			98	0	0	98	青山一丁目駅前暫定自転車駐車場
19	外苑前	地下鉄銀座線	154	0	0	154	
20	赤坂	地下鉄千代田線	79	2	3	84	
21	乃木坂	地下鉄千代田線	19	1	1	21	
			72	0	0	72	乃木坂駅暫定自転車等置場
22	表参道	地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線	21	1	2	24	
			92	0	0	92	表参道駅前暫定自転車駐車場
23	汐留	地下鉄大江戸線・ゆりかもめ	25	3	5	33	
24	芝浦ふ頭	ゆりかもめ	4	0	6	10	
			38	0	0	38	芝浦ふ頭駅前暫定自転車駐車場
25	日の出	ゆりかもめ	11	0	1	12	
26	竹芝	ゆりかもめ	13	0	6	19	
27	お台場海浜公園	ゆりかもめ	0	0	0	0	
			53	2	4	59	お台場海浜公園駅暫定自転車等駐車場
28	台場	ゆりかもめ	1	0	0	1	
29	溜池山王	地下鉄銀座線・南北線	30	1	1	32	
30	麻布十番	地下鉄南北線・大江戸線	127	1	0	128	
			198	0	0	198	麻布十番第1暫定自転車駐車場
			22	9	0	31	麻布十番駅自転車等駐車場
31	六本木一丁目	地下鉄南北線	68	2	1	71	
32	白金高輪	地下鉄南北線・三田線	23	3	2	28	
			142	0	0	142	白金高輪駅自転車駐車場
			57	0	0	57	松ヶ丘暫定自転車置場
33	白金台	地下鉄南北線・三田線	10	0	1	11	
			74	0	0	74	白金台駅自転車駐車場
34	赤羽橋	地下鉄大江戸線	48	3	0	51	
35	虎ノ門ヒルズ	地下鉄日比谷線	24	0	1	25	
36	高輪ゲートウェイ	JR山手線	1	0	0	1	
			45	0	0	45	高輪ゲートウェイ駅第1・2暫定自転車駐車場
合計		放置台数	1,008	32	49	1,089	
		駐車場・置場内台数	3,530	95	61	3,686	

（令和3年5月31日現在）

○年度別駅前放置自転車の推移

(単位:台)



(各年度5月31日現在)

※令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中の調査。

(単位：台)

年度	28	29	30	元	2
自転車等駐車場利用台数	249,395	254,886	287,365	278,464	232,258

(各年度末日現在)

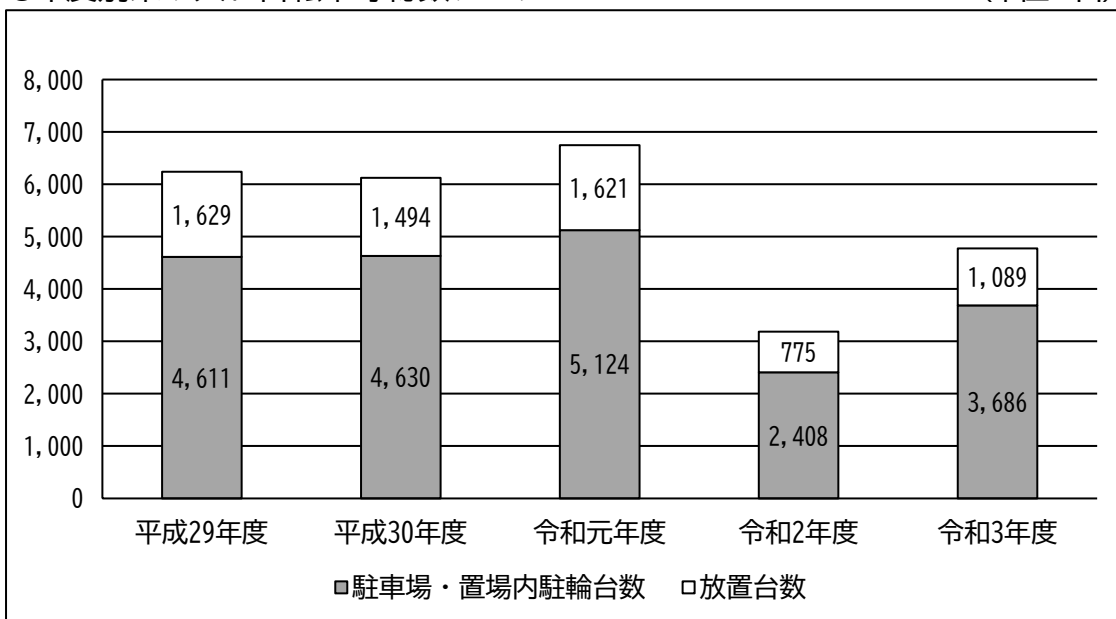
(単位：台)

年度	28	29	30	元	2
撤去自転車等返還台数	3,752	3,483	3,510	3,238	2,381

(各年度末日現在)

○年度別乗り入れ自転車等総数データ

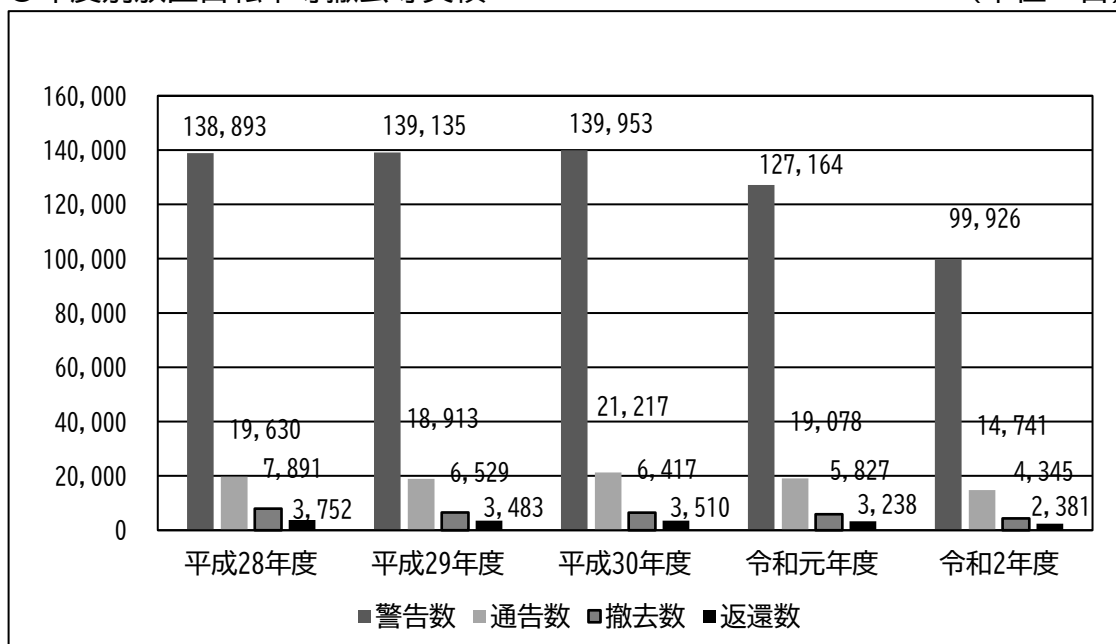
(単位：台)



(各年度5月31日現在)

○年度別放置自転車等撤去等実績

(単位：台)



(各年度末日現在)

あき地の適正管理

各総合支所まちづくり課

目 的

「あき地の管理の適正化に関する条例」に基づき、適正管理の指導を行います。

内 容

あき地の適正管理における苦情・相談に対応します。

根拠法令等

あき地の管理の適正化に関する条例

事業開始時期

昭和 40 年 4 月

事業の状況

○苦情・相談件数

(単位：件)

総合支所 \ 年度	28	29	30	元	2
芝地区	0	0	0	0	0
麻布地区	5	4	3	3	1
赤坂地区	2	4	0	0	1
高輪地区	10	5	8	4	4
芝浦港南地区	0	0	1	0	0
合 計	17	13	12	7	6

(各年度末日現在)

區 民 課

概要

窓口事務の統一した事務取扱いと調整

内容

昭和42年11月から統合窓口体制を執っており、住民の基本的地位に係る届出は、住民戸籍課及び支所の窓口で取り扱っていました。

また、平成4年7月の住記オンラインシステムの稼動に伴い、住民基本台帳が一元管理されることとなりました。平成18年4月には総合支所制度がスタートし、同じ業務を取り扱う芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南地区総合支所、芝浦港南地区総合支所台場分室の6つの窓口が、港区として統一的・効率的な事務処理を実現するため必要な調整業務を行っています。

根拠法令等

港区総合支所処務規程

事業開始時期

昭和42年

事業の状況

各総合支所区民課（窓口サービス係・個人番号カード交付推進担当・相談担当・証明交付担当・戸籍係）の連絡調整

窓口事務実務研修の開催

各種統計事務総括

住民基本台帳システム、戸籍システム、住民基本台帳ネットワークシステム等の連絡調整

住民基本台帳諸届

各総合支所区民課

概要

住民基本台帳法に基づく各種届出の受理

内容

住民の居住関係に関する公証事務、その他住民の住所に関する基礎情報に資するため、転入届・転出届・転居届・世帯変更届等住民の地位の変更に関する届出を受理します。

根拠法令等

住民基本台帳法及び同施行令

事業開始時期

昭和42年

実績表

◎住民登録世帯及び人口（台場分室の世帯と人口は、芝浦港南地区の内数）
（各年度末日現在、単位：上段－世帯、下段－人）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合計
28	25,255	35,147	20,870	33,650	27,994	2,448	142,916
	40,265	59,126	36,436	60,563	54,625	5,466	251,015
29	25,610	35,999	21,277	33,760	28,572	2,493	145,218
	40,733	60,570	37,071	60,990	55,956	5,570	255,320
30	25,838	36,633	21,346	34,263	28,898	2,527	146,978
	41,122	61,712	37,320	62,059	56,483	5,617	258,696
元	26,378	36,933	21,864	34,323	29,350	2,527	148,848
	41,951	62,326	38,004	62,287	57,355	5,614	261,923
2	26,174	36,129	21,596	33,771	29,163	2,513	146,833
	41,631	61,003	37,491	61,492	57,204	5,578	258,821

◎各種届出受付件数

平成28年度

（単位：件）

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生届	死亡届	帰化届	職権記載	その他
芝地区	9,809	2,566	6,969	443	1,067	1,176	40	6,254	244
麻布地区	4,198	2,131	3,432	285	455	55	3	960	124
赤坂地区	2,297	1,084	2,122	160	340	66	1	546	56
高輪地区	3,348	1,335	3,012	287	476	213	4	831	46
芝浦港南地区	2,781	1,240	2,755	269	800	17	8	915	53
台場分室	183	121	232	17	24	1	0	30	4
合計	22,616	8,477	18,522	1,461	3,162	1,528	56	9,536	527

平成29年度

（単位：件）

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生届	死亡届	帰化届	職権記載	その他
芝地区	9,848	2,383	6,774	472	1,006	1,202	41	6,330	251
麻布地区	4,396	2,242	3,473	286	449	42	2	865	138
赤坂地区	2,471	1,000	2,257	184	333	83	4	533	55
高輪地区	3,309	1,459	3,128	287	456	207	2	823	44
芝浦港南地区	2,685	1,183	2,663	268	803	18	15	840	46
台場分室	195	106	208	12	31	3	0	18	4
合計	22,904	8,373	18,503	1,509	3,078	1,555	64	9,409	538

平成30年度

(単位：件)

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生届	死亡届	帰化届	職権記載	その他
芝地区	8,928	2,315	6,783	409	976	1,249	32	6,033	218
麻布地区	4,582	2,145	3,787	279	506	42	5	887	193
赤坂地区	2,465	984	2,268	171	298	86	4	575	52
高輪地区	3,545	1,491	3,230	298	415	193	8	842	40
芝浦港南地区	2,970	1,172	2,743	241	759	14	15	770	48
台場分室	203	89	198	18	26	2	0	21	0
合 計	22,693	8,196	19,009	1,416	2,980	1,586	64	9,128	551

令和元年度

(単位：件)

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生届	死亡届	帰化届	職権記載	その他
芝地区	9,410	2,406	6,629	478	864	1,309	33	7,387	168
麻布地区	4,482	2,110	3,808	279	442	54	8	1,177	116
赤坂地区	2,579	1,131	2,285	192	286	91	3	879	39
高輪地区	3,472	1,428	3,346	276	488	167	6	1,219	46
芝浦港南地区	2,957	1,154	2,955	288	801	23	6	1,376	41
台場分室	187	81	186	18	29	0	0	62	2
合 計	23,087	8,310	19,209	1,531	2,910	1,644	56	12,100	412

令和2年度

(単位：件)

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生届	死亡届	帰化届	職権記載	その他
芝地区	7,627	2,178	6,511	419	861	1,321	39	5,506	180
麻布地区	3,785	2,231	4,097	316	419	66	8	1,001	122
赤坂地区	2,222	1,033	2,426	172	269	99	6	646	47
高輪地区	3,065	1,491	3,522	314	412	177	9	841	39
芝浦港南地区	2,723	1,292	3,128	305	679	14	15	965	53
台場分室	179	75	196	25	22	0	0	27	0
合 計	19,601	8,300	19,880	1,551	2,662	1,677	77	8,986	441

◎住民記録関係諸証明交付通数（窓口発行・郵送請求分）

（ ）内は無料、内数（単位：通）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
28	114,406	28,384	17,121	25,360	20,402	1,961	207,634
	(37,926)	(1,153)	(1,879)	(1,825)	(2,570)	(253)	(45,606)
29	112,081	30,767	20,837	28,002	24,662	2,320	218,669
	(33,194)	(1,390)	(1,842)	(2,007)	(2,524)	(274)	(41,231)
30	112,013	38,755	22,768	32,486	27,183	2,774	235,979
	(31,515)	(1,151)	(1,692)	(1,809)	(2,494)	(284)	(38,945)
元	114,925	35,148	22,092	30,461	26,014	2,462	231,102
	(34,500)	(1,111)	(1,683)	(1,791)	(2,393)	(265)	(41,743)
2	104,152	39,407	22,381	31,762	26,754	2,763	227,219
	(32,337)	(6,249)	(2,878)	(2,997)	(3,742)	(534)	(48,737)

◎閲覧件数 () 内は無料、内数 (単位：回)

年度	回 数
28	159
	(21)
29	294
	(132)
30	147
	(33)
元	206
	(85)
2	220
	(59)

※特定閲覧は簿冊一冊をもって1回、不特定閲覧は、閲覧時間30分毎に1回とする。

印鑑登録

各総合支所区民課

概要

印鑑登録と印鑑登録証明書の交付

内容

住民基本台帳法により記録されている人に、申請に基づき印鑑登録と印鑑登録証明書を交付します。

根拠法令等

地方自治法
港区印鑑条例及び同施行規則

事業開始時期

昭和31年

実績表

◎各種届出受付・証明発行件数

平成28年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）

（単位：件 印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	5,773	2,089	28	893	239	371	466	16,255
麻布地区	3,303	2,649	18	685	185	45	10	12,759
赤坂地区	2,194	1,573	10	422	138	24	13	6,607
高輪地区	3,133	2,795	9	655	221	52	29	10,665
芝浦港南地区	2,721	2,425	6	439	174	51	8	5,971
台場分室	244	10	1	41	12	0	13	389
合計	17,368	11,541	72	3,135	969	543	539	52,646

※登録証引替件数は、自動交付機カードから印鑑登録証への切替交付件数を含む。

平成29年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）

（単位：件 印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	5,901	858	21	978	224	393	501	24,625
麻布地区	3,434	985	10	753	165	45	13	14,555
赤坂地区	2,300	747	13	504	104	22	12	12,915
高輪地区	3,166	1,185	10	693	173	50	24	13,706
芝浦港南地区	2,656	1,110	12	520	143	42	14	11,706
台場分室	263	5	2	63	14	0	8	1,111
合計	17,720	4,890	68	3,511	823	552	572	78,618

※登録証引替件数は、自動交付機カードから印鑑登録証への切替交付件数を含む。

平成 30 年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）

（単位：件 印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	5,724	512	13	1,041	195	354	458	29,485
麻布地区	3,574	560	14	905	136	42	10	27,869
赤坂地区	2,334	464	36	522	99	31	13	16,229
高輪地区	3,357	685	39	863	130	28	26	21,306
芝浦港南地区	2,753	624	11	606	115	34	12	15,073
台場分室	211	4	1	54	5	0	11	1,450
合 計	17,953	2,849	114	3,991	680	489	530	111,412

※登録証引替件数は、自動交付機カードから印鑑登録証への切替交付件数を含む。

令和元年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）

（単位：件 印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	6,129	292	9	1,072	193	380	484	29,501
麻布地区	3,384	308	20	840	138	44	17	23,991
赤坂地区	2,536	240	15	578	112	49	18	15,896
高輪地区	3,289	376	24	875	136	39	20	20,540
芝浦港南地区	2,700	282	15	580	111	43	6	14,361
台場分室	226	0	3	59	13	1	10	1,460
合 計	18,264	1,498	86	4,004	703	556	555	105,749

※登録証引替件数は、自動交付機カードから印鑑登録証への切替交付件数を含む。

令和 2 年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）

（単位：件 印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	5,430	673	11	930	192	301	715	30,100
麻布地区	3,778	814	47	843	153	29	25	26,634
赤坂地区	2,458	404	15	561	113	24	18	16,363
高輪地区	3,237	1,000	22	810	137	42	25	21,298
芝浦港南地区	2,774	633	20	655	103	58	12	14,838
台場分室	226	0	2	62	8	0	11	1,489
合 計	17,903	3,524	117	3,861	706	454	806	110,722

※登録証引替件数は、自動交付機カードから印鑑登録証への切替交付件数を含む。

◎印鑑登録者数

（単位：人）

年度	登録者数
28	141,829（内、外国人 5,408）
29	143,437（内、外国人 5,706）
30	144,992（内、外国人 5,945）
元	146,607（内、外国人 6,201）
2	146,674（内、外国人 6,147）

（各年度末日現在）

概 要

日本国民について、親族的な身分関係を登録し、それを公証するための諸届の受付

内 容

- ・ 出生から死亡までの戸籍関係の諸届の審査、受付、記載、通知等を行い、戸籍を編製・管理します。
(以下、芝地区総合支所のみ)
- ・ 戸籍の附票の編製、住民基本台帳法第 19 条通知による記載、他区市町村への附票通知を行います。
- ・ 相続税法第 58 条による通知を税務署に行います。
- ・ 人口動態調査票を作成して、保健所に報告します。
- ・ 官公庁等からの身元照会について回答します。

根拠法令等

戸籍法及び同施行規則・戸籍事務取扱準則

法の適用に関する通則法

国籍法

民法

住民基本台帳法

事業開始時期

明治 5 年

実績表

◎戸籍関係状況及び処理件数

	年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
本籍数 (戸)	28	-	-	-	-	-	166,834
	29	-	-	-	-	-	168,518
	30	-	-	-	-	-	170,035
	元	-	-	-	-	-	171,630
	2	-	-	-	-	-	172,480
本籍 人口 (人)	28	-	-	-	-	-	379,012
	29	-	-	-	-	-	382,542
	30	-	-	-	-	-	386,010
	元	-	-	-	-	-	389,413
	2	-	-	-	-	-	391,504
新戸籍 編製 (戸)	28	3,203	382	259	324	362	4,530
	29	3,367	343	230	320	359	4,619
	30	3,161	330	265	364	319	4,439
	元	3,503	301	261	298	317	4,680
	2	2,775	301	209	285	278	3,848
戸籍 全消除 (戸)	28	2,789	45	61	99	36	3,030
	29	2,777	41	56	82	39	2,995
	30	2,718	52	59	81	27	2,937
	元	2,896	58	61	69	28	3,112
	2	2,801	51	56	77	21	3,006
身元関係 照会 (件)	28	6,449	-	-	-	-	6,449
	29	6,218	-	-	-	-	6,218
	30	6,111	-	-	-	-	6,111
	元	6,089	-	-	-	-	6,089
	2	5,283	-	-	-	-	5,283
附票記載 (件)	28	31,183	-	-	-	-	31,183
	29	31,116	-	-	-	-	31,116
	30	30,401	-	-	-	-	30,401
	元	31,703	-	-	-	-	31,703
	2	28,375	-	-	-	-	28,375
人口動態 調査票 作成 (件)	28	9,844	-	-	-	-	9,844
	29	9,672	-	-	-	-	9,672
	30	9,436	-	-	-	-	9,436
	元	9,742	-	-	-	-	9,742
	2	8,203	-	-	-	-	8,203
相続税法 通知 (件)	28	1,738	-	-	-	-	1,738
	29	1,750	-	-	-	-	1,750
	30	1,694	-	-	-	-	1,694
	元	1,758	-	-	-	-	1,758
	2	1,846	-	-	-	-	1,846

(各年度末日現在)

◎戸籍届出受付件数

(単位：件)

	年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
出生届	28	3,461	470	361	484	844	5,620
	29	3,294	457	343	458	843	5,395
	30	3,353	507	310	429	839	5,438
	元	3,243	449	296	497	857	5,342
	2	3,111	424	280	419	705	4,939
死亡届	28	4,134	61	93	277	20	4,585
	29	4,174	57	115	249	28	4,623
	30	4,099	55	124	240	18	4,536
	元	4,276	63	120	214	27	4,700
	2	4,299	73	117	214	17	4,720
婚姻届	28	5,317	270	168	197	196	6,148
	29	5,349	225	142	207	200	6,123
	30	5,094	212	166	217	170	5,859
	元	5,768	210	160	153	188	6,479
	2	4,256	197	118	154	160	4,885
離婚届	28	997	87	67	101	74	1,326
	29	939	96	67	70	84	1,256
	30	946	94	86	93	78	1,297
	元	981	83	69	77	77	1,287
	2	845	90	73	84	78	1,170
養子縁組届	28	215	19	30	28	17	309
	29	248	15	12	13	15	303
	30	218	12	13	19	13	275
	元	225	21	20	24	17	307
	2	178	25	12	25	15	255
養子離縁届	28	64	7	6	4	1	82
	29	67	1	9	7	5	89
	30	63	8	3	5	2	81
	元	63	6	5	0	2	76
	2	80	8	6	3	3	100
その他	28	3,526	374	299	361	390	4,950
	29	3,502	384	275	343	400	4,904
	30	3,572	331	286	370	301	4,860
	元	3,460	336	313	339	325	4,773
	2	3,515	325	271	343	309	4,763
合 計	28	17,714	1,288	1,024	1,452	1,542	23,020
	29	17,573	1,235	963	1,347	1,575	22,693
	30	17,345	1,219	988	1,373	1,421	22,346
	元	18,016	1,168	983	1,304	1,493	22,964
	2	16,284	1,142	877	1,242	1,287	20,832

◎戸籍関係諸証明交付件数（窓口発行・郵送請求分）

（ ）内は無料、内数（単位：通）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合計
28	108,937	13,841	14,939	13,710	7,679	499	159,605
	(30,690)	(717)	(869)	(782)	(537)	(27)	(33,622)
29	110,581	14,162	15,216	14,313	8,423	615	163,310
	(31,336)	(771)	(1,105)	(913)	(504)	(30)	(34,659)
30	109,528	14,715	15,455	14,884	8,595	760	163,937
	(31,143)	(680)	(899)	(736)	(475)	(32)	(33,965)
元	113,601	13,866	15,101	14,286	8,526	605	165,985
	(36,145)	(643)	(827)	(728)	(544)	(30)	(38,917)
2	100,518	10,483	11,569	11,372	6,252	510	140,704
	(32,848)	(678)	(794)	(817)	(600)	(56)	(35,793)

◎身分証明交付件数

（単位：通）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合計
28	3,740	746	659	557	378	28	6,108
29	3,479	629	660	606	351	44	5,769
30	3,692	609	732	539	390	119	6,081
元	3,321	621	685	479	371	15	5,492
2	3,415	586	580	588	410	27	5,606

概 要

中長期在留者及び特別永住者の住居地に関する業務、特別永住者証明書に関する業務

内 容

住居地を港区に定めた中長期在留者及び特別永住者の住居地届出の受付
在留カード又は特別永住者証明書の裏面への住居地の記載
特別永住許可申請・記載事項変更届出・有効期間更新申請・再交付申請・特別永住者証明書返納の受付

根 拠 法 令 等

出入国管理及び難民認定法
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
住民基本台帳法

事 業 開 始 時 期

平成 24 年 7 月 9 日

実 績 表

◎住居地届出件数

平成 28 年度

(単位：件)

	新規上陸後の 住居地届出	在留資格変更等に 伴う住居地届出	住居地の変更 届出（転入）	住居地の変更 届出（転居）
中長期在留者	4,092	545	2,028	1,882
特別永住者	0	0	144	78

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を含む。

平成 29 年度

(単位：件)

	新規上陸後の 住居地届出	在留資格変更等に 伴う住居地届出	住居地の変更 届出（転入）	住居地の変更 届出（転居）
中長期在留者	4,059	510	2,035	1,855
特別永住者	0	0	109	73

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を含む。

平成 30 年度

(単位：件)

	新規上陸後の 住居地届出	在留資格変更等に 伴う住居地届出	住居地の変更 届出（転入）	住居地の変更 届出（転居）
中長期在留者	4,087	556	1,994	1,909
特別永住者	0	0	113	59

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を含む。

令和元年度

(単位：件)

	新規上陸後の 住居地届出	在留資格変更等に 伴う住居地届出	住居地の変更 届出（転入）	住居地の変更 届出（転居）
中長期在留者	4,062	404	2,169	1,820
特別永住者	0	0	96	64

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を含む。

令和 2 年度

(単位：件)

	新規上陸後の 住居地届出	在留資格変更等に 伴う住居地届出	住居地の変更 届出（転入）	住居地の変更 届出（転居）
中長期在留者	1,409	388	1,848	1,623
特別永住者	0	0	128	74

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を含む。

◎特別永住者証明書各種申請件数

(単位：件)

年度	特別永住許可	記載事項変更	有効期間の更新	再交付	返納
28	5	3	114	14 (14)	131
29	9	2	120	24 (24)	145
30	5	4	169	17 (17)	189
元	7	3	73	16 (16)	92
2	5	4	111	15 (15)	130

※（ ）内は無料、内数。

住居表示

芝地区総合支所区民課
※一部各総合支所区民課

概要

住居表示の実施、変更及び維持管理

内容

住居表示未実施地区の住居表示実施
住居表示既実施地区の住居表示変更
新（改）築建物への住居番号付定
住居表示街区案内板・街区（町名、住居番号）表示板の維持管理
住居表示台帳（附図）の管理
住居表示実施（付定）証明書の発行

根拠法令等

地方自治法
住居表示に関する法律及び同施行令
港区住居表示に関する条例及び同施行規則

事業開始時期

昭和37年

実績表

住居表示実施率 99.71%
（麻布狸穴町・麻布永坂町を除くすべての地域）
住居表示街区案内板設置基数 8基

◎住居番号付定件数、証明書交付件数（単位：件）

年度	新築建物等の住居番号付定件数	住居表示実施証明書等交付件数
28	275	107
29	261	84
30	293	93
元	284	144
2	218	92

※各総合支所区民課窓口サービス係で取り扱う事務は、住居表示実施証明書の発行と建物その他の工作物新築届の受領のみです。

概 要

電子証明書の交付

内 容

自宅等のパソコンから行政機関への申請や届出を、インターネットを通じて行う際、「申請・届出者のなりすまし」や「申請・届出内容の改ざん」が行われることを防止し、確かに本人からの申請・届出とするために「電子証明書」が必要となります。

具体的には、区で発行した「住民基本台帳カード」若しくは「マイナンバーカード（個人番号カード）」に「電子証明書」と「本人が設定した秘密鍵」を記録します。発行主体は平成27年12月までは東京都知事、平成28年1月以降は地方公共団体情報システム機構です。ただし、申請受付・交付は区で行っています。

- ◎電子証明書の有効期間は、住民基本台帳カードが発行日から3年、マイナンバーカードが発行日から5回目の誕生日までです。
- ◎交付手数料は、平成16年1月から同年3月までは無料、同年4月から平成27年12月までは500円、平成28年1月からは、初回無料、2回目以降は200円となりました。
- ◎平成27年12月で、住民基本台帳カードを利用する電子証明書の新規取得・更新は終了しました。平成28年1月から、電子証明書の新規取得・更新は、マイナンバーカードを利用します。

根拠法令等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（公的個人認証法）

事業開始時期

平成16年

実績表

◎電子証明書発行件数 ()内は無料、内数(単位:件)

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
28	4,591	6,073	3,899	6,195	6,098	26,856
	(4,585)	(6,069)	(3,887)	(6,182)	(6,094)	(26,817)
29	2,685	3,290	2,446	3,071	3,325	14,817
	(2,650)	(3,252)	(2,421)	(3,051)	(3,303)	(14,677)
30	2,563	3,119	2,029	2,672	2,553	12,936
	(2,515)	(3,023)	(1,973)	(2,619)	(2,490)	(12,620)
元	3,253	3,371	2,596	3,759	3,216	16,195
	(3,153)	(3,221)	(2,519)	(3,683)	(3,154)	(15,730)
2	11,769	12,064	7,988	17,013	14,012	62,846
	(11,589)	(11,835)	(7,874)	(16,880)	(13,863)	(62,041)

電話予約サービス

各総合支所区民課

概要

電話で予約された住民票の写し及び印鑑登録証明書の受渡し業務

内容

窓口開庁時間内に来庁できない区民のために、電話予約をすることにより、平
日夜間や休日に区民センター等で住民票の写し及び印鑑登録証明書の受取りがで
きるサービスを行っています。

根拠法令等

住民票の写し及び印鑑登録証明書の電話予約サービス事業実施要綱

住民票の写し及び印鑑登録証明書の電話予約サービス事業実施細目

事業開始時期

平成12年

実績表

◎電話予約サービス利用件数

(単位：件 住民票の写し及び印鑑登録証明書のみ：通)

年度		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合計
28	件	254	189	89	203	159	13	907
	住	293	218	102	234	182	15	1,044
	印	84	54	35	36	24	0	233
29	件	261	188	115	261	224	28	1,077
	住	239	205	146	291	188	14	1,083
	印	136	59	70	98	77	24	464
30	件	309	226	175	350	292	35	1,387
	住	323	213	151	312	264	20	1,283
	印	165	157	123	176	218	23	862
元	件	298	259	147	281	306	20	1,311
	住	300	232	149	269	248	52	1,250
	印	167	168	110	186	189	8	828
2	件	242	197	109	238	179	17	982
	住	247	200	100	199	154	17	917
	印	138	116	83	149	109	6	601

※上段：利用件数、中段：住民票の写し、下段：印鑑登録証明書。

※証明書の枚数は件数とは一致しません（1件で複数の申請があるため）。

概 要

証明書自動交付機における各種証明書の交付

内 容

銀行等のATM（現金自動預払機）と同じように、カードを入れて暗証番号を入力することで証明書を簡単に受け取ることができます。

◎カードは「自動交付機カード」「自動交付機カード印鑑登録証」「住民基本台帳カード」の3種類があり、暗証番号をあらかじめ設定することにより利用できます。「自動交付機カード」は平成28年12月、「自動交付機カード印鑑登録証」及び「住民基本台帳カード」は平成27年12月に発行・交付を終了しました。

◎証明書自動交付機で発行できる証明書

- (1) 住民票の写し（現在のもの、世帯全員・世帯一部）
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 戸籍（全部・個人）事項証明書

※港区に住民登録と本籍がある人の現在戸籍のみです。

◎発行手数料は、各証明書ともに窓口での発行手数料より50円安くなっています。

◎証明書自動交付機の撤去及びサービス終了について

証明書自動交付機については、機器の老朽化や、より充実したサービスの提供が可能なコンビニ交付サービスを導入したことから、平成30年9月末をもって稼働を終了し、撤去しました。

根 拠 法 令 等

港区印鑑条例及び同施行規則

港区自動交付機カードの交付に関する規則（廃止）

港区住民基本台帳カードの利用に関する条例（廃止）及び同施行規則（廃止）

港区証明書自動交付機の設置、管理及び運用に関する要綱（廃止）

事 業 開 始 時 期

平成17年10月

芝、赤坂、芝浦港南地区総合支所及び台場分室の証明書自動交付機は、平成17年10月から稼働、平成29年9月廃止。

高輪地区総合支所の証明書自動交付機は、平成17年10月から稼働、平成30年2月廃止。

麻布地区総合支所の証明書自動交付機は、平成17年10月から稼働、平成30年9月廃止。

品川駅港南口公共駐車場の証明書自動交付機は、平成18年11月から稼働、平成28年10月廃止。

青山いきいきプラザの証明書自動交付機は、平成19年11月から稼働、平成27年9月廃止。

白金台いきいきプラザの証明書自動交付機は、平成20年10月から稼働、平成27年9月廃止。

実績表

◎自動交付機カード発行件数

平成28年度

(単位：件)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合計
新	印鑑登録証 ※(有)	0	4	0	0	0	0	4
	印鑑登録証 ※(無)	0	0	2	0	0	0	2
規	自動交付機 カード	61	48	512	159	563	84	1,427
切 替	印鑑登録証 ※(有)	0	0	0	0	8	0	8
	印鑑登録証 ※(無)	1	0	0	0	0	0	1
再 交 付 ※ 2	印鑑登録証 ※(有)	0 (0)	3 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)
	印鑑登録証 ※(無)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	自動交付機 カード	22 (1)	38 (6)	102 (20)	54 (5)	101 (52)	13 (3)	330 (87)
合 計		84 (1)	93 (7)	617 (20)	213 (5)	672 (52)	97 (3)	1,776 (88)

※ ※(有)・※(無)は、暗証番号登録の有無です。

※2 再交付のみ有料。再交付の()内は無料分、内数。

※自動交付機カードの発行・交付は平成28年12月で終了しました。

◎証明書自動交付機からの証明書発行件数

平成 28 年度

(単位：通)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
戸 籍	全部事項 証明書	797	1,023	602	1,103	1,011	102	4,638
	個人事項 証明書	356	499	334	627	557	54	2,427
印鑑登録 証明書		15,356	17,207	12,241	14,657	14,263	1,599	75,323
住民票		10,282	11,028	7,795	9,897	11,903	1,411	52,316
合 計		26,791	29,757	20,972	26,284	27,734	3,166	134,704

※芝浦港南地区総合支所の通数には、品川駅港南口公共駐車場の通数を含みます。

平成 29 年度

(単位：通)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
戸 籍	全部事項 証明書	248	680	229	797	297	35	2,286
	個人事項 証明書	125	370	110	372	149	21	1,147
印鑑登録 証明書		6,058	13,965	4,685	10,653	4,782	617	40,760
住民票		3,546	7,689	2,543	6,505	3,373	515	24,171
合 計		9,977	22,704	7,567	18,327	8,601	1,188	68,364

平成 30 年度

(単位：通)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
戸 籍	全部事項 証明書	-	339	-	-	-	-	339
	個人事項 証明書	-	181	-	-	-	-	181
印鑑登録 証明書		-	6,948	-	-	-	-	6,948
住民票		-	3,735	-	-	-	-	3,735
合 計		-	11,203	-	-	-	-	11,203

※当事業は、平成 30 年 9 月で終了しました。

概 要

コンビニエンスストア（コンビニ）における各種証明書の交付

内 容

マイナンバーカード又は暗証番号が登録された住民基本台帳カードを利用して、全国のコンビニに設置されているマルチコピー機から、各種証明書を取得することができます。コンビニの従業員を介する必要はなく、証明書用紙にも偽造・改ざん防止対策が施されています。

◎住民基本台帳カードの交付は、平成 27 年 12 月で終了しています。ただし、既に交付されている住民基本台帳カードは、平成 28 年 1 月以降もカードの有効期限が終了するまで利用できます。

◎証明書コンビニ交付で取得できる証明書

- (1) 住民票の写し（現在のもの、世帯全員・世帯一部）
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 戸籍（全部・個人）事項証明書（現在のもの、本籍地が港区の場合のみ）※
- (4) 戸籍の附票の写し（全部・一部）（現在のもの、本籍地が港区の場合のみ）※
- (5) 特別区民税・都民税課税証明書（直近 3 年分）
- (6) 特別区民税・都民税納税証明書（直近 3 年分）

※住民登録が港区以外の方でも本籍地が港区にある場合には、マイナンバーカードを利用して戸籍証明書を取得できます。

◎発行手数料は、各証明書ともに窓口での発行手数料より 100 円安くなっています。

◎令和 3 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済的負担を軽減するため、発行手数料は一律 10 円としています。

◎利用時間は、午前 6 時 30 分から午後 11 時までです。
（年末年始及びメンテナンス時を除く。）

利用 できる 店 舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、コミュニティ・ストア、ミニストップ（証明書が発行できるマルチコピー機を設置している店舗に限ります。）

根 拠 法 令 等

港区印鑑条例及び同施行規則
 港区住民基本台帳カードの利用に関する条例（廃止）及び同施行規則（廃止）
 港区多機能端末機による証明書の交付等に関する要綱
 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

事 業 開 始 時 期

平成 27 年 2 月

実績表

◎証明書コンビニ交付における証明書発行件数

(単位：通)

年度	住民票	印鑑登録 証明書	課税 証明書	納税 証明書	戸籍 証明	戸籍の 附票	合計
28	13,387	13,763	1,512	472	1,852	224	31,210
29	20,481	21,192	2,598	902	3,422	388	48,983
30	24,516	26,137	3,014	1,076	4,943	565	60,251
元	28,581	29,829	3,566	1,230	6,485	671	70,362
2	37,350	38,248	4,785	1,690	7,299	1,045	90,417

概 要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくマイナンバーカード（個人番号カード）の交付

内 容

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された写真付きのＩＣカードで、公的な身分証明書として使用できるほか、e-Tax（国税電子申告・納税システム）の電子申請や、コンビニでの住民票等の証明書の取得に利用できます。

平成 28 年 1 月以降、希望者に交付しています。

◎マイナンバーカードは、プラスチック製のカードで、表面に氏名・住所・生年月日・性別・本人の顔写真、裏面にマイナンバーが記載されます。（ＩＣチップには、マイナンバー・氏名・住所・生年月日・性別以外の個人情報記録されません。）

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び同施行令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令

事業開始時期

平成 28 年 1 月

実績表

◎マイナンバーカード交付件数

平成 28 年度

（単位：件）

	新規		再交付		合計
	有料	無料	有料	無料	
芝地区	-	4,259	10	0	4,269
麻布地区	-	5,865	6	0	5,871
赤坂地区	-	3,765	15	4	3,784
高輪地区	-	6,156	16	2	6,174
芝浦港南地区	-	5,924	6	0	5,930
合 計	-	25,969	53	6	26,028

平成 29 年度

(単位：件)

	新規		再交付		合計
	有料	無料	有料	無料	
芝地区	-	2,182	38	7	2,227
麻布地区	-	2,878	39	10	2,927
赤坂地区	-	2,130	28	4	2,162
高輪地区	-	2,903	26	5	2,934
芝浦港南地区	-	2,969	25	4	2,998
合計	-	13,062	156	30	13,248

平成 30 年度

(単位：件)

	新規		再交付		合計
	有料	無料	有料	無料	
芝地区	-	1,891	50	28	1,969
麻布地区	-	2,622	102	35	2,759
赤坂地区	-	1,677	62	25	1,764
高輪地区	-	2,354	48	34	2,436
芝浦港南地区	-	2,117	64	42	2,223
合計	-	10,661	326	164	11,151

令和元年度

(単位：件)

	新規		再交付		合計
	有料	無料	有料	無料	
芝地区	-	1,674	110	53	1,837
麻布地区	-	2,373	152	71	2,596
赤坂地区	-	1,755	86	54	1,895
高輪地区	-	2,215	68	58	2,341
芝浦港南地区	-	2,089	66	71	2,226
合計	-	10,106	482	307	10,895

令和 2 年度

(単位：件)

	新規		再交付		合計
	有料	無料	有料	無料	
芝地区	-	5,427	181	237	5,845
麻布地区	-	6,892	230	368	7,490
赤坂地区	-	4,254	141	284	4,679
高輪地区	-	7,597	144	427	8,168
芝浦港南地区	-	8,056	159	317	8,532
合計	-	32,226	855	1,633	34,714

概 要

インターネットから交付請求された各種証明書の交付

内 容

スマートフォンを使用し電子申請サイトにアクセスし、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書により本人確認を行ったうえで、オンラインで各種証明書を請求し、同時にクレジットカードで手数料等の支払いができるサービスです。

◎電子申請サービスで交付請求できる証明書

- (1) 住民票の写し（現在のもの、世帯全員・世帯一部）
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 戸籍（全部・個人）事項証明書（現在のもの）
- (4) 戸籍の附票の写し（全部・一部）（現在のもの）
- (5) 特別区民税・都民税課税証明書
- (6) 特別区民税・都民税納税証明書

◎発行手数料の支払いはクレジットカードのみで、郵送にかかる実費が発行手数料に加算されます。

根 拠 法 令 等

港区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び同施行規則

事 業 開 始 時 期

令和3年3月

実 績 表

◎電子申請サービスにおける証明書発行件数 (単位：通)

年度	住民票	印鑑登録 証明書	課税 証明書	納税 証明書	戸籍 証明	戸籍の 附票	合計
2	5	0	27	6	12	0	50

※課税・納税証明書については、産業・地域振興支援部税務課で発行処理を行っています。

各種証明書等交付手数料収納事務

芝地区総合支所区民課

概 要

各種証明書等交付手数料の収納

内 容

窓口、郵送等による各種証明書等の交付手数料の収納を行っています。

◎電子マネー、二次元バーコード及びクレジットカードによるキャッシュレス決済サービスを令和2年12月から開始しました。

根 拠 法 令 等

港区手数料条例及び同施行規則

港区会計事務規則

実 績 表

◎令和2年度 諸証明・閲覧等手数料内訳

(窓口請求・郵送請求・証明書コンビニ交付・電子申請サービスによる発行分)

		芝地区 ※1	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区 ※2	合 計
戸籍関係諸証明 手数料	通	107,827	10,485	11,569	11,372	6,762	148,015
	円	41,792,900	5,036,950	5,805,200	5,504,500	2,963,750	61,103,300

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区 ※2	合 計
身分証明手数料	通	3,415	586	580	588	437	5,606
	円	1,024,500	175,800	174,000	176,400	131,100	1,681,800

		芝地区 ※1	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区 ※2	合 計
印鑑登録証明 手数料	通	68,347	26,634	16,363	21,299	16,327	148,970
	円	16,250,300	7,293,000	4,694,400	6,230,600	4,694,400	39,162,700

		芝地区 ※1	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区 ※2	合 計
住民記録諸証明 手数料	通	141,504	39,407	22,383	31,763	29,517	264,574
	円	29,213,300	9,947,400	5,851,300	8,629,700	7,572,300	61,214,000

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
閲覧手数料	回	220	-	-	-	-	220
	円	161,000	-	-	-	-	161,000

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区 ※2	合 計
通知カード	件	74	51	32	64	102	323
再交付手数料※3	円	32,000	11,000	12,000	14,000	34,000	103,000

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区 ※2	合 計
印鑑登録証	件	5,430	3,778	2,458	3,237	3,000	17,903
交付手数料	円	35,950	31,150	20,800	23,550	21,900	133,350

(印鑑登録証交付手数料は、再交付の際に収納。)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
個人番号カード	件	418	598	425	571	476	2,488
再交付手数料	円	144,800	184,000	112,800	115,200	127,200	684,000

- ※1 証明書コンビニ交付・電子申請サービスにおける証明書発行分を含む。
- ※2 台場分室における証明書発行分を含む。
- ※3 令和2年5月25日から通知カードの交付・再交付は廃止されました。

火葬（埋葬）・改葬許可

各総合支所区民課

概 要

火葬（埋葬）許可証の交付、改葬許可証の交付

内 容

死亡届を受理し、火葬（埋葬）許可証を交付します。

埋葬してある焼骨等を他の墳墓に移したいとの申請に対し、改葬許可証を交付します。

根 拠 法 令 等

墓地、埋葬等に関する法律及び同施行規則

事 業 開 始 時 期

昭和41年

実 績 表

◎火葬（埋葬）許可証交付件数

(単位：件)

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
28	1,317	152	108	279	56	—	1,912
29	1,317	118	128	255	52	—	1,870
30	1,283	94	138	245	44	—	1,804
元	1,372	92	129	218	59	—	1,870
2	1,466	105	124	223	31	—	1,949

※芝浦港南地区の件数は、台場分室の件数を含みます。

◎改葬許可証交付件数

(単位：件)

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
28	55	13	108	32	2	0	210
29	78	16	324	24	2	0	444
30	75	18	71	29	4	0	197
元	191	15	85	24	5	0	320
2	55	14	57	15	2	0	143

区民葬儀及び区民葬儀券の発行

各総合支所区民課
産業・地域振興支援部地域振興課

概 要

区民葬儀の案内及び区民葬儀券の発行

内 容

区民が執り行う葬儀の費用負担の軽減を図るため、区民葬儀を実施しています。
区民葬儀を利用するためには、区民葬儀券の交付を受け、区民葬儀取扱指定店に申し込みます。

根 拠 法 令 等

特別区区民葬儀運営協議会設置要領
特別区区民葬儀実施要領

実 績 表

◎区民葬儀券発行件数 (単位：件)

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
28	19	4	8	23	1	0	55
29	20	1	14	8	1	0	44
30	14	6	10	13	1	1	45
元	9	6	8	14	0	0	37
2	29	7	18	21	0	0	75

(各年度末日現在)

◎区民葬儀取扱指定店

店 名	所在地
青山典範(資)	南青山 2-18-2
(有) 第一社	南青山 6-8-2
(有) 吉田商店	白金台 4-7-5
(有) 遠州屋葬儀社本店	六本木 3-4-14
(有) 奥村式典社	白金 3-2-9
(株) 牧野総本店	高輪 1-21-1

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の産業・地域振興」を参照

特別区民税の徴収事務	各総合支所区民課 産業・地域振興支援部税務課
<p>概要 前年の所得に基づき特別区民税を徴収します。</p> <p>内容 納税義務者は1月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内に住所を有する個人 ・区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で区内に住所を有しない者 <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の産業・地域振興」を参照</p>	

軽自動車税（種別割）の徴収事務	各総合支所区民課 産業・地域振興支援部税務課
<p>概要 軽自動車等の所有者から軽自動車税（種別割）を徴収します。</p> <p>内容 納税義務者は4月1日現在に区内に主たる定置場がある原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車及び軽自動車の所有者</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の産業・地域振興」を参照</p>	

臨時運行許可関係事務	各総合支所区民課 産業・地域振興支援部税務課
<p>概要 車両の臨時運行のため、仮ナンバープレートを貸与します。</p> <p>内容 車両の回送のため、必要最小日数（最大5日間）、仮ナンバープレートを貸し出します。 申請受付は、各総合支所区民課のみとなっています。</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の産業・地域振興」を参照</p>	

介護保険の被保険者証の交付及び保険料の収納に関する事務

各総合支所区民課
保健福祉支援部介護保険課

概 要

被保険者証の交付及び保険料の収納

内 容

- (1) 被保険者証の再交付（紛失等）、書換交付（転居による住所変更）、古い被保険者証の回収などを行います。
- (2) 保険料の収納を行います。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

国民健康保険料の減免制度

各総合支所区民課
保健福祉支援部国保年金課

概要

前年の所得が一定基準以下であったり、災害や特別の事情などにより、生活が一時的に著しく困難になり保険料の納入ができなくなった場合、保険料を減額又は免除します。

内容

(1) 減額

前年の所得が一定基準以下の世帯に対し、保険料均等割額を減額して賦課します。

(2) 減額・免除

災害や特別の事情により、著しくその生活が困難になり、保険料の納入ができなくなった場合、申請により減額又は免除します。ただし、一定の要件があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が下がった世帯に対し保険料を減免します。ただし、一定の要件があります。

(3) 旧被扶養者に対する減額

被用者保険の被保険者が、後期高齢者医療制度に移行した場合、その被扶養者（65歳以上75歳未満）が国保に加入した場合は、申請により減額します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

国民健康保険療養費

各総合支所区民課
保健福祉支援部国保年金課

概要

被保険者が現物給付としての療養の給付を受けられなかった場合に、後日、保険者から現金の支払いを受ける制度です。

内容

(1) 保険者が、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき。

(柔道整復、あんま、マッサージ、はり、きゅう、補装具、生血)

(2) 緊急、その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、薬局で診療等を受けたとき。

(3) 緊急、その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで保険医療機関等において診療又は薬剤の支給を受けたとき。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

リストラなどで職を失った失業者が、在職中と同じ程度の保険料負担で医療保険に加入できるように、保険料を軽減する制度です。

内 容

対象者の前年の給与所得を、100分の30として保険料を算定します。

(ただし、対象者と同じ世帯に属する被保険者の所得は、通常額を用いて算定。)

対 象 者

- (1) 65歳未満の雇用保険の特定受給資格者
(倒産、解雇等の事業主都合により離職した人)
- (2) 65歳未満の雇用保険の特定理由離職者
(雇用期間満了で更新希望したが更新されなかった人、正当な理由により退職した人)

※適用期間中に65歳になった場合は、対象期間中は継続して軽減します。

※国民健康保険の資格を喪失した場合は、適用を終了します。

※再就職しても国民健康保険を継続する場合には、適用終了としません。

軽 減 期 間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

(1) 保険外併用療養費

保険給付として、評価療養（高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて評価を行うことが必要な療養）、患者申出療養（高度の医療技術を用いた療養であって、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、保険給付の対象とすべきか否かについて評価を行うことが必要な療養）及び選定療養（被保険者の選定による特別の病室の提供その他の療養）について、それぞれ保険外併用療養費を支給します。評価療養、患者申出療養及び選定療養を病院で受けた場合、その療養自体は自費となりますが、入院料・検査等の基礎部分で保険診療が受けられます。

(2) 訪問看護療養費

医師から訪問看護の必要を認められた在宅患者の人が、訪問看護ステーションから派遣された看護師等により、療養上の世話その他必要な診療上の補助を受けた場合に、費用の一部を支払うだけで残りを国保が負担します。

(3) 移送費

患者が移動困難であって、当該医療機関の設備では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院したときなどに申請し、国保が認めたときは、移送費が支給されます。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

被保険者が災害や失業などの特別な理由で、生活が著しく困難になった場合に、医療費の一部負担金(自己負担分)を減額・免除又は徴収猶予します。

※入院時の食事代の自己負担分や、補装具等の療養費については、対象となりません。

内 容

次のいずれかに該当したことによって生活が著しく困難になった場合に減免できます。

- ① 震災等の災害により世帯主などが死亡したとき、又は資産に重大な損害等が生じたとき。
- ② 事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- ③ 事業又は業務に重大な損害を受けたとき。
- ④ その他上記に類する理由があるとき。

手 続

世帯主が申請します。受理の後調査、審査し、認定又は不認定の決定をし、申請者に通知します。

期 間

減額・免除については、3か月以内。ただし、再申請により、さらに3か月の範囲で認定できます。

徴収猶予については、6か月以内。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

医療機関等で国民健康保険の加入者の支払った金額（一部負担金）が、自己負担限度額を超えた場合、超えた分を支給します。

内 容

(1) 自己負担限度額【70歳～74歳】（月額）

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並みⅢ （課税所得 690 万円以上）	252,600 円+（総医療費-842,000 円）×1%（※3）	
現役並みⅡ （課税所得 380 万円以上）	167,400 円+（総医療費-558,000 円）×1%（※4）	
現役並みⅠ （課税所得 145 万円以上）	80,100 円+（総医療費-267,000 円）×1%（※5）	
一般 （課税所得 145 万円未満等）	18,000 円（※6） （年間限度額 144,000 円）	57,600 円（※7）
低所得Ⅱ（※1）	8,000 円（※6）	24,600 円
低所得Ⅰ（※2）	8,000 円（※6）	15,000 円

- ※1 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）
- ※2 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、各人の所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円として計算、令和3年8月から給与所得は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）を差し引いたときに0円となる人
- ※3 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合（多数回該当）は、4回目以降の限度額は、140,100円です。
- ※4 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合（多数回該当）は、4回目以降の限度額は、93,000円です。
- ※5 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合（多数回該当）は、4回目以降の限度額は、44,400円です。
- ※6 年間（8月～翌年7月）の限度額は144,000円です。基準日（7月31日）時点で、所得区分が一般及び低所得Ⅰ・Ⅱの人が対象です。
- ※7 過去12か月以内に外来+入院（世帯単位）の限度額を超えた支給が4回以上あった場合（多数回該当）は、4回目以降の限度額は、44,400円です。

(2) 自己負担限度額【70歳未満】(月額)

所得区分(賦課基準額)	年3回目までの限度額	年4回目以降
ア(901万円超)	252,600円+(総医療費-842,000円) ×1%	140,100円
イ (600万円超~901万円以下)	167,400円+(総医療費-558,000円) ×1%	93,000円
ウ (210万円超~600万円以下)	80,100円+(総医療費-267,000円) ×1%	44,400円
エ(210万円以下)	57,600円	44,400円
オ(住民税非課税世帯)	35,400円	24,600円

(1)(2)共通

※70歳以上、70歳未満とも自己負担限度額は毎年8月診療分から所得判定年度が変更されます。

※非自発的失業者の保険料の軽減を受けた人は、給与所得を軽減して、自己負担限度額を計算します。

支給要件等

(1) 支給基準

同じ世帯の人が同じ月に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。一部負担金は、病院・診療所ごとに計算し(同じ病院・診療所でも歯科は別計算)、入院・通院は、それぞれ別の病院・診療所として扱います。

(2) 世帯合算

70歳未満の場合、同一世帯で同じ月に1か月の一部負担金が21,000円以上のものについて合算し、自己負担限度額を超えた額を支給します。

70歳以上の場合、一部負担金の金額にかかわらず合算し、自己負担限度額を超えた額を支給します。

(3) 高額療養費多数回該当

同一世帯で過去12か月以内に4回以上高額療養費に該当する場合、4回目以降の自己負担限度額を適用し、その超えた額を支給します。

(4) 高額療養費の現金給付

世帯主の申請に基づいて、保険者が現金をもって支払う償還払です。

(5) 高額療養費の現物給付

「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示により、医療機関等の窓口で支払う金額が自己負担限度額までとなります。

申請により、「限度額適用認定証(70歳未満の住民税課税世帯の人、70歳以上74歳未満で課税所得145万円以上690万円未満の住民税課税世帯の人)」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯の人)」を交付します(毎年8月更新)。

(6) 特定疾病の負担軽減

厚生労働大臣が指定した長期高額疾病(先天性血液凝固因子障害、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)の場合、自己負担限度額は1か月10,000円(人工透析を要する70歳未満の所得区分ア・イの人は、20,000円)。保険者の認定する「特定疾病療養受療証」が必要です(2年ごと10月更新、70歳未満の人工透析が必要な慢性腎不全の人は毎年8月更新)。

(7) 入院時食事療養費・生活療養費

入院時の食事については、食事療養標準負担額を自己負担し、残りは国保が食事療養費として負担します。また、療養病床に入院する65歳以上の人の生活療養に要した費用（食費・居住費）については、生活療養標準負担額を自己負担し、残りは国保が生活療養費として負担します。

住民税非課税世帯の人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付し、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額が減額されます。

※食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は、高額療養費の対象となりません。

(単位：円)

		標準負担額 (入院時食事代) (1食)	生活療養標準負担額 (65歳以上)	
			食事代 (1食)	居住費 (1日)
一般 (下記以外の人)		460	460	370
住民税非課税世帯 (69歳まで) 及び低所得Ⅱの人 (70歳～74歳)	過去12か月の入院日数が90日までの入院	210	210	
	過去12か月の入院日数が90日を超える入院 (再度申請が必要)	160		
低所得Ⅰの人 (70歳～74歳)		100	130	

※医療機関や疾病内容により減額される場合があります。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給

各総合支所区民課
保健福祉支援部国保年金課

概 要

国民健康保険加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給します。
また、加入者が死亡した場合、葬祭費を支給します。

内 容

(1) 出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産したとき、出生児1人につき42万円を支給します。直接支払制度（入院時に医療機関等で手続を行うことで、出産育児一時金を国民健康保険から直接医療機関等へ支払う制度）を利用すれば、出産した人は医療機関等へ出産育児一時金42万円を差し引いた額の支払いで済みます。

妊娠4か月（85日）以上であれば、死産・流産（この場合は医師の証明が必要）でも支給します。

(2) 葬祭費

国民健康保険に加入している人が死亡したとき、その人の葬儀を行った人に葬祭費7万円を支給します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

国民健康保険結核・精神医療給付金

各総合支所区民課
保健福祉支援部国保年金課

概 要

結核医療（一般）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第37条の2）の適用を受けている国民健康保険加入者で住民税が非課税（20歳未満のときは世帯主の住民税が非課税）の場合、申請により「結核医療給付金受給者証」を交付し、自己負担相当額を支給します。

精神通院医療については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第54条）の適用を受けている国民健康保険加入者で住民税非課税世帯の場合、申請により「国保受給者証（精神通院）」を交付し、自己負担相当額を支給します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

国民健康保険の被保険者が満70歳になると、国民健康保険高齢受給者証が交付され、保険医療機関等で診察を受けるときの一部負担金の割合が2割又は一定以上の所得を有する人は3割になります。

内 容

(1) 対象者

国民健康保険に加入している70歳～74歳の人。

70歳の誕生月の翌月1日から適用されます。ただし、1日生まれの人は誕生月から適用されます。

(2) 診察を受けるとき

保険医療機関等で診察を受けるときに、「国民健康保険証」と「高齢受給者証」を一緒に提示し、自己負担額を支払います。

	判定基準	自己負担割合
現役並み 所得者	本人及び同じ世帯に70歳～74歳の国保被保険者で住民税課税所得が145万円以上の人がある人	3割
一般	上記以外の人	2割

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、平成20年4月から新たな高齢者医療制度が創設されました。高齢期における健康の保持増進を図るとともに、高齢世代一人ひとりが被保険者として保険料を負担することにより、現役世代との医療費を公平に負担し、適切な医療を受けられるようにすることを目的としています。

後期高齢者医療制度の事務処理については、都道府県の区域ごとに全ての区市町村が加入する広域連合が行います。東京都では、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「都広域連合」という。）が運営主体になり、都内62区市町村が加入しています。区は、都広域連合と連携し、窓口での各種申請・届出の受付、被保険者証の引渡し、保険料の徴収、保健事業等の事務を行います。

内 容**(1) 被保険者の範囲**

港区内に住所のある75歳以上の人。（3か月以上の在留期間がある外国人も含みます。）

また、65歳以上75歳未満で一定の障害がある場合は、都広域連合に申請し認定された人も対象になります。なお、道府県に転出した場合でも、新住所が特別養護老人ホーム等である場合は、住所地特例に該当し、引き続き被保険者となります。ただし、生活保護受給者は被保険者になりません。

(2) 負担割合

医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は1割又は3割です。一部負担金の割合は、前年の所得が確定した毎年8月1日に見直します。

(3) 保険料

保険料は前年の所得に応じて各被保険者が負担します。

保険料額の決定は都広域連合が行い、月割計算や特別徴収と普通徴収の振分け、保険料通知の発送等は区が行います。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

老人性白内障のため水晶体摘出手術後、眼内レンズを挿入していない人で、特殊眼鏡等を必要とする人に、その費用の一部を助成します。

内 容

(1) 対象要件

国民健康保険、社会保険又は後期高齢者医療制度に加入している人で、手術の日から引き続き区内に住所がある人

(2) 助成内容

手術後に使用する特殊眼鏡1個又はコンタクトレンズ1眼につき1枚の購入代金が助成対象となります。

(3) 助成限度額

特 殊 眼 鏡	40,000 円
コンタクトレンズ（レンズ1枚につき）	25,000 円

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

心身障害者の保健向上と福祉の増進を図ることを目的として、東京都が実施する制度です。申請書受理、受給者証交付、医療費の支払事務については、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき港区が行っています。

内 容

(1) 対象要件

次の全ての要件に該当する人が対象となります。

- ① 港区内に住所がある人
- ② 身体障害者手帳1・2級の人若しくは3級の内部障害(心臓・じん蔵・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害)の人、愛の手帳1・2度の人、又は精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ③ 国民健康保険、社会保険又は後期高齢者医療制度に加入している人
- ④ 年齢が65歳未満の人(ただし、65歳以上の人で、平成12年8月31日現在、障受給者証を持っていた人等は対象になります。)
- ⑤ 前年の所得が東京都で定める基準額以下の人

障医療費助成対象者所得基準額表（令和2年9月1日現在）

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人所得(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504

※ 20歳未満の人は、その人の加入する保険の世帯主等の所得(ただし、本人が世帯主等の場合は本人所得)

(2) 助成対象期間

9月1日から翌年8月31日まで(毎年9月1日に更新)

(3) 診察を受けるとき

保険医療機関等で診察を受けるときは、「健康保険証」と「障受給者証」を一緒に提示し一部負担金を支払います。住民税非課税の人は入院時の食事代(標準負担額)のみ支払います。

① 一部負担金(住民税が課税されている人のみ)

原則、定率1割負担となっています。ただし、1か月に支払う自己負担の上限が定められています。医療機関で1か月の自己負担限度額を超えて支払った場合には、高額医療費として差額を支給します。

(令和3年4月1日現在)

	一部負担金	1か月の自己負担限度額	
		外来	入院
住民税課税者	1割	18,000円 (年間上限額 144,000円)	57,600円 (年4回目以降 44,400円)
住民税非課税者	負担なし	—	—

※**④**制度を取り扱っていない保険医療機関等で診察を受けたときは、いったん健康保険の自己負担分を支払い、区へ償還払いの手続をします。

② 標準負担額（入院時の食事代）

1食につき 460円

住民税非課税世帯に属する人は、加入している健康保険に申請することにより減額認定を受けることができます。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項（社会福祉・社会保障の向上・増進）の理念に基づき、老齢、障害、死亡によって生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上を図ることを目的として、昭和36年に発足しました。

国民年金は当初、厚生年金や共済組合等に参加していない自営業者等を対象としていましたが昭和61年4月の改正により、基礎年金のかたちで全ての人に拡大されて、被用者年金の被保険者及びその配偶者も国民年金の被保険者となりました。

さらに平成3年4月の改正により、20歳以上の学生も国民年金への加入が義務づけられて、現在に至っています。

国民年金は老齢・障害になったときや、死亡したときに全ての人に共通する基礎的な年金給付として「基礎年金」の支給を行います。この他、国民年金独自の給付として、「付加年金」、「寡婦年金」等があります。

また、国民年金制度発足時すでに高齢に達していて、年金を受ける条件に該当しなかった人が受ける老齢福祉年金があり、平成17年4月から、特別障害給付金の制度が施行されました。

内 容

1 国民年金の被保険者

国民年金の被保険者資格の取得、喪失、種別変更等は、各被保険者が自主的に届出を行うのが原則ですが、必要に応じて日本年金機構が文書等による勧奨事務を行っています。

（被保険者の種別）

(1) 第1号被保険者

日本国内に住んでいる自営業者や学生等で、20歳以上60歳未満の人（社会保障協定に基づき相手国から発行された適用証明書を提示した人、医療滞在ビザや観光保養を目的とするロングステイビザの外国人を除く。）

(2) 第2号被保険者

会社員や公務員などの厚生年金加入者（65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有する人を除く。）

(3) 第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の人（原則として日本国内に住所を有するもの）

(4) 任意加入被保険者

① 海外に住んでいる日本人で、20歳以上65歳未満の人

② 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人

③ 昭和40年4月1日以前に生まれた人で、受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の日本国内に住んでいる人

2 保険料

第1号被保険者と任意加入被保険者は、個人が保険料を納付し、第3号被保険者については、厚生年金が拠出金として負担しています。

(1) 保険料

年金の保険料は定額制となっています。

月額 16,540 円 (令和2年度)

月額 16,610 円 (令和3年度)

(2) 納付方法

原則として毎月納付ですが、割引のある前納制度もあります。納付方法は、納付書で金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアなどで払い込む方法と、金融機関・ゆうちょ銀行の口座振替・クレジットカード払い・電子納付があります。

(3) 時効

保険料は、納期限から2年を過ぎると時効により納付できなくなります。

(4) 免除制度

所得が少なく、保険料を納めるのが困難な人に、保険料の免除制度があります。

法定免除…公的年金制度による障害年金受給者、生活保護法による生活扶助受給者等は、届出により免除されます。

申請免除…経済的事情などで納付が困難なとき、本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の場合、申請をして承認を受けると保険料の全額・3/4・半額・1/4が免除されます。

(5) 学生納付特例

学生で、本人の所得が一定以下の場合、申請により納付が猶予されます。

(6) 納付猶予

50歳未満の人については、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定以下の場合、申請により納付が猶予されます。

(7) 産前産後期間免除制度

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間）、所得にかかわらず届出により免除されます。

※ (4)、(5)、(6) の制度が承認された期間の保険料は、後から納付（追納）することによって、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。追納できるのは、追納が承認された月の前10年以内の期間に限られます。

3 給付の種類と金額

(令和3年4月1日現在)

年金の種類	受給要件	年金額
老齢基礎年金	保険料を納めた期間、免除された期間、厚生年金や共済組合の加入期間などを合算して10年以上ある人が65歳から受給できる。	満額 780,900円(令和3年度) $\frac{\text{保険料を納めた月数} + (\text{保険料全額免除月数} \times 1/2) + (4 \text{分の} 3 \text{免除月数} \times 5/8) + (\text{半額免除月数} \times 3/4) + (4 \text{分の} 1 \text{免除月数} \times 7/8)}{480 \text{月}}$ (昭和16年4月1日以前生まれは300~468月) ※上記は平成21年4月1日から国庫負担割合が2分の1に引き上げられた計算式です。
障害基礎年金	国民年金の加入者が病気やけがで障害者になったとき受給できる。また、20歳前の病気やけがで障害者となった人も20歳になると受給できる。	1級 976,125円 2級 780,900円 18歳未満(18歳の誕生日後の3月31日までを含む。)の子がいるときは加算額あり。2人目までは、各224,700円、3人目以降は、各74,900円を加算
遺族基礎年金	国民年金の加入者又は老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が亡くなったとき、18歳(18歳の誕生日後の3月31日までを含む。)未満の子と生活している配偶者が受給できる。	1,005,600円 子が2人以上いるときは、2人目から子の加算額を加える。2人目の子は224,700円、3人目以降は、1人につき74,900円を加算
	国民年金の加入者又は老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある父や母が亡くなり、18歳(18歳の誕生日後の3月31日までを含む。)未満の子だけが残されたとき受給できる。	780,900円 子が2人以上いるときは、2人目から子の加算額を加える。2人目の子は224,700円、3人目以降は、1人につき74,900円を加算

特別障害給付金

平成3年3月以前の学生、昭和61年3月以前の被用者年金加入の配偶者で国民年金任意加入対象であり、任意加入していなかった人のうち、当該期間内に初診日があり、現在、障害年金1、2級相当の障害に該当する場合、1級：52,450円、2級：41,960円(月額)が支給される。

年金生活者支援給付金（令和元年10月施行）

公的年金等の収入や所得が一定基準以下の対象者に年金とは別に支給される。老齢、補足的老齢、障害、遺族の4つの種類がある。対象者は、65歳以上で住民税非課税世帯の老齢基礎年金受給者、障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者。給付額は次のとおり種類により異なる。①老齢年金生活者支援給付金及び②補足的老齢年金生活者支援給付金：5,030円（月額）を基準に保険料を納付した期間等により異なる。③障害年金生活者支援給付金：障害等級1級6,288円（月額）、2級5,030円（月額）、④遺族年金生活者支援給付金：5,030円（月額）

国民年金の独自給付

年金の種類	受給要件	年金額
付加年金	付加保険料（月 400 円）を納めた人が老齢基礎年金と合わせて受給できる。	200 円×付加保険料を納めた月数
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格期間のある夫（婚姻期間が10年以上）が亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまでの間受給できる。	夫が受けられた老齢基礎年金の 3/4
死亡一時金	保険料を36月以上納めた人が年金を受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受給できる。	第1号被保険者として保険料を納めた期間に応じ 120,000 円～ 320,000 円 付加保険料を36月以上納めていたときは、8,500円が加算されます。

老齢福祉年金

年金の種類	受給要件	年金額
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた人などが70歳に達したとき。 (老齢年金を受けている人は該当しない。)	年 額 400,100 円 年 額 (所得制限による一部 停止のとき) 313,500 円

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

民生委員は、民生委員法に基づいて配置されています。日頃から地域の中で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進を図ります。

また、児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童や妊産婦の保護・援助などを行っています。

内 容

(1) 民生委員・児童委員（定数 165 名・任期 3 年）

民生委員・児童委員は、地域における社会福祉の推進役、コーディネーター役として、厚生労働大臣からの委嘱を受け、活動しています。民生委員・児童委員の中から、児童問題を専門に担当する主任児童委員が、厚生労働大臣から指名されています。

民生委員・児童委員は区域を担当し、高齢者、障害のある人、ひとり親家庭などで社会的支援を必要とする人の相談を受け、必要な支援を行っています。このほか、適切な助言や行政機関・施設への橋渡しなどを行い、誰もが、いつでも、必要とする各種福祉制度を利用できるよう、お手伝いをしています。

主任児童委員は、区域を担当している委員と連携を図り、児童福祉機関との連絡・調整や支援を必要とする人の相談や支援を行っています。

(2) 民生委員推薦会（任期 3 年）

民生委員・児童委員候補者を決定し、都知事に推薦するための常設機関です。定数は、区議会議員等の 7 つの分野から各 2 名（計 14 名）以内とし、区長が委嘱又は任命しています。

*当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照

活動状況

平成 28 年度

(単位：件)

区分		地区					
		芝	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	計
内容別相談・支援件数	在宅福祉	16	31	6	25	7	85
	介護保険	10	2	7	10	1	30
	健康・保健医療	15	22	4	27	13	81
	子育て・母子保健	8	10	11	11	10	50
	子どもの地域生活	30	5	8	4	5	52
	子どもの教育・学校生活	25	6	7	32	10	80
	生活費	10	4	9	12	14	49
	年金・保険	5	0	0	0	0	5
	仕事	0	0	3	0	0	3
	家族関係	15	21	3	9	9	57
	住居	13	21	7	9	3	53
	生活環境	12	15	6	19	14	66
	日常的な支援	139	134	45	55	308	681
	その他	75	112	18	166	28	399
計	373	383	134	379	422	1,691	
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	263	258	86	175	282	1,064
	障害者に関すること	12	14	0	9	35	70
	子どもに関すること	68	24	28	67	90	277
	その他	30	87	20	128	15	280
	計	373	383	134	379	422	1,691

(単位：件)

その他の活動件数	調査・実態把握	1,027	1,073	762	980	917	4,759
	行事・事業・会議への参加・協力	1,048	1,004	1,123	910	698	4,783
	地域福祉活動・自主活動	632	508	474	721	295	2,630
	民児協運営・研修	1,353	963	1,011	905	748	4,980
	証明事務	23	71	37	41	101	273
	要保護児童の発見の通告・仲介	2	12	3	1	5	23

(単位：回)

回訪問数	訪問・連絡活動	1,001	1,012	526	812	866	4,217
	その他	1,874	2,021	1,076	1,844	1,346	8,161

(単位：回)

回調連数整絡	委員相互	1,445	2,024	1,054	1,281	992	6,796
	その他の関係機関	2,324	2,396	689	1,355	1,432	8,196

(単位：日)

活動日数	4,438	4,192	3,263	3,463	2,756	18,112
------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

※平成 28 年度民生委員・児童委員一斉改選により、愛宕地区と三田地区が統合し、芝地区民生委員・児童委員協議会が設置されました。

活動状況

平成29年度

(単位：件)

区分		地区					
		芝	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	計
内容別相談・支援件数	在宅福祉	29	53	10	20	4	116
	介護保険	20	17	1	9	6	53
	健康・保健医療	13	49	7	28	23	120
	子育て・母子保健	3	38	18	7	5	71
	子どもの地域生活	9	15	7	21	5	57
	子どもの教育・学校生活	17	17	8	31	19	92
	生活費	9	18	9	7	8	51
	年金・保険	2	0	2	0	1	5
	仕事	3	1	10	0	2	16
	家族関係	14	14	8	15	4	55
	住居	31	22	13	15	24	105
	生活環境	12	36	9	18	15	90
	日常的な支援	132	55	63	71	278	599
	その他	59	125	33	173	52	442
	計	353	460	198	415	446	1,872
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	275	290	120	195	305	1,185
	障害者に関すること	5	54	1	19	51	130
	子どもに関すること	34	95	41	66	65	301
	その他	39	21	36	135	25	256
	計	353	460	198	415	446	1,872

(単位：件)

その他の活動件数	調査・実態把握	1,596	1,794	1,373	1,562	1,279	7,604
	行事・事業・会議への参加・協力	868	910	1,132	1,037	715	4,662
	地域福祉活動・自主活動	756	555	474	625	299	2,709
	民児協運営・研修	1,112	1,141	1,027	947	710	4,937
	証明事務	34	105	79	62	73	353
	要保護児童の発見の通告・仲介	3	1	0	0	1	5

(単位：回)

回訪問数	訪問・連絡活動	1,142	1,327	414	1,342	650	4,875
	その他	2,117	2,756	3,143	2,432	2,166	12,614

(単位：回)

回調連数整絡	委員相互	1,098	2,113	739	1,265	1,075	6,290
	その他の関係機関	1,751	2,035	814	1,524	1,560	7,684

(単位：日)

活動日数	4,199	4,060	3,485	3,504	2,927	18,175
------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

活動状況

平成30年度

(単位：件)

区分		地区					計
		芝	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	
内容別相談・支援件数	在宅福祉	20	80	14	25	15	154
	介護保険	14	25	6	4	2	51
	健康・保健医療	22	81	18	21	20	162
	子育て・母子保健	3	138	2	6	8	157
	子どもの地域生活	15	5	1	39	1	61
	子どもの教育・学校生活	14	44	10	30	6	104
	生活費	8	3	10	6	7	34
	年金・保険	2	0	0	0	1	3
	仕事	0	1	14	0	4	19
	家族関係	7	9	1	8	0	25
	住居	18	4	7	1	20	50
	生活環境	9	34	10	18	13	84
	日常的な支援	134	38	80	25	289	566
	その他	87	185	24	143	31	470
計	353	647	197	326	417	1,940	
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	280	353	163	121	258	1,175
	障害者に関すること	8	62	1	41	37	149
	子どもに関すること	34	195	17	84	96	426
	その他	31	37	16	80	26	190
	計	353	647	197	326	417	1,940

(単位：件)

その他の活動件数	調査・実態把握	958	1,176	767	879	939	4,719
	行事・事業・会議への参加・協力	717	865	1,121	1,062	673	4,438
	地域福祉活動・自主活動	877	627	534	521	292	2,851
	民児協運営・研修	1,113	1,028	1,028	882	725	4,776
	証明事務	45	80	28	65	51	269
	要保護児童の発見の通告・仲介	0	4	13	10	5	32

(単位：回)

回訪問数	訪問・連絡活動	1,073	747	517	759	672	3,768
	その他	1,568	2,112	1,607	1,883	1,616	8,786

(単位：回)

回調連数整絡	委員相互	1,140	2,169	773	1,352	1,099	6,533
	その他の関係機関	1,530	2,246	763	1,425	1,370	7,334

(単位：日)

活動日数	4,118	4,222	3,411	3,371	2,759	17,881
------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

活動状況

令和元年度

(単位：件)

区分		地区					
		芝	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	計
内容別相談・支援件数	在宅福祉	17	59	13	12	1	102
	介護保険	19	17	2	10	1	49
	健康・保健医療	26	41	3	16	13	99
	子育て・母子保健	3	85	8	3	13	112
	子どもの地域生活	12	13	7	41	0	73
	子どもの教育・学校生活	12	88	1	48	0	149
	生活費	10	12	11	15	4	52
	年金・保険	0	1	1	0	0	2
	仕事	0	0	29	3	5	37
	家族関係	15	9	2	2	3	31
	住居	5	5	27	8	22	67
	生活環境	5	31	9	37	2	84
	日常的な支援	146	46	83	66	282	623
	その他	64	151	26	103	30	374
計	334	558	222	364	376	1,854	
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	273	280	169	140	235	1,097
	障害者に関すること	8	45	3	20	35	111
	子どもに関すること	28	195	26	101	76	426
	その他	25	38	24	103	30	220
	計	334	558	222	364	376	1,854

(単位：件)

その他の活動件数	調査・実態把握	762	1,363	744	789	654	4,312
	行事・事業・会議への参加・協力	651	893	899	1,103	600	4,146
	地域福祉活動・自主活動	728	752	525	573	344	2,922
	民児協運営・研修	1,053	1,090	932	961	750	4,786
	証明事務	57	81	32	29	56	255
	要保護児童の発見の通告・仲介	1	10	0	6	1	18

(単位：回)

回訪問数	訪問・連絡活動	976	1,056	471	650	345	3,498
	その他	1,346	1,716	1,669	2,079	1,644	8,454

(単位：回)

回調連数整絡	委員相互	1,179	2,427	895	1,608	989	7,098
	その他の関係機関	1,420	2,310	797	1,532	1,251	7,310

(単位：日)

活動日数	3,804	4,358	3,158	3,536	2,660	17,516
------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

活動状況

令和2年度

(単位：件)

区分		地区					計
		芝	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	
内容別相談・支援件数	在宅福祉	7	30	3	14	6	60
	介護保険	6	7	0	13	2	28
	健康・保健医療	13	100	5	40	16	174
	子育て・母子保健	1	67	7	11	15	101
	子どもの地域生活	13	5	7	25	2	52
	子どもの教育・学校生活	2	90	7	42	2	143
	生活費	2	9	6	8	4	29
	年金・保険	0	0	0	1	0	1
	仕事	1	0	9	4	1	15
	家族関係	14	10	1	4	8	37
	住居	1	10	11	10	4	36
	生活環境	7	16	7	46	4	80
	日常的な支援	342	125	72	138	250	927
	その他	40	189	14	95	17	355
計	449	658	149	451	331	2,038	
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	398	427	110	217	258	1,410
	障害者に関すること	2	44	2	6	18	72
	子どもに関すること	16	165	25	93	40	339
	その他	33	22	12	135	15	217
	計	449	658	149	451	331	2,038

(単位：件)

その他の活動件数	調査・実態把握	29	41	44	116	34	264
	行事・事業・会議への参加・協力	247	261	244	302	212	1,266
	地域福祉活動・自主活動	480	527	295	367	208	1,877
	民児協運営・研修	921	821	801	843	558	3,944
	証明事務	13	52	21	32	40	158
	要保護児童の発見の通告・仲介	6	6	0	6	1	19

(単位：回)

回訪問数	訪問・連絡活動	560	431	206	340	275	1,812
	その他	251	61	135	454	264	1,165

(単位：回)

回調連数整絡	委員相互	1,336	2,757	1,091	1,405	965	7,554
	その他の関係機関	1,506	1,929	848	1,663	1,090	7,036

(単位：日)

活動日数	3,088	3,431	2,308	2,950	2,154	13,931
------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

無料入浴券の給付

各総合支所区民課
保健福祉支援部高齢者支援課
保健福祉支援部障害者福祉課
保健福祉支援部生活福祉調整課

目 的

高齢者、障害者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に対して、公衆浴場で利用できる無料入浴券を給付することにより、疲れた体をいやし生活意欲の向上及び健康保持を図ります。

内 容

(1) 対 象

- ① 70歳以上の高齢者
- ② 障害者及び原爆被爆者
- ③ 自家に風呂のない生活保護世帯等

(2) 給付時期

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(3) 給付枚数

高 齢 者	1人当たり年間最大52枚 ※申請月により給付枚数が異なります。
障害者及び原爆被爆者	大人、中人、小人とも1人当たり年間最大52枚 ※申請月により給付枚数が異なります。
生活保護世帯等	大人、中人、小人とも1人当たり年間最大60枚 ※開始月により給付枚数が異なります。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

都営交通の無料乗車券の交付

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課
保健福祉支援部生活福祉調整課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に無料乗車券を交付することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

内 容

身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者、生活保護世帯等及び児童扶養手当受給世帯等に、都営地下鉄、都電、都バス、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券を交付します。

有 効 期 間

- ・身体障害者、知的障害者、戦傷病者及び原爆被爆者は3年間
- ・生活保護世帯等、児童扶養手当受給世帯等は1年間

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の保健福祉」及び「港区の子ども・家庭支援」を参照

コミュニティバス乗車券の発行

各総合支所区民課
保健福祉支援部高齢者支援課
保健福祉支援部障害者福祉課
保健福祉支援部生活福祉調整課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

高齢者、障害者、妊産婦、生活保護世帯等に対し、港区コミュニティバスの乗車券を発行して乗車運賃を助成することにより、社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

内 容

(1) 対 象

- ① 70歳以上の人
- ② 都営交通無料乗車券を所持している人
- ③ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している人
- ④ 東京都難病医療費助成を受けている人
- ⑤ 児童扶養手当証書を所持している人
- ⑥ ひとり親家庭等医療費助成を受けている人
- ⑦ 妊産婦
- ⑧ 3歳未満の子がいる、区が定める所得基準内（※）の世帯の保護者1人

※所得基準表

扶養親族等人数	所得基準
0人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、192万円未満
1人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円未満
2人以上	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算した額未満

(2) 費用負担

無料

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の保健福祉」及び「港区の子ども・家庭支援」を参照

目 的

高齢者等の救急（119番出動）時に、迅速な救命措置等に役立てるため、「救急医療情報キット」を配布して、高齢者等の安全・安心を支援します。

内 容

「救急医療情報キット」は「かかりつけ医療機関」「持病」などの医療情報や「診察券」「健康保険証」など情報の写しを専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に備えるものです。

(1) 対 象

港区内に在住している人

- ① 高齢者 ② 障害者 ③ 健康上不安がある人

(2) 配布場所

- ① 各総合支所区民課 ② 各いきいきプラザ
③ 各高齢者相談センター（地域包括支援センター：65歳以上の高齢者のみ）
④ 芝の家

根拠法令等

港区救急医療情報キット配布実施要綱

事業開始時期

平成20年5月

事業の状況

各総合支所受付件数

（単位：件）

年度	地区 区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
		28	高齢者	111	62	67	
	障害者	3	2	1	0	12	18
	その他	5	6	3	5	14	33
	合計	119	70	71	165	152	577
29	高齢者	55	245	64	162	138	664
	障害者	5	2	2	0	3	12
	その他	2	6	1	5	3	17
	合計	62	253	67	167	144	693
30	高齢者	140	78	58	211	164	651
	障害者	8	2	8	4	11	33
	その他	4	25	2	12	13	56
	合計	152	105	68	227	188	740
元	高齢者	158	55	109	106	124	552
	障害者	4	2	11	4	4	25
	その他	3	3	3	2	5	16
	合計	165	60	123	112	133	593
2	高齢者	58	38	145	84	86	411
	障害者	0	0	19	1	0	20
	その他	0	3	15	9	3	30
	合計	58	41	179	94	89	461

（各年度末日現在）

高齡者福祉相談	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齡者支援課
<p>目 的 老人福祉法に基づき、福祉事務所は高齡者の福祉に関する実情の把握に努めると同時に、相談者への必要な情報の提供や相談に応じ、必要な調査・指導とともに、これらに付随する業務を行うことにより、高齡者の心身の健康の保持及び生活の安定を図ります。</p> <p>内 容 老人福祉指導主事及び地区担当員が、養護、特別養護、軽費、有料の各老人ホームへの入所、経済的事項、家庭的事項、医療・保健、職業等の各種相談に応じています。</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

高齡者訪問電話	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齡者支援課
<p>目 的 ひとり暮らし等の高齡者世帯に対し、定期的に電話をすることによって、安否を確認するとともに安全を確保し、各種の相談に応じます。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象</p> <p>① 近隣に親族が居住していないおおむね65歳以上の高齡者でひとり暮らしの人 ② 近隣に親族が居住していない高齡者世帯で昼間、高齡者のみになる世帯等</p> <p>(2) 電話相談員 2人(心身障害者(児)電話相談センターと兼務)</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

高年齢者救急通報システム	各総合支所区民課 保健福祉支援部高年齢者支援課
<p>目 的 高年齢者が家庭内で病気などの緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報することにより、地域の協力を得て救助を行い、高年齢者の生活の安全を確保し、福祉の増進を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>対 象 区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高年齢者のみの世帯で、身体上、慢性疾患があるなど日常生活を営む上で、常時注意を要する状態にある人等 ※平成13年4月以降の新規申込みには、高年齢事業者方式救急通報システムを設置しています。</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

高年齢事業者方式救急通報システム	各総合支所区民課 保健福祉支援部高年齢者支援課
<p>目 的 高年齢者が家庭内で病気や火災などの緊急事態に陥ったとき、又は一定時間人の動きが感じられないときに、専門の警備員が出動して安否の確認、救助等を行って高年齢者の生活の安全を確保し、福祉の増進を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高年齢者のみの世帯の人 ※家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。</p> <p>(2) 内 容 遠隔救急ペンダント、コントローラー、火災センサー（熱感知器）、ライフリズムセンサー（生活活動感知器）を一式で設置し、緊急時、火災発生時等の事業者（警備会社）への通報により、専門の警備員が出動します。状況に応じて救急車などの要請を事業者が行います。</p> <p>(3) 利用者負担 月額 400円（生活保護受給者及び住民税非課税者は無料） ※電話料金等が別途かかります。</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

目 的

認知症高齢者、認知症であることが疑われる高齢者及び若年性認知症の人が、今いる場所が分からなくなる等の見当識障害があらわれた場合でも、地域の人、関係機関との協力により、見守り・早期発見できる仕組みをつくることにより、住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう支援します。また、認知症による徘徊に起因する事故補償制度を設けることにより、認知症高齢者等の家族及び介護人の経済的・精神的負担の軽減を図ります。

内 容

1 おかえりサポート事業

(1) 対 象

区内に住所を有し、在宅で生活しており、迎えに行くことができる介護人等がいる

- ① 65歳以上の認知症高齢者
- ② 65歳以上の認知症の疑いのある高齢者
- ③ 若年性認知症の人

(2) 内 容

- ① 認知症高齢者等が徘徊などにより行方不明となる場合に備えて、緊急連絡先等の情報を登録及び管理します。
- ② 認知症高齢者等の発見時における速やかな身元確認に資する登録番号が入ったキーホルダー及びアイロンシールを配付します。
- ③ 認知症高齢者等が徘徊し、通報を受けた際に緊急連絡先へ連絡します。
- ④ 行方不明になった認知症高齢者等が発見された後、必要に応じて関係機関による生活支援につなげます。

(3) 利用者負担

無料

2 認知症高齢者等賠償責任保険

(1) 対 象

おかえりサポート事業登録者で、①②どちらかに該当する人

- ① おかえりサポート保険チェックリストで、1つ以上該当する項目がある人
- ② 医師に認知症と診断されている人

※ただし、保険に加入できるのは40歳以上の人となります。

(2) 内 容

- ① 損害賠償責任補償 認知症に起因する事故により、第三者の身体の障害及び財物の破損壊に係る損害賠償責任を最大5億円補償します。
- ② 被害者死亡時の見舞金 認知症による徘徊に起因する事故により第三者を怪我させ、被害者がその事故を直接的な死因として死亡した場合に、お葬式の香典や見舞品の購入費用として一律15万円支給します。

(3) 利用者負担

無料

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

認知症による徘徊行動のある高齢者に対し、GPSを利用した位置情報専用探索機による探索サービスを行うことにより、徘徊高齢者の早期発見と安全を確保し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

内 容

- (1) 対 象 区内に住所を有する認知症の徘徊により探索サービスが必要と認められる在宅の65歳以上の高齢者で、位置情報を確認した後、迎えに行くことができる家族等がいる人
- (2) 利用者負担 GPS端末機 月額 500円
現場急行サービス1回 3,000円

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

高齢者会食サービス	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課
<p>目 的 ひとり暮らし等の高齢者に対し、高齢者会食サービス事業を実施することにより、健康面からの在宅支援及び地域社会との交流を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 区内に住所を有する 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の高齢者のみの世帯の人</p> <p>(2) 利用料金 1 食 400 円以内（生活保護受給者：1 食 200 円以内）</p> <p>(3) 内 容 週 1 回、各いきいきプラザ、台場高齢者在宅サービスセンター及び芝浦アイランド児童高齢者交流プラザにおいて、家庭的で栄養バランスの取れた食事を提供します。 また、月 1 回、栄養指導及び栄養相談を行います。</p> <p>※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。 *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

高齢者配食サービス	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課
<p>目 的 ひとり暮らし等で食事の調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し居宅に訪問して提供することにより、高齢者の栄養管理や健康維持の一助とするとともに、安否確認を行い、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 区内在住で食事作りが困難な ① 65歳以上のひとり暮らしの人 ② 65歳以上の高齢者のみの世帯の人 ③ 65歳以上の高齢者と障害者のみの世帯の人 ※家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。</p> <p>(2) 利用者負担 1 食あたり 270 円～480 円</p> <p>(3) 実施回数 1 週間に 7 食まで、昼食・夕食を配食します。</p> <p>(4) 配食事業者 申請時に 6 事業者から選ぶことができます。申請後に事業者を変更することもできます。事業者を変更した場合は、変更申請から 10 日以内に新しい事業者のサービスを受けられません。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

高齢者福祉理美容サービス	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課
<p>目 的 在宅で生活する寝たきりの状態にある高齢者に、港区福祉理美容サービス登録カードを交付し、理容師又は美容師による出張理美容サービスを行うことにより、健康保持の一助とするとともに、家族介護の軽減を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 区内に住所を有し在宅で生活する65歳以上で、要介護3以上の人</p> <p>(2) 実施回数 年6回まで</p> <p>(3) 利用者負担 1回 500円</p> <p>(4) 登録カード有効期間 4月1日から翌年の3月31日まで</p> <p>(5) 利用方法 港区福祉理美容サービス登録カードを交付し、港区福祉理容協力店名簿（54店舗）・港区福祉美容協力店名簿（31店舗）に登載された理美容店に申し込み、サービスを受ける際に提示します。</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

高齢者紙おむつ給付及びおむつ代の助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課
<p>目 的 日常生活で紙おむつを必要とする高齢者に紙おむつ等を給付することにより、高齢者の快適な生活を確保するとともに、高齢者を介護する家族等の介護負担の軽減を図ります。 なお、区の給付する紙おむつを使用できない医療機関に入院している人に対しては、おむつ代を助成しています（限度額 月額 10,000円）。 ※同じ月に紙おむつの給付とおむつ代助成との併用はできません。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 区内に住所を有する要介護認定が要支援1以上で常時臥床及び失禁状態にある人</p> <p>(2) 給付内容 62種類のおむつ等の中から給付限度の範囲内で選択する方式</p> <p>(3) 給付方法 委託業者が月1回指定の場所に配送</p> <p>(4) 利用者負担 月額 500円</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

目 的

在宅で生活する寝たきりの高齢者が使用している寝具を乾燥等消毒し、臥床環境を改善することにより、福祉の増進を図ります。

内 容

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 対 象 | 区内に住所を有する65歳以上で、要介護3以上の人 |
| (2) 実施回数 | 年12回（うち1回は水洗い） |
| (3) 利用者負担 | 寝具1組（乾燥消毒） 150円 |
| | 掛布団1枚（水洗い消毒） 300円 |
| | 敷布団1枚（水洗い消毒） 300円 |
| | 毛布1枚（水洗い消毒） 50円 |

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

高齢者福祉キャブ	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課
<p>目 的 寝たきりの高齢者等に対し、港区福祉キャブ利用カードを交付し、その乗車料金の一部を補助することにより、社会参加を助長し、福祉の向上を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象</p> <p>① おおむね65歳以上で、一般の交通機関を利用することが困難な人 ② 介護保険の第2号被保険者のうち、要介護認定「要支援1」以上で、一般の交通機関を利用することが困難な人</p> <p>(2) 福祉キャブ（昇降装置付タクシー）運行台数 5台</p> <p>(3) 予 約 方 法 利用者が原則として利用日の前日までに運行委託業者に直接申し込みます。</p> <p>(4) 運 賃 タクシー料金と同じ</p> <p>(5) 介助人利用助成 ヘルパー資格を有する介助人を利用した場合、介助人1人までの利用料のうち半額を助成します。</p> <p>(6) 乗 車 地 域 出発地又は到着地が東京23区・武蔵野市・三鷹市</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

緊急移送サービス利用助成事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 車椅子等を使用する高齢者や障害者が緊急時に24時間対応の民間救急移送サービスを利用する場合に、その費用の一部を助成することにより、高齢者や障害者の在宅生活を支援し、福祉の向上に役立てます。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 港区福祉キャブ利用カード交付者</p> <p>(2) 利用方法 利用者が福祉キャブ運行委託事業者に直接申し込みます。</p> <p>(3) 利用者負担</p> <p>① 利用料金が10,000円以下の場合 利用料金の30%に相当する額 ② 利用料金が10,000円超の場合 3,000円+10,000円を超える部分の額 ※寝台・車椅子・リクライニング式車椅子の利用料金については全額助成します。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

目 的

高齢者が多く居住する共同住宅の共用部分のバリアフリー化に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の転倒を予防し、介護の負担を軽減するとともに、日常生活の利便性の向上を図り、高齢者の自立と社会参加を促進します。

内 容

(1) 対 象

次の要件を全て満たす共同住宅に対し、バリアフリー化のための改修工事を行った場合に工事費用の一部を助成します。

- ① 区内に存する共同住宅で、分譲住宅又は今後も優先的に高齢者を居住させる賃貸住宅
- ② 65歳以上の高齢者を含む世帯が居住世帯全体の25%を超える共同住宅
- ③ 延べ床面積のおおむね2分の1を超える部分が居住の用途に供される共同住宅
- ④ 公的賃貸住宅以外のもの

※②の65歳以上の高齢者を含む世帯とは、港区に住民登録している65歳以上の高齢者がいる世帯

(2) 対象工事と助成限度額

助成対象工事	助成対象限度額	助成限度額
出入口、廊下等の段差解消	70万円	対象工事に係る経費と助成対象限度額を比較して、いずれか少ない額の2分の1
出入口、階段、廊下等の手すりの設置	70万円	
床のノンスリップ化	70万円	
段差解消機の新設	800万円	
エレベーターの新設	2,000万円	
既存エレベーターのバリアフリー化改修	300万円	

※助成金額は、予算の範囲内で交付

(3) 募集期間

4月1日から12月1日まで

※募集開始日と締切日が土曜、日曜、祝日に当たる場合には、次の平日を募集開始日、締切日とします。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

身体機能が低下した高齢者に日常生活用具を給付することにより、日常生活や外出時の安全性を高め、高齢者の積極的な社会参加の促進を図ります。

内 容

(1) 対 象

給付種目と対象者は、以下のとおりです。

給付種目	対象者	給付条件
シルバーカー又は杖	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の区民で、歩行補助用具を使用することで歩行の安定を図ることができる人 ・ 在宅で生活している人 ・ 介護保険のサービスで歩行補助用具の貸与を受けていない人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援認定を受けている人は、この事業で給付を受けていることがケアプランに明記されていること。 ・ 要介護認定を受けている人は、原則対象外です。ただし、介護保険サービスの歩行補助用具の貸与では対応できない身体状態の場合のみ、対象となる場合があります。
浴室用滑り止めマット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の区民で、入浴補助用具を使用することで自力での入浴を安全に行うことができる人 ・ 在宅で生活している人 	-
入浴用椅子又は浴槽内椅子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の区民で、入浴補助用具を使うことで自力での入浴を安全に行うことができる人 ・ 在宅で生活している人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援認定、又は要介護認定を受けている人は対象外です。

※申請は給付各種目につき、1 回限りです。

(2) 利用者負担額

介護保険サービス利用時の費用負担割合に準じて決定します。所得に応じて協定価格の一部が利用者負担額となります。生活保護受給者は無料です。

(3) 給付方法

区が協定を締結した福祉用具事業者の福祉用具専門相談員による事前調査を受け、安全性と効果性を確認した上で、用具を給付します。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

様々な理由で現在の住まいから住み替えが必要であるにも関わらず、新たな住まいが見つからず困っている高齢者世帯に対し、良好な居住環境の確保を図ります。

内 容

(1) 民間賃貸住宅の紹介

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部港支部の協力を得て、民間賃貸住宅を紹介します。

対象要件

- ① 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の者を含む60歳以上の者で構成する世帯
- ② この制度を利用して港区内に転居先が決まった場合、転居先への救急通報システムの設置に了承していること。
- ③ 賃貸借契約の締結に当たり、連帯保証人がいない場合、協定債務保証会社を利用すること（港区内の民間賃貸住宅の紹介を受ける場合に限る）。

(2) 債務保証会社の紹介

保証人がいないため港区内の民間賃貸住宅で賃貸借契約を結べない場合等、区と協定を締結している債務保証会社を紹介し、保証委託契約に係る初回保証委託料を助成します。

対象要件

- ① 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の者を含む60歳以上の者で構成する世帯
- ② 賃貸借契約に際し、連帯保証人となり得る親族もしくは知人がいないこと又は債務保証会社の利用が必須であること。
- ③ 世帯の所得が3,228,000円を超えていないこと。
- ④ この制度を利用して港区内に転居先が決まった場合、転居先への救急通報システムの設置に了承していること。

助成額 ・ 単身世帯…60,000円以内で実際に要した額
 ・ 2人以上の世帯…80,000円以内で実際に要した額

(3) 入居費用の一部助成

転居の理由が自己の責めに寄らない立ち退きによるもので、紹介を受けた民間賃貸住宅に賃貸借契約を結んだ場合は、入居費用の一部を助成します。

対象要件

- ① 本事業で港区内の民間賃貸住宅の紹介を受け、当該住宅に入居することが決定し、当該住宅の所有者と賃貸借契約を締結していること。
- ② 世帯の所得が3,228,000円を超えていないこと。
- ③ 退去に際し、単身世帯は960,000円、2人以上の世帯は1,280,000円を超える補償金を受領しないこと。
- ④ 生活保護法の規定に基づく公的給付を受給していないこと。

助成額 ・ 礼金相当分…月額賃料の2か月分以内で実際に要した額
 ・ 仲介手数料…月額賃料の1か月分以内で実際に要した額

事業開始時期

平成31年4月

目 的

環境上の理由及び経済的理由で、在宅生活が困難になった高齢者について、養護老人ホームの入所措置をします。

内 容

(1) 対 象

65 歳以上（事情のある場合は 60 歳以上）で、次の①②の要件をともに満たす人

① 環境上の理由

家族や住居の状況など、現在置かれている環境下では在宅での生活が困難な人

② 経済的理由

次のア～ウのいずれかに当てはまる人

ア 生活保護受給世帯

イ 世帯の生計中心者が特別区民税所得割を課されていない世帯

ウ 災害などのためその世帯の収入が急激に減少し、生活に困窮している状態にある人

(2) 費用負担

入所者本人及び扶養義務者から、それぞれの階層区分に応じた費用を徴収します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

多年にわたり社会の進展に尽くした高齢者に敬意を表し、長寿と健康をお祝いします。

内 容

寿商品券（区内共通商品券）を贈呈します。また、100歳以上の人へ記念品・花束を贈呈します。

- (1) 対 象 9月15日現在、区内に住所を有する70歳（古希）、77歳（喜寿）、80歳（傘寿）、88歳（米寿）、90歳（卒寿）、99歳（白寿）の人、100歳以上の人
- (2) 贈 呈 品 商品券 70歳…5千円、77歳…1万円、80歳…1万5千円、88歳…2万円、90歳…2万5千円、99歳…3万円
記念品・花束 100歳以上
- (3) 贈呈方法 8月中旬から敬老の日の頃にかけて、民生委員・児童委員などが本人にお届けします。
※令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全件郵送

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

成年後見審判申立事業

各総合支所区民課

目 的

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない人たちの「本人保護」と「自己決定尊重」の理念に併せ、身上監護・財産管理のために区長が成年後見審判開始申立てを行い、高齢者・障害者福祉の増進を図ります。

内 容

区長は認知症高齢者、知的障害者、精神障害者に2親等以内の親族がいないとき等、成年後見等審判開始の申請ができないときは家庭裁判所に審判開始の申立てを行います。また、後見人の報酬の支払が困難な被後見人等へ報酬の一部又は全部の助成をします。

根拠法令等

港区成年後見審判申立事業に関する要綱

実績表

成年後見制度申立件数・報酬助成件数

(単位：件)

年度	地区		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
	区分							
28	高齢者分	申立	5	1	5	2	0	13
		報酬助成	2	4	2	1	0	9
	障害者分	申立	0	0	0	1	0	1
		報酬助成	0	0	0	0	0	0
29	高齢者分	申立	1	3	2	5	1	12
		報酬助成	4	2	4	7	0	17
	障害者分	申立	1	0	0	0	0	1
		報酬助成	0	1	0	1	0	2
30	高齢者分	申立	1	2	4	6	2	15
		報酬助成	3	2	2	2	1	10
	障害者分	申立	0	0	0	1	0	1
		報酬助成	0	0	0	1	0	1
元	高齢者分	申立	3	4	3	2	6	18
		報酬助成	3	3	2	4	1	13
	障害者分	申立	0	0	0	0	0	0
		報酬助成	0	0	0	1	0	1
2	高齢者分	申立	2	6	1	4	5	18
		報酬助成	3	5	3	5	2	18
	障害者分	申立	1	1	0	0	0	2
		報酬助成	0	0	0	1	0	1

(各年度末日現在)

目 的

ひとり暮らし高齡者の緊急連絡先等を把握することによって、本人の緊急時などに備えます。

また、区における高齡者施策の基礎資料とします。

内 容

区内の単身世帯（65歳以上）高齡者の実態を調査しています。

3年に一度、住民基本台帳上単身世帯（65歳以上）全員を調査対象とした全数調査を行い、続く2年間については、全数調査の結果を基に、当該年度の転入者等を含め、調査を行います。

- (1) 調査内容 同居親族の有無、本人電話番号、緊急連絡先の名前・電話番号の記入及び聞き取り
- (2) 調査対象 毎年4月1日現在、満65歳以上で住民基本台帳上単身世帯の人
- (3) 調査方法 65歳以上75歳未満 郵送調査（各総合支所から郵送）
75歳以上 訪問調査（民生委員・児童委員等）
※令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全件郵送調査
※単身世帯のうち、施設職員による実態把握ができていない特別養護老人ホーム、ケアハウス等居住者は、特定住所として調査対象外

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で活動する様々な団体及び関係機関と区との連携を図り、各地区の特性に応じた高齢者セーフティネットワークを構築します。

内 容

(1) 地区高齢者支援連絡会の開催

所掌事項

- ・高齢者の孤独死の防止に関すること。
- ・高齢者の虐待の防止及び養護者に対する支援に関すること。
- ・認知症に関する普及啓発及び認知症の人とその家族への支援に関すること。
- ・高齢者の消費者被害の防止に関すること。
- ・区と関係機関等の相互の情報交換及び連絡調整に関すること。
- ・その他地区の高齢者の生活、介護等に関して必要な事項に関すること。

(2) 地区における高齢者のセーフティネットワークの構築

高齢者をはじめ地域の人たちが気軽に参加できる交流の場を設置すること。

根 拠 法 令 等

港区高齢者地域支援連絡協議会設置要綱

事 業 開 始 時 期

平成 22 年 3 月

事 業 の 状 況

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

要介護・要支援認定（申請）

各総合支所区民課
保健福祉支援部介護保険課

概 要

介護保険サービスを必要とする人のために要介護・要支援認定を行います。

内 容

(1) 対 象

- ① 第1号被保険者（65歳以上の人）で、寝たきり・認知症などで常に介護が必要な人、又は家事や身支度などの日常生活に支援が必要な人
- ② 第2号被保険者（40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人）で、初老期における認知症、脳血管疾患など加齢に伴う国が指定する16種類の病気（特定疾病）によって介護や支援が必要になった人

(2) 認 定

介護認定審査会は、介護の必要性の有無及び度合いを審査判定します。要介護度は、心身の状態に応じて、7段階に区分され、利用できるサービスの量などが決まります。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

65歳以上で、原則として要介護区分が要介護1以上で、寝たきり又は障害者に準ずる状態にあると認められる人に対し、(特別)障害者控除対象者と認め、認定書を交付します。

内 容

対 象 障害者手帳をお持ちでなくても、障害者控除対象者認定書の交付により、(特別)障害者控除の対象となります。
65歳以上で、原則として要介護区分が要介護1以上で、寝たきり又は障害者に準ずる状態にあると認められる人

根 拠 法 令 等

所得税法

関 係 発 行 物

高齢者サービスのご案内「いきいき」
障害者のためのサービス一覧

実 績 表

障害者控除認定件数

(単位：件)

年度	地区	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
	区分						
28	非該当	1	1	0	0	0	2
	障害者控除	13	6	11	15	1	46
	特別障害者控除	50	31	22	48	10	161
29	非該当	0	3	0	1	1	5
	障害者控除	18	30	17	22	12	99
	特別障害者控除	39	33	19	40	17	148
30	非該当	1	0	0	0	0	1
	障害者控除	22	9	18	15	5	69
	特別障害者控除	41	20	28	39	14	142
元	非該当	0	0	0	0	0	0
	障害者控除	12	11	10	16	8	57
	特別障害者控除	20	10	28	39	10	107
2	非該当	0	0	0	0	0	0
	障害者控除	3	8	11	14	3	39
	特別障害者控除	23	15	15	21	8	82

(各年度末日現在)

介護給付	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者及び障害児の福祉増進を図るとともに、誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。</p> <p>内 容 日常的に介護が必要な障害者（児）に対し、次の支援を行います。</p> <p>(1) 居宅介護 (2) 重度訪問介護 (3) 同行援護 (4) 行動援護 (5) 療養介護 (6) 生活介護 (7) 短期入所 (8) 重度障害者等包括支援 (9) 施設入所支援</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

訓練等給付	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者及び障害児の福祉増進を図るとともに、誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。</p> <p>内 容 障害者が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、次の支援を行います。</p> <p>(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練） (2) 就労移行支援 (3) 就労継続支援A型 (4) 就労継続支援B型 (5) 就労定着支援 (6) 自立生活援助 (7) 共同生活援助（グループホーム）</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

障害児通所支援	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 児童福祉法に基づき、障害児が心身ともに健やかに養育されるよう、必要な訓練や支援等を行います。</p> <p>内 容 集団生活への適応や生活能力の向上のため、次の支援を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童発達支援 (2) 医療型児童発達支援 (3) 放課後等デイサービス (4) 居宅訪問型児童発達支援 (5) 保育所等訪問支援 <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

相談支援	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 障害者（児）が地域で安心して日常生活及び社会生活を送ることができるよう、障害者等の立場に立って相談支援を行います。</p> <p>内 容 障害者の地域生活への移行や地域生活の継続のための支援を行います。また、障害者（児）が障害福祉サービス又は障害児通所支援を利用するに当たり、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援） (2) 特定相談支援（計画相談支援） (3) 障害児相談支援 <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

移動支援	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。</p> <p>内 容 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の1つとして、区と協定を締結した居宅介護事業者等が、ヘルパーを派遣し、障害者等の外出の支援を行います。</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

身体障害者手帳	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 身体障害者手帳は、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づき、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に交付されます。 身体障害者手帳の交付を受けた人は、自立支援医療（更生医療）の給付や施設への入所、補装具費の支給等の各種福祉サービスを受けることができます。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対象者 身体障害者福祉法別表に定める障害を有する人</p> <p>(2) 障害種別 ① 視覚 ② 聴覚、平衡機能 ③ 音声、言語・そしゃく機能 ④ 肢体不自由 ⑤ 心臓機能 ⑥ じん臓機能 ⑦ 呼吸器機能 ⑧ ぼうこう又は直腸機能 ⑨ 小腸機能 ⑩ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 ⑪ 肝臓機能</p> <p>(3) 障害程度 1～6級（肢体不自由には7級もありますが、7級の障害1つのみでは手帳は交付されません。）</p> <p>(4) 申請方法 下記の書類をそろえ、各総合支所区民課に申請します。その後、東京都知事あてに進達しています。 ① 手帳交付申請書 ② 都道府県知事指定医の診断書・意見書 ③ 撮影後1年以内の写真 ④ マイナンバーカード等</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

愛の手帳（知的障害者）	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 知的障害者（児）の保護と自立支援を図るとともに、社会の理解と協力を深めるため、東京都が全国に先がけて設けた制度で、本人又は保護者の申請に基づいて交付しています。なお、国の制度として療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対象者 知的機能の発達遅滞のある人</p> <p>(2) 障害程度 1～4度</p> <p>(3) 申請方法 18歳未満の人は港区児童相談所へ、18歳以上の人は東京都心身障害者福祉センターへ申請します。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

精神障害者保健福祉手帳	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 精神障害の人が、様々な支援を迅速かつ有効に活用できるようにし、社会復帰と自立、社会参加の促進を図ります。</p> <p>内 容 精神障害者保健福祉手帳は、精神障害の人が一定の障害があることを証明するもので、認定された場合は、該当等級（1～3級）によって様々な福祉サービスを受けることができます。 申請を受け付け、東京都知事あてに進達しています。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

身体障害者福祉相談	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 身体障害者福祉法により、福祉事務所は、身体障害者の福祉に関する実情の把握に努めるとともに、身体障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導と、これに付随する業務を行います。</p> <p>内 容 各総合支所区民課には、身体障害者福祉司及び地区担当員が配置され、身体障害者手帳の取得及び自立支援医療（更生医療）、補装具費、職業等の各種相談に応じます。</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

知的障害者福祉相談	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 知的障害者福祉法により、福祉事務所は、知的障害者の福祉に関する実情の把握に努めるとともに、知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導と、これに付随する業務を行います。</p> <p>内 容 各総合支所区民課には、知的障害者福祉司及び地区担当員が配置され、障害者支援施設等への入所・通所及び職業、医療保健、生活、教育等の各種相談に応じます。</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

目 的

身体障害者が手術等によって障害の程度を軽くしたり取り除いたりすることにより、日常生活能力や職業能力の回復や獲得を目的として行う医療で、知事の定める指定医療機関において給付します。

内 容

(1) 対 象 者

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人で、東京都心身障害者福祉センターにおいて医療の給付が必要と判定された人（ただし、心臓（更新のみ）、じん臓、小腸、肝臓（更新のみ）及び免疫機能障害の医療給付判定は、各指定自立支援医療機関からの要否意見書に基づき区が行います。）

(2) 支給対象となる障害区分

- ① 視覚障害によるもの
- ② 聴覚、平衡機能の障害によるもの
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
- ④ 肢体不自由によるもの
- ⑤ 心臓、じん臓、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの
- ⑥ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

(3) 給付内容（下記に関する費用）

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ④ 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑥ 移送（医療保険により給付を受けることができない人の移送に限ります。）

(4) 給付の範囲

医療保険の給付又は他の公費負担制度の適用がある場合は、その残額（本人の負担分）が給付の対象となります。

(5) 実施方法

各総合支所区民課に申請書、指定医の意見書（概略書）等を提出し、自立支援医療受給者証の交付を受けて、指定自立支援医療機関で医療の給付を受けます。自立支援医療（更生医療）の費用は、区から東京都国民健康保険団体連合会等を通じて医療機関に支払います。

(6) 自己負担

原則、医療費の1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されています（生活保護、非課税世帯は自己負担なし）。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

障害者（児）に、より快適な日常生活を送ることができる生活環境を提供するとともに、家族の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつを給付しています。

なお、区の給付する紙おむつを使用できない医療機関に入院している人に対しては、おむつ代を助成しています（限度額：月額 10,000 円）。

※ただし、同じ月に紙おむつの給付とおむつ代助成との併用はできません。

内 容

(1) 対象者

身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度又は精神障害者保健福祉手帳 1 級で 3 歳以上 65 歳未満の人

※介護保険の対象となる人は含まれません。

(2) 給付内容

紙おむつの支給対象商品の中から給付限度の範囲内で選択します。

(3) 給付方法

委託業者が月 1 回指定の場所に配送します。

(4) 利用者負担

月額 500 円

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

寝具の乾燥が困難と認められる障害者（児）の寝具を乾燥消毒し、臥床環境を改善することにより、福祉の増進を図ります。

内 容

- | | | | | | | | | | |
|--------------|---|------------|------|--------------|------|--------------|------|-------------|-----|
| (1) 対 象 者 | 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、寝具の乾燥が困難と認められる人 | | | | | | | | |
| (2) 実施回数 | 年12回（うち1回は水洗い） | | | | | | | | |
| (3) 利用者負担 | <table border="0"> <tr> <td>寝具1組（乾燥消毒）</td> <td style="text-align: right;">150円</td> </tr> <tr> <td>掛布団1枚（水洗い消毒）</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>敷布団1枚（水洗い消毒）</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>毛布1枚（水洗い消毒）</td> <td style="text-align: right;">50円</td> </tr> </table> | 寝具1組（乾燥消毒） | 150円 | 掛布団1枚（水洗い消毒） | 300円 | 敷布団1枚（水洗い消毒） | 300円 | 毛布1枚（水洗い消毒） | 50円 |
| 寝具1組（乾燥消毒） | 150円 | | | | | | | | |
| 掛布団1枚（水洗い消毒） | 300円 | | | | | | | | |
| 敷布団1枚（水洗い消毒） | 300円 | | | | | | | | |
| 毛布1枚（水洗い消毒） | 50円 | | | | | | | | |

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

身体機能が損なわれた身体障害者等に補完又は代替する用具を支給し、障害者の日常生活、就労等の社会生活の利便と向上を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

身体障害者手帳の交付を受けた人又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる難病等の人で、東京都心身障害者福祉センター等で補装具の購入が必要と判定された人

(2) 補装具種目

- | | |
|---------------|--|
| ① 視覚障害者用 | 視覚障害者安全杖、義眼、眼鏡（矯正・弱視・遮光）、コンタクトレンズ |
| ② 聴覚障害者用 | 補聴器 |
| ③ 肢体不自由者用 | 義手、義足、装具（上肢・下肢・体幹・靴型）、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖、座位保持装置 |
| ④ 内部障害者用 | 車椅子 |
| ⑤ 重度障害者用 | 意思伝達装置 |
| ⑥ 児童用（①～⑤のほか） | 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具 |
| ⑦ 難病患者等用 | 車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、整形靴等 |

(3) 実施方法

申請に基づき、内容を審査（判定）の上、支給決定し、補装具費支給券を交付します。この支給券によって、指定業者から購入、貸与、修理をします。

(4) 自己負担

原則、給付内容の1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得によって月の負担上限があります（生活保護、区民税非課税世帯は自己負担なし）。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

在宅の障害者（児）に対し、日常生活用具及び住宅設備改善費を給付し、日常生活、就労等の社会生活の利便と向上を図ります。

内 容

(1) 対象者

- ① 区内に居住する身体障害、知的障害又は精神障害者で、原則として障害種別における障害程度が重度の人。ただし、給付種目によっては、障害程度に達していなくても必要と認められる人
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる難病等で、給付が必要と認められる人

(2) 給付種目

① 日常生活用具

（給付）特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子、訓練用ベッド、浴槽（湯沸器含む）、訓練・姿勢保持用具、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、知的障害者支援具、杖、移動・移乗支援用具、温水洗浄便座、火災警報器、自動消火装置、電磁調理器、音響案内装置、屋内信号装置、ガス安全システム、環境制御装置、視覚障害者支援具、聴覚障害者支援具、音声ICタグレコーダー、食事用自助具、調理用自助具、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、音声式体温計、視覚障害者用体重計、ルームクーラー、空気清浄器、エアーマット、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、携帯用会話補助装置、パーソナルコンピューター、情報通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、フラッシュベル、会議用拡聴器、携帯用信号装置、人工喉頭、点字図書、大活字図書、DAISY図書、ストーマ装具、紙おむつ・さらし等、収尿器、人工鼻、電磁波防護服、生活用品自助具

② 住宅設備改善

小規模住宅改修、中規模住宅改修、ハンズフリー住宅改修、屋内移動設備、階段昇降機、ホームエレベーター、難病小規模住宅改修、電動式ドア開閉装置

※①②とも、給付種目により、対象者及び基準額が異なります。

(3) 実施方法

申請に基づき、内容を審査の上、給付決定し、日常生活用具又は住宅設備改善給付券を交付します。それにより、指定業者から納入又は施工を受けます。

(4) 自己負担

原則、給付内容の1割の自己負担があります。ただし、所得によって月の負担上限があります（生活保護、区民税非課税世帯は自己負担なし）。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

自動車運転免許取得費助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 障害者が第一種普通自動車運転免許を取得しようとする場合、取得に要する経費の一部を助成することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対象者 区内に引き続き3か月以上居住している人で、次の要件に該当する人</p> <p>① 運転免許適性試験に合格した人で、3級以上の身体障害者手帳の交付を受けている人、4度以上の愛の手帳の交付を受けている人。ただし、内部障害については4級以上、下肢又は体幹に係る障害については5級以上の身体障害者手帳の交付を受けている人で、歩行が困難な人</p> <p>② 道路交通法第96条第1項に規定する運転免許試験の受験資格を有する人</p> <p>③ 本人の前年分所得税額が40万円以下の人</p> <p>④ 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない人</p> <p>(2) 内 容 教習所（練習所）入所料、技能・学科教習料、受験料、教材費及び排気量等の限定解除に直接要する費用を対象とし、前年の所得税額に応じて164,800円まで（排気量等の限定解除の費用については20,600円まで）を助成します。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

自動車改造費の助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 障害者が自分で運転する自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対象者 区内に住所を有し、現に居住している人で、次のいずれにも該当する人</p> <p>① 下肢又は体幹等の身体障害者手帳の交付を受けた人であって、就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車を改造する必要がある人</p> <p>② 本人又は扶養義務者の前年の所得が所得制限基準内の人（特別障害者手当と同じ）</p> <p>(2) 内 容 操向装置及び駆動装置等の改造費用として、原則、対象者1人につき1台に限り、133,900円までを助成します（所得制限あり）。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

目 的

車椅子利用者が容易に同乗又は昇降できる福祉車両の購入費の一部を助成することにより、在宅の車椅子利用者の外出を支援し、社会生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

- ・ 区内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けた常時車椅子利用の人又はその同居の親族
 - ・ どちらも前年の所得が所得制限基準内の人（心身障害者福祉手当と同じ）
- ※福祉車両に同乗する人が、施設に入所等をしている場合は対象になりません。

(2) 内 容

1件につき300,000円まで助成します。
ただし、中古車の場合は、300,000円と購入費用の5分の1に相当する額のいずれか少ない額とします。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

心身障害者（児）訪問電話	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 重度の心身障害者（児）世帯に対し、保健福祉支援部内に設置した電話相談センターから定期的に電話訪問することによって、安否を確認するとともに各種の相談に応じます。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 重度の心身障害者（児）で外出困難な人 ② 心身障害者のみの世帯（いずれかが重度の世帯）で昼間重度以上の心身障害者のみの世帯 ③ 心身障害者のみの世帯（いずれかが重度の世帯）で同居者が病弱者又は児童のみの世帯 ④ 常時介護を要する重度心身障害者（児）をかかえる世帯 <p>(2) 電話相談員 非常勤職員（高齢者電話相談センターと兼務）</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照</p>	

身体障害者等事業者方式救急通報システム	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 身体障害者や難病り患者が家庭内で急病などに陥ったとき、あるいは一定時間トイレの利用が無い場合に、専門の警備員が出動して安否の確認や救助等を行い、安全を確保します。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 者 区内に住所を有する18歳以上65歳未満の人で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳1・2級のひとり暮らし等の人 ② ひとり暮らし等の難病の人 <p>(2) 内 容 緊急通報システム、火災安全システム、ライフリズムシステム（※）を一式で設置し、緊急の場合、火災発生時等に事業者（警備会社）に通報します。 ※ライフリズムシステム…一定時間トイレを使用しなかった場合、自動的に通報するシステム</p> <p>(3) 費 用 利用者負担 月額 400円 （生活保護受給者及び住民税非課税者は無料）</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

障害者（児）徘徊探索支援	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 徘徊行動のある知的障害者（児）等に対し、GPSを利用した位置情報探索機による探索サービスを行い、徘徊障害者（児）の早期発見と安全を確保し、介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 者 中度以上（愛の手帳1～3度）の知的障害者（児）又は自閉症で、探索サービスが必要と認められる在宅の障害者（児）</p> <p>(2) 利用者負担 GPS端末機 月額 500円 現場急行サービス 1回 3,000円</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

心身障害者（児）福祉理美容サービス	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 理美容店へ出かけることが困難な障害者（児）に、理美容サービス登録カードを交付し、理容師・美容師による出張サービスを行うことにより、健康保持の一助とするとともに家族の介護の軽減を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 者</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 東京都重度心身障害者手当を受給している人 ② 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳1級の人 ③ 愛の手帳1度の人 <p>(2) 利用者負担 1回 500円</p> <p>(3) 利用方法 理美容サービス登録カード（利用回数年6回まで）を交付し、港区福祉理容協力店名簿（54店舗）・港区福祉美容協力店名簿（31店舗）に登載された理美容店に申し込みサービスを受ける際に提示します。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

目 的

ひとり暮らし等で食事の調理や食材の調達が困難な障害者に対し、栄養バランスのとれた食事を居宅に訪問して提供することにより、障害者の栄養管理や健康維持の一助とし、在宅障害者の福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

区内在住の65歳未満で、食事の調理が困難な次の要件のいずれかにあてはまる人

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人（以下「障害者」という。）でひとり暮らしの人
- ② 障害者のみで世帯を構成する人
- ③ 障害者と高齢者のみで世帯を構成する障害者

(2) 利用者負担 1食 270円～480円

(3) 実施回数 1週間に7回まで、昼食、夕食を配食します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

入浴サービス

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

自宅や公衆浴場での入浴が困難な障害者（児）に対し、入浴サービスを行うことにより健康・衛生保持の一助とするとともに家族の介護の軽減を図ります。

障害状況等により、巡回入浴車による方法と施設入浴（機械入浴・介助入浴・家族入浴）による方法があります。

内 容

種 類	内 容	対 象 者	備 考
機械入浴	全介助が必要な人に対して、障害保健福祉センター及び新橋はつらつ太陽内の機械浴室で入浴介助を行います。	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人	専用車による送迎があります。
介助入浴	自力移動が可能で、一部介助が必要な人に対して、障害保健福祉センター及び新橋はつらつ太陽内の家族浴室で、障害の状況に応じた入浴介助を行います。	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人	必要に応じて専用車による送迎があります。
家族入浴	障害保健福祉センター内の家族浴室で、家族等の介助により入浴することができます。	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の人	家族等の介助により入浴できることが条件です。
巡回入浴	巡回入浴車を派遣し、居宅において特殊浴槽を用い、家族の立会いのもと入浴サービスを行います。	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人	

費 用 無料

- 利用日等 ① 施設入浴 月～土曜日午前10時～午後5時の枠内で、相談の上、決定します。
② 巡回入浴 相談の上、決定します。

申込手続 申請書、承諾書、医師の意見書（家族入浴は除く）の提出が必要です。

- そ の 他 ① 医師から入浴を許可されていることが必要です。
② 原則として、介護保険サービスの対象者は除きます。
③ 当日の利用者の健康状態により、入浴が困難な場合は、サービスの提供をお断りすることがあります（例：感染症にり患している場合など）。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

障害者世帯等が、NHK放送受信料の免除基準に該当することの証明を行います。

内 容

(1) 対象者

〔全額免除〕

- ① 世帯員のいずれもが住民税を課税されていない世帯で、身体障害者手帳の交付を受けている人がいる場合
- ② 世帯員のいずれもが住民税を課税されていない世帯で、愛の手帳の交付を受けている人がいる場合
- ③ 世帯員のいずれもが住民税を課税されていない世帯で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる場合

〔半額免除〕

- ① 世帯主で受信契約者である本人が、視覚障害又は聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けている場合
- ② 世帯主で受信契約者である本人が、身体障害者手帳1・2級の交付を受けている場合
- ③ 世帯主で受信契約者である本人が、愛の手帳1・2度の交付を受けている場合
- ④ 世帯主で受信契約者である本人が、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている場合
- ⑤ 世帯主で受信契約者である本人が、戦傷病者手帳の交付を受けている戦傷病者で、障害程度が特別項症から第1款症である場合
(※令和3年4月1日現在によるものです。)

(2) 内 容

各総合支所区民課で証明を受けた免除申請書を、NHK営業所又は集金職員に提出し、減免を受けます。

※戦傷病者の場合は、東京都福祉保健局生活福祉部計画課援護恩給担当
(電話5320-4078)で証明します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

タクシー利用券の給付	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 歩行困難な障害者（児）に、タクシー利用券を給付することにより、生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 者 身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚1～3級の人、内部障害1級の人、呼吸器機能障害3級の人 愛の手帳 1・2度の人 精神障害者保健福祉手帳 1級の人</p> <p>(2) 給付方法 ◎新規申請者は、各総合支所区民課窓口で給付 ◎継続して利用する人は障害者福祉課から郵送</p> <p>(3) 給付額 年44,000円分 （ただし、7月～9月の新規申請は33,000円、10月～12月の新規申請は22,000円、1月～3月の新規申請は11,000円） ※自動車燃料費の助成との併給はできません。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

自動車燃料費の助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 障害者（児）の使用する自動車に係る燃料費の一部を助成することにより、障害者（児）の生活圏の拡大及び経済的負担を軽減し、社会活動の促進を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対 象 者 身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚1～3級の人、内部障害1級の人、呼吸器機能障害3級の人 愛の手帳 1・2度の人 精神障害者保健福祉手帳 1級の人</p> <p>(2) 助成額 年44,000円以内 （ただし、7月～9月の新規申請は33,000円、10月～12月の新規申請は22,000円、1月～3月の新規申請は11,000円） ※タクシー利用券との併給はできません。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

補助犬の給付

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者へ補助犬を給付し、自立と社会参加を促進します。区は申請の受付をしています。

内 容

(1) 対 象 者

18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている人で、おおむね1年以上都内に居住しており、支障なく補助犬の飼育ができる人

- ・ 盲導犬…視覚障害1級
- ・ 介助犬…肢体不自由1・2級
- ・ 聴導犬…聴覚障害2級

(2) 実施方法

東京都が給付決定した人に、委託団体が育成、訓練を行った補助犬を無償で給付します。

(3) 所得制限

世帯全体に係る所得税課税額の月平均額が77,000円未満であること。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

<p>重度脳性麻痺者介護事業</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課</p>
<p>目 的 重度脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対象者 区内に居住する20歳以上の身体障害者手帳1級の脳性麻痺者</p> <p>(2) 介護者及び介護回数 家族を介護者とし、1日を単位として月12回まで</p> <p>(3) 認定申請 あらかじめ登録が必要です。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

<p>重度身体障害者（児）居宅生活支援事業</p>	<p>各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課</p>
<p>目 的 たん吸引、経管栄養等の医療的ケアを必要とする重度の身体障害者（児）が、登録事業者による医療保険の訪問看護と併せて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護、重度訪問介護又は地域生活支援事業の移動支援（以下「居宅介護等」という。）を利用する場合に、区独自の加算をすることにより、質の高いサービスの提供を確保し、もって重度の身体障害者（児）の福祉の増進を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対象者 区内に住所を有し、次の①～③のいずれにも該当する人（介護保険の認定を受けた人は除く。）</p> <p>① 身体障害者手帳1級又は2級であること。 ② 居宅介護等を利用していること。 ③ たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要で、登録事業者による訪問看護を利用していること。</p> <p>(2) 内 容 医療的ケアの必要な人に、看護師による居宅介護等の提供を行います。</p> <p>(3) 利用者負担 無し（ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護等の提供に係る費用について、所得額に応じた利用者負担あり）</p> <p>(4) 助 成 額 登録事業者に対して助成 区内事業者：30分当たり1,000円、区外事業者：30分当たり1,150円</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

目 的

重度障害児の長期休業中（夏・冬・春休み）の日中活動の場を確保し、レクリエーション等の集団活動の支援を行うことにより、重度障害児及びその保護者等の福祉の増進を図ることを目的とします。

内 容

特別支援学校等に通学する小学校1年生から高校3年生までの重度障害児（医療的ケア児を除く）を対象に、長期休業中の居場所を確保し、レクリエーション等の集団活動の支援を行います。

※令和3年3月までは「医療的ケア児を含む小学校4年生から高校3年生までの重度障害児」が対象

(1) 実施日時

- ① 夏休み （週3回程度） 13時30分～17時
- ② 冬・春休み（計4回） 13時30分～17時

※土曜日事業は令和3年2月廃止

(2) 実施場所 障害保健福祉センター

(3) 定 員 10名

※令和2年度までは定員20名

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

医療的ケアを必要とし、家族が在宅で介護を行っている重症心身障害児（者）等について、自宅に看護師又は准看護師を派遣し、家族に代わり一定時間のケアを行うことにより、重症心身障害児（者）等とその家族の福祉の向上を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

区内に住所を有する以下のいずれにも該当する人（ただし、介護保険の要介護認定を受けている人を除く。）

- ① 重度の知的障害（愛の手帳1・2度程度）があり、かつ、重度の肢体不自由（身体障害者手帳1・2級）がある人、または、以下のいずれかの医療的ケアを受けている児童
 - ・人工呼吸管理 ・気管内挿管、気管切開 ・鼻咽頭エアウェイ
 - ・酸素吸入 ・6回／日以上頻回の吸引 ・ネブライザー6回／日以上または継続使用 ・中心静脈栄養 ・経管（経鼻・胃ろうを含む）
 - ・腸ろう、腸管栄養 ・継続する透析（腹膜灌流を含む） ・定期導尿3回／日以上（人口膀胱を含む） ・人工肛門
- ② 家族による在宅介護を受けて生活している人。
- ③ 看護による医療的ケアを受けている人又は必要としている人。

(2) 内 容

自宅に看護師又は准看護師を派遣し、家族が日頃行っている医療的ケア及び療養上の世話を家族に代わって提供します。

(3) 利用者負担（1回当たり）

（単位：円）

世帯の課税状況	2時間利用	2時間30分 利用	3時間利用	3時間30分 利用	4時間利用
生活保護受給世帯及び 区民税非課税世帯	0				
〔障害者の場合〕 区民税所得割16万円未満 の世帯	370	460	550	640	740
〔障害児の場合〕 区民税所得割28万円未満 の世帯	180	220	270	310	360
上記以外の世帯	1,500	1,880	2,200	2,630	3,000

上記のほか、衛生用品等の実費相当分は利用者負担となります。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

在宅の重度障害者（児）に対し、障害による特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより福祉の増進を図ります。

内 容

1 特別障害者手当

(1) 対象者

重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の
人。ただし、病院等に3か月を超えて入院している人、施設に入所してい
る人は対象外になります。原則、医師の診断書に基づいて判定します。

(2) 支給額

月額 27,350円（本人、扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている
ときは、支給を停止します。）

(3) 支給方法

2月、5月、8月、11月に指定の金融機関に振り込みます。

2 障害児福祉手当

(1) 対象者

重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の人。原
則、医師の診断書に基づいて判定します。

ただし、施設に入所している人、障害を理由とする公的年金を受給して
いる人、聴覚の障害により申請する場合、補聴器及び人工内耳の電源を切
った状態で音声を認識できる程度の人、運転免許の適性試験に合格してい
る人は対象外になります。

(2) 支給額

月額 14,880円（本人、扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている
ときは、支給を停止します。）

(3) 支給方法

2月、5月、8月、11月に指定の金融機関に振り込みます。

3 経過的福祉手当

(1) 対象者

昭和61年4月の特別児童扶養手当の支給に関する法律等の改正に伴う経
過措置として手当を受給している人（新規の認定はありません。）

(2) 支給額

月額 14,880円

(3) 支給方法

2月、5月、8月、11月に指定の金融機関に振り込みます。

所得限度額表

(令和3年4月現在)

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	1人増すご とに加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	380

※別に扶養義務者の所得限度額も設けられています。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

心身に特に重度の障害を有するため常時複雑な介護を必要とする人に手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

65 歳未満の障害者(児)が次のいずれかの要件に該当し、かつ前年の所得が所得限度額以内で、東京都心身障害者福祉センターから重度心身障害者の判定を受けた人。

ただし、3か月を超えて入院している人、施設に入所している人は対象外となります。

- ① 重度の知的障害と著しい精神症状が重複している人
- ② 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している人
- ③ 重度の四肢体幹機能障害(座位困難)の人

所得限度額表

(令和3年4月現在)

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	1人増すごとに加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	380

※対象者が20歳未満の場合は、扶養義務者又は配偶者の所得が判定の対象となります。

(2) 支 給 額

月額 60,000 円

(3) 支 給 方 法

東京都が毎月、指定の金融機関に振り込みます。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

心身に障害のある人に、心身障害者福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対象者

65歳未満で次の①～④のいずれかの要件に該当し、かつ前年の所得が所得限度額以内で、施設に入所していない人

ただし、65歳以上で平成13年7月分の手当を受給した人のうち、①～④のいずれかの要件に該当し、かつ前年の所得が所得限度額以内で、施設に入所していない人は対象者になります。

- ① 身体障害者手帳1～3級 ② 愛の手帳1～4度
③ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症 ④ 難病の医療費助成を受けている人

所得限度額表

(令和3年4月現在)

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	1人増すごとに 加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	380

※対象者が20歳未満の場合は、扶養義務者又は配偶者の所得が判定の対象となります。

(2) 支給額

月額 15,500円（ただし、身体障害者手帳3級・愛の手帳4度の人は月額7,750円）

(3) 支給方法

指定の金融機関に年3回（4月、8月、12月）振り込みます。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

車椅子使用や寝たきりの障害者（児）、又は知的障害者（児）に対し、港区福祉キャブ利用カードを交付し、その乗車料金の一部を補助することにより、社会参加を助長し、福祉の向上を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

65歳未満で、次の要件に該当する人

身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚 1～3級の人
内部障害1級の人 呼吸器機能障害3級の人
愛の手帳 1・2度の人

(2) 運 行 台 数

1台

(3) 利 用 方 法

- ① 港区福祉キャブ利用カードの交付を受けます。
- ② 運行委託業者に利用者が原則として利用日の前日までに直接申し込みます。

(4) 運 賃

普通車タクシー料金と同じ

(5) 介 助 人 利 用 助 成

介助人を利用した場合、介助人利用料（1人）の2分の1に相当する額を助成します。

(6) 乗 車 地 域

原則東京都内（発着地のいずれかが東京23区、武蔵野市・三鷹市地区）

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

心身障害者及びその介護人が、都内に路線を有する民営バスの割引を利用することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

内 容

心身障害者本人及び介護者を対象に、乗車割引証を交付します。なお、定期乗車券を購入する場合は、定期券割引購入申込書（3割引）を交付します。

(1) 対 象 者

身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている人で介護人付で乗車する人

(2) 内 容

各総合支所区民課の窓口で心身障害者民営バス乗車割引証（普通乗車用・介護人付）の交付を受け、乗車の際に割引証を提示して5割引の割引料金を支払います。

※身体障害者手帳・愛の手帳所持者が単独で利用する場合は、手帳を提示するだけで割引を受けられます。

※愛の手帳の交付を受けている人が介護人付で乗車する際の割引証は、18歳以上は東京都心身障害者福祉センター、18歳未満は港区児童相談所でも交付します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

有料道路障害者割引制度	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 身体障害者手帳の交付を受けている人が自ら運転する場合、又は重度の身体障害者手帳若しくは、重度の愛の手帳の交付を受けている人を乗せて運転する場合に、東日本高速道路株式会社の割引基準に該当することの証明を行っています。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 身体障害者手帳の交付を受けている人が自分で運転する場合 ② 重度（※1）の身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている人を乗せて運転する場合</p> <p>※1…身体障害者手帳又は愛の手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄に「第1種」と記載されている人</p> <p>(2) 対象車両 障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する乗用車1台（営業車、法人所有は除く。）又は排気量125ccを超えるバイク</p> <p>(3) 利用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金を支払う際に、手帳（※2）を提示の上料金を支払います。 ・ETCの場合は、登録されたETCカードを登録されたETC車載器に挿入してETCレーンを通行します。 <p>※2…申請により手帳に割引対象であることを証明する押印をします。利用者は東日本高速道路株式会社に郵送にて申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

自立支援医療（精神通院医療）	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 在宅の精神障害者の通院医療費を助成することにより、適切な医療を給付します。</p> <p>内 容 自立支援医療（精神通院医療）は、精神障害者が治療に専念できるための制度です。自立支援医療費及び保険制度併用により、通院医療費自己負担が原則1割になります。世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額があります（生活保護、非課税世帯は自己負担なし）。 申請を受け付け、東京都知事あてに進達しています。</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

難病等医療費助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課										
<p>目 的 難病等医療費助成の対象疾病にり患し、基準を満たしていると認定された人に、その治療に係る医療費等の一部を公費で負担します（都独自の制度においては、生活保護などで医療費等助成されている人は対象外）。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 実施主体 東京都（区では申請を受け付け、東京都知事あてに進達し、認定結果を管理しています。）</p> <p>(2) 対象疾病（令和3年4月1日現在）</p> <table data-bbox="319 734 933 936"> <tr> <td>国疾病</td> <td>333疾病</td> </tr> <tr> <td>都単独疾病</td> <td>8疾病</td> </tr> <tr> <td>特定疾患研究事業対象疾病</td> <td>4疾病</td> </tr> <tr> <td>特殊医療対策対象疾病</td> <td>2疾病</td> </tr> <tr> <td>B型・C型ウイルス肝炎治療</td> <td>5治療法</td> </tr> </table> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>		国疾病	333疾病	都単独疾病	8疾病	特定疾患研究事業対象疾病	4疾病	特殊医療対策対象疾病	2疾病	B型・C型ウイルス肝炎治療	5治療法
国疾病	333疾病										
都単独疾病	8疾病										
特定疾患研究事業対象疾病	4疾病										
特殊医療対策対象疾病	2疾病										
B型・C型ウイルス肝炎治療	5治療法										

小児精神障害者入院医療費助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
<p>目 的 精神疾患のために精神科病床で入院治療を必要とする18歳未満の人に対して、医療費を助成することにより、その医療の確立と普及を図り、あわせて患者の医療費の負担軽減を図ります。</p> <p>内 容 精神科病床における入院医療費について、高額療養費の支給を受けた上での保険医療費自己負担分の助成の申請を受け付け、東京都知事あてに進達します。ただし、入院時食事療養費（標準負担額相当）は自己負担となります。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

短期入所（障害者）

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

在宅の常時介護を必要とする障害者（児）のいる家庭で、介護を行う者の疾病その他の理由がある場合に、障害者（児）の入浴、排せつ又は食事の介護を短期間の入所において支援します。

内 容

(1) 対 象 者

障害福祉サービス受給者証の交付を受けている人で、障害支援区分1以上の身体又は知的障害がある人

(2) 利用期間

支給決定された日数

(3) 実施施設

- ・ 障害者支援ホーム南麻布（令和2年3月1日開始）
- ・ 障害保健福祉センター（令和2年4月1日開始）

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

児童を養育している人に児童手当等を支給することにより、家庭等における生活の安定に役立てるとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。

内 容

- (1) 対象者
15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している人
- (2) 手当額（児童1人当たりの月額）

(令和3年4月現在)

区分	所得制限内の 場合	所得制限を 超える場合
0～3歳未満まで（一律）	15,000円	5,000円
3歳～小学校修了までの第1子及び第2子	10,000円	
3歳～小学校修了までの第3子以降	15,000円	
中学生（一律）	10,000円	

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数（人）	0	1	2	3	1人増す毎に 加算
所得限度額（千円）	6,220	6,600	6,980	7,360	380

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

目 的

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（心身に中度以上の障害のある場合は20歳未満）を養育する父若しくは母又は児童を養育する人（児童に父又は母がいないか、父又は母が養育をしていない場合）で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から10月までの月分の手当については前々年中の所得が所得限度額未満の人

- ① 父母が離婚している
- ② 父又は母が死亡している
- ③ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）
- ④ 父又は母が生死不明である
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらない出生

所得限度額表

扶養親族等の数(人)		0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額 (千円)	全部支給	490	870	1,250	1,630	2,010	2,390	380
	一部支給	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820	380

※平成30年8月から、全部支給の所得限度額が改定されました。

(2) 手当額（月額）

（令和3年4月現在）

児童数	1人の場合	2人の場合	1人増す毎に加算
全部支給 (円)	43,160	10,190 加算	6,110
一部支給 (円)	43,150~10,180	10,180~5,100 加算	6,100~3,060

※所得に応じて10円刻みで変動

※手当額は毎年物価スライドにより改定されます。

※平成28年8月から、第2子以降の加算額が改定されました。

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

目 的

精神又は身体に障害のある児童の福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対象者

20歳未満の障害児を養育する父若しくは母又は児童を養育する人（児童に父母がいないか、父母が養育をしていない場合）で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 「愛の手帳」1・2・3度程度
- ② 「身体障害者手帳」1・2・3級程度及び一部4級（下肢の一部のみ）程度
- ③ 長期間安静を要する病状、重度の内部障害又は重度の精神障害により日常生活に著しい制限を受ける児童
※障害の程度により「重度」「中度」に認定が分かれる（所定の診断書により認められる程度）

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額(千円)	4,596	4,976	5,356	5,736	6,116	6,496	380

(2) 手当額（月額）（令和3年4月現在）

1級 児童1人につき 52,500円

2級 児童1人につき 34,970円

※手当額は毎年物価スライドにより改定されます。

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

目 的

手当を支給することにより、ひとり親家庭の児童の福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されていない児童を扶養する人で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 父母が離婚している
- ② 父又は母が死亡している
- ③ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）
- ④ 父又は母が生死不明である
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらない出生

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	380

(2) 手当額（月額）（令和3年4月現在）

児童1人につき13,500円

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

目 的

手当を支給することにより、障害のある児童の福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対象者

20歳未満で障害のある児童を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されていない児童を扶養する人で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 「愛の手帳」1・2・3度程度
- ② 「身体障害者手帳」1・2級程度
- ③ 脳性マヒ又は進行性筋萎縮症

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に 加 算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	380

(2) 手当額（月額）（令和3年4月現在）

児童1人につき15,500円

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

目 的

子どもの医療費の一部を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ります。

内 容

中学校3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもの医療費を助成します。

(1) 助成の対象者

次の要件に該当する子どもの保護者

- ① 保護者・子どもが港区に住所を有すること
- ② 日本の公的な健康保険に加入していること

(2) 助成の範囲

病院等で健康保険による診療を受けた時に支払う医療費の自己負担分（入院時の食事療養費を含む）を助成します。

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

目 的

ひとり親家庭等に医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ります。

内 容

ひとり親家庭等の保護者と児童の医療費を助成します。

(1) 助成の対象者

次のいずれかの要件に該当し、健康保険に加入しているひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者とその児童（18歳に達する日以後最初の3月31日まで〈ただし、児童に障害がある場合は満20歳まで〉）で、かつ前々年の所得が所得限度額未満の人

- ① 父母が離婚している
- ② 父又は母が死亡している
- ③ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）
- ④ 父又は母が生死不明である
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらない出生

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に 加 算
所得限度額(千円)	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820	380

(2) 助成の範囲

病院等で健康保険による診療を受けた時に支払う医療費（入院時の食事療養費を除く）を助成します。

- ① 住民税非課税世帯の場合、支払う医療費の自己負担分を助成します。
- ② 住民税課税世帯の場合、支払う医療費の自己負担分から一部負担金相当額を控除した額を助成します。

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

目 的

子どもの出産に係る費用の一部を負担することにより、子育てする家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境整備を図ります。

内 容

(1) 助成の対象者

出産した子どもの保護者で次の全ての要件に該当する人（所得制限なし）

- ① 子どもを出産した日以前から出産後も港区に住所があり、申請日において引き続き1年以上港区に居住していること
- ② 生まれてきた子どもも誕生日から港区に住所があり、保護者と同居していること

ただし、外国籍の対象者が、日本国外で出産した場合、出生後初めて日本に子どもの住民登録をした日から、申請者の住所に子どもの住民登録があり申請日において同居していること

- ③ 母が日本の公的な健康保険に加入していること

(2) 助成の範囲

出産に係る分娩費及び入院費等73万円を限度として、その額から出産育児一時金等を差し引いた額を助成します。多胎の場合、73万円に子どものうち1人を除いた子ども1人につき40万円を加算した額が限度額となります。

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

親子ふれあい助成事業

各総合支所区民課
子ども家庭支援部
子ども家庭支援センター

目 的

ひとり親家庭又は区で定めた基準所得内の両親家庭の親子を対象にレクリエーションにふさわしい日帰り施設を指定し、低額な料金で利用できるようにすることにより、子どもの心の成長を促し、児童の健全育成を図ります。

内 容

(1) 対 象

- ・区内に住所を有する、母子及び父子家庭の保護者と児童
- ・区内に住所を有する、基準所得（別表1）内の世帯の保護者と児童
※児童は、利用申請年度内に中学生以下である児童

別表1 基準所得

世帯の主たる生計者（所得の高い人）	
扶養親族数（人）	所得限度額
0	192万円未満
1	230万円未満
2	268万円未満
3	306万円未満
4	344万円未満
1人増す毎の加算額	38万円

(2) 内 容（令和2年度の内容）

遊園施設 8施設

年度内、1人1回につき、2,000円を上限に2回まで補助

※本事業は、令和2年度末で廃止となりました。

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

狂犬病予防

各総合支所区民課
みなと保健所生活衛生課

目 的

狂犬病の予防を図ります。

内 容

飼い犬の登録、狂犬病予防集合注射、注射済票の交付を行っています。

実 績 表

狂犬病予防注射済票交付数 (単位：件)

年度	地区 区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
28	飼い犬の 登録頭数	-	-	-	-	-	10,184
	注射済票 交付数	968	1,688	713	1,667	1,183	6,219
29	飼い犬の 登録頭数	-	-	-	-	-	10,684
	注射済票 交付数	1,025	1,886	671	1,683	1,228	6,493
30	飼い犬の 登録頭数	-	-	-	-	-	11,076
	注射済票 交付数	1,038	1,886	918	1,974	1,253	7,069
元	飼い犬の 登録頭数	-	-	-	-	-	10,666
	注射済票 交付数	1,060	1,926	793	1,777	1,256	6,812
2	飼い犬の 登録頭数	-	-	-	-	-	11,494
	注射済票 交付数	760	1,630	696	1,583	1,311	5,980

(各年度末日現在)

*当事業の詳細内容は「港区の保健衛生」を参照

咬傷犬事故処理

各総合支所区民課
みなと保健所生活衛生課

目 的

咬傷事故による狂犬病の感染の有無を確認するとともに、飼い主への指導により、事故の再発を防止します。

内 容

咬傷事故の通報があった場合、飼い犬の場合は「事故発生届出書」を飼い主に提出させ、狂犬病の有無について獣医師の検診を受けさせています。また、飼い主不明の犬で捕獲されたものについては、動物愛護相談センターで検診を実施しています。

実 績 表

咬傷事故届出件数 (単位：件)

地区 年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
28	0	1	0	1	2	4
29	0	4	0	0	0	4
30	0	2	0	2	1	5
元	1	5	2	0	2	10
2	1	3	2	3	2	11

(各年度末日現在)

*当事業の詳細内容は「港区の保健衛生」を参照

母子訪問指導

各総合支所区民課
みなと保健所健康推進課

目 的

新生児、乳児及び妊産婦に対して、訪問により、妊娠、出産及び育児に関する様々な相談支援等を実施するとともに、母子の心身状態等を的確に把握した上で適切な支援の提供に結びつけることにより、育児不安の軽減や虐待予防を図ります。

内 容

- (1) 新生児等訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問）、妊産婦訪問指導
出生通知書より把握したおおむね生後120日以内の新生児、乳児及び妊産婦に対して、委託した助産師または総合支所保健師が、家庭訪問により育児相談、産後の体調の相談・母子保健サービスの紹介等を行います。
- (2) 未熟児訪問指導
2,000g 未満等で生まれた乳児に対して、委託した助産師または各総合支所保健師が家庭訪問により、退院後の育児相談・発達相談・母子保健サービスの紹介等を行います。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

目 的

未熟児は一般の新生児に比べて機能が未熟であり、疾病にもかかりやすく、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があります。そのため、養育に必要な医療の費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることができる環境の整備を図ります。

内 容

医療を必要とする未熟児に対して医療費助成を行います。

実 績 表

養育医療申請状況 (単位：件)

地区 年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
28	12	5	2	5	17	41
29	3	4	2	0	19	28
30	6	5	5	5	12	33
元	1	1	4	1	19	26
2	2	1	0	2	13	18

(各年度末日現在)

*当事業の詳細内容は「港区の保健衛生」を参照

目 的

障害のある児童及び結核にかかっている児童に対して、専門的かつ適切な医療を実施し、療育に必要な給付を行います。また、医療、療育に関する負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることができる環境の整備を図ります。

内 容

(1) 育成医療

身体に障害のある児童に対して、日常生活に必要な能力を得るために必要な医療の給付を行います。

(2) 療育給付

結核にかかっている児童に対して、入院を促し、専門的な医療の給付及び、この間に必要な日用品、学用品の給付を行います。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

目 的

慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付、その他の事業を行います。

内 容

心疾患・膠原病など小児慢性疾患のための保険医療費の自己負担分の助成のための申請の受付を行います。

実 績 表

小児慢性疾患医療費助成申請状況 (単位：件)

地区 年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
28	18	5	6	19	24	72
29	20	11	6	25	32	94
30	16	16	9	23	26	90
元	10	12	4	14	18	58
2	3	5	5	18	11	42

(各年度末日現在)

*当事業の詳細内容は「港区の保健衛生」を参照

母子健康手帳の交付

各総合支所区民課
みなと保健所健康推進課

目 的

妊産婦、乳幼児の健康の保持増進等、母子保健の向上を図ります。

内 容

妊娠の届出があった妊婦に対し、母子健康手帳を交付します。その際、妊婦健康診査受診票・母親学級の案内等の入った「母と子の保健バッグ」「妊娠子育て情報ファイル」を交付して、母子の健康を守るための各種サービスが受けられるよう、情報提供を行っています。

根拠法令等

母子保健法第16条

実績表

母子健康手帳交付状況 (単位：件)

年度	地区	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
	区分							
28	新規交付	758	694	398	690	871	29	3,440
	受付件数	930	785	476	764	1,061	32	4,048
29	新規交付	825	687	390	681	921	33	3,537
	受付件数	958	768	434	757	1,067	47	4,031
30	新規交付	664	629	362	698	853	20	3,226
	受付件数	769	704	410	781	982	27	3,673
元	新規交付	665	658	347	658	840	25	3,193
	受付件数	857	803	422	794	1,144	34	4,054
2	新規交付	570	628	323	634	794	19	2,968
	受付件数	674	699	375	700	898	24	3,370

(各年度末日現在)

*当事業の詳細内容及び実績表は、「港区の保健衛生」を参照

<p>都外医療機関、助産院（都内、都外を問わない）での 妊婦健康診査又は新生児聴覚検査費用助成</p>	<p>各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課</p>
<p>目 的 妊婦健康診査受診票又は新生児聴覚検査受診票が使用できない都外医療機関、助産院での受診者に対して、費用の一部を助成することにより、都内医療機関受診者との費用負担の公平化を図ります。</p> <p>内 容 妊婦健康診査受診票又は新生児聴覚検査受診票の使用は、都内の委託医療機関に限られます。都外の医療機関、助産院（都内・都外を問わない）で妊婦健診を受診した場合又は都外の医療機関で新生児聴覚検査を受診した場合は、費用の全額が自費になるため、申請により費用の一部を償還払いの方法で助成します。</p> <p>※新生児聴覚検査費用助成に関しては平成 31 年 4 月開始 *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照</p>	

<p>健康手帳の交付</p>	<p>各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課</p>
<p>目 的 健康の保持増進に必要な事項を記録し、自らの健康管理への関心を高めます。</p> <p>内 容 みなと保健所、各総合支所、高齢者支援課、国保年金課、いきいきプラザの窓口や事業において、20 歳以上の区民の希望者に交付します。</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照</p>	

精神保健福祉事業	各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課
<p>目 的 こころの病気の早期発見、早期治療の促進、社会適応の援助のほか、区民のこころの健康の保持・増進を図ります。</p> <p>内 容 こころの病気や精神的問題を抱える本人及びその家族に対する相談・助言を行います。精神科医による相談は月4回、保健師による相談は随時行っています。また、必要に応じて各総合支所の保健師による訪問を行っています。 普及啓発活動として、講演会を開催しています。 家族への正しい知識の提供と、家族同士の交流の場として、家族会を開催しています。</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照</p>	

保健師・助産師・看護師・管理栄養士学生実習の受け入れ	各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課 みなと保健所保健予防課
<p>目 的 公衆衛生における保健所の役割と地域保健活動の理解促進を目的として医療技術系学生の保健所実習を行います。</p> <p>内 容 保健所活動の概要説明と各職種の現場実習及び施設見学などにより、保健所機能と地域保健活動の実際を学ぶ場を提供します。</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照</p>	

内 容

保健師は、乳幼児から高齢者まですべての年代の区民を対象に活動しています。保健師活動は、区民がより健康で質の高い生活を送ることができるように、あらゆる健康問題に対して人々の持っている力を引き出し、自ら問題解決できるように継続的に行う活動です。

また、個人・集団・地域への働きかけを通じて、地域全体の健康の向上をめざしています。活動の方法としては、(1)個別の支援活動(2)健康診査等の事業を通じての保健指導(3)地域における活動などがあります。

(1) 個別の支援活動

① 家庭訪問

区民等の生活の場である家庭などを訪問し、心身の健康に関する諸問題を抱えた本人及び家族に対して、健康保持のための相談及び日常・療養生活指導等を行っています。

② 所内相談

来所した区民等に対して、健康上の不安や疑問、育児や生活上の悩みなどの相談・助言を随時実施しています。また、様々な医療費助成申請時の面接も行っています。

③ 電話相談

相談者が気軽に利用でき、悩みや不安を相談できる有効な手段であり、随時実施しています。また、必要に応じて面接や訪問などへつなげています。

④ 関係機関との連携

区民の健康な生活を支援するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携しています。

(2) 健康診査等の事業を通じての保健指導

保健師は、健康教育、健康診査、結核健康診断、エイズ・性感染症検査及び相談等の事業を実施しています。

特に乳幼児健康診査や成人健康診査等においては、健康相談を実施するとともに、各総合支所と保健所が連携をとり、健診後のフォロー等を実施しています。

(3) 地域における活動

各種講座の開催、家族会・育児グループ等の発足や活動に向けての助言・支援を実施しています。また、各総合支所では児童館・子育て施設等との連携による母子保健活動や地区独自の事業等を立ち上げ、地域の健康の向上を目指す活動をしています。

(4) 感染症の防疫対応

結核や新型コロナウイルス感染症等に対して、積極的疫学調査やサーベイランスを行うとともに、感染拡大防止のための指導や教育・相談支援を行います。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

目 的

憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

内 容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 生活扶助 | 衣食、光熱水費その他日常生活に必要な費用 |
| (2) 住宅扶助 | 家賃、地代等の費用 |
| (3) 教育扶助 | 義務教育に必要な学用品、教材、学校給食費等の費用 |
| (4) 医療扶助 | 原則として、生活保護法等の規定に基づき指定を受けた医療機関（指定医療機関）において医療の給付を行います。 |
| (5) 介護扶助 | 原則として、生活保護法等の規定に基づき指定を受けた介護サービス機関（指定介護機関）を通じて介護サービスを行います。 |
| (6) 出産扶助 | 出産に必要な費用 |
| (7) 生業扶助 | 技術を身につけたり、仕事を始めるのに必要な費用及び高等学校等への就学に要する費用 |
| (8) 葬祭扶助 | 葬祭のために必要な費用 |
| (9) 就労自立給付金 | 就労により自立した世帯に給付金を支給します。 |
| (10) 進学準備給付金 | 大学等に進学する世帯員に給付金を支給します。 |

これらの給付は(4)、(5)を除き、原則として金銭で支給されます。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

生活保護を受給している人等で、働く能力がありながら就労に結びついていない人を対象に、就労支援員が就労に関する支援を行います。

内 容

就労支援員を配置

(1) 内 容

求人情報の提供、求職の支援、ハローワークへの同行、履歴書の書き方や面接の指導、その他就労に関わる相談等を専門的に行います。

また、就労経験のない生活保護受給者等に、短期・軽度の就労体験プログラムを実施します。

(2) 対 象

生活保護受給中の人、生活保護相談中の人

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

生活保護受給者等就労自立促進事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
<p>目 的 生活保護を受給している人等で、働く能力がありながら就労に結びついていない人を対象に、福祉事務所と公共職業安定所（ハローワーク）が連携して就労に関する支援を行います。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 内 容 支援対象者ごとに福祉事務所とハローワークが生活保護受給者等就労支援チームを設置し、連携して就労支援を行います。</p> <p>(2) 対 象 生活保護受給中の人、住居確保給付金受給中の人、生活保護相談中の人等</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

生活保護受給者等メンタルケア支援事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
<p>目 的 精神保健福祉士等の専門的な知識を有する者を「メンタルケア支援員」として配置し、精神疾患等を有する人の自立への支援を行います。</p> <p>内 容 メンタルケア支援員を配置</p> <p>(1) 内 容 メンタルケア支援員は、対象者の自立を支援するため、ケースワーカー、相談員、嘱託医等と連携して以下の業務を行います。</p> <p>① 被保護者の自立に向けた個別支援 ア 日常生活支援 イ 社会生活支援 ウ 就労支援</p> <p>② ケースワーカー等へのアドバイス業務</p> <p>(2) 対 象 生活保護受給中の人、生活保護相談中の人</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

調査訪問体制強化事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
<p>目 的 年金受給権等生活保護以外の制度・施策の利用可能性を探る調査や資産の活用等を行う体制を強化して、生活保護受給世帯の自立への援助を行います。</p> <p>内 容 生活福祉調整課に、調査訪問補助員及び年金専門調査員を配置</p> <p>(1) 内 容 ① 資産活用方法調査 ② 年金受給権調査 ③ 扶養義務者調査 ④ 債務整理支援等</p> <p>(2) 対 象 生活保護受給中の人、生活保護申請中の人</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

法外援護事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
<p>目 的 生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯に対して、日常生活の安定・向上及び自立を図るため、法による扶助のほか、様々な法外援護を実施しています。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 見舞金（夏季・冬季）を支給 (2) 出産に際し、祝品を支給 (3) 小学生、中学生、高校生に学童服及び運動衣の購入費用を支給（小学1年生、中学1年生、高校1年生のみ別途対応） (4) 小学生、中学生、高校生に夏季健全育成費（夏休みの野外活動等の参加費用）を支給 (5) 修学旅行が実施される学年に在籍する小学生、中学生、高校生に修学旅行支度金を支給 (6) 中学校を卒業し、高校に入学又は就職する生徒に高校学習支援金・就職支度金を支給</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

自立促進事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
<p>目 的 生活保護を受給している世帯又は、受給している人に対して自立支援に要する経費の全部又は一部を支給することにより、保護を受給している人の自立の促進を図ります。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 就労支援 (被服費・技能習得費・緊急一時保育料・就職活動用の携帯電話購入費)</p> <p>(2) 社会参加活動支援 (シルバー人材センター年度会費・ボランティア保険料)</p> <p>(3) 地域生活移行支援 (居宅清掃費用及び居宅環境整理サポート費用等)</p> <p>(4) 健康増進支援 (介護予防教室等参加費)</p> <p>(5) 次世代育成支援 (学習環境整備支援費・大学等進学支援費)</p> <p>*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

被保護者健康管理支援事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
<p>目 的 生活保護を受給している人に対して健康管理上の支援を行うことにより、生活習慣病等の重症化予防を図り、受給者の自立を支援します。</p> <p>内 容</p> <p>(1) 健康診査受診勧奨 40歳以上で生活保護を受給している人に対し、健康診査の受診勧奨を行います。</p> <p>(2) 健康管理支援 生活保護を受給している人で、健康管理上の支援が必要な人に対し、医療機関の受診勧奨、保健指導及び生活支援等を行います。</p> <p>*当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照</p>	

生活相談	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
<p>目 的 生活に困窮する人の相談に応じ、生活保護及びその他の援護について、必要な助言を行います。</p> <p>内 容 生活困窮に至った経緯、生活状況などを聴き取り、生活保護制度の説明後、生活保護の対象となる人は、保護申請につなげます。生活保護の対象にならない人は、生活保護以外の社会資源の情報提供や助言を行います。</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

中国残留邦人等支援給付事業	芝地区総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
<p>目 的 中国残留邦人等は中国等に長期間残留を余儀なくされたことから、日本人としての義務教育を受ける機会もなく、今日においても多くの人が、日本語が不自由な状態です。また、帰国が遅れたために、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の備えが不十分な状態です。 上記の特別な事情を鑑み、国は一定の要件を満たす中国残留邦人等に対して、老齢基礎年金を満額受給することができるようにしましたが、それでもなお生活の安定が十分に図れない世帯に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ります。</p> <p>内 容 世帯の収入が一定の基準に満たない人を対象に、生活保護とは別の制度ですが、生活保護制度の内容・金額等を準用して、支援給付を支給します。 平成 26 年 10 月から、中国残留邦人等の人が亡くなられた後に、支援給付を受けている特定配偶者に対して、配偶者支援金を支給します。 また、中国語ができ、中国残留邦人等の問題に理解のある支援・相談員を 1 人配置します。</p> <p style="text-align: center;">*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照</p>	

目 的

路上生活者に対し、食事の提供等の応急援護を行います。また、自立支援センターなどを活用した社会的自立支援を行います。

内 容

(1) 食事の提供等

窓口に来所した路上生活者に対し、

- ① 食事の提供(栄養食)
- ② 就労等のための交通切符の交付
- ③ 医療機関での受診(特別診療券)を行います。

(2) 自立支援センター(都区共同による自立支援事業)

※23区内に5か所設置済み。

- ① 緊急一時保護 心身の健康回復と、本人の意欲、能力等の総合的な評価
- ② 自 立 支 援 就労による自立の支援

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

旧軍人・軍属の遺族等を対象にした国の特別給付金などの制度に対する申請受付を行います。

内 容

区で申請を受け付け、本籍地の都道府県で裁定され国庫債券として支給されます。

- (1) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
遺族年金や公務扶助料等を受ける遺族等がない場合に、3親等内の親族のうち、請求権の最高順位の1人に支給します。
- (2) 戦没者等の妻に対する特別給付金
遺族年金や公務扶助料等の受給権を有する妻に対し支給します。
- (3) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金
傷病賜金や障害年金等の受給権を有する戦傷病者等の妻に対し支給します。
- (4) 戦没者の父母等に対する特別給付金
遺族年金や公務扶助料等の受給権を有する父母等で、戦没者以外に子も孫も有していない父母等に対し支給します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

索引

あ

愛の手帳（知的障害者）	396
赤坂青山 美しいまち マナーのまち宣言	130
赤坂・青山会議～地元企業等による社会貢献ネットワーク～	110
赤坂・青山子ども共育事業	122
赤坂・青山シニアファッションista～自分らしく素敵に～	126
赤坂・青山多世代交流促進事業【令和3年度新規事業】	103
赤坂・青山ふれあいサロン	127
赤坂・青山みんなで学ぼうさい事業【令和3年度新規事業】	112
赤坂・青山 Meet up プロジェクト	116
赤坂親善大使 魅力発信プロジェクト	118
赤坂地区版計画書の全体像	6
赤坂でつながり隊【令和3年度新規事業】	113
あき地の適正管理	316
あぎふ達人ラボ ～次世代へつなぐ麻布の魅力～	88
麻布地区版計画書の全体像	5
AZABU WORLD FESTA	93
あっぷリング高輪フェスティバル	137
アロマからはじまる～高齢者セーフティネットワーク	75
Arc Island 竹芝【令和3年度新規事業】	56

い

飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業	96
いきいきプラザ・児童高齢者交流プラザ(あいぷら)	205
いきいきプラザ等地域訪問事業	228
育成医療・療育給付	436
一時保育	225
移動支援	395
違法置き看板ゼロ作戦	133
印鑑登録	323

う

運河と海辺の活用推進	173
運河に架かる橋りょうのライトアップ	186

え

エコ芝教室【令和3年度新規事業】	55
NHK放送受信料減免対象世帯の証明	409

お

屋外広告物	309
お台場発O・MO・TE・NA・SHI事業	177
お台場ふるさとの海づくり事業	182
おもちゃライブラリー	79
親子でエコっとプロジェクト	95
親子ふれあい助成事業	432

「泳げる海、お台場」の実現に向けた取組	184
---------------------	-----

か

介護給付	393
介護保険の被保険者証の交付及び保険料の収納に関する事務	347
各種証明書等交付手数料収納事務	342
各総合支所課別事業別決算（令和2年度）	26
各総合支所「地域のできごと」	254
各総合支所の主な事務	14
各総合支所の組織及び現員	9
家具転倒防止器具等助成及び取付支援	260
学童クラブ	211
学童クラブ児童見守りシステム	215
河川等の管理	301
火葬（埋葬）・改葬許可	344

き

帰宅困難者対策の推進	259
救急情報の活用支援事業（救急医療情報キット）	374
狂犬病予防	433
共同住宅バリアフリー化支援事業	383
共同住宅防犯対策助成事業	265
橋りょうの整備・維持	294
緊急移送サービス利用助成事業	382
緊急一時保育	227
緊急児童居場所づくり事業	214

く

区設掲示板設置及び管理	255
区長と区政を語る会	200
区民協働スペース	202
区民交通傷害保険事業	239
区民参画組織 赤坂・青山地区タウンミーティング	
全体体系図	104
「赤坂地区版計画推進分科会」	105
「地域情報の発信・交流分科会」	106
「いきがいつくり推進分科会」	107
赤坂青山「知伝活（ちでんかつ）」プロジェクト【令和3年度新規事業】	108
「まちのお宝発掘プロジェクト」	109
区民参画組織 麻布を語る会	
全体体系図	82
「地域情報の発信分科会」	83
「麻布未来写真館分科会」	85
「麻布地区政策分科会」	87
区民参画組織 タウンミーティングTAKANAWA	
全体体系図	140
「地区版計画策定支援グループ」	141
「地域情報紙グループ」	142

「高輪今昔物語グループ」	143
「高輪みどりを育むプロジェクト」	144
区民参画組織 港区ベイエリア・パワーアッププロジェクト	
全体体系図	163
「水辺のまち魅力アップ分科会」	164
「みどりのあるまちづくり分科会」	166
「べいあっぷ編集部」	168
「地区版計画検討分科会」	170
区民センター関連事務	193
区民葬儀及び区民葬儀券の発行	345
訓練等給付	393

け

軽自動車税（種別割）の徴収事務	346
健康手帳の交付	439

こ

公園等の整備・維持[公園・児童遊園の維持等]	296
公園等の整備・維持[公園・児童遊園の整備]	295
公園等の整備・維持[緑地の整備・維持]	298
公園等の整備・維持[遊び場の整備・維持]	299
公害の規制・指導[公害苦情・相談]	278
後期高齢者医療制度（長寿医療制度）	357
咬傷犬事故処理	434
講談を活用した地域情報の発信事業	129
公的個人認証事務	332
高齢者会食サービス	379
高齢者紙おむつ給付及びおむつ代の助成	380
高齢者救急通報システム	376
高齢者事業者方式救急通報システム	376
高齢者寝具乾燥等消毒	381
高齢者人材バンク事業	204
高齢者単身世帯実態調査	389
高齢者日常生活用具給付事業	384
高齢者の買い物支援	71
高齢者徘徊探索支援	378
高齢者配食サービス	379
高齢者福祉キャブ	382
高齢者福祉相談	375
高齢者福祉理美容サービス	380
高齢者訪問電話	375
高齢者民間賃貸住宅入居支援事業	385
ご近所イノベーション学校～芝に幸せを呼ぶ人づくり～	65
国民健康保険医療費の一部負担金の減額・免除と徴収猶予	351
国民健康保険結核・精神医療給付金	355
国民健康保険高額療養費	352
国民健康保険高齢受給者証	356
国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給	355

国民健康保険その他の医療給付	350
国民健康保険料の減免制度	348
国民健康保険療養費	348
国民年金	361
戸籍関連事務	325
寿商品券等贈呈	387
子育てひろば等事業（あっぴい）	230
子ども医療費助成	429
子ども地域間交流事業～離れていても心は一つ！～	124
子どもの遊び場づくり事業[プレーパーク事業]	300
個別広聴事務	199
コミュニティバス乗車券の発行	373

さ

災害見舞金	241
在留管理制度・特別永住者制度	329

し

自然でつながるたかなわの輪	148
児童育成手当（育成手当）	427
児童育成手当（障害手当）	428
児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ等	207
児童館週末施設開放	210
自動車運転免許取得費助成	403
自動車改造費の助成	403
自動車燃料費の助成	410
児童手当・特例給付	424
児童扶養手当	425
芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト	187
芝浦港南地区版計画書の全体	8
芝浦港南地区 歴史と文化の継承	159
芝地区のまちづくり[環状第二号線新橋・虎ノ門地区]	307
芝地区のまちづくり[汐留地区]	307
芝地区「地域情報誌編集会議」	69
芝地区版計画書の全体像	4
芝地区防災力向上プロジェクト	63
芝地区歴史・文化の発信	70
芝・ネイチャー大学校	74
芝 de Meet The Art～アートに親しむまち、芝～	52
芝BeeBee'sプロジェクト	73
住居表示	331
重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業	414
重度障害児日中一時支援事業	413
重度心身障害者手当（都制度）	417
重度身体障害者（児）居宅生活支援事業	412
重度脳性麻痺者介護事業	412
住民基本台帳諸届	320
就労支援事業	443

出産費用助成	431
障害児通所支援	394
障害者控除対象者認定	392
障害者（児）紙おむつの給付及びおむつ代の助成	399
障害者（児）寝具乾燥等消毒	400
障害者（児）日常生活用具及び住宅設備改善費の給付等	402
障害者（児）徘徊探索支援	406
障害者配食サービス	407
小児精神障害者入院医療費助成	422
小児慢性疾患医療費助成	437
情報公開制度	201
証明書自動交付機	334
証明書コンビニ交付	337
自立支援医療（更生医療）	398
自立支援医療（精神通院医療）	421
自立促進事業	446
心身障害者医療費の助成（障制度）	359
心身障害者（児）福祉キャブ	419
心身障害者（児）福祉理美容サービス	406
心身障害者（児）訪問電話	405
心身障害者福祉手当（区制度）	418
身体障害者手帳	395
身体障害者等事業者方式救急通報システム	405
身体障害者福祉相談	397

す

水防[水防計画]	302
住まいの防犯対策助成事業	266

せ

生活安全活動の支援

（１）港区生活安全協議会・生活安全活動推進協議会	261
（２）安全・安心まちづくり推進地区の取組(六本木地区)	262
（３）安全・安心まちづくり推進地区の取組(赤坂地区)	263
生活相談	447
生活保護事業	442
生活保護受給者等就労自立促進事業	444
生活保護受給者等メンタルケア支援事業	444
青少年対策地区委員会活動支援	272
精神障害者保健福祉手帳	396
精神保健福祉事業	440
清掃協力会支援事業	270
清掃事業普及啓発	256
成年後見審判申立事業	388
戦没者遺家族援護	449

そ

総合支所関係施設一覧	17
------------	----

総合防災訓練（地域訓練）	257
総合窓口調整	319
相談支援	394

た

大学連携推進事業	147
たかなわ親子防災教室	151
たかなわ子どもコミュニティカレッジ	138
高輪情報局【令和3年度新規事業】	156
高輪地区商店街にぎわいプロジェクト	153
高輪地区版計画書の全体像	7
高輪地区防災ボランティア育成事業	149
たかなわ防災コミュニティ向上プロジェクト【令和3年度新規事業】	155
高輪ほっとひといき子育て支援事業	154
たかなわみんなのおしらせばん	139
タクシー利用券の給付	410
短期入所（障害者）	423

ち

地域×事業者 芝の防災底力向上プロジェクト	64
地域がつなぐ全国連携	176
地域環境美化・みなとタバコルール推進	278
地域間子ども交流～あらたなはっけん あらたなきずな～	81
地域サロン「ちょこっと立ち寄りカフェ」	97
地域事業活性化プロジェクト	94
地域情報番組の制作	238
知生（ちい）き人養成プロジェクト	178
地域葬儀支援事業	240
地域デビューの集い	114
「地域と事業所」防災連携プロジェクト～更なる共助体制の構築をめざして～	92
地域の魅力PR事業	180
地域をつなぐ！交流の場づくりプロジェクト	67
地区における高齢者のセーフティネットワーク構築	390
地区の政策形成	237
地区まちづくりに係る支援制度	308
知的障害者福祉相談	397
中国残留邦人等支援給付事業	447
町会・自治会潜在力向上プロジェクト	152
町会・自治会の支援	244
調査訪問体制強化事業	445

て

電子申請サービス	341
伝統文化交流館	203
電話予約サービス	333

と

動物の愛護・管理	277
----------	-----

道路の維持[街路灯]	291
道路の維持[掘削道路復旧]	289
道路の維持[交通安全施設・坂名標識・公衆便所]	293
道路の維持[私道整備]	290
道路の整備[遮熱性舗装・保水性舗装の推進]	284
道路の維持[道路維持]	288
道路の維持[道路植栽]	292
道路の管理[占用]	281
道路の整備[細街路の整備]	287
道路の整備[電線類の地中化]	286
道路の整備[歩車共存道路の整備]	282
道路の整備[歩道の整備]	283
都営交通の無料乗車券の交付	372
都外医療機関、助産院（都内、都外を問わない）での 妊婦健康診査又は新生児聴覚検査費用助成	439
特別区民税の徴収事務	346
特別児童扶養手当	426
特別障害者手当等（国制度）	415

な

難病等医療費助成	422
----------	-----

に

にぎわい商店街事業	
（１）コミュニティ事業	273
（２）商店街活性化事業	273
（３）地域連携型商店街事業	274
（４）商店街地域力向上事業	274
（５）商店街振興アドバイザー派遣事業	275
入浴サービス	408
認知症高齢者等おかえりサポート事業	377
認定こども園	220

ね

猫の去勢・不妊手術補助	276
-------------	-----

は

ハクビシン等対策	278
----------	-----

ひ

非自発的失業者の保険料の軽減措置	349
ひとり親家庭等医療費助成	430
被保護者健康管理支援事業	446

ふ

福祉車両（車椅子同乗用）購入費助成	404
ふれ愛まつりだ、芝地区！	51

へ

ベイエリア地域防災力向上事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・174

ほ

保育園・・・・・・・・・・・・・・・・・・216
保育園であそぼう・・・・・・・・・・・・・・・・・・221
法外援護事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・445
放課GO→クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・212
防災アドバイザー派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・258
防災住民組織育成・地域防災協議会支援・・・・・・・・・・257
放置自転車対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・310
防犯カメラ等の設置支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・264
保健師活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・441
保健師・助産師・看護師・管理栄養士学生実習の受け入れ・・・・・・・・440
母子健康手帳の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・438
母子訪問指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・434
補助犬の給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・411
補装具費の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・401

ま

マイナンバーカード（個人番号カード）交付・・・・・・・・・・339

み

みずベネット・・・・・・・・・・・・・・・・・・188
水辺のまち魅力アップ事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・171
水辺フェスタ・・・・・・・・・・・・・・・・・・175
みどりのあるまちづくり事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・185
みなとキャンプ村・・・・・・・・・・・・・・・・・・271
港区アドプト・プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・304
港区災害対応マニュアルに基づく個別訓練（災対地区本部の設置・運営）・・229
港区チャレンジコミュニティ大学・・・・・・・・・・・・・・・・・・146
港区保育室事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・223
みなとパーク芝浦ふれあい空間づくり・・・・・・・・・・160
みなと保育サポート事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・232
未来の親体験～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～・・・・・・76
民営バス乗車割引証・・・・・・・・・・・・・・・・・・420
民生委員・児童委員の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・365
みんなでまちをよくする「ミナヨク」・・・・・・・・・・91
みんなとパトロール・・・・・・・・・・・・・・・・・・267

む

無料入浴券の給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・371

も

もっと地域を豊かにする芝地区戦略会議（芝地区区民参画組織 芝会議）・・・・57

ゆ

有料道路障害者割引制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・421

よ

養育医療	435
要介護・要支援認定（申請）	391
養護老人ホーム入所措置	386
よちよち子育て交流会	119

り

リサイクル団体助成	269
緑化推進[ビオトープづくりの推進]	306
緑化推進[みどりの育成]	305
緑化推進[みどりの普及・啓発]	306
緑化推進[みどりの保護]	305
臨時運行許可関係事務	346

ろ

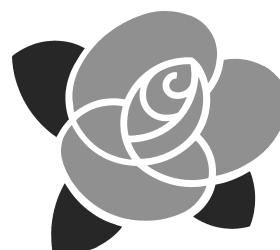
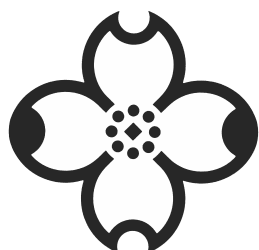
老人クラブの活動助成	268
老人性白内障の手術に係る特殊眼鏡等費用の助成	358
路上生活者対策事業	448
六本木安全安心プロジェクト～ルール違反ゼロの六本木へ～	90

港区「区の木・区の花」

区の木 ハナミズキ

区の花 アジサイ

区の花 バラ



港区の地域行政（総合支所）
令和3年度（2021年度）版 事業概要

令和3年（2021年）8月発行

編集・発行 港区 芝地区総合支所管理課
麻布地区総合支所管理課
赤坂地区総合支所管理課
高輪地区総合支所管理課
芝浦港南地区総合支所管理課

発行番号 2021050-1415



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

